
新 宿 区

高齡者保健福祉計画

第 7 期介護保険事業計画

平成 30（2018）年度～平成 32（2020）年度

【案】

平成 30（2018）年 2 月 6 日

〈 目 次 〉

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の背景	2
1. 平成37（2025）年を見据えて	2
2. 地域包括ケアシステムの強化・地域共生社会の実現に向けて	3
第2節 計画の位置付け等	6
1. 計画の策定目的	6
2. 計画の位置付け	6
3. 計画の期間	7
第3節 新宿区の特徴	8
第4節 新宿区における高齢者等の状況	10
1. 人口の推移と将来推計	10
2. 要支援・要介護認定者数の推移と将来推計	13
3. 65歳健康寿命	14
4. 調査結果から見受けられる状況（「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」より）	16
第5節 第6期計画の総括	30
1. 重点的取組の振り返り	30

第2章 計画の基本的考え方

第1節 基本理念・基本目標	34
1. 第7期における基本理念及び平成37（2025）年の地域の将来像	34
2. 基本目標	35
第2節 新宿区における地域包括ケアシステムの現状と今後の方向性	36
1. 日常生活圏域と高齢者総合相談センターの設置	36
2. 地域支援事業の現状	38
3. 今後の方向性	40

第3章 高齢者保健福祉施策の推進

第1節 高齢者保健福祉施策の体系	42
第2節 重点的に進めていく3施策	46
重点施策Ⅰ 「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり	46
重点施策Ⅱ 健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸	58

4. 各サービスの利用見込み	163
5. 特別養護老人ホームの待機者と整備	178
6. 地域支援事業	179
7. 総給付費の見込み	181
第4節 第1号被保険者の保険料	182
1. 給付と負担の関係	182
2. 第7期の介護保険料基準額	183
3. 第7期の保険料段階	185
第5節 低所得者等への対応及び介護給付等の適正化	188
1. 施設サービス及び短期入所サービスの負担額の軽減	188
2. 高額介護（予防）サービス費	189
3. 高額医療合算介護（予防）サービス費	189
4. 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減	189
5. 高齢者夫婦世帯等の居住費・食事費用助成	190
6. 旧措置入所者への対応	190
7. 通所系サービスにおける食事費用助成	190
8. 高額介護（予防）サービス費等の貸付	190
9. 境界層該当者への対応	190
10. 介護給付適正化に向けた取組（介護給付適正化計画）	191

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制	194
1. 新宿区高齢者保健福祉推進協議会の運営	194
2. 新宿区高齢者保健福祉推進会議等の運営(庁内体制)	194
第2節 高齢者保健福祉施策の総合的展開と支援体制づくり	195
第3節 国・東京都への要望	195

資料編

第1節 資料	198
1. 高齢者の状況等	198
2. 要介護状態区分等	200
3. 平成28年度「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査概要	202
4. 「新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」素案の周知及び意見募集	205
第2節 高齢者保健福祉推進協議会等	206

1. 新宿区高齢者保健福祉推進協議会委員名簿	206
2. 新宿区高齢者保健福祉推進協議会作業部会委員名簿	207
3. 新宿区高齢者保健福祉推進協議会・作業部会設置要綱	208
4. 各種会議の議事内容（平成27年度から平成29年度まで）	212
第3節 施策別事業一覧	216

第1章

計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の背景

1. 平成37（2025）年を見据えて

日本の高齢化率は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、平成27（2015）年の26.6%で4人に1人を上回る状況から、平成37（2025）年に30.0%とちょうど3割に達し、平成48（2036）年に33.3%で3人に1人と見込まれています（いずれも、出生中位推計）。人数で見ると、平成27（2015）年の高齢者人口は3,387万人、うち75歳以上人口は1,632万人であったものが、団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が75歳以上になる平成37（2025）年には高齢者人口は3,677万人、うち75歳以上人口は2,180万人に達すると見込まれています。さらに、平成52（2040）年前後には、団塊ジュニア（昭和46年～49年生まれ。第二次ベビーブーム世代）が65歳に達する時期であり、高齢者を支える担い手の問題が生じ、高齢者人口や死亡数がピークに達するものと予想されています。

高齢者人口に占める一人暮らし高齢者の割合は、平成37（2025）年で男性14.6%、女性22.6%と見込まれ（日本の世帯数の将来推計[平成25年1月推計]）、認知症高齢者の数は、平成37（2025）年で約700万人と、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています（認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン））。

また、日本は、生活環境の改善や医学の進歩などによって平均寿命（平成28（2016）年簡易生命表 男性：80.98歳 女性：87.14歳）が男女とも伸び続けており、男女の差は縮みつつあります。死亡の場所別にみた死亡数割合（平成27年人口動態調査）は、病院・診療所が約8割、介護施設が約1割、自宅が約1割となっており、介護施設の割合が微増傾向となっています。一方で、自宅で最期を迎えたいという方も多くなっています。

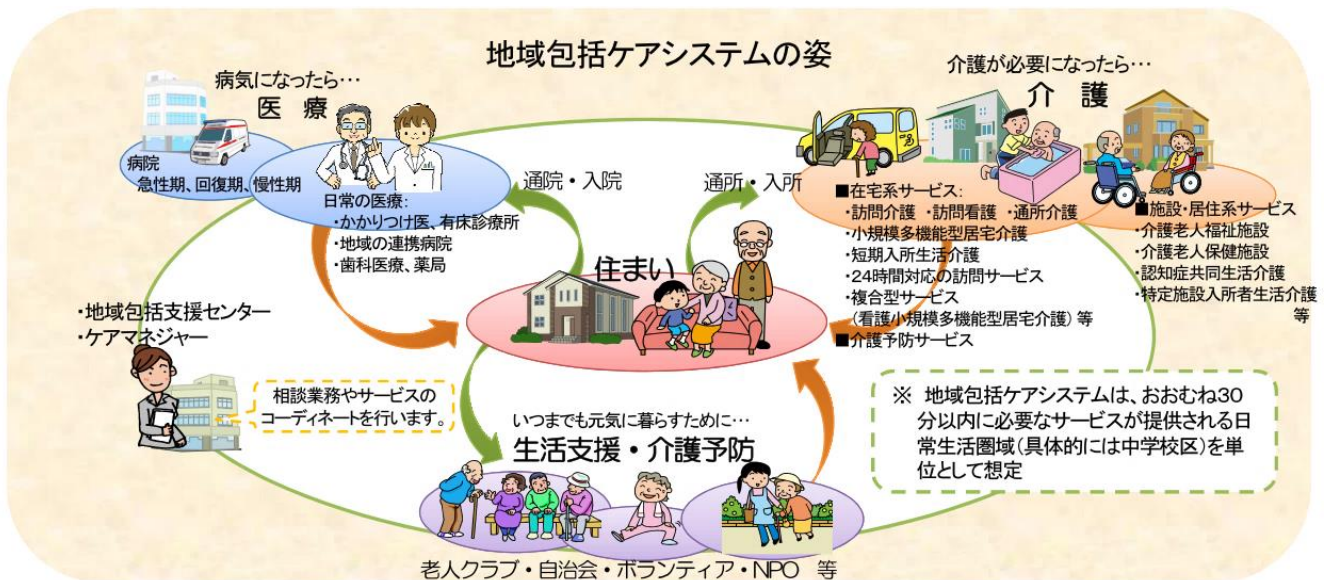
高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度は平成12（2000）年にスタートしました。平成27（2015）年に団塊の世代が高齢者となることを見据え、高齢者福祉の充実と介護保険制度の持続可能性を確保することができるよう、平成18（2006）年に介護保険法の改正が行われ、介護予防重視型のシステム確立に向けて動き出しました。

そして、その考え方を踏まえながら、高齢者が住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けるための「地域包括ケアシステム」推進の取組を平成24年がスタートしました。その後、平成26年の法改正では、地域包括ケアシステムの推進に向け

た地域支援事業の充実が盛り込まれ、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市区町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化が進められました。

平成37（2025）年までに大きく人口構造が変化中、さらにその先の将来を見据えていく中で、予防や介護、医療の需要はさらに増加すると考えられることから、高齢者の生活における様々な場面を適切に支え合うしくみをより発展させ、強固なものにしていく必要があります。できる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、これまでの考え方を承継しつつ、「地域包括ケアシステム」の推進が求められています。

なお、地域包括ケアシステムの推進にあたっては、介護保険制度の目的が高齢者の尊厳の保持とその有する能力に応じた自立生活の支援であることを再確認し、本人の住まい方や暮らし方に対する意思に基づいた選択と、自立支援の観点からの統合的なケアの提供を行う必要があります。



出典：厚生労働省資料

地域包括ケアシステムとは、生活の中心となる住まいにおいて、できる限り自身が元気で自立した暮らしを送るための介護予防に努めることを基本とし、安心した日常生活を送るための生活支援が受けられ、万が一、医療や介護が必要になっても、高齢者本人やその家族等が、地域の様々な支援や専門的なサービスを包括的に利用することによって、可能な限り在宅で生活できるようしくみのことです。

2. 地域包括ケアシステムの強化・地域共生社会の実現に向けて

国では、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年5月26日に成立しました。これは、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目指しており、

地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保の2つが大きな柱となっています。

今回の法改定は、医療計画との同時改定でもあり、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築、在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステム構築が一体的に行われるよう、両計画の整合性の確保が求められています。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けては、自立支援・重度化防止に向けた取組のしくみづくり、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組等を進めていくこととなります。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

I 地域包括ケアシステムの深化・推進	
■	自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の推進（介護保険法）
■	医療・介護の連携の推進（介護保険法、医療法）
■	地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
II 介護保険制度の持続可能性の確保	
■	2割負担者のうち特に所得に高い層の負担割合を3割とする（介護保険法）
■	介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

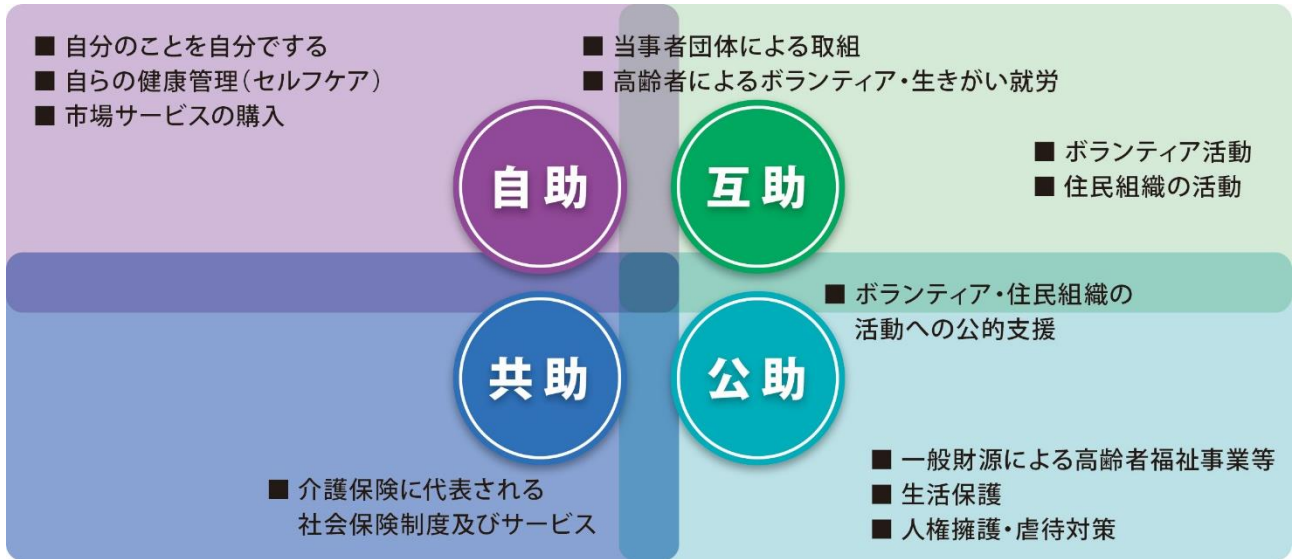
出典：厚生労働省資料

地域に目を向けると、様々な生活分野の課題が絡み合っって複雑化する傾向にあります。今後、少子高齢化のさらなる進展により介護人材が減少し、地域の支え手となる人材を確保する必要性が生じてきます。そのような中、障害者や子ども等も含め、誰もが支え合う共生社会の実現に向けて、地域における住民主体の課題解決と包括的な相談支援体制が求められています。

これらの法整備が進められていく中で、いずれの事項についても、様々な制度の動きに対応した政策を展開していくのが、区民に最も身近な基礎自治体としての新宿区の役割であり、横断的な視点を持つ「地域包括ケアシステム」をいかに推進するか、その手腕が問われています。そして、地域の高齢者のニーズを的確に把握し、自治体の目指すべき姿を明確にして、関係者との共通理解のもと、多様な主体によるサービス基盤の整備を進めていくことが求められています。

また、少子高齢化や財政状況からみても「自助・互助・共助・公助」のバランスを改めて考えていくことが重要です。目指すべき姿を地域全体で共有しながら、一体的に進めていくこと、そして地域における自助と互助の潜在的な力への働きかけも重要となっています。

自助・互助・共助・公助からみた地域包括ケアシステム



第2節 計画の位置付け等

1. 計画の策定目的

「新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者の自立を支援し、高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けるため、区の高齢者保健福祉施策及び介護保険サービス体制整備における基本的な考え方や目標を定め、その実現に向けた施策を体系的に整理するとともに、取組の方向性を明らかにすることを目的としています。

2. 計画の位置付け

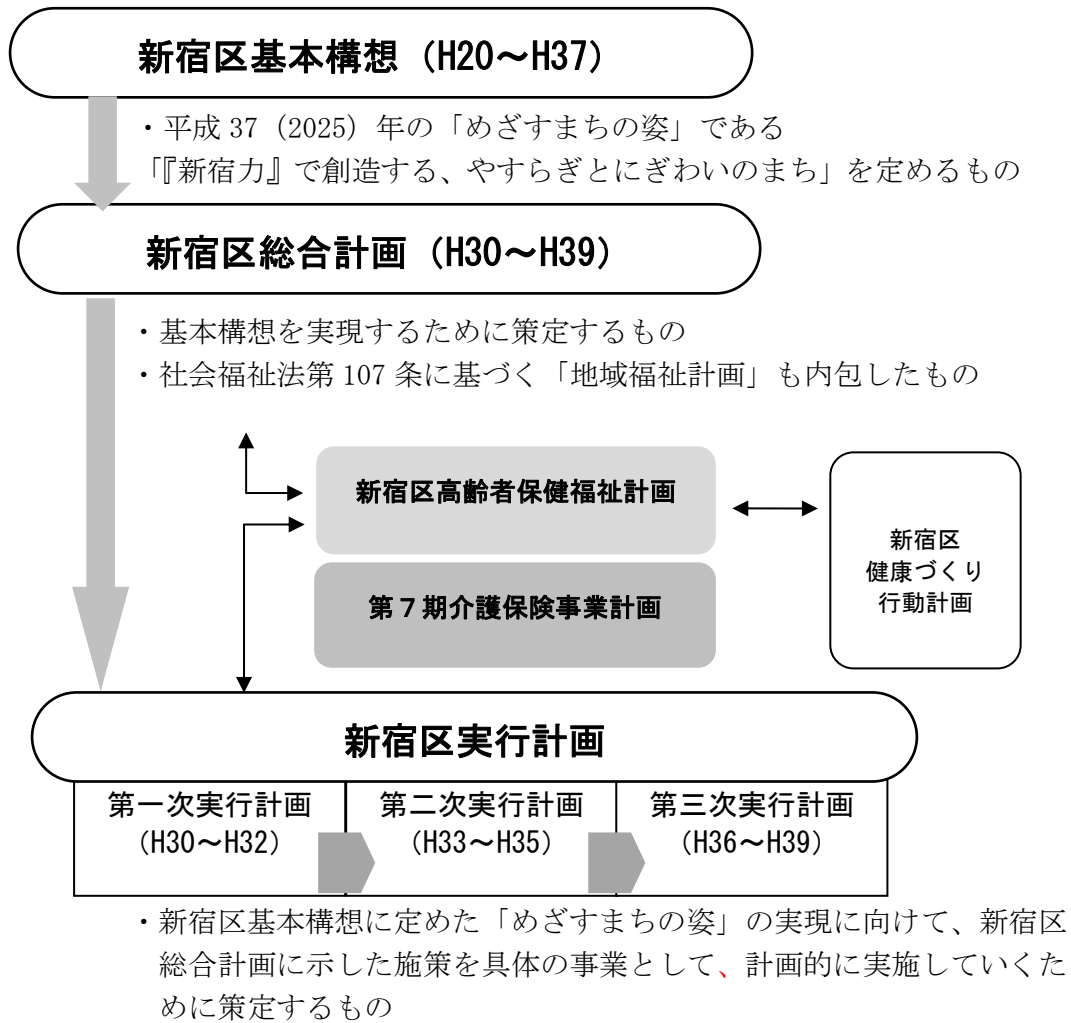
高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定¹に基づく法定計画であり、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定²に基づく法定計画です。新宿区ではこれらを一体的に策定しています。また、「新宿区健康づくり行動計画」との整合性を図っており、生活習慣病の予防や在宅療養支援等の施策も含めたものとなっています。

計画体系においては、「新宿区基本構想」（以下「基本構想」という。）「新宿区総合計画」（以下「総合計画」という。）を上位計画と位置付けています。基本構想は、まちづくり推進に向けての基本理念、めざすまちの姿、まちづくりの基本目標及び区政運営の基本姿勢を明らかにしたものです。この構想は、平成37（2025）年を想定し、『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」を、めざすまちの姿と定めています。これを受けて、各分野の個別計画を総合的に調整する指針として総合計画があり、社会福祉法第107条³の規定に基づく「地域福祉計画」を内包したものとなっています。平成30（2018）年度～平成39（2027）年度を対象期間とする新たな総合計画において、高齢者保健福祉分野では、「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実」や「住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進」「地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」などを掲げています。また、総合計画に示した施策を計画的に実施していくために策定する行財政計画として「新宿区実行計画」（以下「実行計画」という。）があり、平成30（2018）年度から32（2020）年度まで第一次実行計画が進められます。実行計画で実施していく施策や事業との整合を図りつつ、個別計画である「新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」（第7期計画）を進めていきます。

¹ 市町村は、老人福祉事業の共有体制の確保に関する計画（市町村老人福祉計画）を定めるものとされています。

² 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（市町村介護保険事業計画）を定めるものとされています。

³ 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項（福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項）を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）を策定するものとされています。



3. 計画の期間

第 7 期計画は、平成 30 (2018) ~ 32 (2020) 年度の 3 年間を計画期間とします。また、平成 37 (2025) 年までの中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
新宿区基本構想 (平成 20~37 年度)						
新宿区総合計画 (平成 20~29 年度)			新宿区総合計画 (平成 30~39 年度)			
第二次	第三次実行計画		新宿区第一次実行計画 (平成 30~32 年度)			
新宿区高齢者保健福祉計画・ 第 6 期介護保険事業計画 (平成 27~29 年度)			新宿区高齢者保健福祉計画・ 第 7 期介護保険事業計画 (平成 30~32 年度)			
平成 37 (2025) 年までの見通し						

第3節 新宿区の特徴

新宿区の上位計画である総合計画では、保健福祉分野において「暮らしやすさ1番の新宿」を基本政策に掲げています。暮らしやすさにおいては、区民意識調査の結果から、区民の居住継続意向が高いことが分かっています。また、仕事を契機に新宿区に転入する人が多く、通勤・通学などの交通の便の良さ、買い物のしやすさ、医療機関が多いといった生活の便利さを新宿区の暮らしやすさにあげている人が多くなっています。

新宿区は、新宿駅をはじめ、高田馬場駅、四ツ谷駅、市ヶ谷駅、飯田橋駅など主要な交通結節点を抱え、昼間人口約75万人を擁する大都市として進化を続けています。また、高層ビル街や大規模繁華街、閑静な住宅街、歴史や伝統が色濃く残る街並み、地場産業の集積する地域、学生街、多国籍な街など多彩な顔を持ち、住み、働き、学び、楽しみ、憩い、集うことのできるまちとして、バランスのよい都市機能が集積しています。

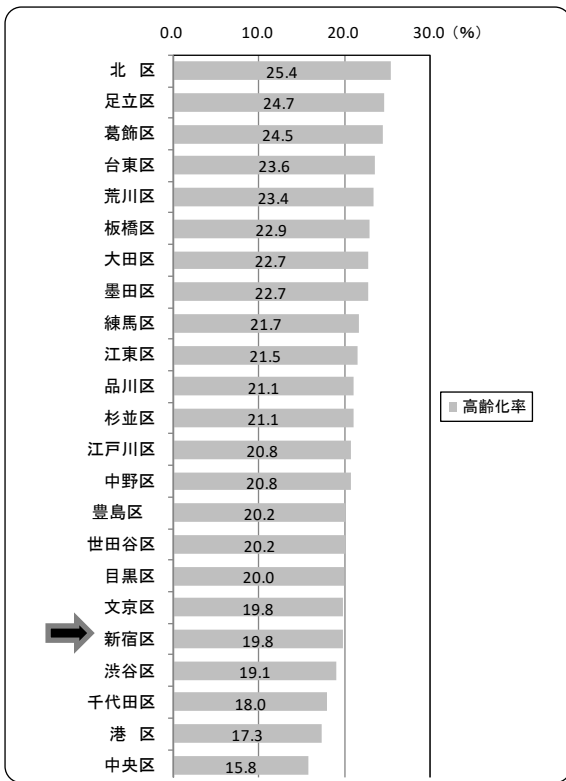
そうしたことから、20歳代前半の転入者が多く、人口は増加傾向にあります。現在の新宿区の人口は約33万人で、このうち65歳以上の高齢者は2割弱であり、高齢化率は東京23区中5番目に低い割合となっています（図表1）。また、高齢者人口に占める一人暮らし高齢者の割合は、東京23区の中で3番目に高く、約3人に1人が一人暮らしをしていることとなります（図表2）。さらに、認知症高齢者の増加も見込まれており、日ごろから見守りを必要とする方が急速に増えることが想定されます。そして、平成28年度に実施した「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では、高齢者の9割弱が、住民同士の助け合いなど、地域のつながりの必要性を感じています。

なお、同調査からは、高齢者の約4人に3人は健康と回答しており、比較的元気な高齢者が多い状況です。

新宿区内のサービス提供基盤をみると、大規模病院を含めて医療機関が多く、人口10万人あたりの一般病床数も東京23区内で高い水準にあります（図表3）。しかし、今後の高齢化の進展に伴い、在宅療養のニーズが高まることが予想されます。区内の医療機関・訪問看護ステーション等との連携など、より安心して在宅療養ができる体制づくりが求められています。

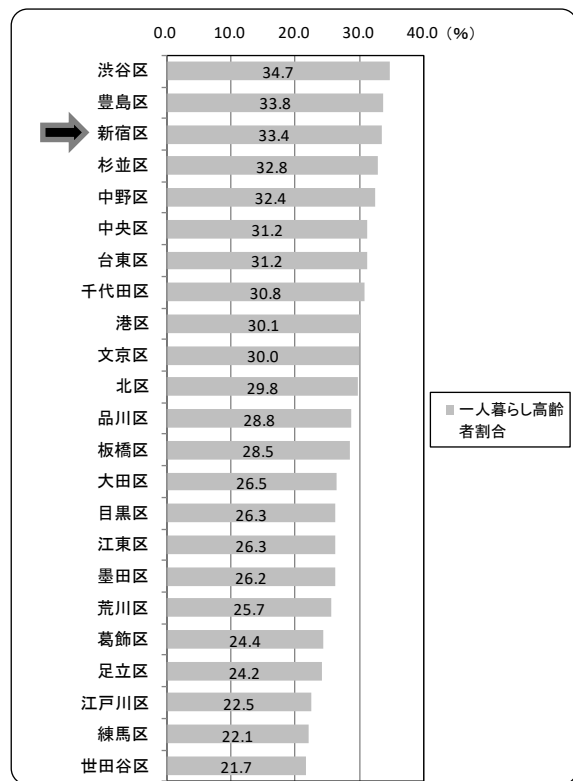
また、介護保険の各種居宅サービス事業所によるサービス提供や、在宅生活が困難な方に対するセーフティネットとしての施設サービスの整備などにより、高齢者の暮らしを支えています。

図表1 高齢化率※



※ 高齢化率：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成29年1月）

図表2 一人暮らし高齢者の割合※



※ 一人暮らし高齢者の割合：国勢調査（2015年）

図表3 人口10万人あたりの病床数（区独自試算）

区	一般病床 総数 ※1	人口 ※2	10万人 あたり 病床数	順位	療養病床 総数 ※1	人口 ※2	10万人 あたり 病床数	順位
千代田区	2,174	58,457	3,719.0	1位	50	58,457	85.5	14位
中央区	1,167	141,750	823.3	8位	52	141,750	36.7	21位
港区	3,888	243,904	1,594.1	4位	68	243,904	27.9	22位
新宿区	5,768	332,324	1,735.7	3位	85	332,324	25.6	23位
文京区	4,936	210,002	2,350.5	2位	118	210,002	56.2	19位
台東区	696	191,260	363.9	20位	297	191,260	155.3	8位
墨田区	2,221	260,943	851.1	7位	206	260,943	78.9	17位
江東区	2,503	500,732	499.9	16位	232	500,732	46.3	20位
品川区	2,453	376,767	651.1	10位	696	376,767	184.7	5位
目黒区	2,173	271,401	800.7	9位	198	271,401	73.0	18位
大田区	3,873	712,000	544.0	12位	1,020	712,000	143.3	10位
世田谷区	3,562	881,733	404.0	17位	854	881,733	96.9	13位
渋谷区	2,110	219,543	961.1	6位	936	219,543	426.3	2位
中野区	1,231	321,153	383.3	19位	479	321,153	149.2	9位
杉並区	1,764	552,645	319.2	21位	931	552,645	168.5	6位
豊島区	1,423	280,228	507.8	15位	287	280,228	102.4	12位
北区	1,824	340,559	535.6	13位	542	340,559	159.2	7位
荒川区	1,109	210,635	526.5	14位	434	210,635	206.0	3位
板橋区	5,537	549,571	1,007.5	5位	2,352	549,571	428.0	1位
練馬区	1,392	718,505	193.7	23位	614	718,505	85.5	15位
足立区	4,008	678,055	591.1	11位	1,259	678,055	185.7	4位
葛飾区	1,795	452,490	396.7	18位	373	452,490	82.4	16位
江戸川区	2,076	685,580	302.8	22位	721	685,580	105.2	11位

※1 東京都の医療施設（平成27年医療施設（動態）調査・病院報告結果報告書）

※2 住民基本台帳人口（平成27年10月1日現在）

第4節 新宿区における高齢者等の状況

1. 人口の推移と将来推計

(1) 国勢調査に基づく人口推計

平成27（2015）年に実施した国勢調査に基づく人口推計によれば、新宿区の高齢者人口、特に75歳以上の人口の割合は、将来的には大きく上昇していきます。

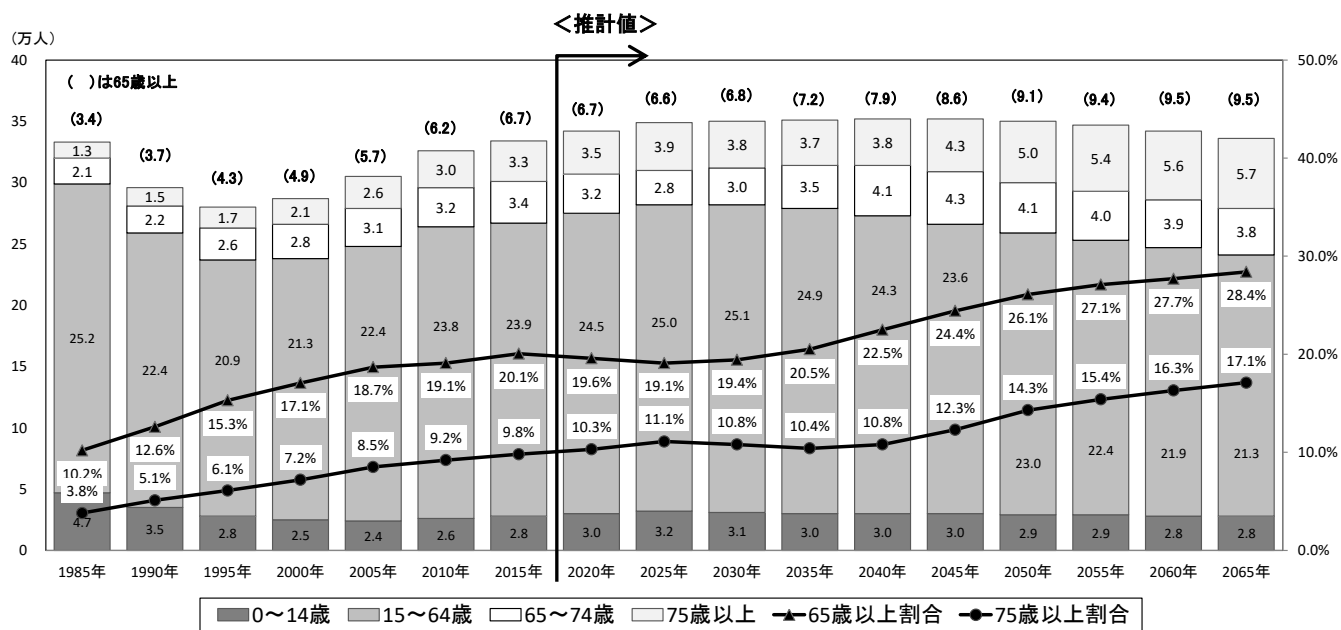
高齢者人口（平成27年に6.7万人）は、平成37（2025）年まではほぼ横ばい状態ですが、その後増加に転じ、平成47（2035）年には7.2万人に達します。平成72（2060）年には9.5万人となり、平成27（2015）年の約1.4倍に増加する見通しです。総人口に占める割合（平成27年に20.1%）は、平成37（2025）年までは20%弱で推移しますが、平成47（2035）年には約21%に上昇し、平成72（2060）年には約28%となり、新宿区の人口の4分の1以上を高齢者が占める見通しとなっています。

75歳以上人口（平成27年に3.3万人）については、平成37（2025）年の3.9万人まで増加を続け、その後しばらく横ばい状態が続くものの、平成47（2035）年以降は増加に転じ、平成72（2060）年には5.6万人になる見通しです。75歳以上人口の総人口に占める割合（平成27年に9.8%）は、平成52（2040）年には約11%に上昇し、平成72（2060）年には約16%と人口の6分の1近くを占める見通しです。

また、一人暮らし高齢者の増加も見通されています。一人暮らし高齢者は、日常生活での手助けや介護を要するときに家族の支援を得ることが難しく、また、孤立化する傾向にあり、今後、行政サービスをはじめ地域社会全体での支援の必要性がさらに増してくることが想定されます。

※上記の数値は、国勢調査に基づく人口及び人口推計であり、住民基本台帳に基づく人口とは多少の差異があります。

図表4 新宿区の年齢区分別人口推移



※出典：「2015年国勢調査に基づく新宿区将来人口推計」（新宿区自治創造研究所）（一部改変）

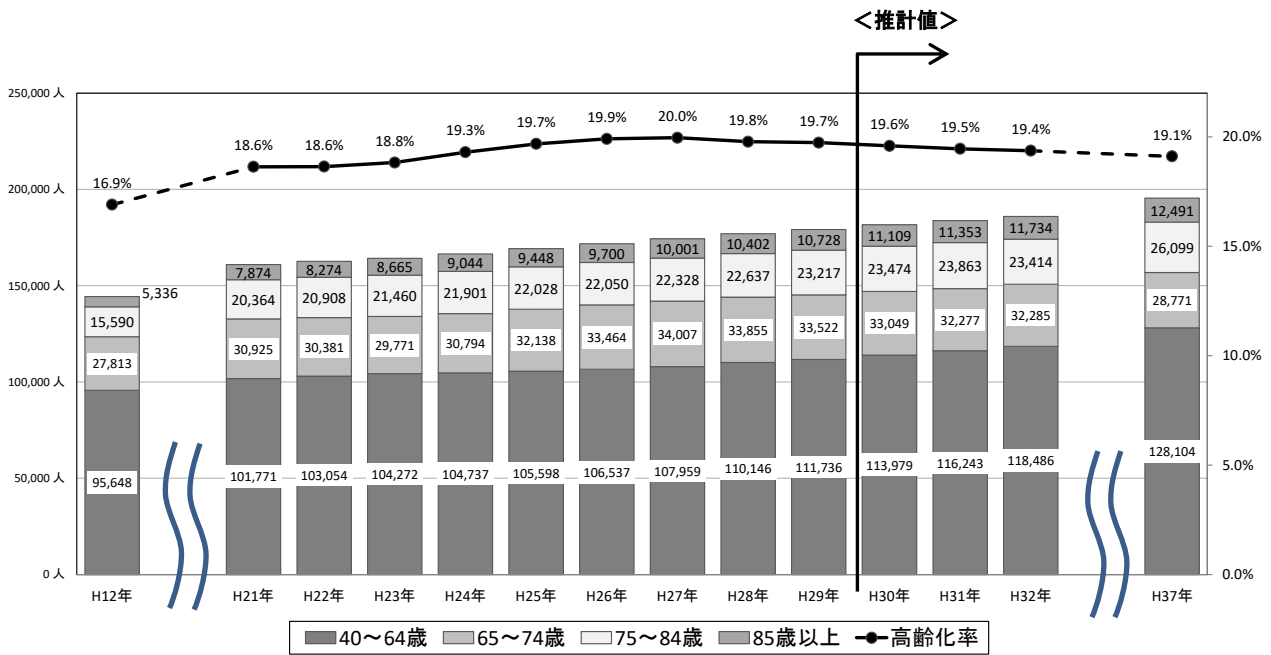
(2) 住民基本台帳人口に基づく人口推計

介護保険事業計画は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間の事業費を想定することから、より詳細な推計が求められます。そのため、住民基本台帳人口に基づいた人口推計を使用しています。

新宿区における平成29（2017）年10月1日現在の高齢者人口は、65～74歳が33,522人、75～84歳が23,217人、85歳以上が10,728人、合計67,467人で高齢化率は19.7%です。

住民基本台帳人口に基づく推計によれば、平成31（2019）年以降、65歳以上の高齢者数は減少傾向になりますが、その中でも年齢層の高い85歳以上の高齢者数は増加を続けていくものと見込まれます。

図表5 新宿区の40歳以上の人口推移と将来推計



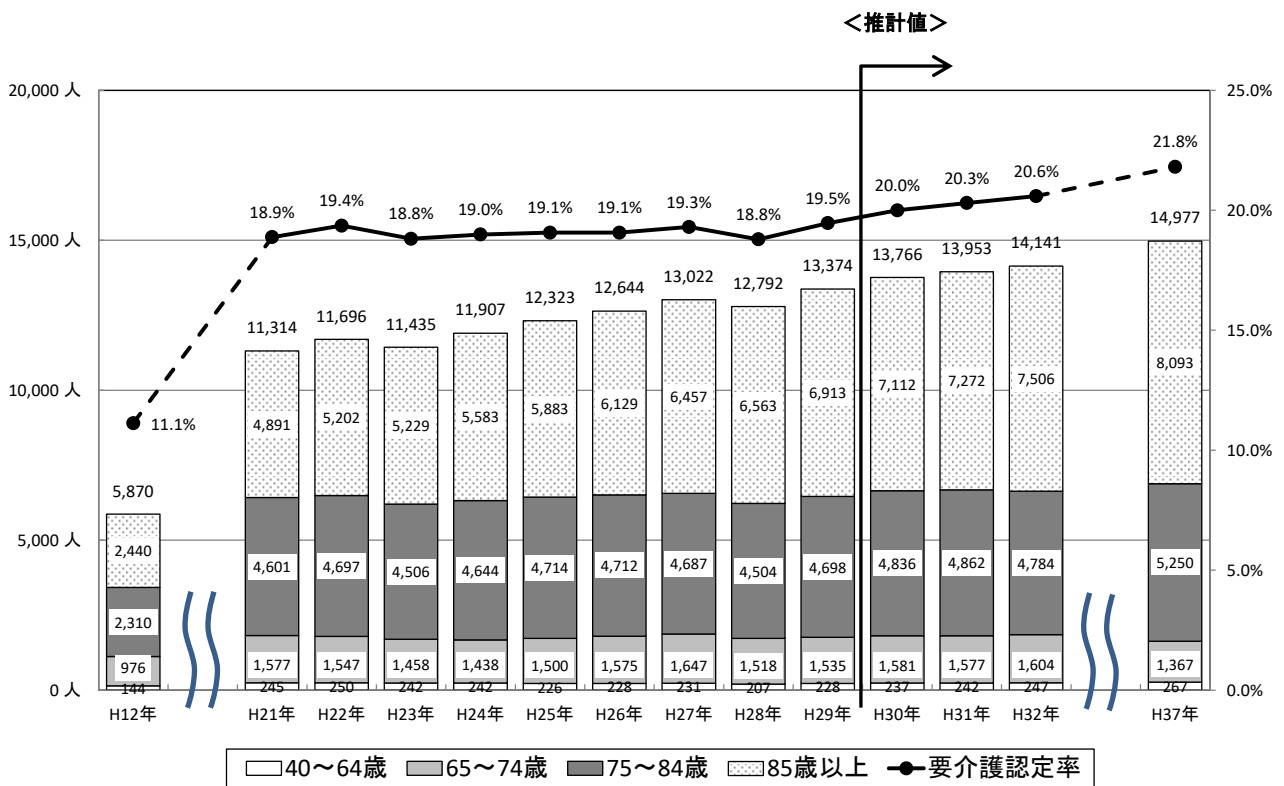
注) 各年10月1日現在（住民基本台帳に基づく人口及び新宿自治創造研究所による人口推計）
 平成12～29年は実績値
 実績値・推計値ともに外国人人口を含む
 高齢化率=65歳以上人口÷総人口

2. 要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

新宿区における平成29（2017）年10月1日現在の要支援・要介護認定者数（第1号被保険者及び第2号被保険者）は13,374人です。介護保険制度創設時の平成12年度末現在の要支援・要介護認定者数と比較すると、約2.3倍となっています。

今後も要支援・要介護認定者数の増加が見込まれ、平成30（2018）年以降は、年齢層の高い高齢者の増に伴い増加し、平成37（2025）年には、要支援・要介護認定率¹（以下「認定率」という。）は21.8%になると見込まれます。

図表6 新宿区の年齢別認定者数の推移と将来推計



注) 各年10月1日現在（住民基本台帳に基づく人口及び人口推計）

平成12～29年は実績値、平成30年以降は平成29年までの実績を基に推計した値

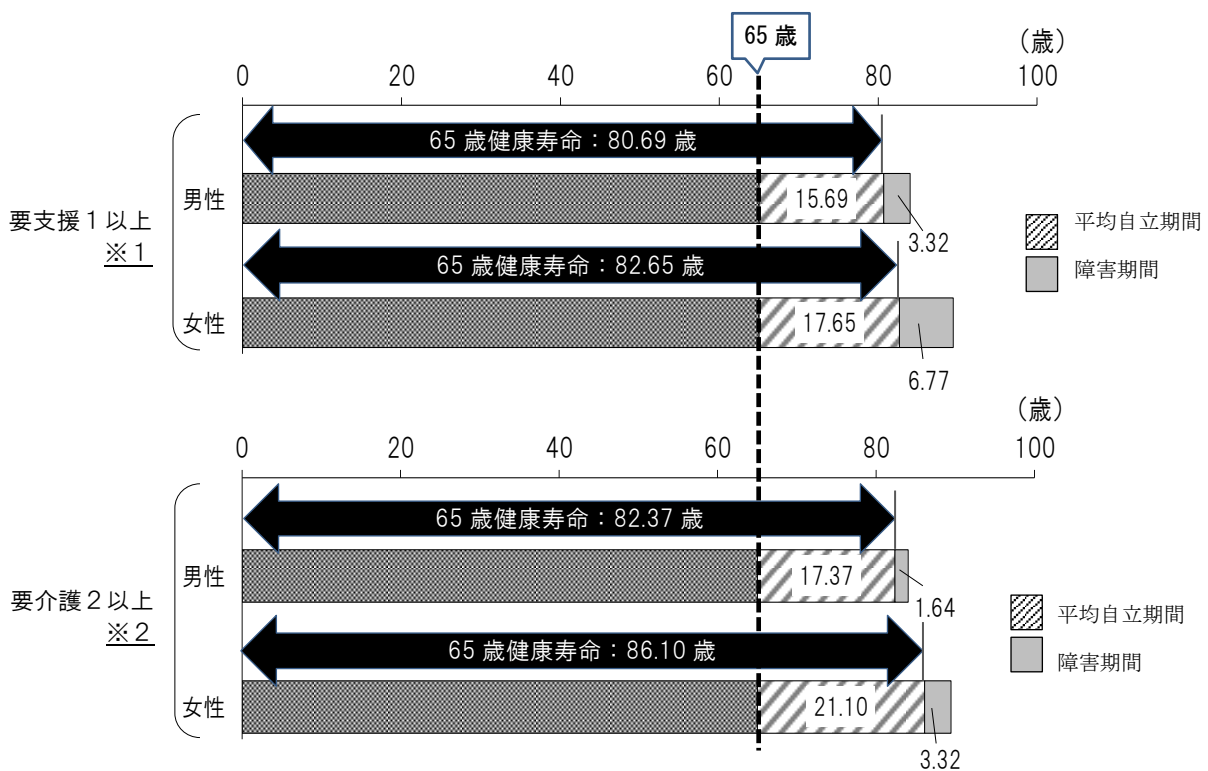
平成12年度の認定者数は、平成13年3月末現在の実績

¹ 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の割合

3. 65歳健康寿命

新宿区の「65歳健康寿命」（東京保健所長会方式。次頁を参照）は、要支援1以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合、平成27年で、男性が80.69歳、女性で82.65歳となっており、東京23区中、男性では14番目に、女性では3番目に長くなっています。また、要介護2以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合、平成27年で、男性が82.37歳、女性で86.10歳となっており、東京23区中、男性では12番目に、女性では4番目に長くなっています。

図表7 65歳健康寿命



出典 「東京都福祉保健局資料」より作成

※1 要支援1以上は、要支援1以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合

※2 要介護2以上は、要介護2以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合

トピックス

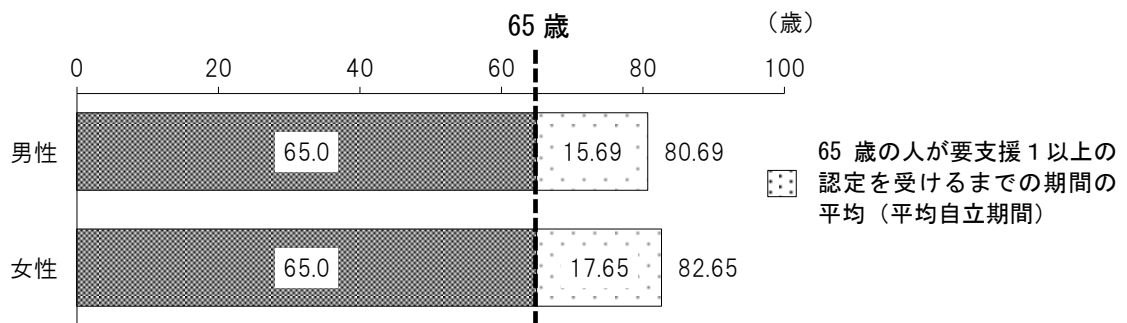
65歳健康寿命（東京保健所長会方式）について

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を健康寿命と言います。
東京都では、「65歳健康寿命」という算出方法で、都内の自治体ごとの健康寿命の算出や比較ができるようにしています。

算出方法は、介護保険認定者数を基に、「要支援1以上」、「要介護2以上」を「障害」と規定し、2パターンの健康寿命を算出しています。

65歳健康寿命 = 65歳 + 65歳の人が必要支援・要介護認定を受けるまでの期間の平均

(例) 要支援1以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合の健康寿命



4. 調査結果から見受けられる状況（「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」より）

新宿区では、平成28年度に、区民向け調査として、一般高齢者※【基本】調査、一般高齢者【重点】調査、要支援・要介護認定者調査（施設サービス利用者を除く要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方）、第2号被保険者調査（要支援・要介護認定を受けていない40～64歳の方）の4つの調査を実施しました。

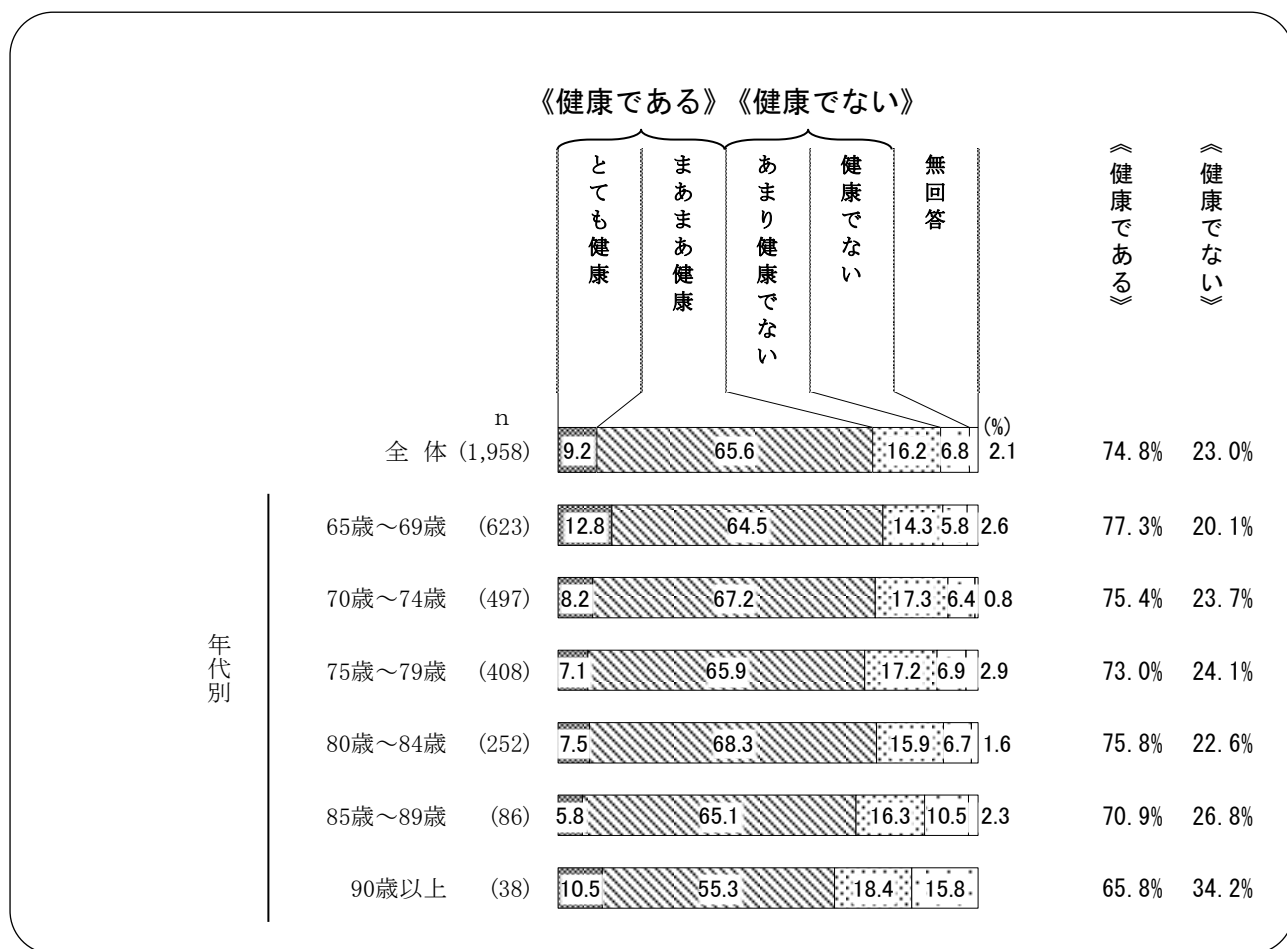
調査結果から見受けられる“新宿区の高齢者像”について、主観的な健康感、健康づくり・介護予防への意識（行動や関心度）、地域のつながりへの意識（必要性和実感）、地域活動やボランティア等への意識（参加状況と意向）、介護が必要になった主な原因、認知症のリスク、介護が必要になった場合の生活場所の意向、最期を迎えたい場所の意向といった観点から整理しました。

※ 一般高齢者…要支援・要介護認定等を受けていない65歳以上の方

（1）主観的健康観

自分が健康と思うか（主観的健康感）について、一般高齢者【基本】調査では「とても健康」「まあまあ健康」と回答した方の割合が80歳代前半まで75%前後を維持しており、80歳代後半から減少傾向となっています。

図表8 健康状態（一般高齢者【基本】調査）

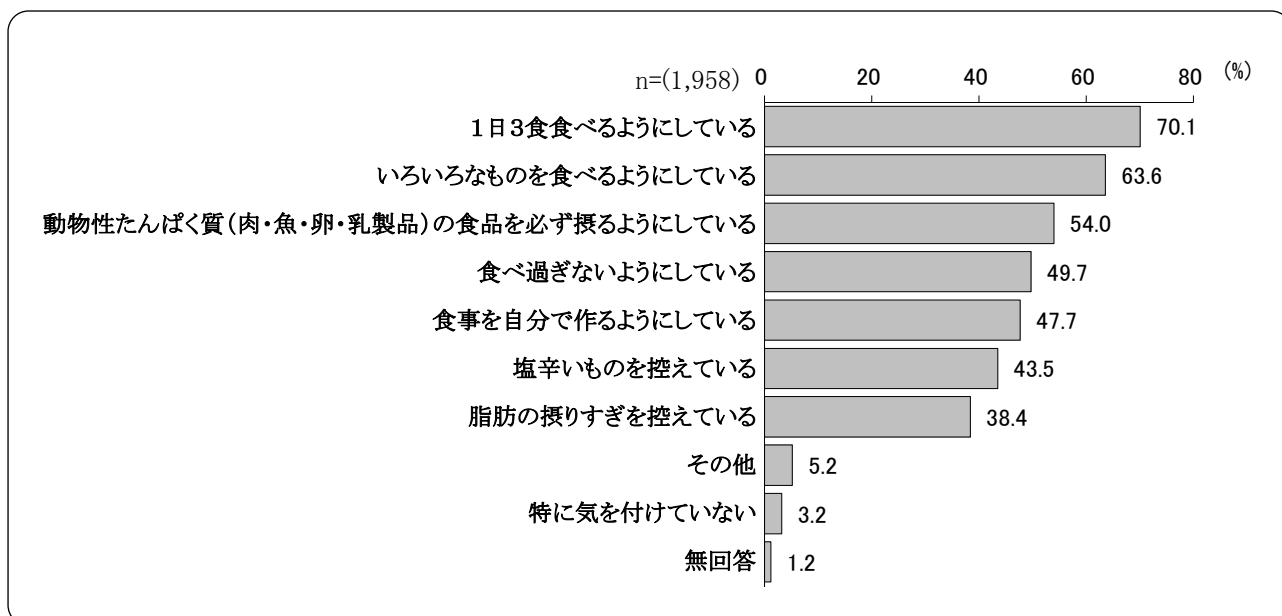


(2) 健康への配慮や介護予防への関心度

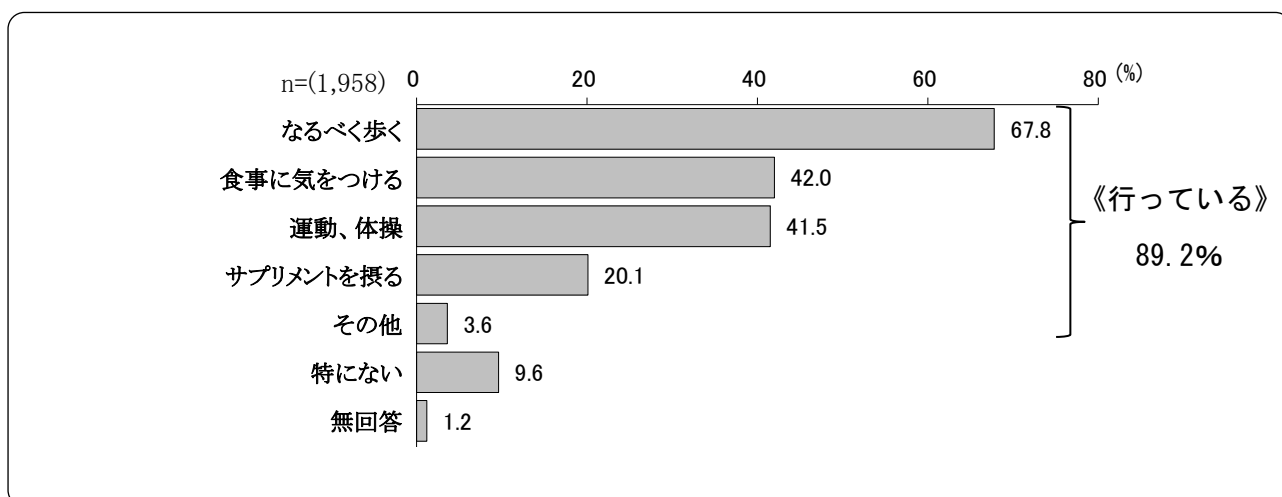
食事への配慮について、一般高齢者【基本】調査では「特に気をつけていない」との回答は3.2%で、9割以上の方が食事について気をつけている状況でした。足腰の健康や、骨を丈夫にするためにしていることについても「特にない」との回答は9.6%で、9割近くの方が何らかの対応を行っている状況でした。さらに介護予防についての関心度について、関心があるとの回答は全体で82.8%、年代別では、80歳代前半で最も関心が高くなっています。

一方、項目ごとにみると、高齢期の健康づくりにおいて必要な「動物性たんぱく質の摂取」や「運動、体操への取組」の割合が低い状況もあり、さらなる普及啓発や支援の必要性がうかがえます。

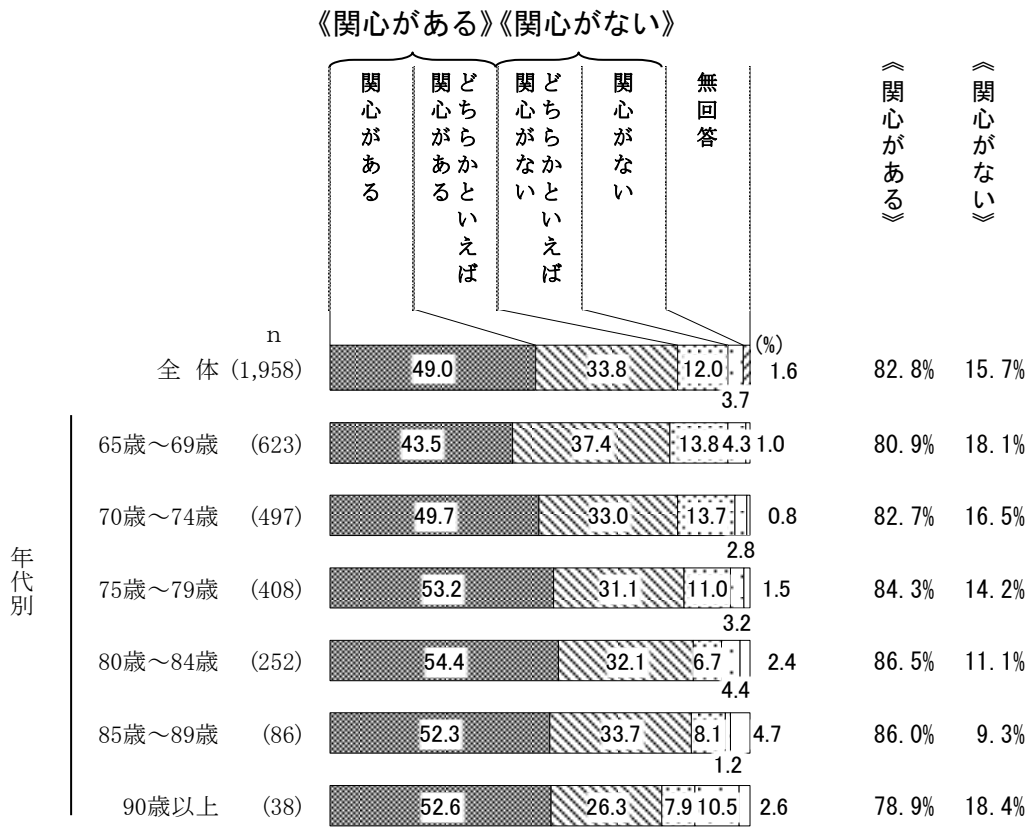
図表9 食事について気をつけていること（一般高齢者【基本】調査）



図表10 足腰の健康や、骨を丈夫にするためにしていること（一般高齢者【基本】調査）



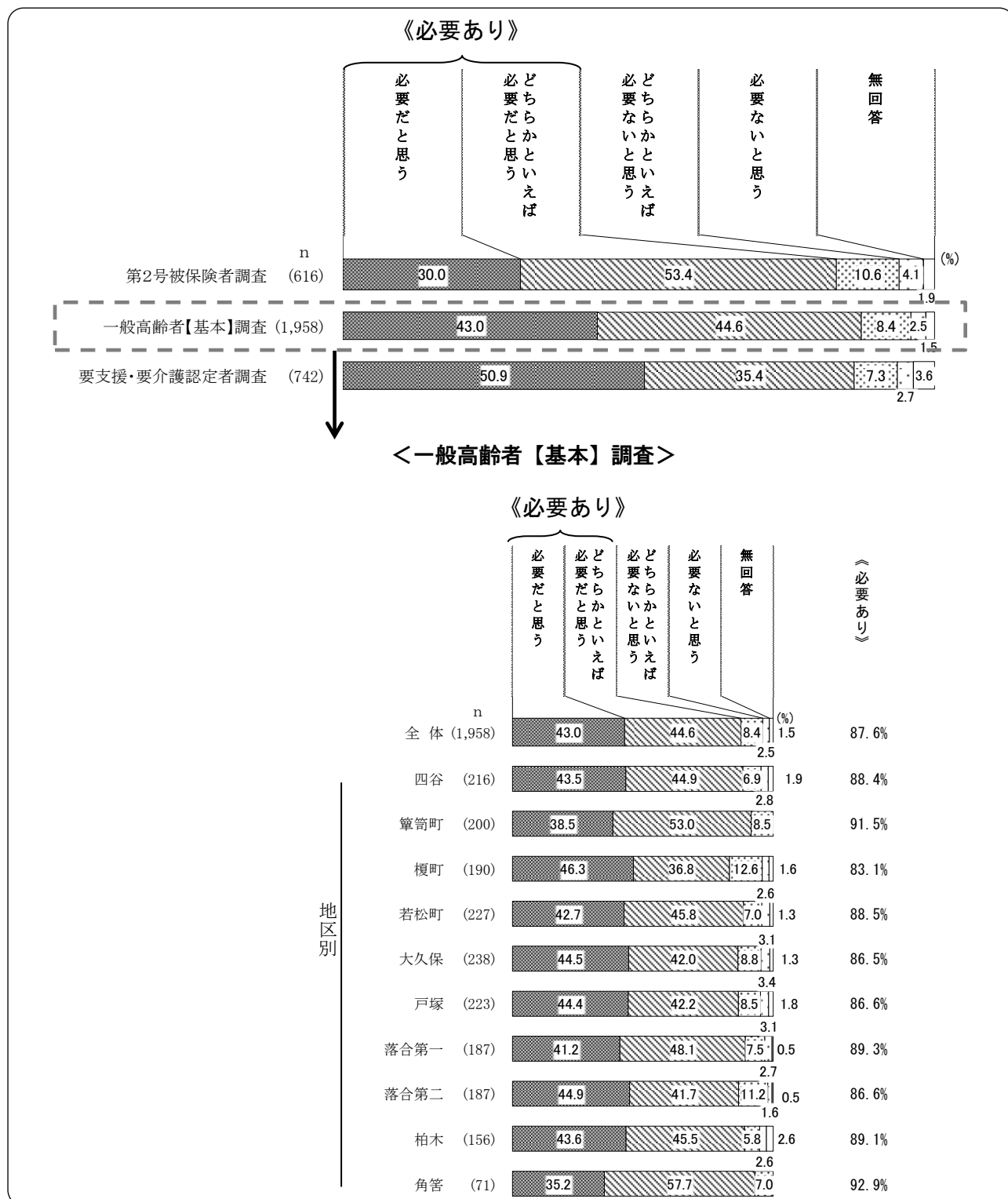
図表11 介護予防についての関心の有無（一般高齢者【基本】調査）



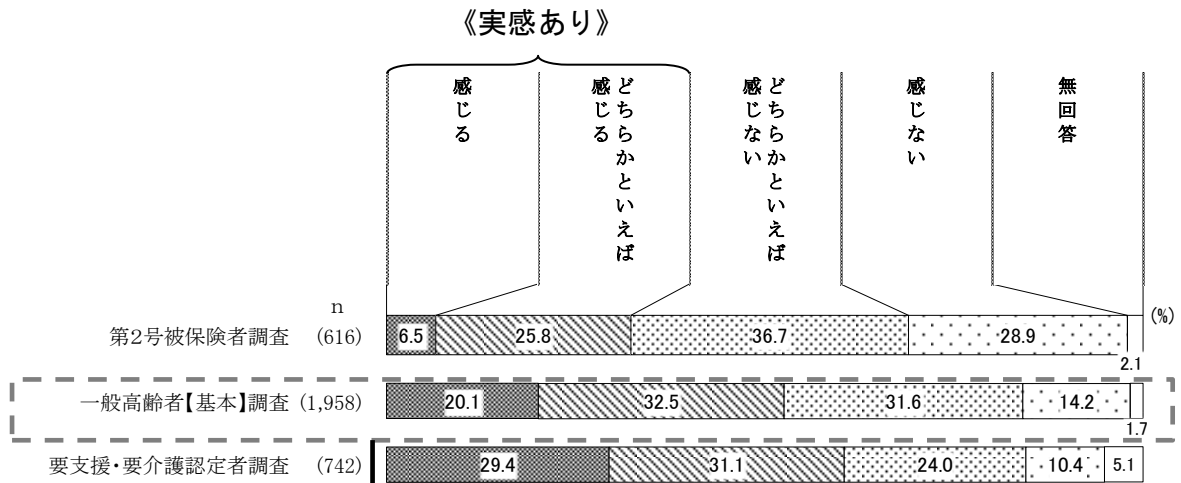
(3) 地域のつながりの必要性と実感

地域のつながりの必要性について、《必要あり》（「必要だと思う」又は「どちらかといえば必要だと思う」）は、一般高齢者【基本】調査で9割近くと高くなっています。一方、地域のつながりの実感については、《実感あり》（「感じる」又は「どちらかといえば感じる」）は5割強となっており、《必要あり》に比べて低い状況です。

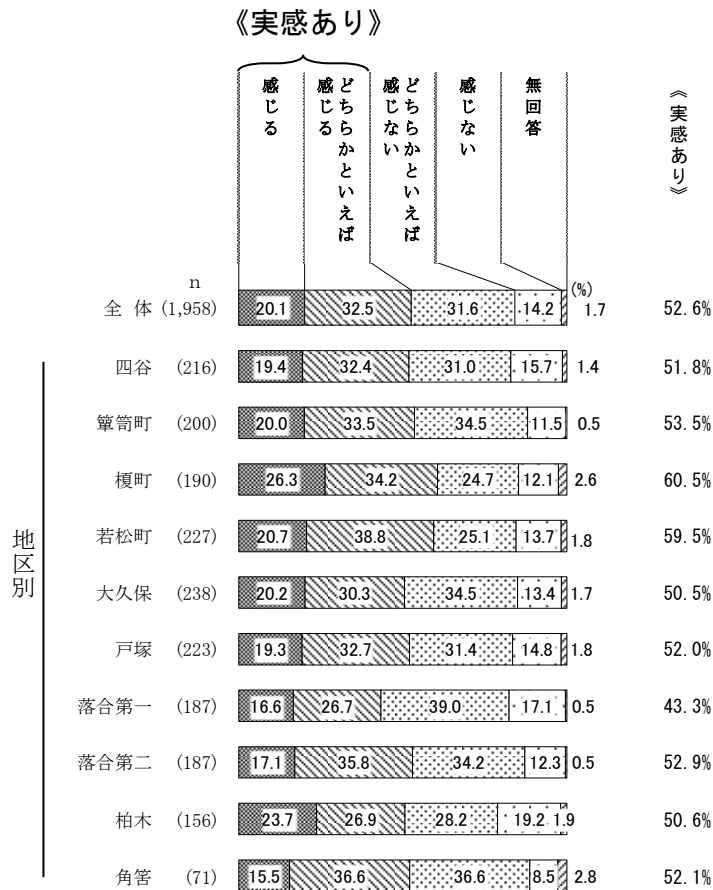
図表12 地域のつながりの必要性



図表13 地域のつながりの実感



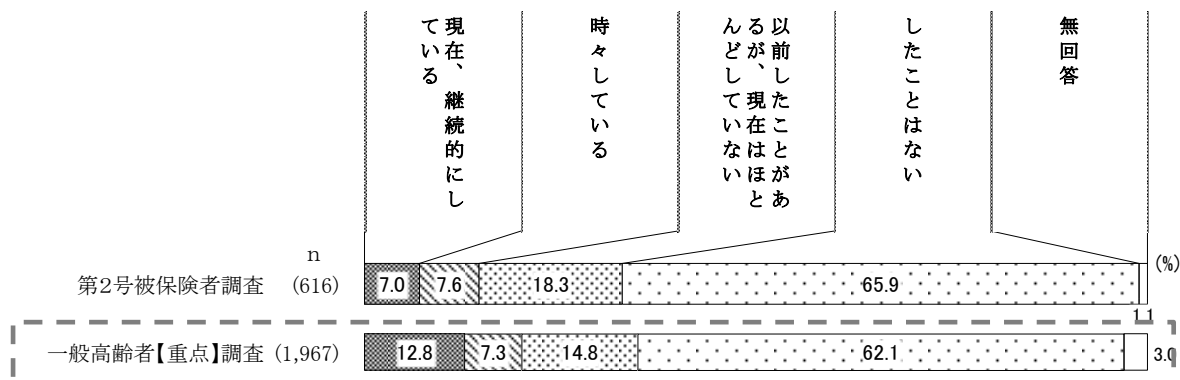
＜一般高齢者【基本】調査＞



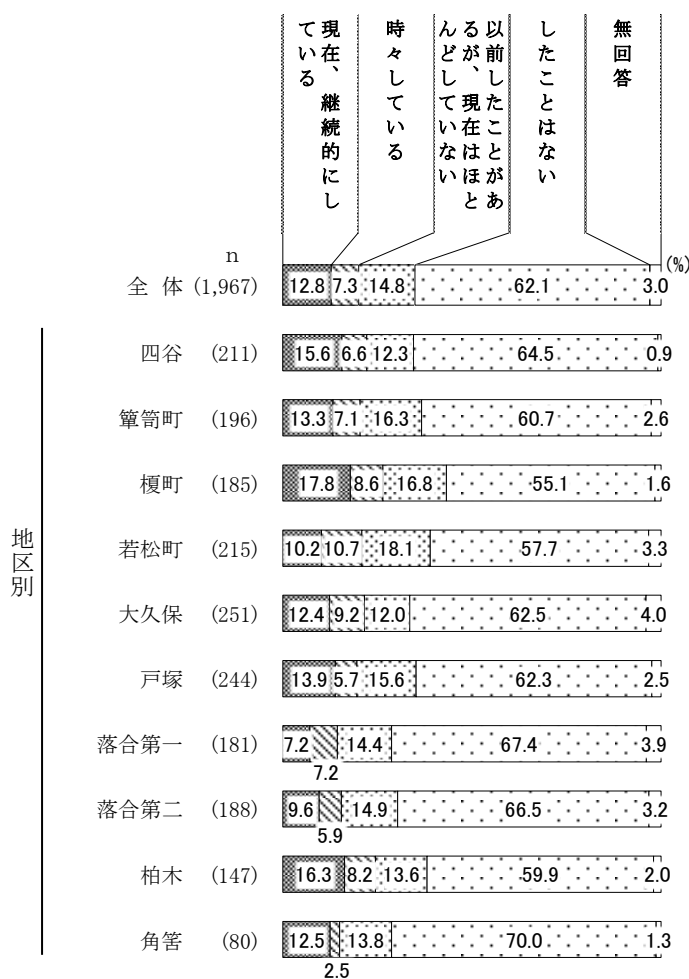
(4) 地域活動等への参加意向

現在の地域活動やボランティア活動等への参加状況（「現在、継続的にしている」と「時々している」の合計）は、一般高齢者【重点】調査で約2割となっています。一方、今後の参加意向（「してみたい」と「どちらかといえばしてみたい」の合計）は、約3割となっており、現在の参加割合より高くなっています。

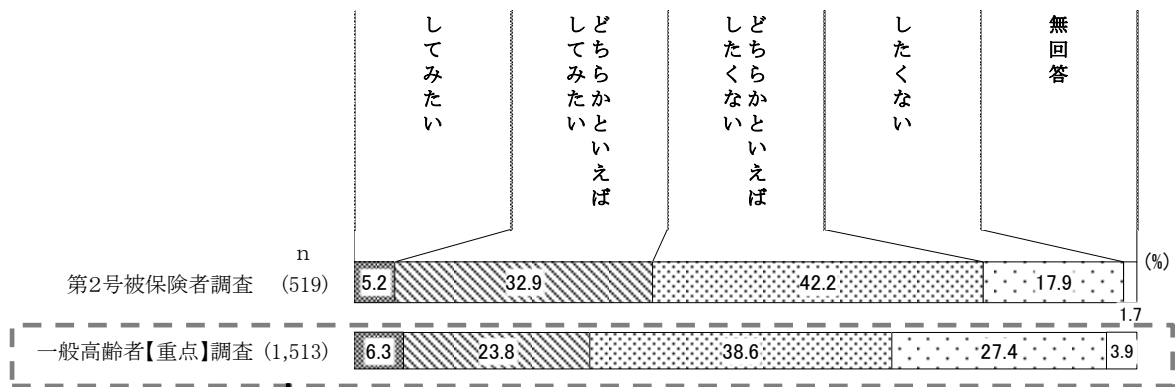
図表14 地域活動やボランティア活動等の状況



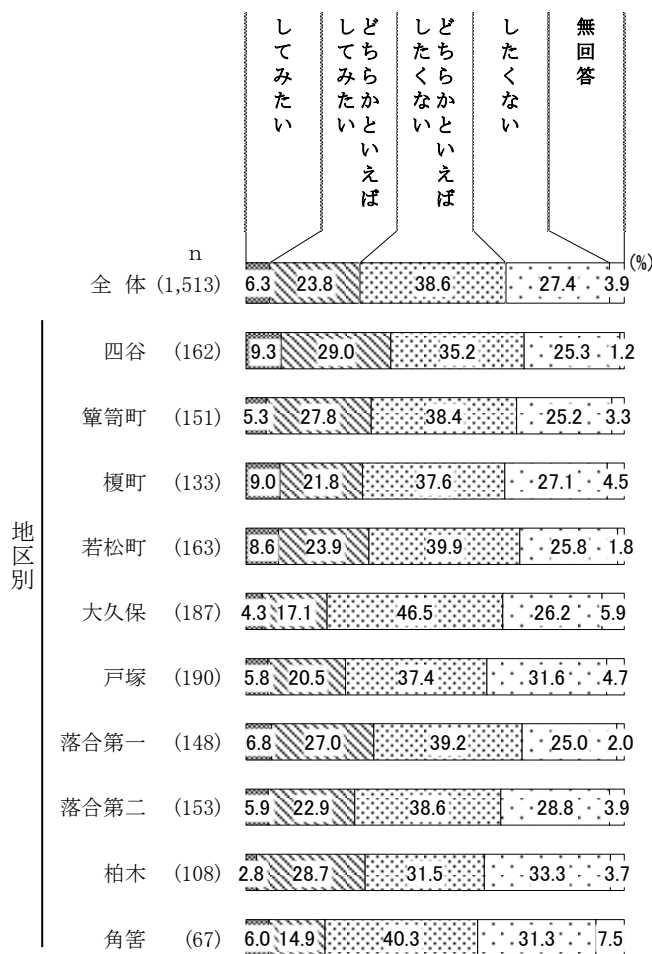
<一般高齢者【重点】調査>



図表15 今後の地域活動やボランティア活動等への参加意向



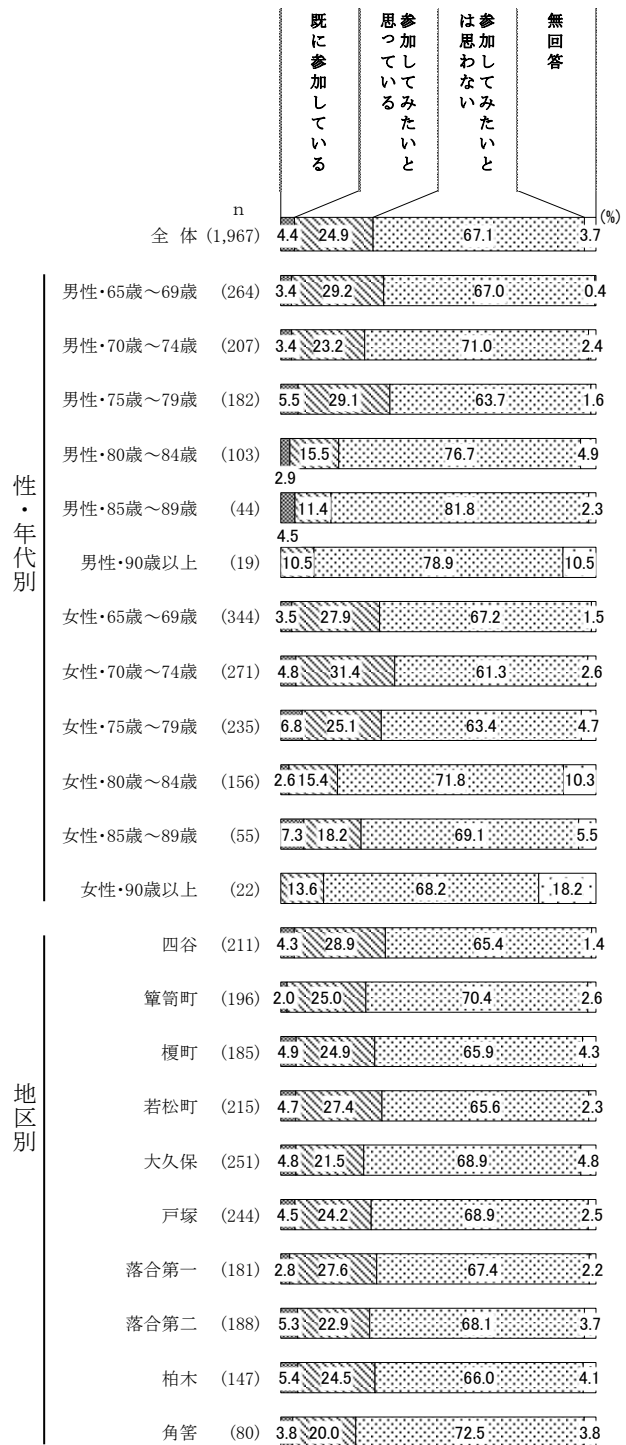
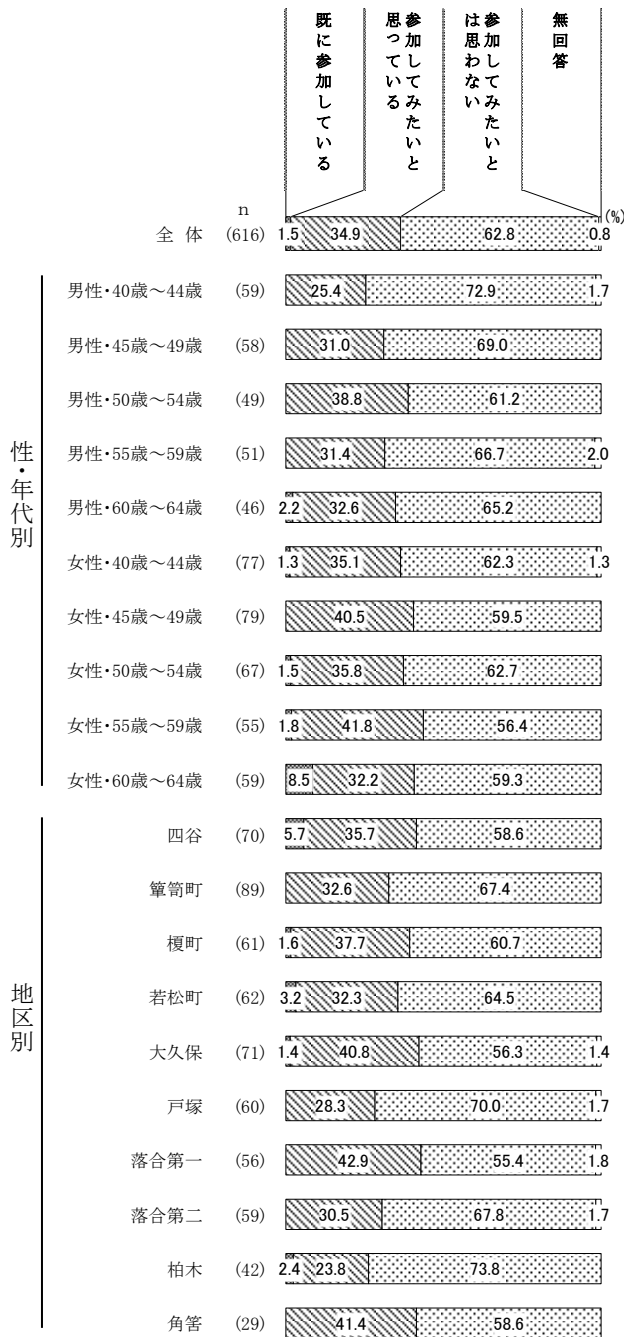
<一般高齢者【重点】調査>



図表16 地域の高齢者の身の周りの世話や生活を支援する活動への参加意向

＜第2号被保険者調査＞

＜一般高齢者【重点】調査＞



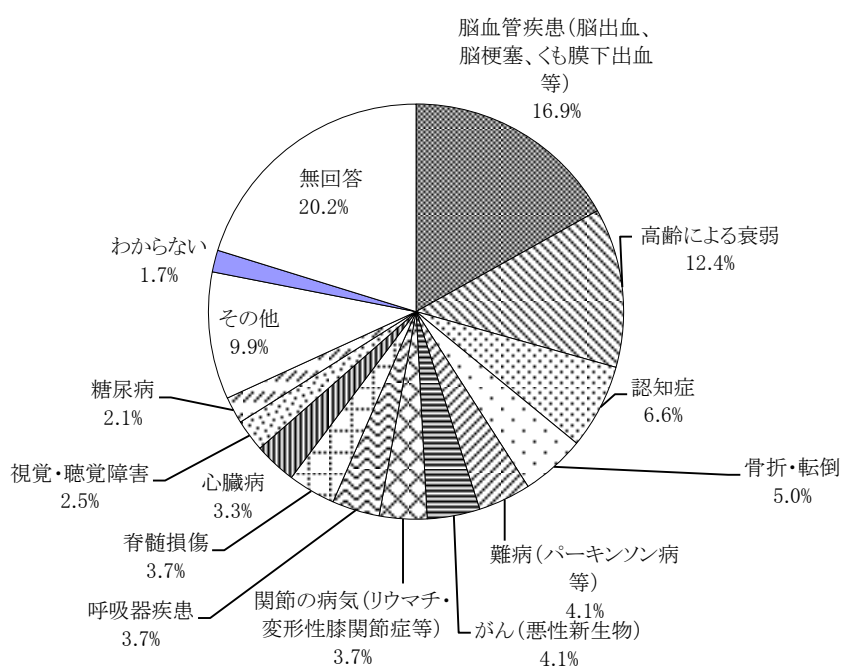
(5) 介護が必要となった主な原因

介護が必要となった主な原因について、要支援・要介護認定者調査の結果を性別で見ると、男性の場合、「脳血管疾患(脳出血、脳梗塞、くも膜下出血等)」が16.9%と最も高く、次いで「高齢による衰弱」「認知症」の順で、女性の場合では「骨折・転倒」が17.9%と最も高く、次いで「関節の病気」「認知症」の順となっています。男女により、主な原因が異なっており、それぞれに応じた予防の取組の必要性がうかがえます。

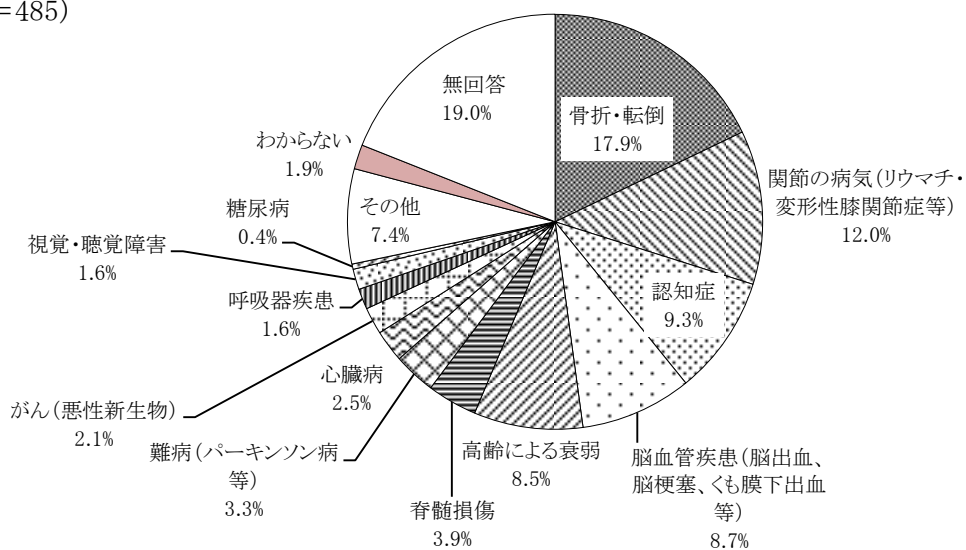
図表17 介護が必要となった主な原因 (要支援・要介護認定者調査)

<性別>

男性(n = 242)

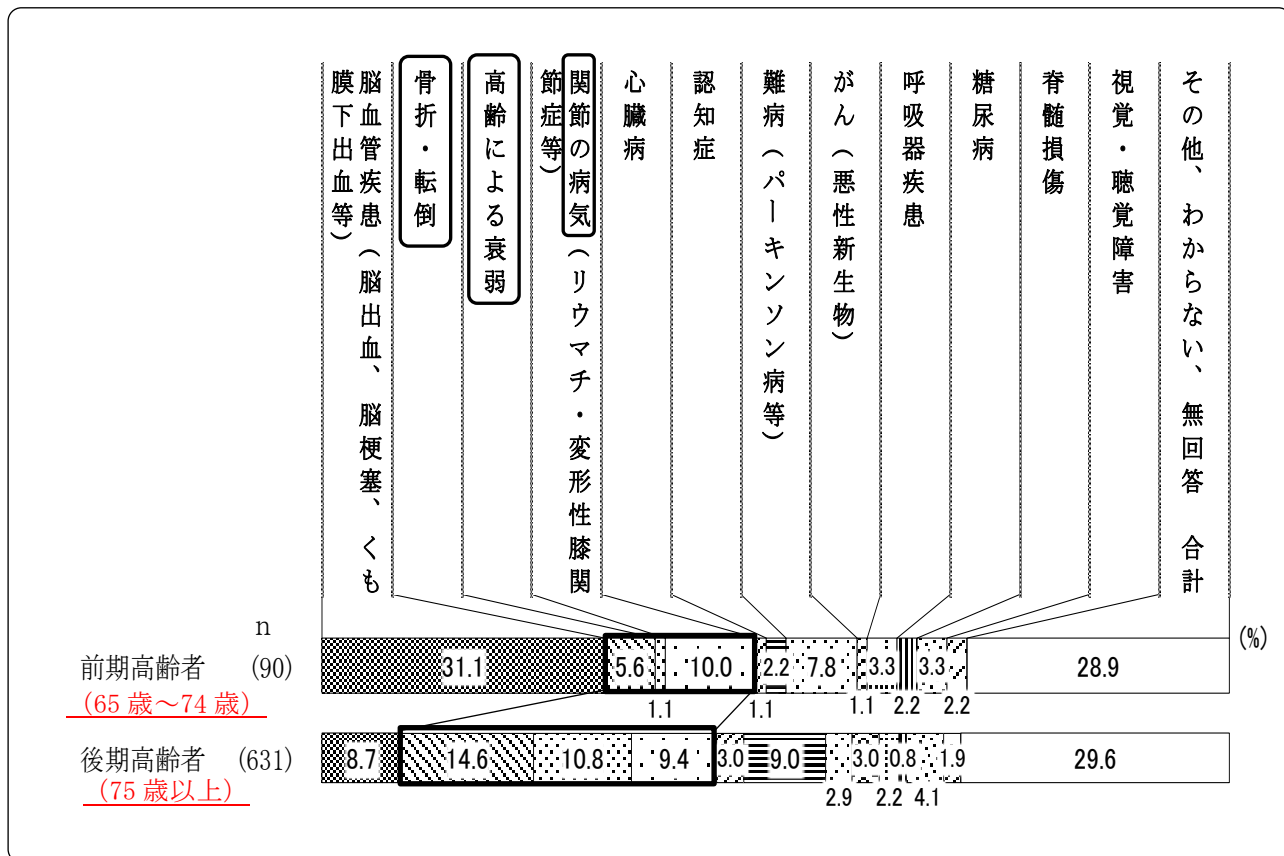


女性(n = 485)



また、介護が必要となった主な原因について、年齢区分別で見ると、前期高齢者（65歳～74歳）では「脳血管疾患」が31.1%と最も高くなっています。一方、後期高齢者（75歳以上）になると、「骨折・転倒」「高齢による衰弱」など、高齢による心身機能の低下に伴う不活発な生活に起因するものの割合が増えてきます。生活機能を低下させないための取組の必要性がうかがえます。

図表18 介護が必要となった主な原因（要支援・要介護認定者調査）

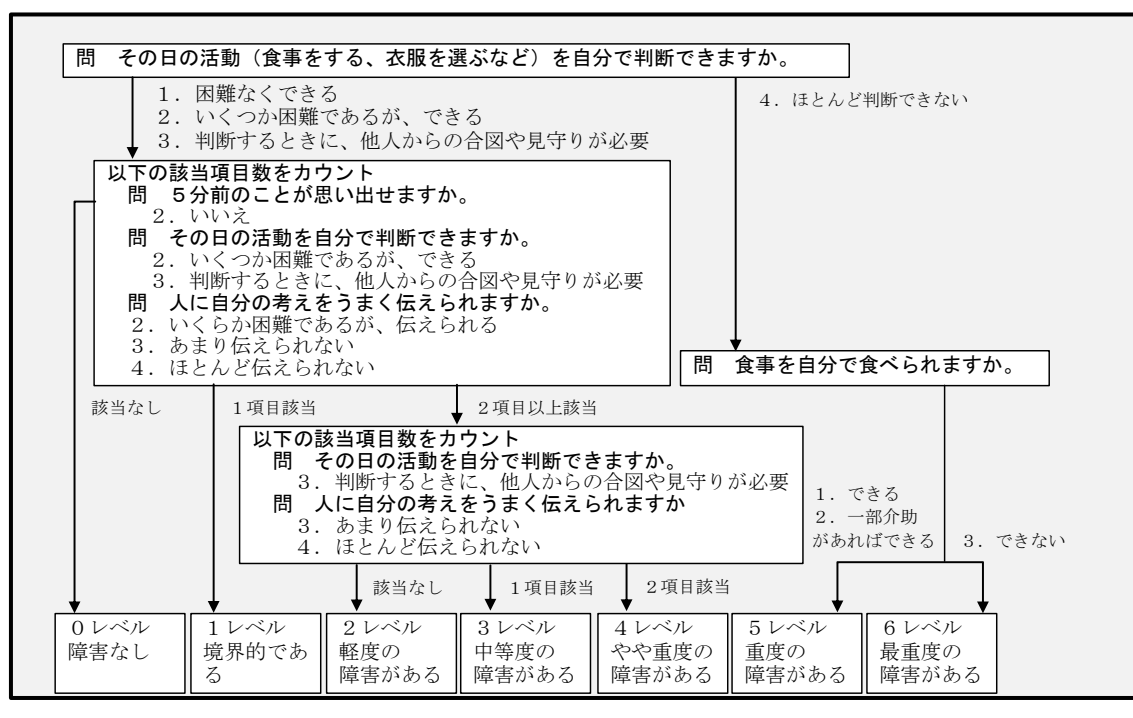
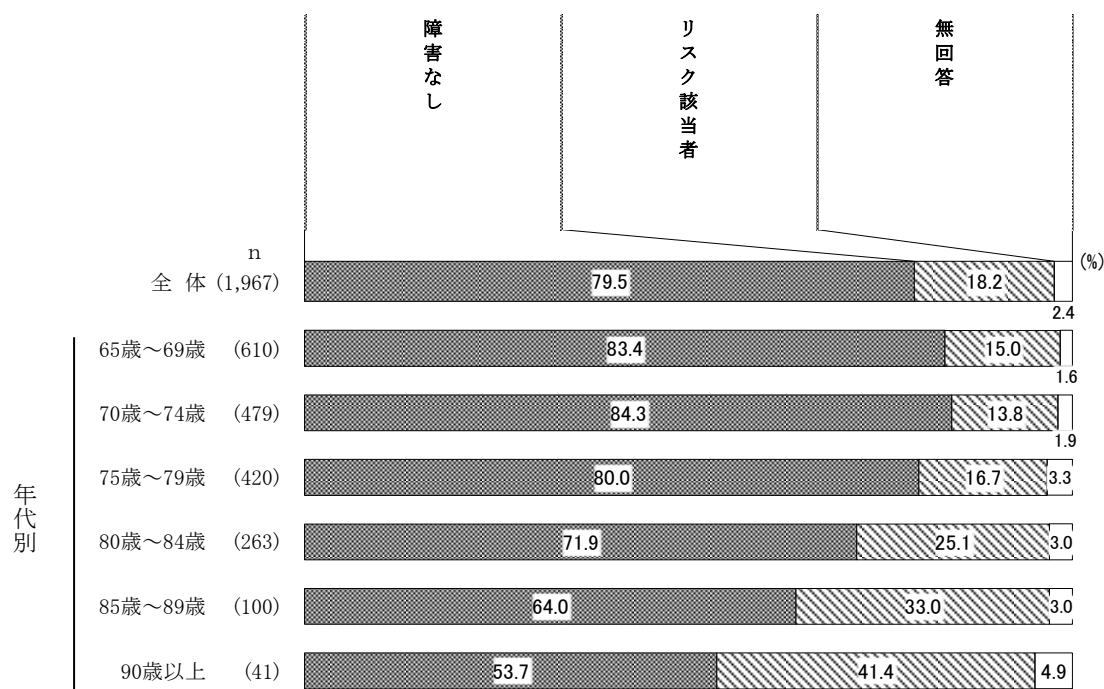


(6) 認知症高齢者支援に必要なこと

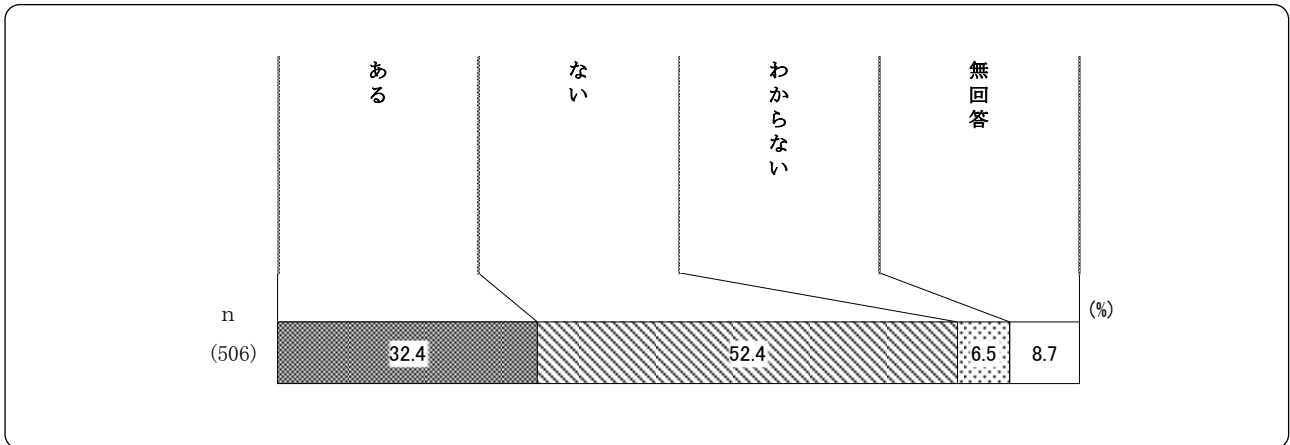
認知機能障害程度（CPS）を年代別で見ると、一般高齢者【重点】調査のリスク該当者割合は、年齢が上がるほど増加する傾向にあります。

なお、要支援・要介護認定調査における主介護者の回答によると、介護を受けている方の約3割に認知症の症状があります。また、認知症の介護で必要と思うこととして、「介護する家族等への支援」「医療的な支援」「介護保険などの公的サービス」が上位を占めており、認知症高齢者と介護者の双方への支援の必要性がうかがえます。

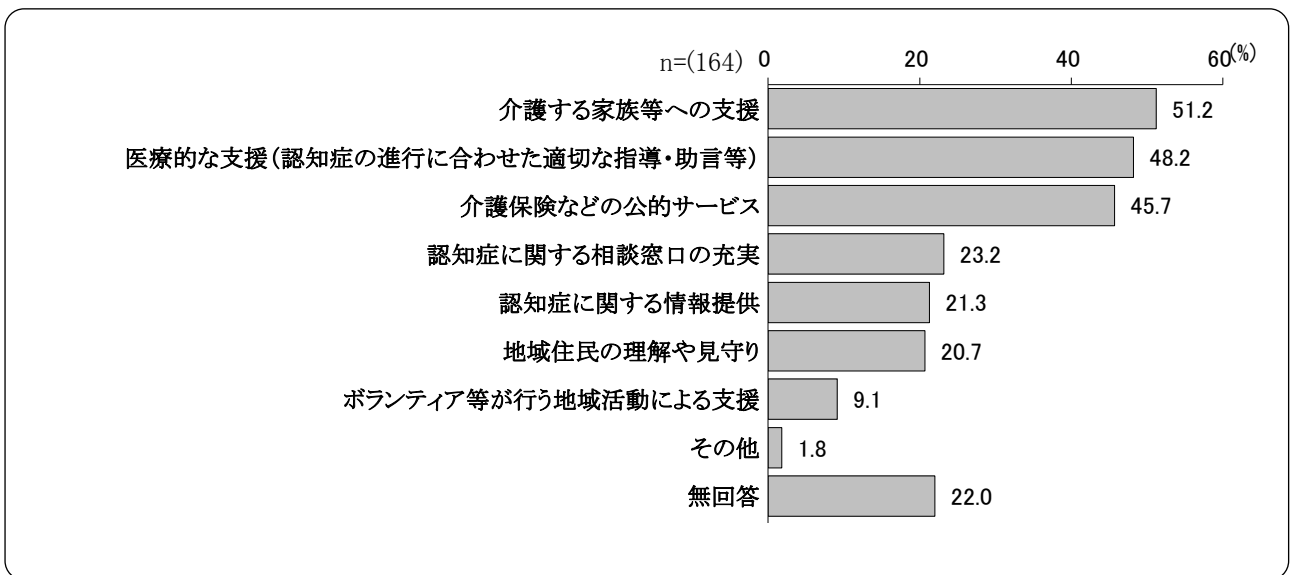
図表19 認知機能障害程度（CPS）（一般高齢者【重点】調査）



図表20 認知症の症状の有無 (要支援・要介護認定者調査)



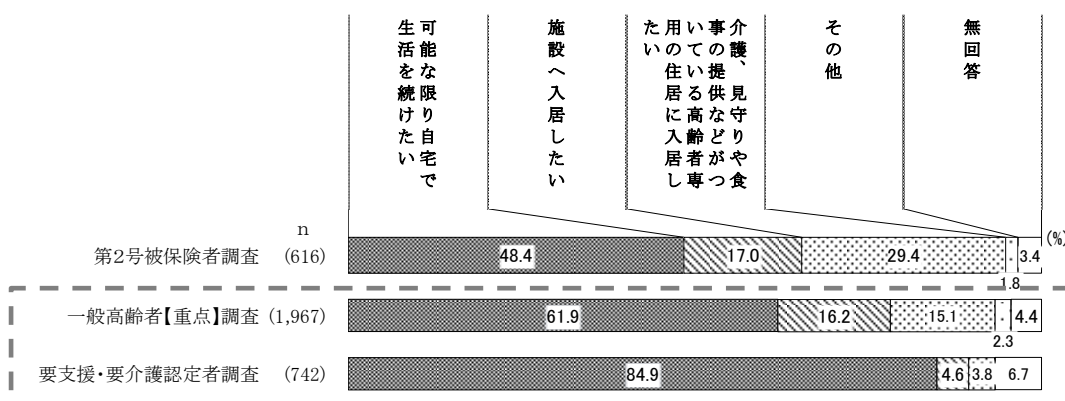
図表21 認知症の介護で必要と思うこと (複数回答) (要支援・要介護認定者調査)



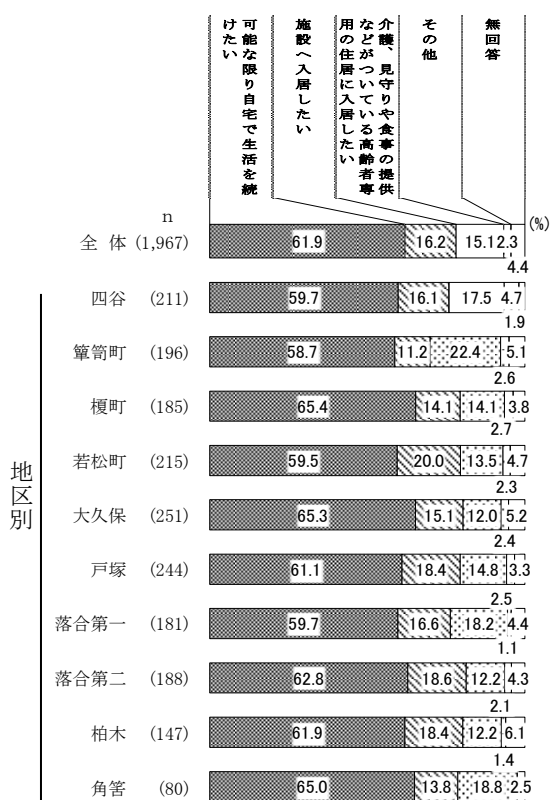
(7) 介護が必要になった場合の在宅生活意向

介護が必要になった場合に希望する生活場所は、どの調査とも自宅が最も高く、特に要支援・要介護認定者調査で8割を超えます。在宅生活を継続していくための支援を引き続き充実させていく必要性がうかがえます。

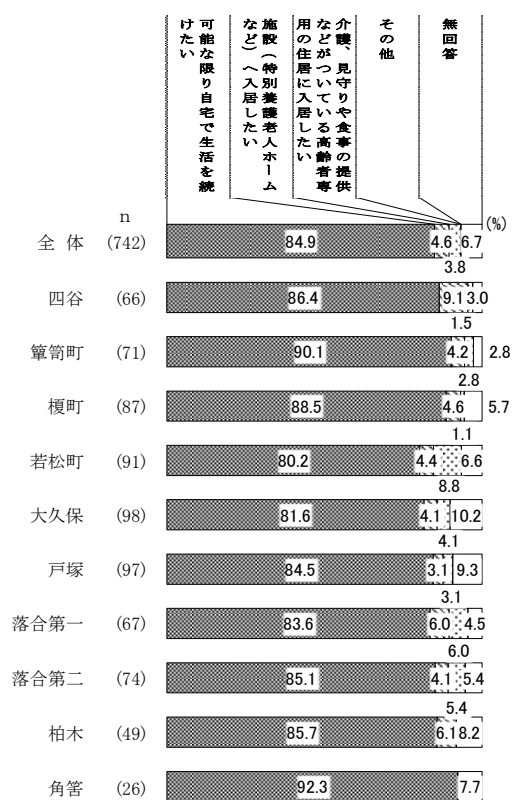
図表22 介護が必要になった場合の生活場所



<一般高齢者【重点】調査>



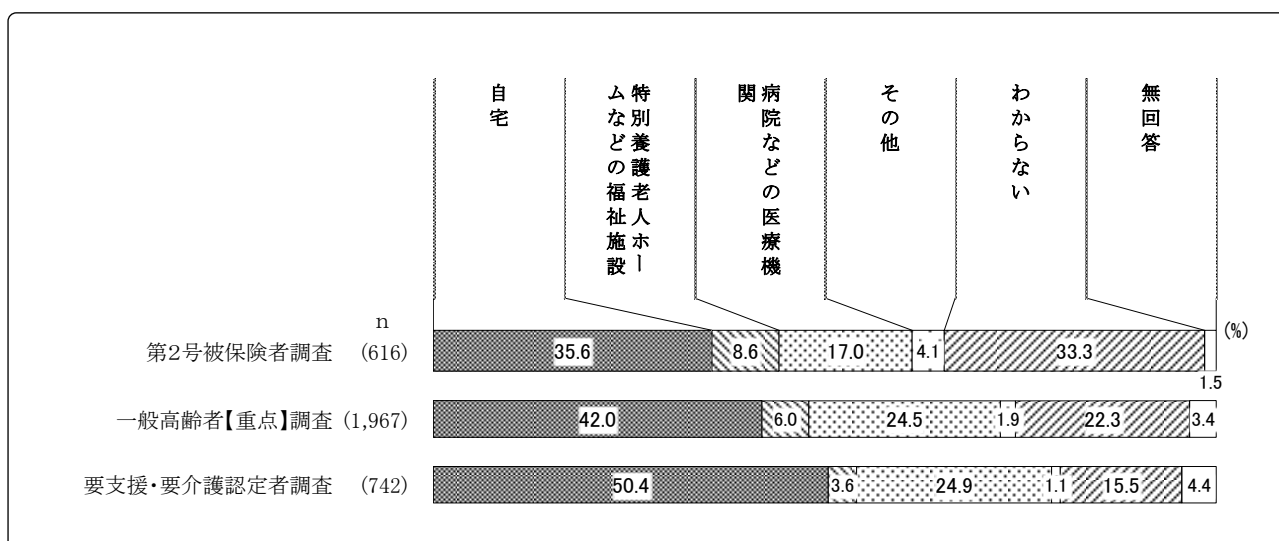
<要支援・要介護認定者調査>



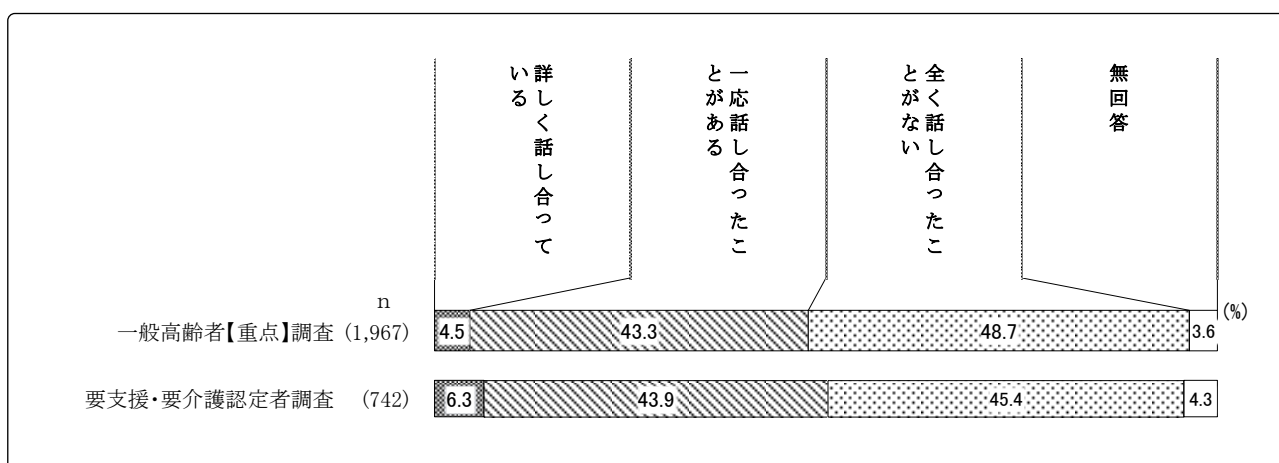
(8) 最期を迎えたい場所

最期を迎えたい場所として、一般高齢者【重点】調査では「自宅」が約4割で、要支援・要介護認定者調査になると約5割と増えます。一方、人生の最終段階において受けたい医療や受けたくない医療について、家族と話し合った経験は、「一応話し合ったことがある」「全く話し合ったことがない」がそれぞれ4割台となっており、家族等との十分な話し合いの必要性がうかがえます。

図表23 最期を迎えたい場所



図表24 人生の最終段階において受けたい医療や受けたくない医療について、家族と話し合った経験



第5節 第6期計画の総括

1. 重点的取組の振り返り

「新宿区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）」（第6期計画）では、「社会参加といきがいづくりを支援します」「健康づくり・介護予防をすすめます」「いつまでも地域の中でくらす自立と安心のためのサービスを充実します」「尊厳あるくらしを支援します」「支え合いのしくみづくりをすすめます」という5つの目標の実現に向け、16の施策を進めてきました。このうち、3つの重点的取組を振り返ります。

第6期計画では重点的取組として『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり」「認知症高齢者への支援体制の充実」「地域における在宅療養支援体制の充実」の3つを位置づけ、進めてきました。第6期における取組と課題は次のとおりです。

重点的取組1	「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり
<p>【地域力を生かした支援体制の推進】</p> <p>〔第6期における取組〕</p> <ul style="list-style-type: none">●高齢者の生活を住民主体で支える体制の整備を進めるため、新宿区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置するとともに、区民や関係機関等で構成する「新宿区生活支援体制整備協議会」を立ち上げました。また、地域の見守り活動関係者との意見交換の場として、「高齢者見守り支え合い連絡会」を地域型高齢者総合相談センターが開催し、見守りネットワークの強化を図ってきました。 <p>〔残された課題〕</p> <ul style="list-style-type: none">●新宿区生活支援体制整備協議会で検討される地域課題等の解決に向けたしくみづくりを進め、実際の活動に結び付けていくことが求められています。また、見守りや支援を必要とする高齢者の情報が集まりやすい環境づくりを、高齢者総合相談センターを中心に、引き続き進めていく必要があります。 <p>【地域を支える担い手への支援の充実】</p> <p>〔第6期における取組〕</p> <ul style="list-style-type: none">●ふれあい・いきいきサロン、地域安心カフェ、高齢者クラブによる見守りや、ぬくもりだよりの配布など、様々な形で、多様な主体が地域の高齢者を支えています。●ボランティア活動のきっかけづくりと継続的な活動を支援するため、ボランティア・ポイント付与による支援を実施してきました。また、新宿区社会福祉協議会が運営する「新宿ボランティア・市民活動センター」では、地域の方々からのボランティア活動への相談に対応し、活動希望者の要望に合わせて活動につなぐよう支援してきています。 <p>〔残された課題〕</p> <ul style="list-style-type: none">●高齢者の生活を支援するためには、地域で活動する多様な担い手が活躍しやすいような環境を整えていくことが求められています。●ボランティア未経験者やボランティア活動の意向がない方が、経年比較で増加してきており、ボランティア活動への参加に向けた意識の醸成・普及啓発を行う必要があります。また、活動者が安心して継続的にボランティア活動が行える環境づくりを引き続き行っていく必要があります。	

重点的取組 2

認知症高齢者への支援体制の充実

【認知症高齢者の早期発見・早期診断へのしくみづくりの強化】

〔第6期における取組〕

- 認知症が疑われる高齢者の早期発見・早期診断につなげる体制づくりを進めるため、平成27年度から基幹型高齢者総合相談センターに、平成28年度からは地域型高齢者総合相談センターに、それぞれ認知症地域支援推進員を配置しました。また、平成28年度から、地域型高齢者総合相談センター9所に認知症初期集中支援チームを設置しました。
- 地域のかかりつけ医と高齢者総合相談センターとの連携を進めるため、もの忘れ相談の担当医を地域の認知症・もの忘れ相談医に依頼するとともに、平成28年度には、認知症サポート医を中心に、地域の関係機関と連携して、認知症高齢者に関わる機関向けに「認知症診療連携マニュアル」を作成しました。

〔残された課題〕

- 認知症高齢者の早期発見・早期診断をさらに推進し、医療と福祉・介護の専門職が連携するとともに、状態に応じて適切な医療・介護サービスに結びつける必要があります。また、高齢者総合相談センターでの認知症に関する相談が年々増加しており、相談支援体制の充実が必要です。

【認知症を正しく理解し適切に対応できる地域づくりの推進】

〔第6期における取組〕

- 平成28年度に、地域型高齢者総合相談センターごとに「地域版認知症ケアパス」を作成し、区民に情報提供を行ってきました。また、認知症についての正しい理解や対応の仕方、医療やサービス等の情報を掲載した、「認知症安心ガイドブック」を毎年作成し、配布してきました。
- 認知症高齢者を支えるしくみづくりとして、認知症サポーター養成講座を開催し、これまでに1万8,000人を超える認知症サポーターが誕生しました。また、認知症サポーターに対して、声かけ訓練等を取り入れたフォローアップ講座を定期的実施し、地域での身近な活動を推進してきました。

〔残された課題〕

- 認知症高齢者を支えるしくみづくりを進めるために、認知症高齢者と介護者の支援に携わる関係者のネットワークづくりを推進するとともに、地域全体、子どもから大人まで幅広く、認知症に対する理解を促進していく必要があります。

重点的取組 3

地域における在宅療養支援体制の充実

【在宅療養体制の構築】

〔第6期における取組〕

- 地域保健医療体制整備協議会や在宅療養専門部会、各種連携会議において在宅療養支援体制の推進に向けた協議を行い、体制強化を図りました。
- 地域を網羅した在宅医療・介護資源のマップを作成して関係機関へ情報提供を行うとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携しながら在宅医療・介護相互のネットワークの構築を図りました。
- 交流会や研修会を開催し、在宅医療と介護関係者の顔の見える連携を推進しました。
- 在宅医療相談窓口と高齢者総合相談センターが連携し、区民や医療機関からの相談を受け、コーディネートを行うとともに、がん療養相談窓口、在宅歯科相談窓口を設け、医療を中心とした専門的な相談に応じてきました。

〔残された課題〕

- 在宅医療体制を構築するためには、区、各団体、各職種それぞれの取組において構築された在宅医療・介護ネットワークを有機的に連携させるなど、さらに有効に機能させていくための取組が必要です。また、在宅療養支援診療所や在宅医を増やすための取組や、かかりつけ医が在宅医療を行いやすい体制整備が必要です。
- 在宅療養に関わる相談窓口について、その機能などを区民により広く知ってもらい、気軽に活用してもらうための周知が必要です。
- 今後、がんの治療や療養を行う区民が増えることが見込まれることから、相談や緩和ケアを受けられるよう、引き続き体制を整備していく必要があります。

【在宅療養に関わる専門職のスキルアップ】

〔第6期における取組〕

- 医療・介護関係職種を対象にして、様々な連携強化やスキルアップのための研修会を開催してきました。

〔残された課題〕

- 病院と地域の連携強化、多職種連携の推進、医療と介護の相互理解を深めるための研修が求められています。また、参加しやすい研修内容等の工夫が必要です。

【在宅療養に対する理解の促進】

〔第6期における取組〕

- 「在宅療養ハンドブック」や「在宅医療・介護資源マップ」等の配布や、地域学習会等の開催を通して、普及啓発を行ってきました。また、がん患者・家族のための講座を開催し、知識の普及とともに、同じ健康不安や思いを語り合う場を設けてきました。

〔残された課題〕

- 在宅療養の知識や理解促進に向けて、さらに幅広く普及啓発を行う必要があります。

第2章

計画の基本的考え方

第2章 計画の基本的考え方

第1節 基本理念・基本目標

1. 第7期における基本理念及び平成37（2025）年の地域の将来像

新宿区では、基本構想に掲げる平成37（2025）年にめざすまちの姿と整合が保たれた「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす」を基本理念に掲げ、重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・生活支援・介護予防・医療・介護が連携し、一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けて取組を進めてきました。この基本理念には、自己選択、個人の尊厳、互助・共助を含めた支え合いを土台としたまちづくりへの強い思いが込められています。

第7期計画では、これまでの理念や取組を発展的に受け継ぎながら、団塊の世代すべてが75歳以上に達する平成37（2025）年を見据えて、「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会」の実現を目指し、総合的に施策を推進していきます。また、この基本理念とともに、3つの「めざす将来像」を定めています。

1点目の「だれもが互いを尊重し 支え合うまち」は、今後、高齢者人口や一人暮らし高齢者が増加することが見込まれている現状を踏まえ、地域コミュニティにおける支え合いのしくみづくりをさらに充実していくことを示しています。この将来像は、以下の2つの将来像の土台となるものです。

2点目の「心身ともに健やかに いきいきとくらせるまち」は、高齢期の特性を踏まえた健康づくりや介護予防を進めるとともに、社会参加と生きがいづくりへの支援を進めていくことを示すものです。

3点目の「支援が必要になっても 生涯安心してくらせるまち」は、要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で人生の最期まで暮らせるまちづくりを目指すものです。区のどこにいても、支えが必要なときには、誰もが適切なサービスを受けられ、いきいきと暮らすことができる地域づくりを目指して、本計画を進めていきます。

基本理念

だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす

めざす 将来像

- ・だれもが互いを尊重し 支え合うまち
- ・心身ともに健やかに いきいきとくらせるまち
- ・支援が必要になっても 生涯安心してくらせるまち

2. 基本目標

第6期計画における基本目標のうち、「尊厳ある暮らしを支援します」と「支え合いのしくみづくりをすすめます」を統合し、第7期では「支え合いの地域づくりをすすめます」としました。また、「いつまでも地域の中でくらす自立と安心のためのサービスを充実します」は、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる体制づくりを進めるため、「最期まで地域の中で自分らしくくらすよう 在宅療養支援体制を推進します」と変更しました。

基本目標 1	支え合いの地域づくりをすすめます
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、公的なサービスが充実していることに加え、地域での見守りや支え合いの活動が不可欠です。そのために、高齢者自身も「地域の担い手」として活躍するしくみづくりを進め、地域の多様な社会資源（NPO、民間企業、社会福祉施設など）の有機的な連携により、互いに支え合う地域社会の実現を目指します。	
基本目標 2	社会参加といきがづくりを支援します
高齢期の生活の質（QOL）を高めるためには、社会との関わりを持ちながらこれまで得た知識や経験を活用し、生涯を通して新たなことにチャレンジしていくことが大切です。多様化した高齢者のライフスタイルやニーズに対応した社会参加や、社会貢献、就労などの活動支援を展開します。	
基本目標 3	健康づくり・介護予防をすすめます
高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けるには、高齢期の特性を踏まえた健康づくりが必要です。そのために、要介護の原因となるロコモティブシンドローム ¹ の予防など健康づくりの普及啓発や機会の提供を行うとともに、地域全体で健康づくりや介護予防に取り組むことができるようなしくみづくりを進めていきます。	
基本目標 4	最期まで地域の中で自分らしくくらすよう 在宅療養支援体制を推進します
支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で生涯安心してその人らしく暮らしていけることが大切です。そのため、一人ひとりのニーズに応じた医療と介護の連携による切れ目のないサービスや、区独自の支援サービスを提供します。また、高齢者のニーズに応じた住まいの確保を支援し、区の特性にあった地域包括ケアシステムの実現を目指します。	

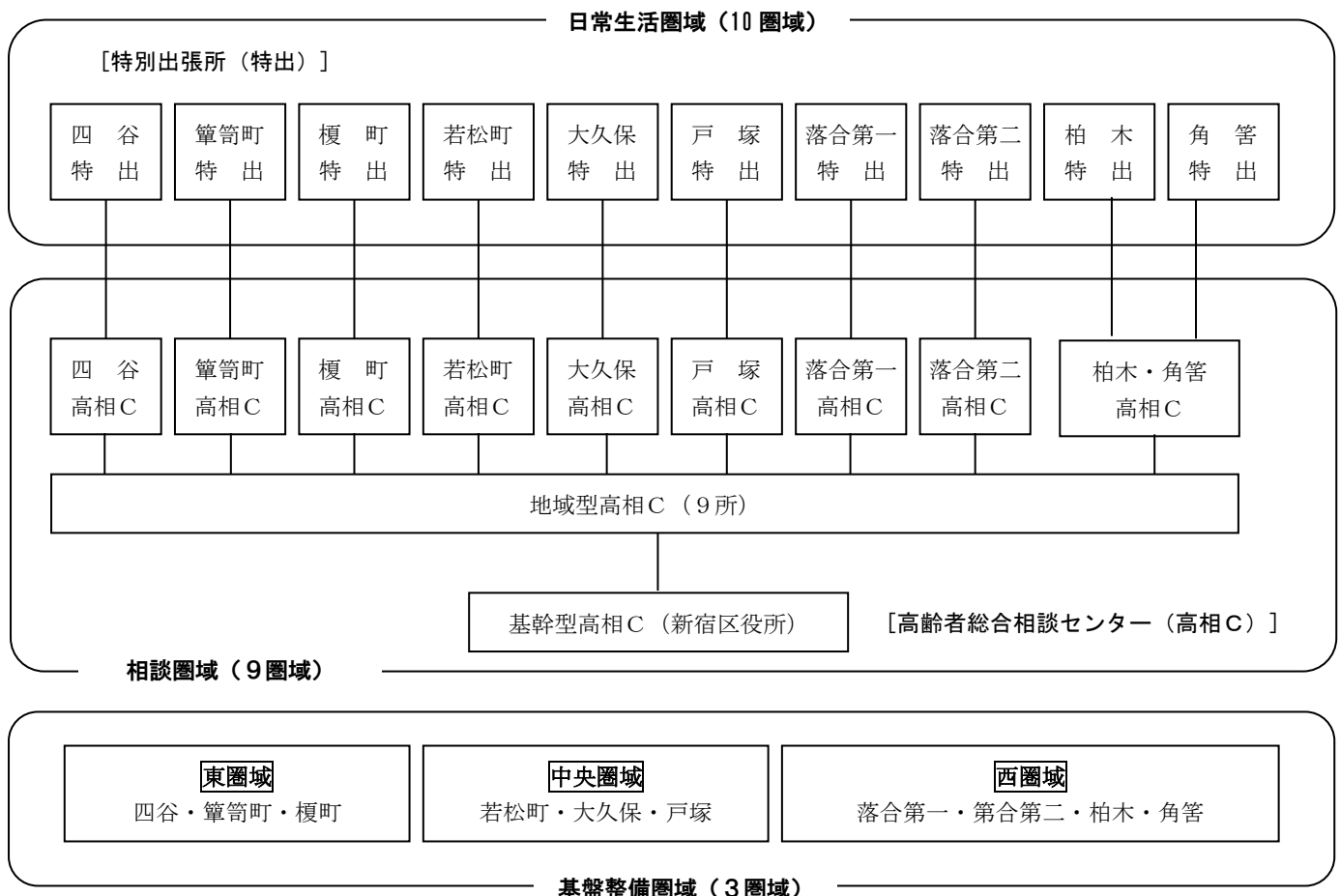
¹ロコモティブシンドローム：関節の痛みや筋力の低下などにより、歩く力が衰えた状態のことで、略して「ロコモ」と呼ばれています。

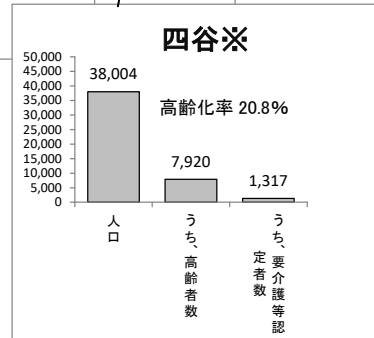
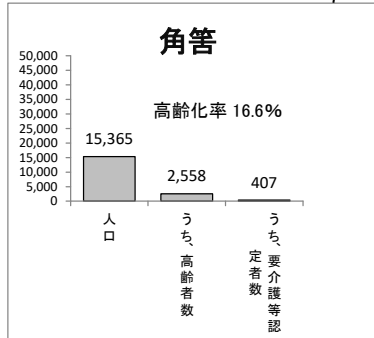
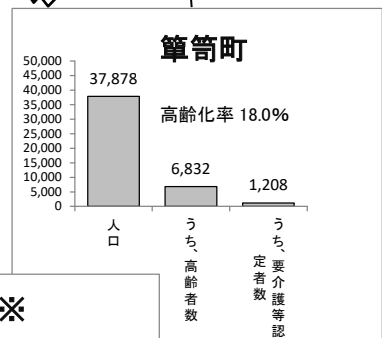
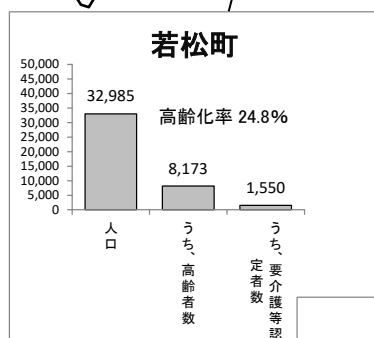
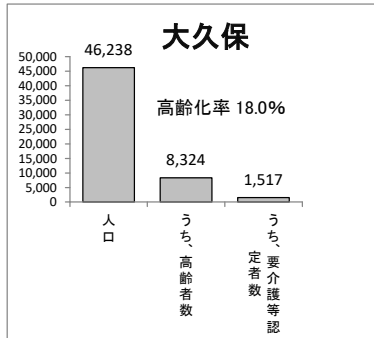
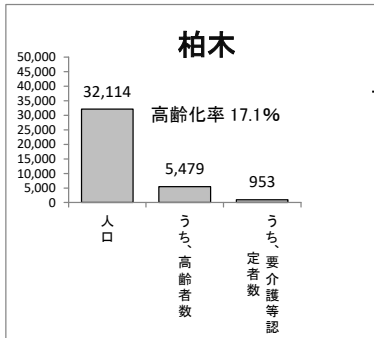
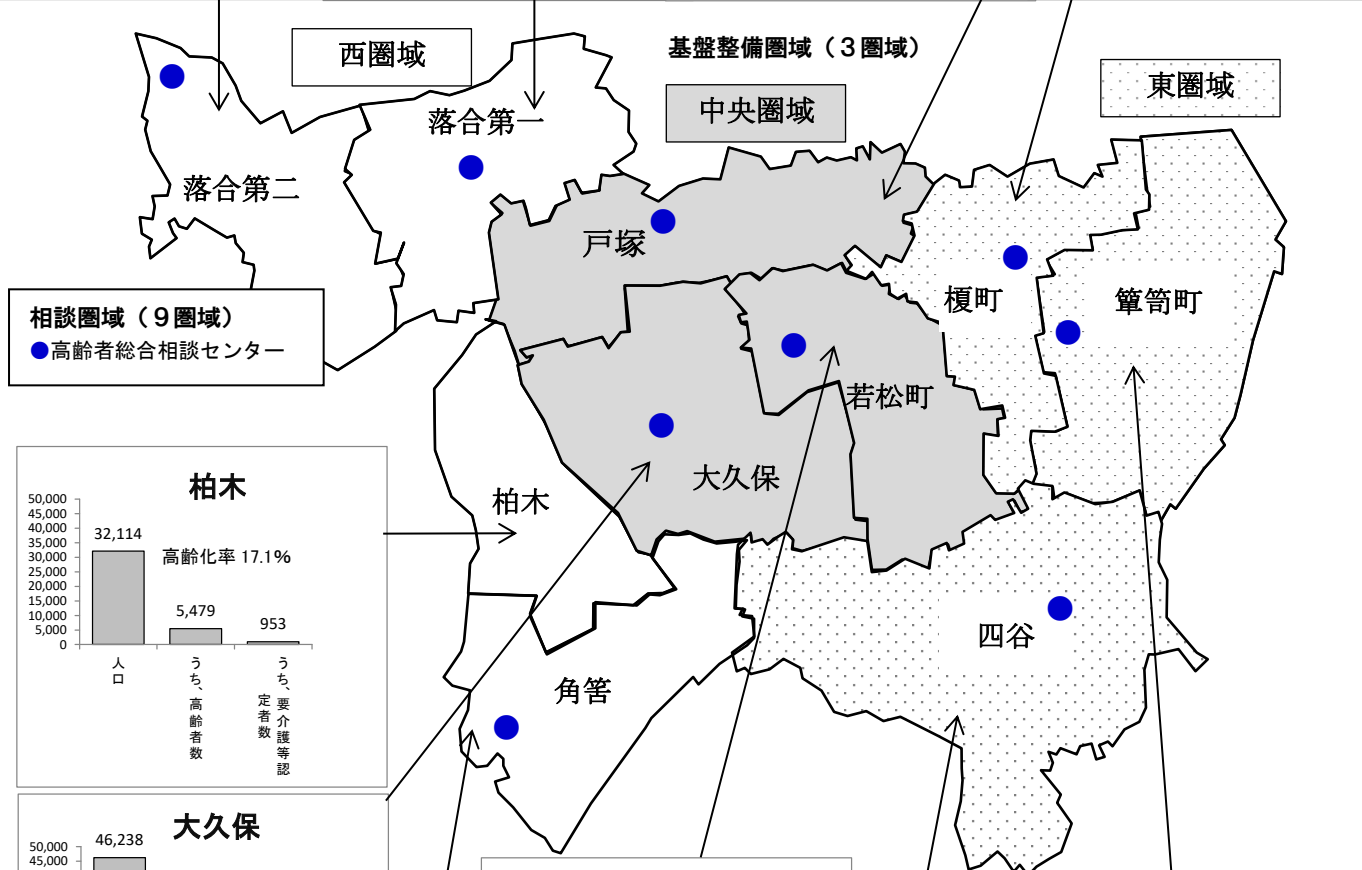
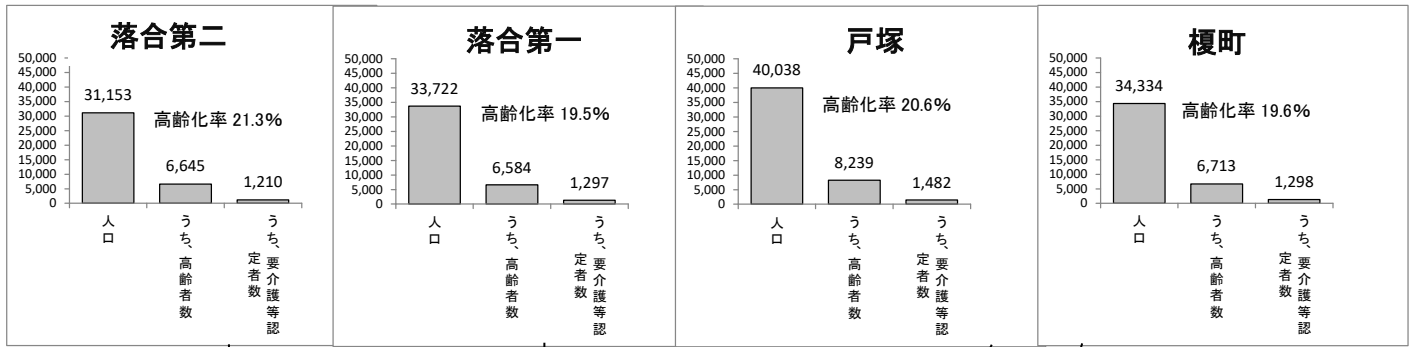
第2節 新宿区における地域包括ケアシステムの現状と今後の方向性

1. 日常生活圏域と高齢者総合相談センターの設置

「日常生活圏域」とは、地域包括ケアシステムの実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位で、国では概ね30分以内にサービスが提供される範囲としています。

新宿区では、高齢者人口や、民生委員・児童委員、町会・自治会、地区協議会などの地域における活動の単位を考慮して、特別出張所管轄10区域を「日常生活圏域」（四谷、笹笥町、榎町、若松町、大久保、戸塚、落合第一、落合第二、柏木、角筈）と位置付けています。また、この区域を「相談圏域」として捉え、身近なところで相談やサービスが受けられるよう、高齢者総合相談センターを配置していますが、人口規模等を勘案して、現時点では柏木と角筈は1つの高齢者総合相談センターで対応しています。また、新宿区役所に基幹型高齢者総合相談センターを設置し、地域型高齢者総合相談センターへの後方支援や総合調整等を行っています。さらに、区内を東・中央・西の3つの圏域に分け、「基盤整備圏域」として、施設やサービスの整備を進めています。





※区役所エリアを含む

●日常生活圏域別の高齢者人口及び高齢化率●
(平成 29 年 10 月 1 日現在の実績)

2. 地域支援事業の現状

地域支援事業は、平成18（2006）年度に介護保険制度内で新設された事業で、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」「包括的支援事業」「任意事業」で構成されています。

地域支援事業については、平成27（2015）年4月の介護保険法の改正で、大幅な見直しがありました。それにより、新宿区では総合事業を平成28（2016）年4月から開始しています。

（1）介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施

総合事業は、各区市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものです。

総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されています。

事業名	取組内容
介護予防・生活支援サービス事業	<p>要介護状態となることを予防し、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援する事業です。対象者は、要支援1・2の認定を受けた方もしくは基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された65歳以上の方（事業対象者）です。</p> <p>サービスの種類は訪問型サービスと通所型サービスがあり、それぞれ、総合事業導入前に要支援1・2の認定者が利用していた予防給付の訪問介護、通所介護に相当するものです。なお、住民等の多様な主体の参画という観点から、区の研修を修了した生活援助員等が利用者宅を訪問して生活援助（掃除、洗濯、調理、生活必需品の買い物等の支援）を行う生活援助サービスなども開始しています。</p>
一般介護予防事業	<p>介護予防や日常生活の自立に向けた取組や、地域の介護予防活動等に対して支援を行う事業です。対象者は、65歳以上の方や、65歳以上の方の支援のための活動に関わる方です。</p> <p>介護予防普及啓発事業として、事前申し込みが必要で有料の介護予防教室と、事前申し込みが不要で無料の介護予防教室などを行っているほか、地域介護予防活動支援事業として、介護予防のための体力測定事業や、新宿いきいき体操の普及啓発などを行っています。</p>

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業では、以下の4つの取組を行います。

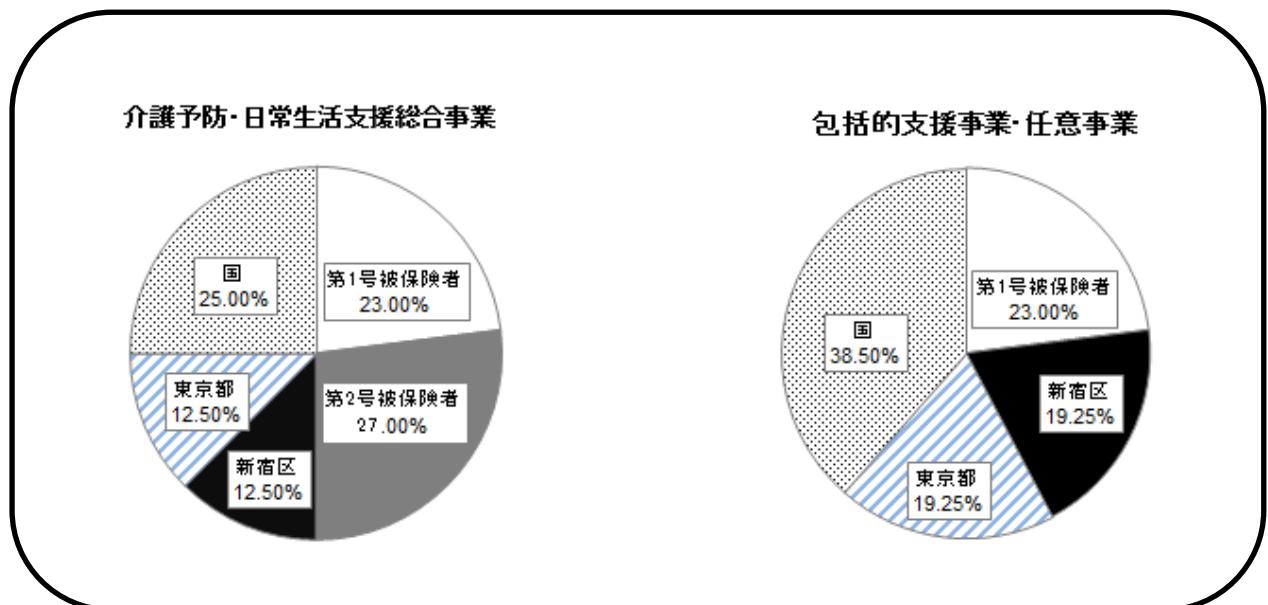
事業名	取組内容
高齢者総合相談センター事業	区内10か所に設置している高齢者総合相談センターの相談機能をさらに充実させるとともに、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールとなる「地域ケア会議」を開催します。
在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療・介護サービス資源の把握や情報の共有、在宅医療・介護連携に関する相談受付、在宅医療・介護関係者の研修などを行います。
認知症総合支援事業	認知症が疑われる高齢者の早期発見・早期診断につなげる体制について、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの設置により、充実を図っていきます。
生活支援体制整備事業	高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、区が「生活支援コーディネーター」及び「新宿区生活支援体制整備協議会」を設置し、新宿区社会福祉協議会や関係機関と連携しながら、地域におけるコミュニティの活性化や住民等が主体となった多様な生活支援の充実など、支え合いの地域づくりを促進する取組を進めます。

(3) 任意事業

任意事業では、家族介護支援事業、介護給付等費用適正化事業、成年後見審判請求事務等を実施します。

(4) 財源構成

財源構成は以下のとおりです。



3. 今後の方向性

第6期計画では「『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり」「地域における在宅療養支援体制の充実」「認知症高齢者への支援体制の充実」の3つを重点施策として進めてきました。

新宿区総合計画では基本政策として「暮らしやすさ1番の新宿」を目指しています。その中で保健福祉分野では「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実」「住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進」「地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」「地域での生活を支える取組みの推進」を個別施策として掲げています。

超高齢社会を迎え、区民が生涯を通じて健やかで心豊かな生活ができるよう、健康寿命のさらなる延伸を目指す取組が重要です。そのためには、個人の健康づくりの取組を支援するだけでなく、健康を意識せずとも健康づくりが行えるような地域社会全体の取組による環境整備が必要になってきます。

第7期計画では、これらを受けて「健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸」を新たに重点施策として掲げました。また、第6期計画の重点施策であった「地域における在宅療養支援体制の充実」は、地域包括ケアの基盤として進めていくことから、基本目標に「最期まで地域の中で自分らしくくらすよう在宅療養体制を推進します」を位置付け、より上位の視点から支援体制づくりを進めていきます。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加していく今後に向けて、地域コミュニティにおける支え合いのしくみづくりをさらに充実するとともに、認知症高齢者を地域で支える体制づくりを進めていく必要があることから、「『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり」と、「認知症高齢者への支援体制の充実」については、引き続き重点施策とします。

第7期計画では、以上の3施策を重点施策として位置づけ、より多くの区民を対象とする「地域づくりの計画」として、取組を進めていきます。

【第6期と第7期の重点的取組】

第6期計画(平成 27～29 年度)	第7期計画(平成 30～32 年度)
「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり	「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり
地域における在宅療養支援体制の充実	健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸
認知症高齢者への支援体制の充実	認知症高齢者への支援体制の充実

第3章

高齢者保健福祉施策の推進

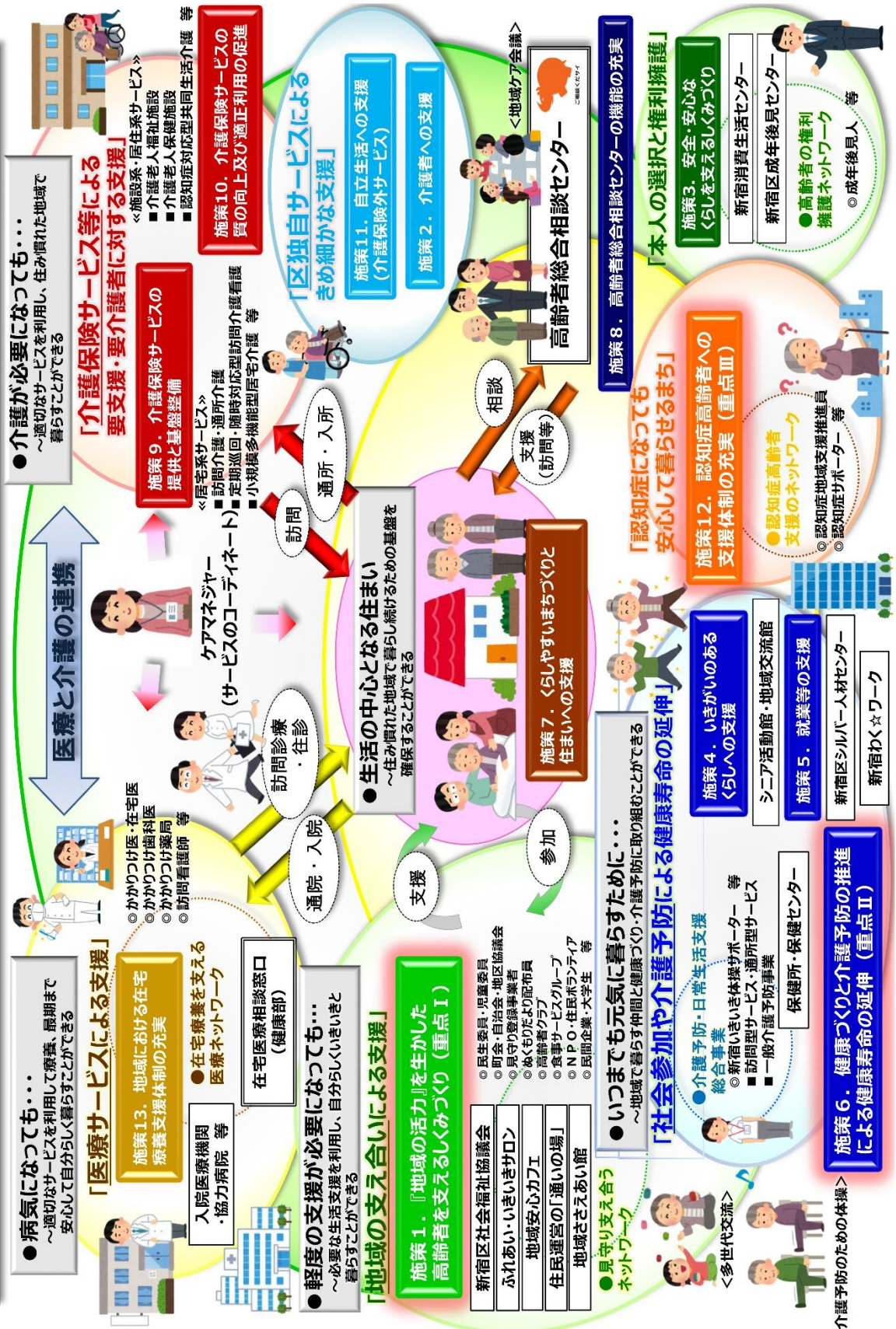
第3章 高齢者保健福祉施策の推進

第1節 高齢者保健福祉施策の体系

次のような体系で進めていきます。(※太枠の施策は重点的取組)

基本理念	めざす将来像	基本目標	13の施策
<p>だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす</p>	<p>だれもが互いを尊重し 支え合うまち</p>	<p>支え合いの地域づくりをすすめます</p>	<p>1. 「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり【重点施策Ⅰ】</p> <p>2. 介護者への支援</p> <p>3. 安全・安心な暮らしを支えるしくみづくり</p>
	<p>心身ともに健やかにいきいきとくらせるまち</p>	<p>社会参加といきがづくりを支援します</p>	<p>4. いきがいのある暮らしへの支援</p> <p>5. 就業等の支援</p>
	<p>支援が必要になっても生涯安心してくらせるまち</p>	<p>健康づくり・介護予防をすすめます</p> <p>最期まで地域の中で自分らしくくらすよう 在宅療養支援体制を推進します</p>	<p>6. 健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸【重点施策Ⅱ】</p> <p>7. くらしやすいまちづくりと住まいへの支援</p> <p>8. 高齢者総合相談センターの機能の充実</p> <p>9. 介護保険サービスの提供と基盤整備</p> <p>10. 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進</p> <p>11. 自立生活への支援（介護保険外サービス）</p> <p>12. 認知症高齢者への支援体制の充実【重点施策Ⅲ】</p> <p>13. 地域における在宅療養支援体制の充実</p>

新宿区の地域包括ケアシステムにおける高齢者保健福祉施策の位置付け



施策ごとの指標の設定

本計画では、施策ごとに、進捗状況（成果）を評価し、達成状況を把握するため指標（数値目標）を設定しています。

※【調査】の現状は「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査結果です。

施策	指標	現状 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
1. 「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり	通いの場等支援団体数	—	10団体
	【調査】地域のつながり（住民同士の助け合い・支え合いなど）を実感している高齢者の割合（一般高齢者調査）	52.6%	60%
	【調査】地域活動参加者の割合（一般高齢者調査）	20.1%	25%
2. 介護者への支援	介護者講座・家族会参加者数	延べ770人	延べ900人
3. 安全・安心な暮らしを支えるしくみづくり	災害時要援護者名簿の新規登録者数	262件	300件
	新宿区成年後見センターへの新規相談件数	279件	300件
4. いきがいのある暮らしへの支援	地域交流館等の利用者数	471,116人	501,470人
5. 就業等の支援	シルバー人材センターの受託件数	13,038件	シルバー経営計画 策定後設定 (H29.2策定予定)
6. 健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸	「(仮称) しんじゅく100歳トレーニング」に住民主体で継続的に取り組むグループ数及び参加者数	—	10グループ 120人
	【調査】介護予防に関心のある高齢者の割合（一般高齢者調査）	82.8%	85.0%
	健康づくりと介護予防活動支援事業を利用している団体数	32団体	50団体
7. 暮らしやすいまちづくりと住まいへの支援	住宅相談開催数	44回	88回
8. 高齢者総合相談センターの機能の充実	【調査】高齢者総合相談センターの認知度（一般高齢者調査）①名称②機能③場所	①37.1% ②29.6% ③26.2%	①50.0% ②50.0% ③50.0%
9. 介護保険サービスの提供と基盤整備	【調査】在宅生活の継続意向（要支援・要介護認定者調査）	84.9%	88%
10. 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進	【調査】介護保険サービスの総合的な利用満足度（無回答を除く「満足」「おおむね満足」の割合）（要支援・要介護認定者調査）	89%	90%
11. 自立生活への支援（介護保険外サービス）	【調査】健康や福祉サービスに関する情報量の充実度（要支援・要介護認定者調査）	56.9%	60%
12. 認知症高齢者への支援体制の充実	認知症サポーター養成数（累計）	17,751人	23,000人
	認知症高齢者に関する対応力を向上する研修を受講したかかりつけ医の実人数	65人	80人
	認知症サポート医による高齢者総合相談センター支援か所数	—	10所
13. 地域における在宅療養支援体制の充実	【調査】「自宅での療養が実現可能だと思う」と回答した割合（一般高齢者調査）	13.6%	20%
	在宅医療相談窓口の相談人数	延べ530件	延べ600件

施策ごとのページの見方（例）

施策1 「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり

施策1の概要や目的が記載してあります。

① 現状とこれまでの取組

- ・施策の取組状況が記載してあります。
- ・関連する「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」結果も記載してあります。

② 課題

- ・取組上の課題が記載してあります。

③ 今後の取組の方向性

- ・取組の方向性が記載してあります。

④ 施策を支える事業

■事業ごとに「目標値」を掲げています。（事業の性質上、数値目標がなじまないものは「－（ハイフン）」で表記しています）

・主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成28年度 見込	平成32年度 目標
事業名 実行計画 担当課名	事業の内容	現状	目標

・関係団体による事業 上記と同様

■事業名の**実行計画**は、新宿区第一次実行計画（平成30～32年度）の対象事業です。

⑤ 指標

- ・施策ごとに設定した「指標」を掲げています。

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
指標とする項目内容	現状	目標

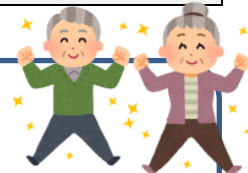
第2節 重点的に進めていく3施策

重点施策Ⅰ 「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、介護保険サービスや区独自のサービスが充実していることに加え、高齢者も含めた区民が主体的に地域の担い手となって、お互いに生活を支援する体制を整備していく必要があります。新宿区における多様な社会資源と、地域で活動する多くの人々による『地域の活力』を生かし、区と区民等が一体となって、高齢者を地域で見守り支え合うしくみづくりを進めます。

本施策の事例

「地域の支え合いの中で、自分らしくいきいきと暮らす」



Aさんは、区内のアパートで一人暮らしをする80代の女性。要支援1の認定を受けており、週に一度来てくれるヘルパーさんが掃除などの家事援助をしてくれています。

近所の人たちとは付き合いも長く、一緒に散歩に出かける仲間がいます。体調の悪いときは、近所の人が代わりに買い物①をしてくれることもあります。アパートの大家さんも高齢者の一人暮らしに理解があり、たまに声をかけてくれます②。

また、月に2回、ぬくもりだより③を持って訪ねて来てくれるボランティアさんと話すのも楽しみにしています。

今度、いつも自分のことを気にかけてくれている近所のBさんが旗振り役になって、自分のような、少しだけ手助けの必要な人が集まる「通いの場」④を始めると聞きました。区がそうした活動を支援してくれるようです。Bさんも以前は要支援の認定を受けてデイサービスに通っていたことがあったので、Aさんにも元気になってもらいたいと思っています。Bさんからは、「Aさんが通って来てくれたら、Aさんが他の利用者のためにできることがある⑤と思うから、ぜひ来てほしい」と言われています。Aさんは、「Bさんが運営するなら信頼できるし、自分も誰かの役に立てるなら、行ってみようかな」と、今から期待をふくらませています。

Aさんは、このように、地域のさまざまな人とつながり、見守られながら、自分らしい充実した生活を送っています。

【解説】

①②…いずれも「地域の支え合い」です。見守りという側面もあります。

③…75歳以上の一人暮らし高齢者のうち、高齢者向け情報紙（ぬくもりだより）の訪問配布による見守りを希望する方を対象に、毎月2回訪問しています。

④…介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型住民主体型サービス」です。

⑤…「支える側」「支えられる側」という関係ではなく、活動に主体的に参加していくことにより、役割を持つことができます。

※上記のような要支援の方だけが本施策の対象ということではありません。

①現状とこれまでの取組

<地域支え合いの推進体制づくり>

- 新宿区の人口は、今後、年齢構成が大きく変化し、年少人口と生産年齢人口の割合が低下する一方、75歳以上の高齢者人口の割合は大きく上昇すると予測されています。また、一人暮らし高齢者についても、増加が見込まれています。高齢者を取り巻く環境の変化に備え、地域による高齢者への見守りや支え合いが一層重要となります。
- 高齢者の生活を支えるサービス等の充実及び支え合いの推進のために、平成28年度から新宿区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを、地域型高齢者総合相談センターに生活支援担当者を、それぞれ配置しています。
- 日常生活を送る上で必要な支援の充実・強化について検討を行うため、区民や関係機関等で構成する「新宿区生活支援体制整備協議会」を平成28年度に立ち上げました。協議会では、それぞれの地域課題をもとに、住民同士の支え合いによるまちづくりについての啓発活動や、居場所づくりの必要性などが話し合われています。

<地域を支える多様な担い手>

- ふれあい・いきいきサロン、地域安心カフェ、高齢者クラブによる見守りや、食事サービスグループの活動など、様々な形で、多様な主体が地域の高齢者を支えています。
- ボランティア活動のきっかけづくりと継続的な活動を支援するため、施設ボランティアや、地域見守り協力員等へのボランティア・ポイント付与による支援を実施しています。
- 高齢者及び介護者の交流や相談の場として定期的に行われている地域安心カフェについて、広報しんじゅく等による周知やボランティア向けの研修を行うことにより、運営を支援しています。

<高齢者を支える見守り施策>

- 75歳以上の一人暮らし高齢者のうち、高齢者向け情報紙（ぬくもりだより）の訪問配布による見守りを希望する方を対象に、毎月2回訪問し、安否確認及び見守りを行っています。
- 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上の高齢者のみの世帯等のうち、見守りを希望する方を対象に、地域見守り協力員が定期的に訪問し、安否の確認及び見守りを行い、孤独感の解消及び事故の未然防止を図る事業を、新宿区社会福祉協議会に委託して実施しています。
- 新聞販売店や郵便局等、高齢者に身近な民間事業者が、高齢者見守り登録事業者とし

て、通常業務の範囲内で気づいた高齢者に関する異変を高齢者総合相談センターへ連絡する等、地域における支え合いの輪を広げています。

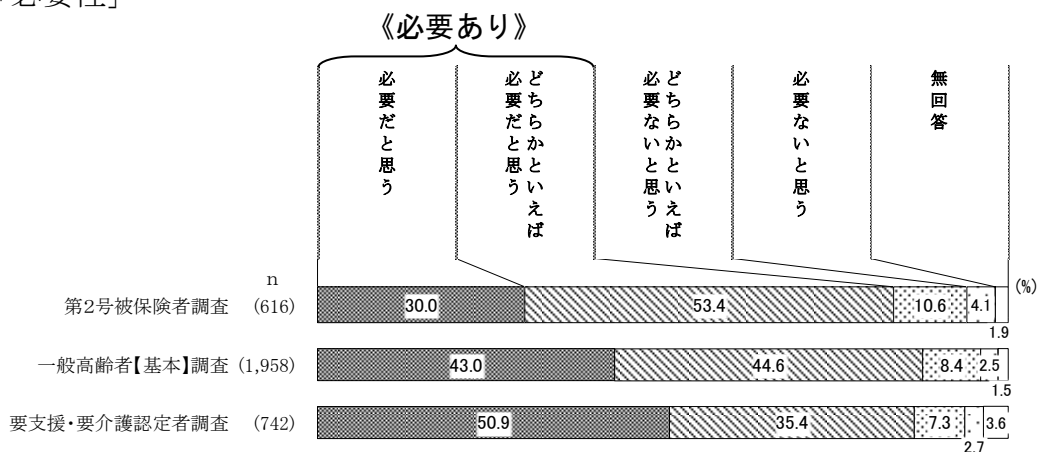
■75歳以上の高齢者のうち、後期高齢者医療や介護保険サービス等の利用がない方を対象とした安否確認を、3年毎に実施しています。

■地域の高齢者見守り活動に関わる民生委員・児童委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者見守り登録事業者及び地域ボランティア等による区民参加型の「高齢者見守り支え合い連絡会」を開催し、意見交換等を行いながら、地域における見守り支え合いの輪の充実を図っています。

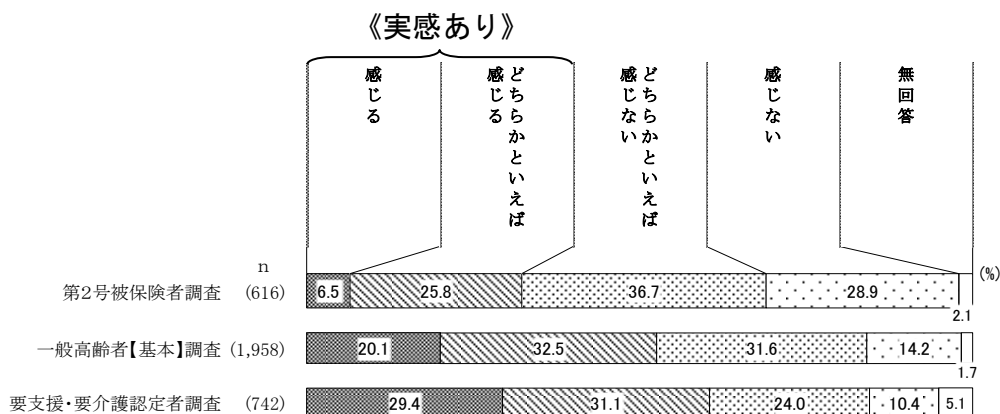
平成28年度「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では・・・

★地域のつながりの必要性と実感＜一般高齢者【基本】調査＞

「必要性」

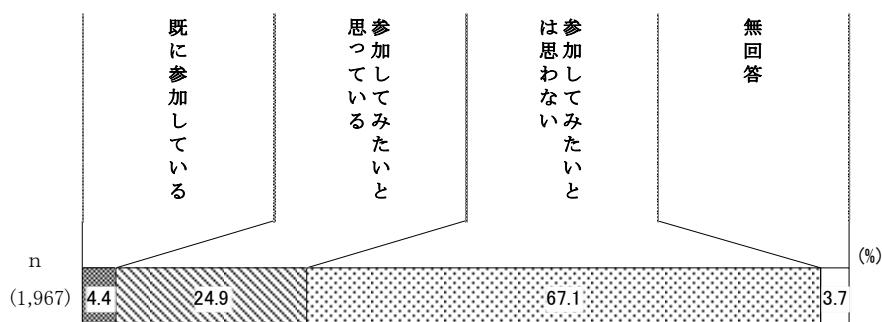


「実感」



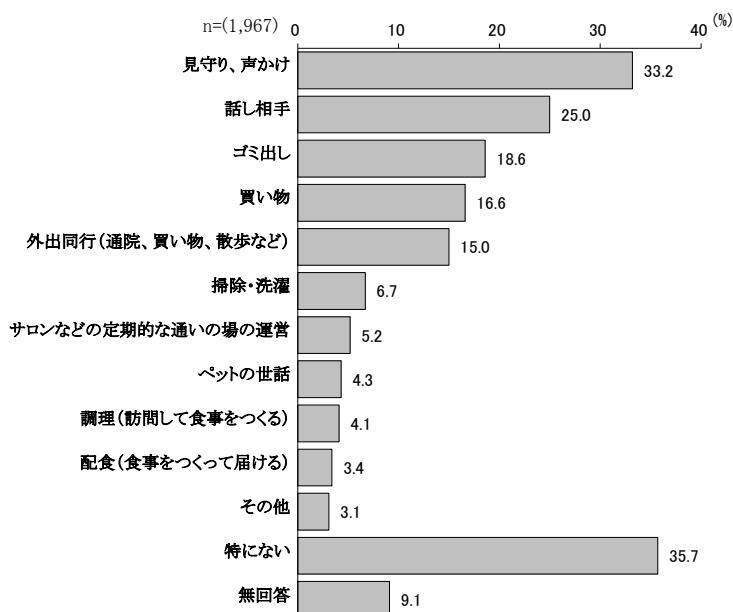
一般高齢者（要支援・要介護認定等を受けていない高齢者）の87.6%が「地域のつながりは必要」と回答しているのに対し、「地域のつながりを実感している」と回答した割合は52.6%にとどまっています。他の調査でも同様の傾向があります。

★高齢者の身の回りの世話やボランティア活動への参加意向<一般高齢者【重点】調査>



高齢者の身の回りの世話やボランティア活動への参加意向をたずねたところ、「参加してみたいとは思わない」(67.1%)が6割台半ばを超え最も高く、次いで、「参加してみたいと思っっている」(24.9%)、「既に参加している」(4.4%)の順となっています。

★自分が担うことができそうな支援・サービス(複数回答)<一般高齢者【重点】調査>



自分が担うことのできそうな支援・サービスについてたずねたところ、「見守り、声かけ」(33.2%)が3割台半ば近くで最も高く、次いで、「話し相手」(25.0%)、「ゴミ出し」(18.6%)の順となっています。

②課題

<地域支え合いの推進体制づくり>

■高齢化が進行する中、地域で自分らしく安心して暮らし続けるには、介護サービス等の充実に加え、元気な高齢者をはじめとした、地域を支える担い手の存在が重要とな

ります。しかし、平成 28 年度に実施した「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」によると、高齢者の身の周りの世話や生活を支援するボランティア活動への参加意向として、一般高齢者の 67.1%が「参加してみたいとは思わない」と回答しています。

- 同調査によると、一般高齢者の「自分が担うことができそうな支援・サービス」としては、「見守り・声かけ」が最も高い結果となっています。一方で、要支援・要介護認定者調査で「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」は、「掃除・洗濯」「買い物」「外出同行」と続き、担い手ができると感じている支援と、実際に必要とされている支援の間にギャップがあります。
- 高齢者が暮らす身近な地域で、その地域の課題に合わせたサービスや支援を創出していく必要があることから、地域を支える担い手となる地域団体等、多様な主体へ働きかけを行う必要があります。

<地域を支える担い手への支援の充実>

- 高齢者を地域で支えるためのしくみづくりをさらに進めるため、民生委員・児童委員、ボランティア、高齢者見守り登録事業者等による地域の力を生かした支援体制の強化を図るとともに、地域を支える担い手への支援の充実を図っていく必要があります。
- ボランティア未経験者や、ボランティア活動への参加意向がない方の割合が、経年比較で増加しています。ボランティア活動への参加に向けた意識の醸成・普及啓発を行うほか、ボランティア活動、地域活動に関する周知や適切な助言、講座の実施など活動者が安心してボランティア活動を継続できる環境づくりを引き続き行っていく必要があります。また、潜在的に存在している多様な担い手の掘り起しと広範な世代の人材確保のため、活動に関する情報提供、活動場所のコーディネート、継続的な活動支援等、気軽にボランティア活動に参加できるような支援を行う必要があります。
- 高齢者の生活を支援するためには、地域で活動する多様な担い手、団体が活躍しやすいしくみ、環境を整えたうえで、多世代交流を視野においた住民同士の支え合いが必要となります。

<見守り体制のさらなる充実>

- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に対応し、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるため、見守り体制のさらなる充実を図る必要があります。
- 情報紙の配布員や高齢者見守り登録事業者等の「気付き」を高齢者の孤独死防止につなげるため、高齢者の見守り活動中に得た情報や安否確認が必要な異変等を、速やかに高齢者総合相談センターへ連絡するよう、引き続き見守りの担い手に周知していく必要があります。

③今後の取組の方向性

<地域支え合いの推進体制づくり>

- 世代に関わらず一人ひとりが役割を持ち、互いに助け合い、支え合う「地域支え合い活動」をさらに推進していきます。活動の担い手でもあり、受け手でもある高齢者が主体的に参加し、担っていく「地域支え合い活動」を推進することにより、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせる地域づくりを進めていきます。
- 今後は、買い物や掃除の援助等、日常生活に軽度の支援が必要な方については、できる限り地域の支え合いの中で生活支援が行われることが重要になります。一方で、排せつや食事介助等の援助が必要な方については、専門技術を持った介護事業者のヘルパー等が支援を行うような役割分担が必要になります。そのことについて、関係機関や区民に対し、さらなる普及啓発を図っていきます。
- 新宿区生活支援体制整備協議会等で地域の課題を共有し、解決にあたって必要になる資源やしくみを検討していくとともに、そうした課題等について区民が活発な議論を行い、活動を創出しやすい環境を整えていきます。また、支え合い活動の主体となる人材の確保、育成を行うなど、区民が主体的に地域支え合いの担い手となって、高齢者の生活を支援する体制を整備していきます。
- 新宿区社会福祉協議会に設置した生活支援コーディネーターが、地域型高齢者総合相談センターをはじめとする関係機関と連携して地域づくりを推進することができるよう、高齢者総合相談センターの体制の充実を図っていきます。
- 「地域支え合い活動」を推進するため、活動の拠点となる高齢者活動・交流施設の機能拡充等を図ります。

<地域を支える担い手への支援の充実>

- ボランティア活動者の拡大に向け、ボランティアポイント制度のあり方を検討するなど、未活動者がボランティアに興味を持つきっかけをつくるための取組を行っていきます。
- 高齢者が歩いて通える範囲に「通いの場」を確保するため、その運営を担う住民に対し、活動の立ち上げから継続まで、包括的な支援を行っていきます。また、地域で活動を希望する住民が活動場所を確保しやすくなるよう支援していきます。
- 地域を支える担い手の活動を支援するための拠点、相談支援体制の整備を行っていきます。

<見守り体制のさらなる充実>

- 見守りキーホルダー事業の実施による身元確認のしくみづくりを行うことにより、徘徊のおそれがある認知症高齢者の家族や、外出先での体調悪化が懸念される高齢者の不安を解消し、見守り体制のさらなる充実を図ります。
- 認知症サポーター養成講座等の様々な場を活用して、高齢者を見守るポイントや、異変に気付いた際の連絡先などを区民等に周知することで、高齢者をゆるやかに見守る体制づくりを進めていきます。
- 高齢者見守り支え合い連絡会の開催や、高齢者総合相談センターと民生委員・児童委員、ボランティアや高齢者見守り登録事業者等との連携により、地域での支え合いのネットワークを充実していきます。

トピックス

ぬくもりだよりの配布

第249号 平成29年12月15日発行
発行：新宿区福祉部高齢者支援課
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1
TEL 3209-1111 FAX 5272-0352

ぬくもりだより

◆思いやれないほどの問題を次々
買わされた……
◆無料点検のはずが、高額な修理
工事が必要だと迫られた……
◆無料は無料だったのに、結局、
強引に契約させられた……
こうした悪質商法は突然身近
にやってきます。

「悪質商法かな？」と感じてもあわてないで！
日頃からの心構えと周囲への相談が
被害防止につながります

高齢者をねらった、さまざまな悪質商法の被害が増えています。
その手口を知り、もしものときに備えることが肝心です。また、どうしようかと困
ったときは、一人で悩まず、ぜひ、新宿消費生活センターへご相談ください。

悪質商法被害が心配なときは、
新宿消費生活センターへご連絡ください。
電話番号03-5273-3830
FAX番号03-5273-3110
(新宿区新宿5-18-21新宿区役所第二分庁舎3階)
相談日時 月～金曜日(年末年始・祝日を除く)
電話相談：午前9時～午後5時
来所相談：午前9時～午後4時30分

**新宿消費生活センターでは、いろ
いろな悪質商法被害対策事業を実
施しています。**
○消費生活相談(状況に応じて、弁護士
相談にもつなぎます。)
○悪質商法被害防止ネットワークの運営
○被害対策について解説する出前講座
(見守りもなされている方には、見守
りのポイントもお伝えしています。)

今日の献立 豆乳スープ

豆乳にはオリゴ糖が入っていて腸内環境
の改善に役立ちます。

＜総 料＞1食分	
豆乳……………100cc	ベーコン……………1枚
しめじ…4パック	アガリクス……………200cc
玉ねぎ…1/4個	塩・こしょう…少々
人参……………2cm	万能ねぎ……………適量

① しめじは小房に分け、玉ねぎは薄切りにする。
② 人参とベーコンは、5mm幅の細切りにする。

③ 鍋にコンソメスープと①と②を入れ火にか
ける。
④ 鍋に火が通ったら強火にし、豆乳を加え、
塩・こしょうで味を調える。
⑤ 器に盛り、万能ねぎを小口切りにして散らす。
※豆乳は沸騰させると固まってしまふので弱火で温めます。

区では、高齢者の暮らしに役立つ情報や、高齢者向けのイベント等の情報を分かりやすくまとめた「ぬくもりだより」を、月2回発行しています。

「ぬくもりだより」は、75歳以上の一人暮らし高齢者を見守るため、民生委員や区が委託した配布員など、多くの方に関わっていただきながら、対象となる方のご自宅に訪問配布しています。

また、区内の高齢者総合相談センターや特別出張所等でも配布したり、ボランティアによる地域での見守り活動などでも活用しています。

今後も、「ぬくもりだより」を通じて、高齢者を見守りながら、地域における支え合いの充実を図っていきます。

④施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度 末見込	平成32年度 目標
生活支援体制整備事業 実行計画 (地域包括ケア推進課)	地域支え合いのしくみづくりを進めるため、新宿区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置するとともに、新宿区生活支援体制整備協議会の場で、地域の社会資源の情報等を共有しながら、住民主体で取り組む生活支援の内容等の検討と、実施に向けた課題整理を行います。	—	—
【新規】(仮称) 通いの場等運営支援 実行計画 (地域包括ケア推進課)	高齢者を地域で支える担い手等が活動を立ち上げ、継続できるような環境を整備するため、地域で活動を希望する住民に対し、活動の立ち上げから継続まで包括的な支援を行います。	—	通いの場等の立ち上げや継続のための支援を行った団体数 通算10団体
【新規】場の確保に関する支援 実行計画 (地域包括ケア推進課)	区内の法人事業者や民間事業者などに空きスペース等の提供を呼びかけることにより、地域で活動を行う団体が活動場所を安定的に確保できるよう支援します。	—	高齢者を中心とした通いの場のためのスペース提供を申し出、登録が完了した団体数 通算10団体
【新規】「地域支え合い活動」の推進 実行計画 (地域包括ケア推進課)	高齢者を取り巻く環境の急速な変化に対応するため、地域による高齢者への見守りが一層重要となります。このため、地域の中で高齢者の自立を支援し、多世代が互いに支え合う「地域支え合い活動」を推進します。	—	「新宿区立薬王寺地域ささえあい館」を中心とした「地域支え合い活動」の推進
【新規】高齢者活動・交流施設の機能拡充 実行計画 (地域包括ケア推進課)	「地域支え合い活動」を推進するため、活動の拠点となる高齢者活動・交流施設の機能拡充等を図ります。「新宿区立薬王寺地域ささえあい館」での活動を踏まえて、地域交流館、シニア活動館及び高齢者いこいの家「清風園」を対象に、機能拡充等を検討していきます。	薬王寺 地域ささえあい館 1館	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度 末見込	平成32年度 目標
高齢者福祉活動事業 助成等 (地域包括ケア推進 課)	高齢者の日常生活支援、介護予防、いきがいき づくり及び健康づくり等に関する活動を行う団 体に対し、助成を行います。 また、高齢者食事サービス事業を行う団体に対 する助成を行います。	助成事業数 延べ20団体	助成事業数 延べ24団体
介護支援ボランティア・ポイント事業 実行計画 (地域包括ケア推進 課)	区内の介護保険施設等でボランティアや高齢 者への見守り活動、ちょっとした困りごとのお 手伝い等を行った18歳以上の活動者に、換金又 は寄付できるポイントを付与する事業を実施し、地域での支え合い活動を推進します。平成 30年度以降も区内介護保険施設等でのボラン ティア活動の拡充を図ります。 (新宿区社会福祉協議会委託事業)	延べ年間 活動者数 5,500人	延べ年間 活動者数 7,500人
【新規】見守りキーホ ルダー事業 実行計画 (高齢者支援課)	65歳以上の高齢者で、外出に不安のある方等を 対象に、当該高齢者の登録番号や高齢者総合相 談センターの電話番号を表示したキーホルダ ーやシールを配布することにより、徘徊中に保 護されたときや外出先で倒れたときの身元確 認を迅速に行います。	—	—
地域安心カフェの運 営支援 実行計画 (高齢者支援課)	地域安心カフェの運営を支援することにより、 高齢者及び介護者の孤立を予防するとともに、 地域における区民の支え合いの充実を図りま す。	—	—
民生委員・児童委員に よる相談活動 (地域福祉課)	地域住民がそれぞれの状況に応じて自立した 生活が営めるよう、必要に応じて生活状態を適 切に把握し、常に住民の立場に立って、相談や 助言、福祉サービスについての情報提供などの 援助を行います。	延べ 2,639件	延べ 2,600件
高齢者の孤独死防止 に向けた取組みの推 進 実行計画 (高齢者支援課)	75歳以上の一人暮らし高齢者のうち、高齢者向 け情報紙(ぬくもりだより)の訪問配布による 見守りを希望する方を対象に、毎月2回訪問 し、既存のサービスでは目の届かない高齢者の 安否確認及び見守りをを行います。また、75歳以 上の高齢者のうち、後期高齢者医療や介護保険 サービス等の利用がない方を対象とした安否 確認を3年毎に実施します。	情報紙の 訪問配布 対象者数 3,800人	情報紙の 訪問配布 対象者数 3,800人
地域見守り協力員事 業 実行計画 (高齢者支援課)	75歳以上の一人暮らし又は75歳以上の高齢者 のみの世帯等のうち、見守りを希望する対象者 宅を地域見守り協力員が定期的に訪問し、安否 の確認、見守りを行い、孤独感の解消及び事故 の未然防止を図ります。 (新宿区社会福祉協議会委託事業)	地域見守り 協力員数 350人 訪問対象者 数 640人	地域見守り 協力員数 350人 訪問対象者 数 640人

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度 末見込	平成32年度 目標
高齢者見守り登録事業 実行計画 (高齢者支援課)	高齢者に身近な民間事業者が、高齢者見守り登録事業者として、通常業務の範囲内で気づいた高齢者に関する異変を高齢者総合相談センターへ連絡する等、地域における支え合いの輪を広げていきます。	登録事業者数 465事業者	登録事業者数 485事業者
高齢者見守り支え合い連絡会の開催 実行計画 (高齢者支援課)	民生委員・児童委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者見守り登録事業者及び地域ボランティア等による区民参加型の連絡会を開催し、地域の高齢者見守り活動関係者による意見交換等を行いながら、地域における見守り支え合いの輪の充実を図ります。	9回	9回
高齢者クラブによる見守り活動 (地域包括ケア推進課)	高齢者クラブの会員が友愛活動として、概ね58歳以上の高齢者クラブ会員及び近隣に居住する病弱や寝たきり、一人暮らし高齢者の家庭等を定期的に訪問し、話し相手や日常生活の援助等の活動を実践することにより、高齢者の孤独の解消を図るとともに、高齢者による高齢者支援の推進を図ります。	見守り活動を行っている高齢者クラブ数 117団体	見守り活動を行っている高齢者クラブ数 120団体
地域ネットワークの構築 実行計画 (高齢者支援課)	地域型高齢者総合相談センターが、地域ケア会議を開催するとともに、地域で開催されるケアマネジャー交流会や医療機関との在宅復帰会議などの地域におけるネットワーク会議等に積極的に参加し、地域ネットワークの構築を図ります。	ネットワーク会議等の開催・参加回数 500回	ネットワーク会議等の開催・参加回数 560回
レガス新宿地域人材ネットの運用・レガス新宿地域人材活動支援 (生涯学習スポーツ課)	新宿未来創造財団を通じて、「新宿地域人材ネット」を活用しながら、人材バンク（生涯学習指導者・支援者バンク、アーティストバンク、日本語学習ボランティア、通訳・翻訳ボランティア等）制度を推進し、地域の個性や特色を生かした生涯学習活動等を行うためのきっかけづくりを行います。	生涯学習指導者・支援者バンク登録者の延べ活動日数 5,700日	—
多様な主体との協働の推進 (地域コミュニティ課)	区民、事業者等からの寄附金による協働推進基金を原資として、NPO等の多様な団体が実施する地域課題の解決に向けた事業に対して助成を行うことにより、多様な主体との協働をさらに推進していきます。	—	① 団体による単独事業助成数 4事業/年 (計12事業) ② 区との協働事業実施数 4事業

○関係団体による事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度 末見込	平成32年度 目標
ちょこっと・暮らしの サポート事業 (社会福祉協議会)	日常生活に困りごとがあり、援助を必要としている人に、地域のボランティア（個人・グループ）を紹介し、援助を必要としている人とボランティア双方の状況や意向に添った、活動の調整を行います。 なお、75歳以上の一人暮らし、又は75歳以上の方を含む65歳以上の高齢者のみの世帯には、30分程度で解決できる日常生活の困りごとに、無償でお手伝いできるボランティアを紹介し、	協力員数 500人 活動回数 延べ 4,500回	協力員数 523人 活動回数 延べ 5,000回
ふれあい・いきいきサ ロン (社会福祉協議会)	外出機会の少ない高齢者、障害者、子育て中の方など地域に住む誰もが参加できる居場所づくりの活動です。住民同士の情報交換、子育て中の不安解消などを目的に運営されています。サロンの立ち上げや、運営に関する相談など、サロン活動の運営支援を行います。	支援サロン数 73サロン いきいきサロ ン傷害保険 加入者数 延べ 28,000人	支援サロン数 75サロン いきいきサロ ン傷害保険 加入者数 延べ 30,000人
ボランティア・市民活 動センターの地域活 動支援事業 (社会福祉協議会)	新宿区社会福祉協議会が運営する新宿ボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア活動や市民活動の相談・支援を行います。ボランティアを必要とする方と活動希望者とのマッチングを行うほか、福祉団体、施設やNPO等の市民活動団体及びボランティアグループ等と住民との協働や、子ども・高齢者・障害者など多世代の相互理解を目的とした市民活動を推進します。	ボランティア 登録者数 2,100人 活動登録 団体数 120団体	ボランティア 登録者数 2,500人 活動登録 団体数 167団体

トピックス

「地域支え合い活動」の推進 ～あなたも「支え合い」の一員になりませんか～



「ささえあいのまち SHINJUKU」ロゴ

新宿区では、地域の中で高齢者の自立を支援し、世代に関わらず一人ひとりが役割を持ち、互いに助け合い、支え合う「地域支え合い活動」を推進しています。活動の担い手でもあり、受け手でもある住民が主体的に参加し、担っていく「地域支え合い活動」を推進することにより、住み慣れた地域において、高齢者がいつまでもいきいきと暮らせる地域づくりを進めていきます。

⑤指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
通いの場等支援団体数	—	10団体
地域のつながり（住民同士の助け合い・支え合いなど） を実感している高齢者の割合（一般高齢者調査）	52.6%	60%
地域活動参加者の割合（一般高齢者調査）	20.1%	25%

トピックス

「通所型住民主体サービス」～住民がつくり、みんなで育てるデイサービス～

写真等を挿入予定

超高齢社会を迎え、介護事業者などの専門家だけでなく、地域全体で高齢者を支えていくしくみが求められています。

「通所型住民主体サービス」はそのしくみのひとつで、地域の住民が主体となって運営する「通いの場」です。そこでは、介護予防のための運動や会食などを行います。

対象は要支援1・2の方や基本チェックリスト該当者ですが、元気な高齢者や障害者の方、子育て中の方やお子さんなど、どんな方でも参加できます。そして、これまでのような「支える側」「支えられる側」という関係ではなく、その場にいる誰もが地域の一員として役割を持つことができます。

区は、「通所型住民主体サービス」を運営する団体に補助金を支給するとともに、その立ち上げから運営までをサポートし、ともに活動を育てていきます。

重点施策Ⅱ 健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸

高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けるには、高齢期の特性を踏まえた健康づくりが必要です。そのために、要介護の原因となるロコモティブシンドロームの予防など健康づくりの普及啓発や機会の提供を行うとともに、地域全体で健康づくりや介護予防に取り組むことができるようしくみづくりを進めていきます。また、健康な高齢期を迎えることができるよう、若年期からの健康づくりも推進していきます。

本施策の事例

「筋トレと仲間づくりで、心も体も元気に長生き」



Bさんは、80代前半の女性。区内のアパートの2階で一人暮らしをしています。多少血圧が高く、通院していますが、介護サービスを利用するほどではありません。階段の上り下りがつらいため、外出が億劫になっていたところ、ちょっとした段差でつまずいて、足腰にすっかり自信をなくしていました。

年だから仕方のないことと思っていましたが、友人に誘われた保健センターの講演会で、自分の状態が、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）①であることと、これからでも運動器の機能を向上させることができることを知りました。そのためには、筋力をつける簡単なトレーニングや適度な運動を行うこと、歯と口の健康を保ち、いろいろなものを食べることで、特に肉や魚などのたんぱく質を摂ることが大切なのだと知りました。

トレーニングに挑戦してみたいと思い、「広報しんじゅく」で知った介護予防教室②に通ったところ、徐々に足腰の筋力がつき運動の効果を実感しました。

その後、家の近くで運動を継続できる場所がないか高齢者総合相談センターに相談すると、週に1回「新宿いきいき体操③」と「(仮称) しんじゅく 100歳トレーニング④」に取り組むグループが近所にあることがわかり、参加してみることにしました。通ううちに会の運営にあたっての役割もでき、毎週通うのが楽しみになりました。そうした生活を送るようになって、心も体も以前より元気になった気がします。元気に長生きしたいと張り切り、ポジティブな気持ちで毎日を送っています。

【解説】

- ①…関節の痛みや筋力の低下などにより、歩く力が衰えた状態のことで、略して「ロコモ」と呼ばれています。進行すると日常生活にも支障が生じるため、いつまでも自分の足で歩き元気でいるためには、運動器を長持ちさせ、ロコモを予防することが必要です。
- ②…事前申し込みが必要で有料の介護予防教室と、事前申し込みが不要で無料の介護予防教室があります。
- ③…新宿いきいき体操は、平成新宿音頭のリズムにあわせ、介護予防に必要な体力要素を楽しく刺激することができる体操です。平成20年度に開発され、新宿いきいき体操サポーター（ボランティア）が体操の普及活動を行っています。
- ④…(仮称) しんじゅく 100歳トレーニングは、ゆっくりと繰り返し負荷をかけることで、効果を実感しながら確実に身体機能を高めるためのトレーニングで、虚弱高齢者でも取り組むことができます。平成30年度に開発予定です。

①現状とこれまでの取組

<高齢期の健康づくり>

- 平成28年度に実施した「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では、介護が必要となった主な原因としては、「骨折・転倒」が13.5%で最も高く、次いで「脳血管疾患」11.3%、「高齢による衰弱」9.7%の順となっています。
- 高齢者の特性として、筋量低下、低栄養等による心身機能の低下等があり、「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では、一般高齢者（要支援・要介護認定等を受けていない高齢者）でロコモティブシンドローム（運動器症候群）の恐れがある人の割合が52.3%でした。
- 平成28年度に実施した「新宿区健康づくりに関する調査」では、高齢者の低栄養傾向（BMI ≤20）は23.1%でした。また、低栄養につながる「食べる機能」についてみると、「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では、「半年前に比べて硬いものが食べにくい」と回答した一般高齢者が21.6%でした。
- 平成28年度の「新宿区歯科健康診査」の結果では、80歳で20本以上の歯を有する「8020」を達成している人は、69.9%でした。
- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では、介護予防について「関心がある」「どちらかと言えば関心がある」と回答した一般高齢者の割合は82.8%でした。また、地域のつながりの必要性については、一般高齢者の87.6%が「必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」と回答しています。
- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では、自分と異なる世代と交流している人は、主観的健康観（自分が健康と思うか）が高い傾向があります。
- 高齢期に向かう世代に対し、生活習慣病の予防・悪化防止への取組などを行っています。高齢世代に対しては、湯ゆう健康教室や地域交流館、高齢者クラブ等に出向いての健康教育などにより、高齢期の特性を踏まえた口腔機能の維持や低栄養の予防、心身機能の維持などについて普及啓発を行っています。

<介護予防・日常生活支援総合事業>

- 新宿区では、平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始しました。総合事業は、別表のとおり「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されています。
- 「介護予防・生活支援サービス事業」では、住民等の多様な主体の参画という観点から、新宿区の研修を修了した生活援助員等が利用者宅を訪問して生活援助（掃除、洗濯、調理、生活必需品の買い物等の支援）を行う生活援助サービスなども開始してい

ます。

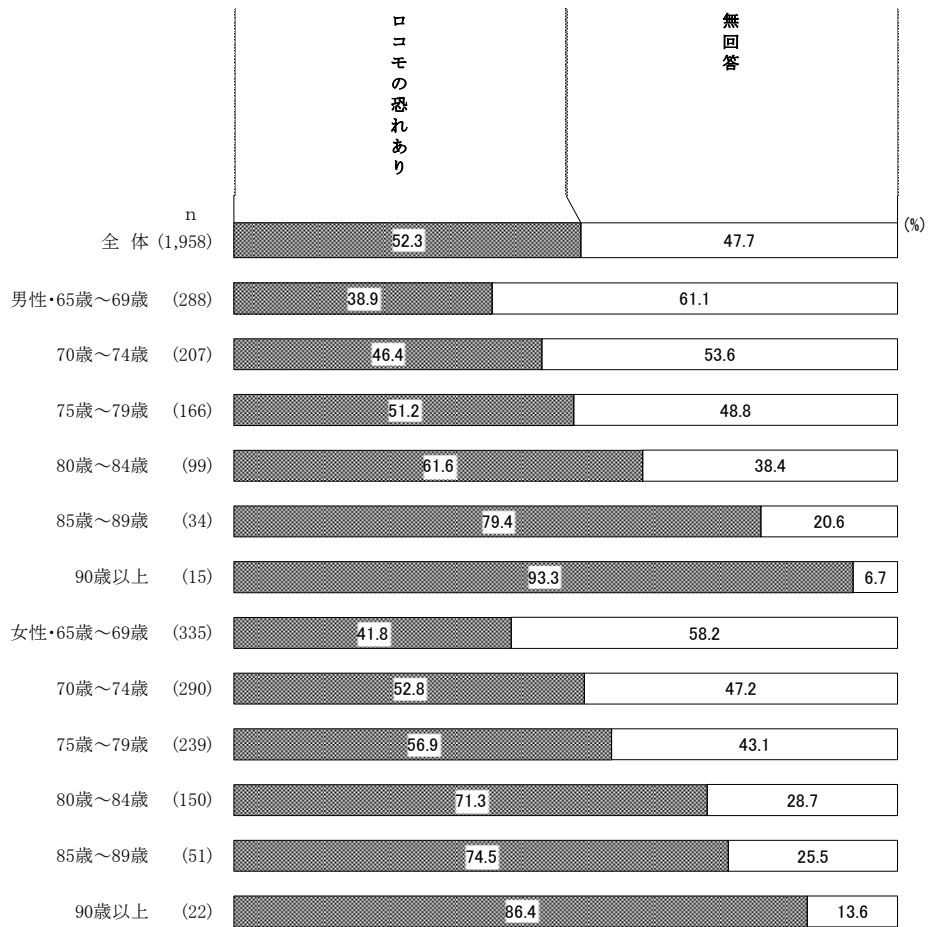
- 一般介護予防事業では、「新宿いきいき体操」を軸にした住民主体の活動も広がっています。新宿区のイベントなどで、「新宿いきいき体操」を普及、指導する区民ボランティア「新宿いきいき体操サポーター」の登録者数は、平成28年度で320人となっており、体操の普及活動を通じた介護予防への意識が高まっています。また、区ではサポーターが中心となって介護予防体操に取り組むグループの支援を行っており、平成28年度は、地域の高齢者施設（シニア活動館、地域交流館等）において20団体が活動しています。

別表（介護予防・日常生活支援総合事業）

介護予防・生活支援サービス事業 【対象者】 要支援1・2の認定を受けた方もしくは基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された65歳以上の方（事業対象者）	訪問型サービス	訪問介護相当サービス（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護（食事や入浴等の解除）や生活援助（掃除、買い物等）を行います。	
		生活援助サービス	生活援助員などが自宅を訪問し、生活援助を行います。身体介護は行いません。	
	通所型サービス	通所介護相当サービス（デイサービス）	デイサービスセンターなどで、機能訓練・レクリエーションなどを日帰りで行います。	
		ミニデイサービス	介護保険施設などで、生活機能の維持向上のための体操やレクリエーションを行います。送迎や入浴はありません。	
一般介護予防事業 【対象者】 65歳以上の方や、65歳以上の方の支援のための活動に関わる方	介護予防把握事業		一人暮らし高齢者を対象に、認知症、うつ、閉じこもり傾向にある方を関係機関につないでいます。	
	介護予防普及啓発事業		介護予防活動の普及・啓発を行います。	介護予防教室 介護予防講演会
	地域介護予防活動支援事業		地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。	新宿いきいき体操 体力測定事業
	地域リハビリテーション活動支援事業			おたっしや運動 出前講座 住民等提案型事業助成
地域リハビリテーション活動支援事業		住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援します。		

※「訪問介護相当サービス」と「通所介護相当サービス」は、それぞれ、総合事業導入前に要支援1・2の認定者が利用していた予防給付の訪問介護、通所介護に該当するものです。

★ロコモの恐れあり【性・年齢別】＜一般高齢者【基本】調査＞



ロコチェックの7項目に1つ以上回答した方を「ロコモの恐れあり」として集計したところ、「ロコモの恐れあり」(52.3%)は5割強となっています。

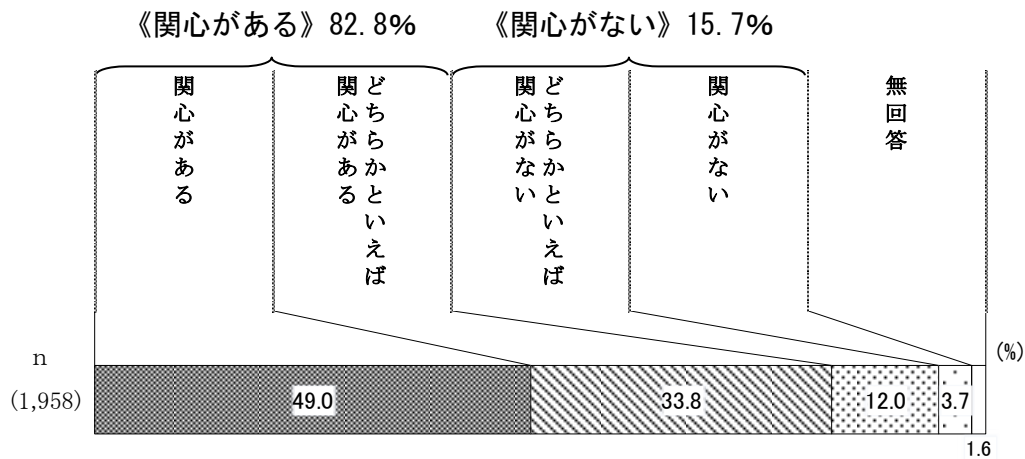
性・年齢別でみると、「ロコモの恐れあり」は、年齢が上がるほど、増加する傾向にあります。

【ロコチェック】

(下記の7項目のうち、1つ以上回答した方を「ロコモの恐れあり」で集計)

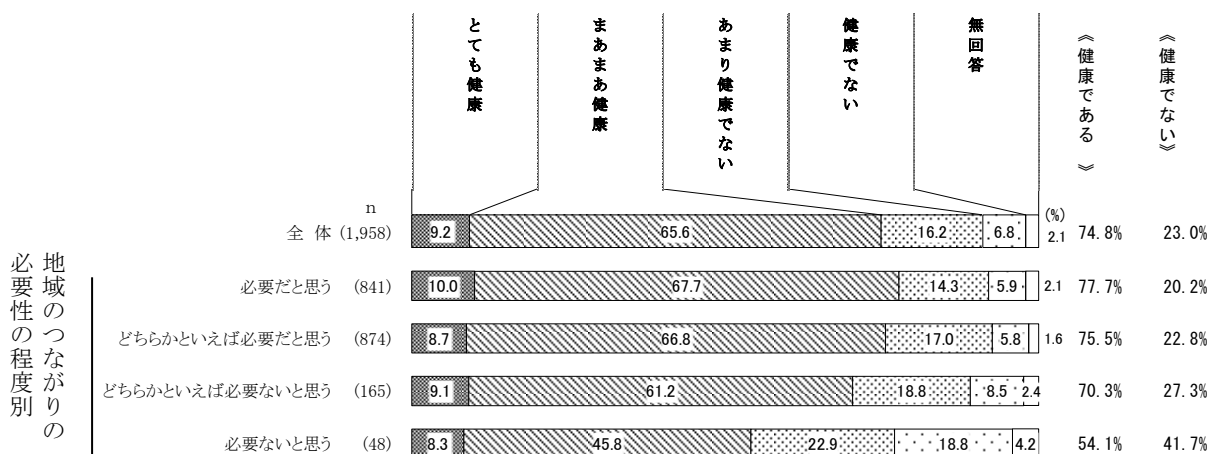
1. 家の中でつまずいたり滑ったりする
2. 階段を上るのに手すりが必要である
3. 15分くらい続けて歩くことができない
4. 横断歩道を青信号で渡りきれない
5. 片足立ちで靴下がはけない
6. 2kg程度(1リットルの牛乳パック2個程度)の買い物をして持ち帰るのが困難である
7. 家のやや重い仕事(掃除機の使用、布団の上げ下ろしなど)が困難である

★介護予防についての関心の有無＜一般高齢者【基本】調査＞



「介護予防」への関心の有無をたずねたところ、「関心がある」(49.0%)と「どちらかといえば関心がある」(33.8%)をあわせた《関心がある》は82.8%となっています。

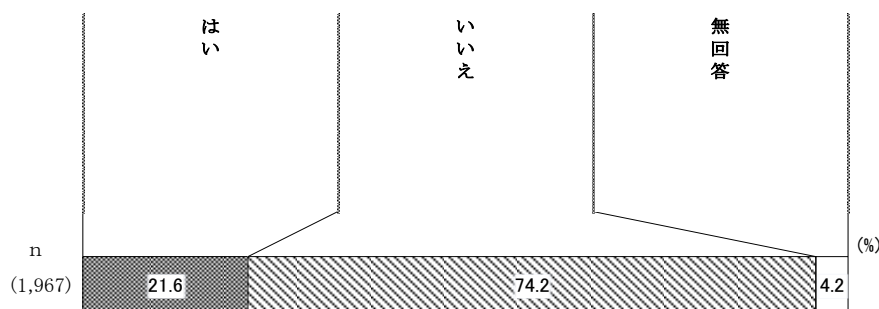
★健康状態【地域のつながりの必要性の程度別】＜一般高齢者【基本】調査＞



地域のつながりの必要性の程度別でみると、必要性を感じている人ほど《健康である》割合が増加する傾向にあります。

★食べる機能＜一般高齢者【重点】調査＞

「半年前に比べて硬いものが食べにくいですか」



硬いものの食べにくさの有無をたずねたところ、「はい」(21.6%)が2割強となっています。

★高齢者の低栄養傾向（BMI ≤20）

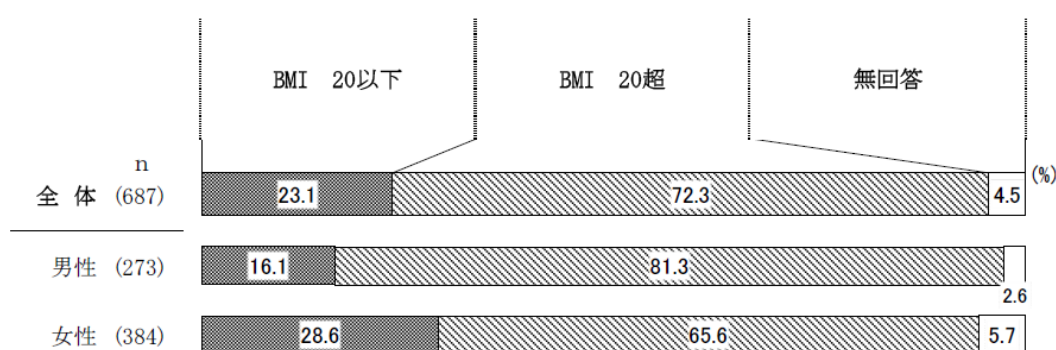
「健康日本21（第二次）」では、低栄養傾向の基準を、要介護や総死亡リスクが統計学的に有意に高くなるポイントとして示されている「BMI 20以下」とし、その割合の増加の抑制を指標として設定しています。

そこで、65歳以上の高齢者に絞って、BMIの結果を再集計した結果、低栄養傾向と考えられる「BMI 20以下」は23.1%となっています。

【65歳以上の性別】

性別で見ると、「BMI 20以下」（男性：16.1% 女性：28.6%）は、女性の方が男性よりも12.5ポイント高くなっています。一方、「BMI 20超」（男性：81.3% 女性：65.6%）は、男性が15.7ポイント上回っています。

高齢者の低栄養傾向〔65歳以上の性別〕



※「新宿区健康づくりに関する調査」（平成28年度実施）より

②課題

<高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防>

- 75歳以上の後期高齢者になると、要介護の原因として不活発な生活に起因するものの割合が増えてきます。そのため、この時期を中心とし、生活機能を低下させないために、高齢期の心身や社会生活等の特性を踏まえ、ロコモティブシンドロームの予防などによる身体活動の維持及び低栄養の予防、口腔機能の維持などに総合的に取り組むことが重要です。高齢者やその家族等に広く正しい知識の普及啓発を図るとともに、実践につなげられるよう支援することが必要です。
- 高齢期の特性を踏まえた健康づくり・介護予防を行っていくために、高齢者を支える支援者にも普及啓発することが必要です。
- 生涯自分の歯と口で食べるためには、歯を保つことの必要性の普及啓発とともに口腔機能を維持するための医療と予防が必要です。

- こころの不調に本人及び家族・支援者等が早期に気づき、必要な治療や相談支援につなげるために、普及啓発や相談事業が引き続き必要です。

＜地域に根ざした高齢期の健康づくりと介護予防活動＞

- 健康づくりと介護予防活動を効果的かつ継続的に実施できるよう、身近な場所で、気軽に参加でき、仲間づくりにつなげるための支援が必要です。
- 日常生活の活動を高め、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組への支援が必要です。
- 地域で介護予防活動を行う団体が活動を継続するための支援が必要です。
- 平成28年度に実施した「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」によると、自分と異なる世代と交流する習慣と主観的健康観の高さには、相関関係がありました。多世代交流が自然に行われる環境を整備していく必要があります。

＜介護予防・日常生活支援総合事業＞

- 介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービスでは、介護事業者が従来のサービスを提供する「訪問介護相当サービス」に加え、従来の基準を緩和したサービスとして、新宿区の研修を修了した生活援助員が利用者宅を訪問して生活援助を行う「生活援助サービス」（訪問型サービスの1つ）を実施しています。
しかし、「生活援助サービス」により提供される生活援助（掃除、洗濯、買い物など）の利用で必要な支援が受けられる方でも、介護事業者による「訪問介護相当サービス」を引き続き利用している状況が多く見受けられます。
- 総合事業の開始により、多様な主体によるサービスが提供されるしくみが構築されましたが、これまで要支援者の生活を支えてきた介護事業者の役割も引き続き重要です。介護事業者の専門性をさらに高め、スキルを持った事業者が区内で安定的に事業運営を行えるよう支援していく必要があります。
- 住民主体による積極的な介護予防活動のため、新宿いきいき体操サポーターの活動などをさらに支援していく必要があります。

③今後の取組の方向性

＜高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防の普及啓発＞

- 心身機能の維持や低栄養の予防、口腔機能の維持など、高齢期の特性に応じた健康づ

くりや介護予防の意義や重要性について、フレイル¹予防につながる「運動・栄養・社会参加」をキーワードに、区民や高齢者を支える支援者に普及啓発していきます。

- 自分の歯を保つための8020運動を進めるとともに、高齢になって歯を失っても適切な歯科医療を受けることにより、口腔機能の回復を果たし、友人や家族などと食事や会話を楽しむなど、生活の質（QOL）を保てるよう支援します。

＜地域に根ざした高齢期の健康づくりと介護予防活動への支援＞

- ロコモティブシンドロームの予防を中心とした高齢者の特性を踏まえた正しいトレーニングや、フレイル予防について、様々な場所で住民主体の取組が始まり、継続的に実践されるよう、分かりやすい媒体の作成や専門職等による支援により推進していきます。
- 住民主体で行われている様々な活動の場においても、健康づくりや介護予防の視点をおいた取組がなされるように支援していきます。
- 高齢者の活動の場における介護予防の取組を切れ目なくサポートするため、住民からの提案事業に対する助成を引き続き行っていきます。

＜介護予防・日常生活支援総合事業の実施＞

- 介護予防・生活支援サービス事業における「生活援助サービス」の利用をさらに進めていくために、ケアマネジメントを行うケアマネジャーへの事業周知に努めるとともに、区民にとって適切なサービス利用が広がり、過不足なく必要な生活の支援がなされるしくみづくりを進めます。
- 専門性を有する有資格者による訪問介護相当サービスと、緩和した基準による生活援助サービスの役割分担を明確にし、利用者のサービス選択制の確保と利便性の向上を図っていきます。
- 介護予防・生活支援サービス事業を提供している介護事業者の意見を聴きながら、地域において必要なサービスが安定的に提供されるよう取り組んでいきます。
- 区民が介護予防活動に継続して取り組めるよう、地域で参加しやすい場の提供と、介護予防に関する専門的・技術的サポートを受けられる体制づくりを進めます。区内全域の高齢者施設（シニア活動館・地域交流館等）で、新宿いきいき体操サポーター等、区民主体の介護予防活動への支援を行います。

¹ フレイル【Frailty】

：高齢者の身体機能や認知機能が低下して虚弱となった状態を「フレイル」と呼び、生活の自立度が低下し介護が必要となる危険性が高い状態です。フレイルを早期に発見し、食事や運動など適切な対応で再び元気を取戻し、健康寿命を延ばすことが期待されます

④施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
地域介護予防活動支援 事業 実行計画 (地域包括ケア推進 課)	住民主体の様々な活動の場で効果的な健康づくりや介護予防の取組が実践されるよう、専門的なノウハウを持った専門職を派遣し、アドバイスや技術的支援を行います。また、介護予防体操「新宿いきいき体操」を区民ボランティアの「新宿いきいき体操サポーター」と協働して地域に普及し、介護予防の地域づくりを進めます。	—	—
【新規】「(仮称)しんじゅく100歳トレーニング」の地域展開 実行計画 (地域包括ケア推進課) (健康づくり課) (保健センター)	高齢者の特性を踏まえたトレーニングを開発(DVD・ガイドブックを作成)し、身近な地域で住民主体で継続的に取り組まれるよう支援していきます。	—	①住民主体で継続的に取り組むグループ数及び参加者数 10グループ/120人 ②身体機能が改善した人の数 100人
【新規】高齢期の健康づくり講演会(区民向け)の開催 実行計画 (保健センター)	フレイル予防につながる口腔機能の維持や低栄養の予防、心身機能の維持など、高齢者の特性に応じた健康づくりの意義や重要性について、区民向け、支援者向けの講演会を開催します。	—	4回
【新規】(仮称)健康づくり・介護予防出前講座 実行計画 (地域包括ケア推進課) (健康づくり課) (保健センター)	住民主体の様々な活動の場で健康づくりや介護予防の取組が実践されるよう、リハビリテーション専門職、介護予防運動指導員、保健師、栄養士、歯科衛生士等が出前講座を行い、アドバイスや技術的支援を行います。	35団体/ 延べ140回	50団体/ 延べ250回
地域リハビリテーション活動支援事業 実行計画 (地域包括ケア推進課)	上記(仮称)健康づくり・介護予防出前講座においてリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士等)の活用を行います。また、リハビリテーション専門職による地域での介護予防への取組を支援します。		
【新規】高齢期の健康づくり・介護予防講演会(支援者向け)の開催 (健康づくり課)	フレイル予防につながる口腔機能の維持や低栄養の予防、心身機能の維持など、高齢者の特性に応じた健康づくりの意義や重要性について、支援者向けに講演会を開催します。	—	1回

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
いきいきハイキング (地域包括ケア推進課)	歩行等健康に自信のある60歳以上の区民を対象に、東京近県の秋の野山でのハイキング等を行うことで、交流の場を提供するとともに健康保持に役立てます。	参加者 延べ269人	参加者 延べ280人
ふれあい入浴 (地域包括ケア推進課)	広々とした公衆浴場での入浴機会を提供し、健康増進と交流・ふれあいを図ることを目的に、「新宿区ふれあい入浴証」を交付します。	ふれあい入浴証 交付枚数 25,500枚	ふれあい入浴証 交付枚数 28,000枚
湯ゆう健康教室 (地域包括ケア推進課) (保健センター)	公衆浴場を「地域のふれあいの場」として位置づけ、専門職による健康に関する話や実技等を取り入れ、高齢者相互の交流機会及び外出機会の増加に伴う介護予防を推進します。	参加者 延べ386人	参加者 延べ400人
訪問型サービス (地域包括ケア推進課)	要支援1・2の認定を受けるか、基本チェックリスト該当者となった方に、ホームヘルパー等による訪問型のサービスを提供します。	—	—
通所型サービス (地域包括ケア推進課)	要支援1・2の認定を受けるか、基本チェックリスト該当者となった方に、デイサービスセンター等において通所型のサービスを提供します。	—	—
介護予防ケアプラン作成 実行計画 (地域包括ケア推進課)	要支援1・2の認定を受けるか、基本チェックリスト該当者となり、予防給付や介護予防・生活支援サービスを必要とする方に、要支援状態の改善や要介護状態にならないための介護予防ケアプランを作成します。原則として、地域型高齢者総合相談センターが作成します。	—	—
介護予防ケアマネジメントの質の向上 (地域包括ケア推進課)	地域型高齢者総合相談センター職員及び民間ケアマネジャーに対し、適切な介護予防ケアプランの作成技術を習得するための研修を行うことにより、介護予防給付ケアマネジメントの適切な実施を指導・支援します。	介護予防ケア マネジメント 新人研修 年2回	介護予防ケア マネジメント 新人研修 年2回
介護予防把握事業 (地域包括ケア推進課)	閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、高齢者総合相談センター職員等から働きかけを行い、介護予防活動へつなげます。	—	—
介護予防普及啓発事業 (地域包括ケア推進課)	区民及び関係者を対象に介護予防普及啓発用パンフレットを配布します。高齢者を対象に、認知症予防や筋力トレーニング等の介護予防教室を開催し、地域での活動につなげていきます。	認知症予防 教室参加 延べ人数 1,100人	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
介護予防事業の評価 (地域包括ケア推進 課)	介護予防事業が効果的かつ適切に行われているかを評価します。	—	—

【ライフステージを通じた健康づくりに関する事業】

※高齢期だけではなく、若年層も含めた幅広い世代が対象の事業です。

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
【新規】健康ポイント 事業 実行計画 (健康づくり課)	日常生活の中で歩いてポイントを貯める「ウォーキングポイント」を中心に、健診等の受診、健康イベントへの参加など様々な健康行動に対してポイントを付与することで、多くの区民が健康づくりに参加するきっかけをつくります。	健康ポイント 事業への 参加者数累計 —	健康ポイント 事業への 参加者数累計 延べ2,000人
ウォーキングの推進 実行計画 (健康づくり課)	より多くの区民が日常生活の中で習慣的に「歩くこと」ができるように、ウォーキングに取り組みやすい環境を整備します。ウォーキングイベント(しんじゅくシティウォーク)、ウォーキングマスター養成講座、ウォーキング教室の開催、ウォーキングマップの配布等を行います。	ウォーキング イベント(しん じゅくシティ ウォーク) 参加者数 300人	ウォーキング イベント(し んじゅくシテ ィウォーク) 参加者数 1,000人
元気館事業の推進 (健康政策課)	誰でも気軽に参加できる運動プログラムの実施や、主に健康づくり活動を行う自主グループに対して、体育館・集会室等の施設を貸出すことにより、区民の健康の保持及び増進を図るとともに、地域における健康づくりの自主活動を支援します。	利用者数 延べ60,256人	利用者数 延べ60,967人
健康診査 (健康づくり課)	生活習慣病の予防や病気を早期に発見し、健康を保持増進するために、健康診査を行います。	健康診査 受診率 40～74歳 34.0% (28年度法定報 告値)	健康診査 受診率 40～74歳 48.0%
がん検診 (健康づくり課)	がんの早期発見、早期治療のため、科学的根拠に基づく国の指針により、がん検診を実施します。	がん検診受診 率(子宮頸がん は20歳以上、 胃がんは50歳 以上、それ以外 は40歳以上) ①胃18.1%	がん検診受診 率(子宮頸がん は20歳以 上、胃がんは 50歳以上、そ れ以外は40歳 以上)

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
		②大腸18.9% ③肺17.1% ④子宮頸18.1% ⑤乳25.6%	未定
健康相談 (保健センター)	生活習慣病の予防や病気の悪化防止など、健康の保持増進を図るために、個別相談を実施し必要な指導や助言を行います。	相談者数 延べ3,600人 個別相談 230回	相談者数 延べ3,800人 個別相談 240回
健康教育 (健康づくり課)(保健センター)	講演会や講習会等を通じて生活習慣病の予防やがん予防の指導や支援、知識の普及啓発を行います。	参加者数 延べ5,200人	参加者数 延べ5,500人
女性の健康支援 実行計画 女性の健康支援センター (四谷保健センター)	女性の健康づくりの拠点として、四谷保健センター内に女性の健康支援センターを設置し、思春期から老年期の女性の健康を支援する取組をしています。女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、健康づくりに関する講座の開催や女性の産婦人科医師による専門相談等を実施します。	女性の健康 セミナーの 参加者 延べ680人	女性の健康 セミナーの 参加者 延べ740人
骨粗しょう症予防検診 (保健センター)	骨粗しょう症の予防・早期発見のために骨密度の測定を行います。検診の結果、医療や食生活改善などが必要と判断された人に対し、指導や助言を行います。単独検診のほか、1歳6か月児歯科健診及び3歳児健診の際に母親を対象に実施し、若い頃からの丈夫な骨・筋力づくりに向けた指導を行っています。	予防検診 140回 受診者数 延べ2,800人	予防検診 140回 受診者数 延べ3,000人
歯科健康診査 (健康づくり課)	いつでも気軽に相談できるかかりつけ歯科医を持つきっかけをつくとともに、むし歯や歯周病の早期発見・重症化の予防や口腔機能の維持向上のために歯科健康診査を行います。	受診者数 3,000人	受診者数 3,300人
精神保健講演会 実行計画 (保健予防課)	専門家による講演会を実施し、うつ病などこころの健康に関する正しい知識の普及啓発を行います。	区民向け・ 支援者向け 講演会 2回	区民向け・ 支援者向け 講演会 2回
うつ、認知症予防に関する普及啓発用リーフレット作成 実行計画 (保健予防課)	うつ、若年性認知症、認知症予防に関するリーフレットを、特定健診対象者への健診票に同封して送付するほか、その他さまざまな機会をとらえて広く配布し、普及啓発の拡大を図ります。	うつ予防 リーフレット 101,500部 若年性認知症・ 認知症予防 リーフレット 82,500部	若年性認知症 の普及啓発の 充実

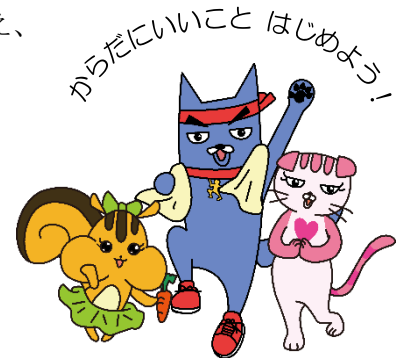
事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
精神保健相談（うつ専門相談を含む） 実行計画 （保健センター）	こころの健康の保持増進と向上を目指し、精神疾患の早期発見、早期治療の促進のため、精神科医師による相談として精神保健相談（うつ専門相談を含む）を実施します。特に、行動・心理症状が激しい状態等で受診困難な状況にある認知症の人やその家族等の相談に医師や保健師が応じるとともに、高齢者総合相談センター等と連携し対応します。	精神保健相談 70回 相談者数 延べ135人	精神保健相談 83回 相談者数 延べ174人 (予約定員の 7割程度)

トピックス

青壮年期と高齢期で異なる健康づくりのポイント

元気で長生きするためには、青壮年期の生活習慣病予防に加え、高齢期になるとフレイルに着目した老化の予防が大切です。ライフステージとともに、健康であるために気を付けるポイントは変化します。

区ではライフステージに応じた様々な施策を行っています。



しんじゅく健康フレンズ

	青壮年期の方 生活習慣病予防のために	高齢期の方 老化を予防し、いつまでも元気であるために
栄養 (食・口腔)	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギーのとり過ぎに注意 ● 野菜を積極的にとる 目安は 350g (小鉢 5 皿分) ● 歯周病を予防 	<ul style="list-style-type: none"> ● 低栄養による「やせ」に注意 ● 魚・肉・卵を積極的にとる ● かむ力・のみこむ力を守る
運動	<ul style="list-style-type: none"> ● ウォーキングなど有酸素運動でエネルギーを消費 	<ul style="list-style-type: none"> ● 筋トレで筋力をしっかり維持
社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ● ストレスは早目に解消 ● 高齢期に向けて地域とつながる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的に社会参加

⑤指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
「(仮称) しんじゅく100歳トレーニング」に住民主体で継続的に取り組むグループ数及び参加者数	—	10グループ 120人
介護予防に関心のある高齢者の割合(一般高齢者調査)	82.8%	85.0%
住民主体の活動の場での健康づくりと介護予防活動への支援	32団体 延127回	50団体 延250回

トピックス

新宿いきいき体操の普及

「新宿いきいき体操」は、区民がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らすための新宿区オリジナルの介護予防体操で、平成20年度に誕生しました。

【新宿いきいき体操サポーター】

「新宿いきいき体操サポーター新規養成セミナー(2日制)」を受講した方が「新宿いきいき体操サポーター」となって体操の普及啓発を行っています。

【新宿いきいき体操サポーターによる普及啓発活動】

新宿いきいき体操サポーターは、区内10か所の地域センターで年1回ずつ開催する「新宿いきいき体操講習会」で体操を伝授し、普及に努めています。

また、区内の高齢者施設等では、新宿いきいき体操サポーターが「新宿いきいき体操ができる会」を開催し、気軽に介護予防に取り組める地域づくりが進んでいます。平成29年度は21団体が活動しています。



敬老会でのデモンストレーション



講習会

重点施策Ⅲ 認知症高齢者への支援体制の充実

認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症高齢者の早期発見・早期診断体制の充実や、認知症に係る医療と福祉・介護の連携強化を図るとともに、認知症の正しい知識を普及させていきます。

本施策の事例

「認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせる」



Cさんは、80代の男性。都営住宅で一人暮らしをしています。

友人に、「実はこの頃、よく物を失くしたり、何かを探すことが多い」と相談したところ、「広報しんじゅく」に載っていたもの忘れ相談①を勧められました。Cさんも不安に感じていたので、もの忘れ相談を利用することにしました。

もの忘れ相談担当医師からは、「認知症は早期に発見し、きちんと治療を受けることで、進行も遅らせることができるようになっている」と教えてもらいました。その後、専門医療機関を受診し、初期の認知症と診断されました。もの忘れ相談のときに同席していた高齢者総合相談センター②の職員から、認知症の状態を確認し相談にのってくれる、地域の認知症・もの忘れ相談医③を紹介してもらい、経過を診てもらっています。併せて、介護保険の申請も勧められました。

現在は、要支援1の認定を受け、不安に感じていた買い物や調理をヘルパーと一緒にすることができ、気持ちの上で余裕をもつことができます。また、高齢者総合相談センターから、地域版認知症ケアパス④をもらい、地域には様々なサービスや通える場所があることも知りました。現在、Cさんは、地域安心カフェ⑤にも定期的に通いながら、「いろいろな人に支えてもらい、何とか自宅で頑張っていきたい」と前向きな気持ちになっています。

【解説】

- ①…「最近もの忘れが多い」と心配している区民を対象に、医師が個別相談を実施しています。
 - ②…区内に10か所あり、認知症のことも含め、高齢者への総合的な相談支援の窓口になっています。
 - ③…新宿区医師会が実施する研修を受講し、認知症に関する必要な知識を習得している医師のことで
- す。
- ④…認知症の方を支える地域の取組や様々なサービスを、認知症の経過に合わせて整理し、紹介するパンフレットです。
 - ⑤…地域の高齢者が気軽に立ち寄り、交流や相談ができるカフェです。地域住民や高齢者施設が運営しています。



①現状とこれまでの取組

<認知症高齢者の早期発見・早期診断体制の充実>

- 平成29年12月末現在、介護保険の要支援・要介護認定調査における「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ～M」に該当し、何らかの見守りや支援を要する認知症の症状が見られる方の割合は、要支援・要介護認定者の2人に1人となっており（図表1）、そのうちの5割を超える方が在宅で生活しています。また、平成27年の国勢調査の人口等基本集計結果によると、新宿区の65歳以上一人暮らし率は33.4%、75歳以上一人暮らし率は35.2%で、高齢者の約3人に1人が一人暮らしという結果になっています。
- 平成28年度から、地域型高齢者総合相談センター9所に認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる高齢者の早期発見・早期診断につなげる体制の充実を図っています。
- 平成28年度に、地域の認知症サポート医を中心に、地域の関係機関と連携して、認知症高齢者に関わる機関向けに「認知症診療連携マニュアル」を作成しました。

<認知症高齢者を地域で支える体制づくり>

- 平成27年度から基幹型高齢者総合相談センターに、平成28年度からは地域型高齢者総合相談センターに、それぞれ認知症地域支援推進員を配置し、認知症高齢者と介護者を地域で支える体制づくりを行っています。
- もの忘れ相談の担当医を地域の認知症・もの忘れ相談医に依頼することで、地域のかかりつけ医と高齢者総合相談センターとの連携が進んでいます。
- 新宿区が保護している身元不明者の身元が一定期間を経過しても判明しない場合、平成28年度からは警視庁の「身元不明迷い人台帳」に、登載する情報を提供するなど、早期の身元確認に努めています。
- 平成29年度から、東京都が運用している「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」を活用して、行方不明、身元不明の認知症高齢者等の情報を広域的に共有するなど、徘徊時の早期発見、行方不明等の早期解決に努めています。

<認知症への理解を深めるための普及啓発の推進>

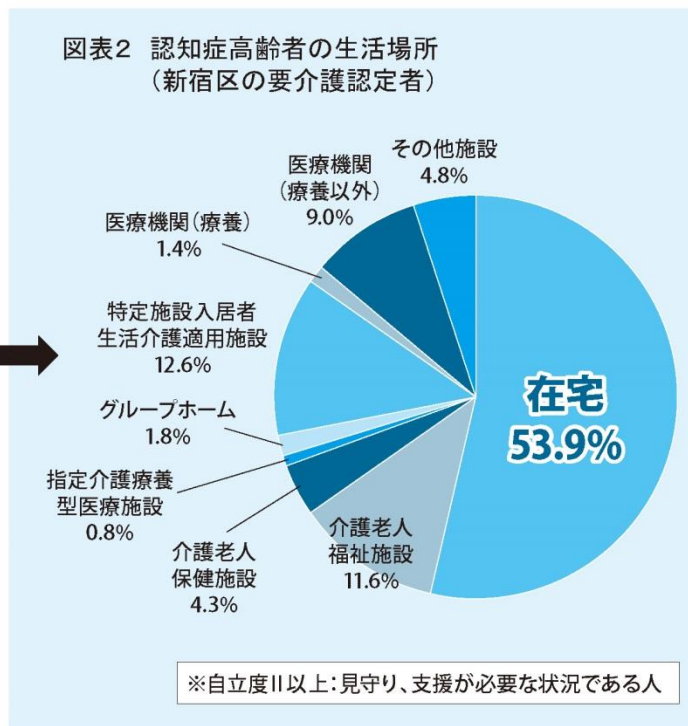
- 認知症高齢者を支えるしくみづくりとして、認知症サポーター養成講座を開催し、平成29年12月末現在、1万8,000人を超える認知症サポーターが誕生しています。
- 平成28年度に、地域型高齢者総合相談センターごとに「地域版認知症ケアパス」を作成し、認知症の状態に応じた地域の取組や様々なサービスについて、情報提供しています。

- 認知症についての正しい理解や対応の仕方、医療やサービス等の情報を掲載した、「認知症安心ガイドブック」を作成・配布しています。
- 認知症高齢者の徘徊時の対応強化として、警察と連携し、認知症サポーターによる声かけ訓練を実施しています。

図表1 認知症高齢者の日常生活自立度別人数(新宿区の要介護認定者)
平成29年12月末現在

		要介護認定者 合計
認知症自立度	合計	13,395
	自立	3,203
	I	2,805
	II	4,217
	III	2,244
	IV	820
	M	106
再掲	II以上合計	7,387

図表2 認知症高齢者の生活場所
(新宿区の要介護認定者)



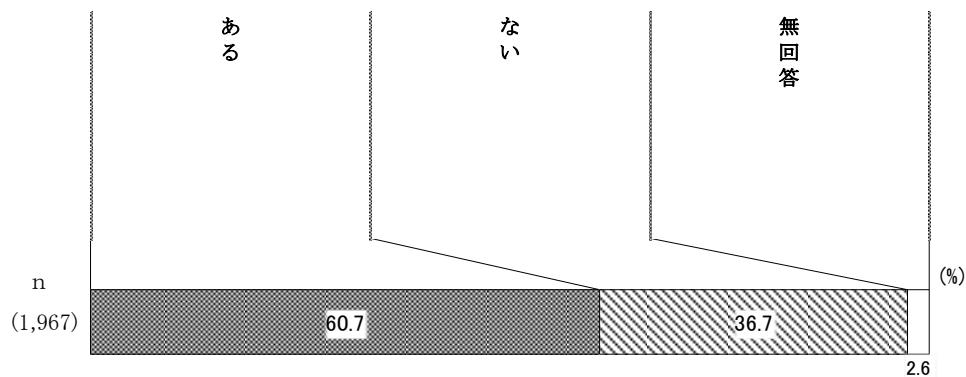
図表3 全国・東京都・新宿区の一人暮らし率

	高齢化率	全年齢 一人暮らし率	65歳以上 一人暮らし率	75歳以上 一人暮らし率
全国	26.6%	14.5%	17.7%	19.8%
東京都	22.7%	23.4%	24.6%	27.2%
新宿区	20.1%	39.8%	33.4%	35.2%

出典：平成27年国勢調査 人口等基本集計結果(不詳者を除く)

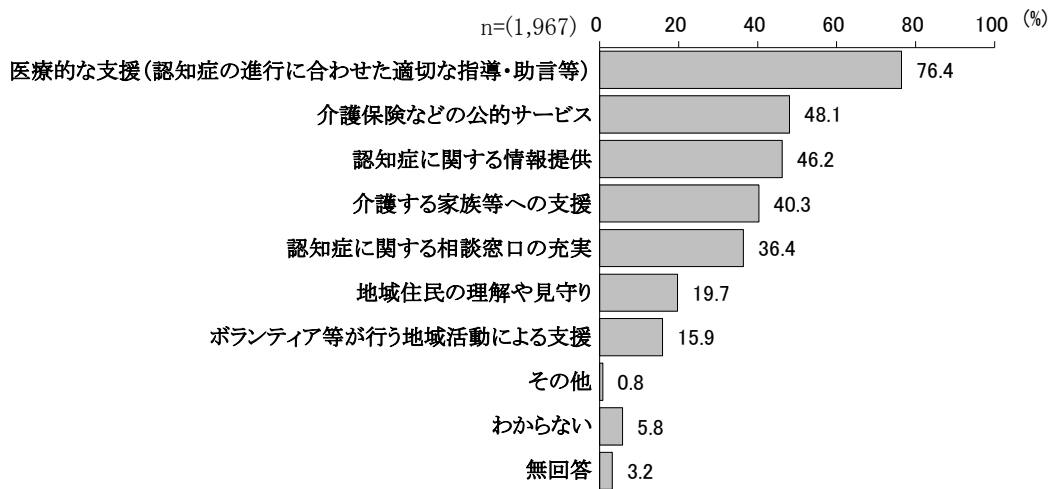
★自身や家族が認知症になったときのことについて考えたことの有無

＜一般高齢者【重点】調査＞



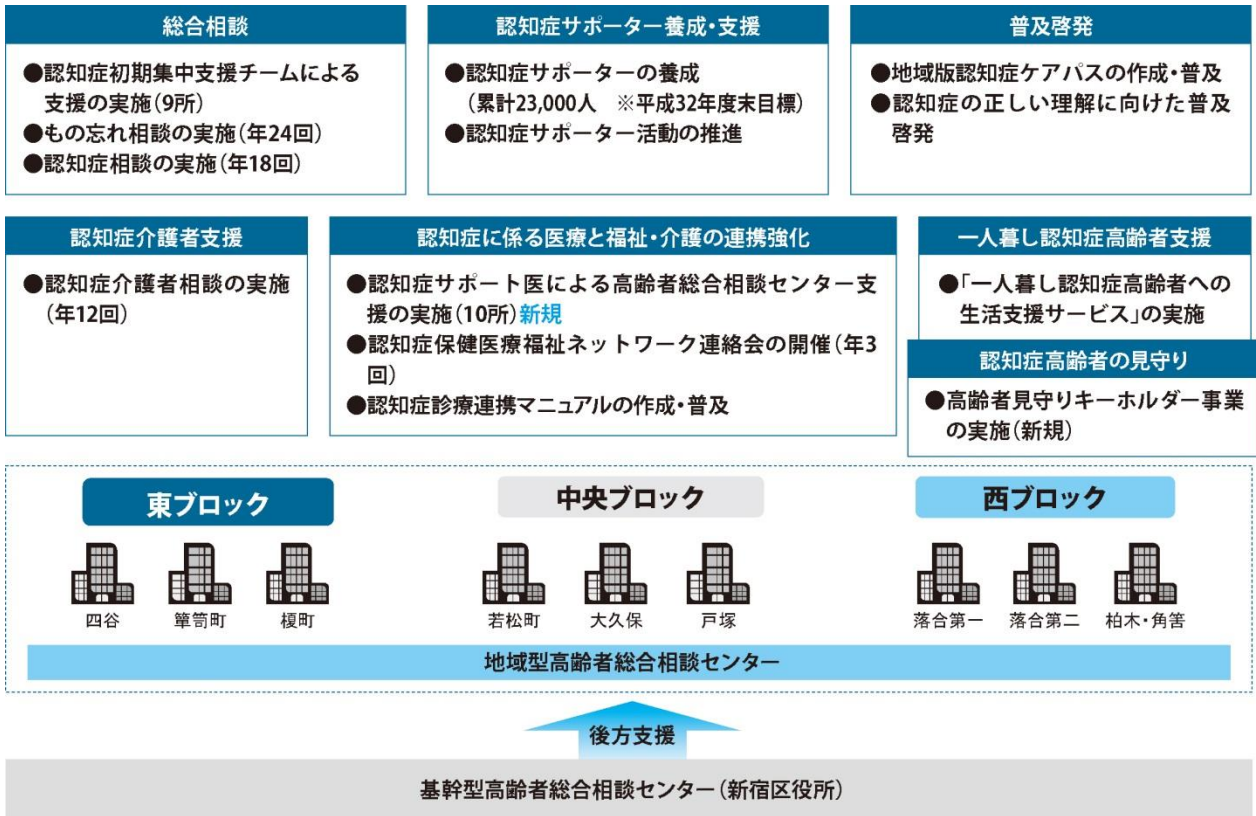
自身や家族が認知症になったときのことについて考えたことの有無をたずねたところ、「ある」(60.7%)は約6割となっています。

★認知症が早期に発見された場合、必要な支援（複数回答）＜一般高齢者【重点】調査＞

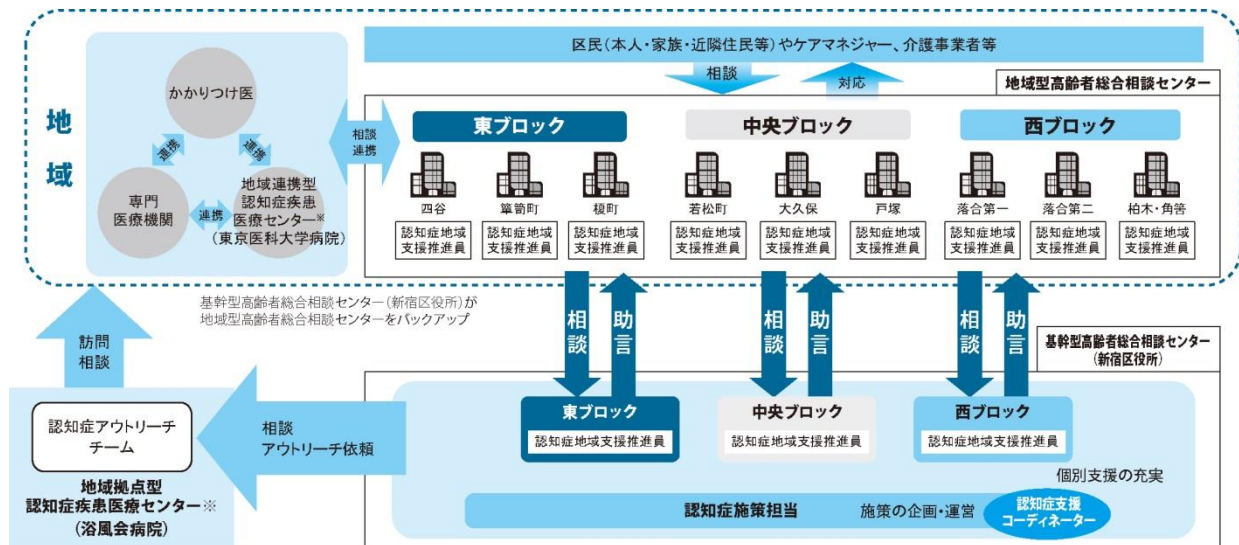


認知症が早期に発見された場合、必要な支援についてたずねたところ、「医療的な支援(認知症の進行に合わせた適切な指導・助言等)」(76.4%)が7割台半ばを超えて最も高く、次いで、「介護保険などの公的サービス」(48.1%)、「認知症に関する情報提供」(46.2%)の順となっています。

<認知症施策の展開図>



<認知症地域支援推進員による相談体制図>



※認知症疾患医療センターとは、認知症専門医療の提供と保健・福祉・介護の連携のための中核機関として、都道府県が指定した医療機関
 地域拠点型認知症疾患医療センターは、二次保健医療圏域(新宿区・中野区・杉並区)の認知症に係る医療・介護連携の拠点役を担う。
 地域連携型認知症疾患医療センターは、区とともに他医療機関・認知症サポート医・かかりつけ医等のネットワークづくり、高齢者総合相談センターとの連携・協力体制づくり等の推進役を担う。

②課題

＜認知症高齢者の早期発見・早期診断体制の充実＞

- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の認知機能障害程度（C P S）（p. 26参照）の結果によると、認知症の出現リスクは、年齢が上がるほど増加する傾向があります。認知機能低下が見られる高齢者を早期発見・早期診断に結びつけていくため、認知症高齢者やその介護者に早期に関わる体制の構築が必要です。
- 同調査によると、認知症早期発見時に必要な支援内容として、「医療的支援」が76.4%となっていることから、認知症の相談に応じる地域のかかりつけ医（「認知症サポート医」「認知症・もの忘れ相談医」を含む）を増やすなど、地域の相談先を広げる必要があります。

＜認知症高齢者を地域で支える体制づくり＞

- 認知症高齢者支援の中心的役割を高齢者総合相談センターが担っていることから、認知症に係る高齢者総合相談センターのコーディネート機能を向上させる必要があります。

＜認知症への理解を深めるための普及啓発の推進＞

- 認知症高齢者を支えるしくみづくりとして、地域に向けた認知症についての普及啓発をさらに進めていく必要があります。
- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」によると、一般高齢者自身や家族が認知症になったときのことについて、約6割が考えたことがあると回答しています。認知症高齢者への支援体制や日常生活の対応・工夫などの情報提供をさらに行っていくことが必要です。
- 同調査によると、家族等介護者の状況として（p. 27参照）介護を受けている方の約3割に認知症の症状があり、認知症の介護で必要と思うこととして、「介護する家族等への支援」が最も多く望まれていることから、介護者への支援をさらに進めていく必要があります。

③今後の取組の方向性

＜認知症高齢者の早期発見・早期診断体制の充実＞

- 複数の専門職で構成される認知症初期集中支援チームが、認知症が疑われ支援が必要な高齢者に対して、医療や介護につなげる訪問活動を行うことで、認知症の早い段階からの支援を行っていきます。

- 認知症高齢者と介護者の身近な相談先である、地域のかかりつけ医や関係機関向けに、認知症の対応等に関する「認知症診療連携マニュアル」を作成・配布し、認知症高齢者の早期発見・早期診断につながるよう活用を進めていきます。

<認知症高齢者を地域で支える体制づくり>

- 高齢者総合相談センターが、認知症高齢者の個々の状態に即した対応方法について、認知症サポート医から専門的助言を受けられる体制を整備することで、認知症に係るコーディネート機能を向上させていきます。

<認知症への理解を深めるための普及啓発の推進>

- 地域全体で認知症高齢者を支援する体制づくりを進めるため、学校等において認知症サポーター養成講座を開催するなど、地域における積極的な普及啓発に取り組んでいきます。
- 認知症高齢者の視点で地域資源を整理した「地域版認知症ケアパス」を、地域型高齢者総合相談センターごとに作成し、配布していきます。
- 認知症介護者等の不安を少しでも解消できるよう、専門医療機関と連携し、認知症の医学的知識や対応方法など、きめ細かな普及啓発を進めていきます。

トピックス

「認知症サポーター養成講座」

認知症サポーター養成講座



公園での声かけ訓練



区では、「認知症になっても安心して暮らせるまち」を、区民の皆さんと共につくっていくことを目指しています。

その取組のひとつとして、病気の理解や対応方法を正しく学ぶ「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

【認知症サポーターになるには】

約45～90分の講座を1回受講します。受講料は無料です。

講座は定期的で開催しており、出前講座も行っています。修了者には、認知症サポーターのしるし「オレンジリング」を差し上げます。

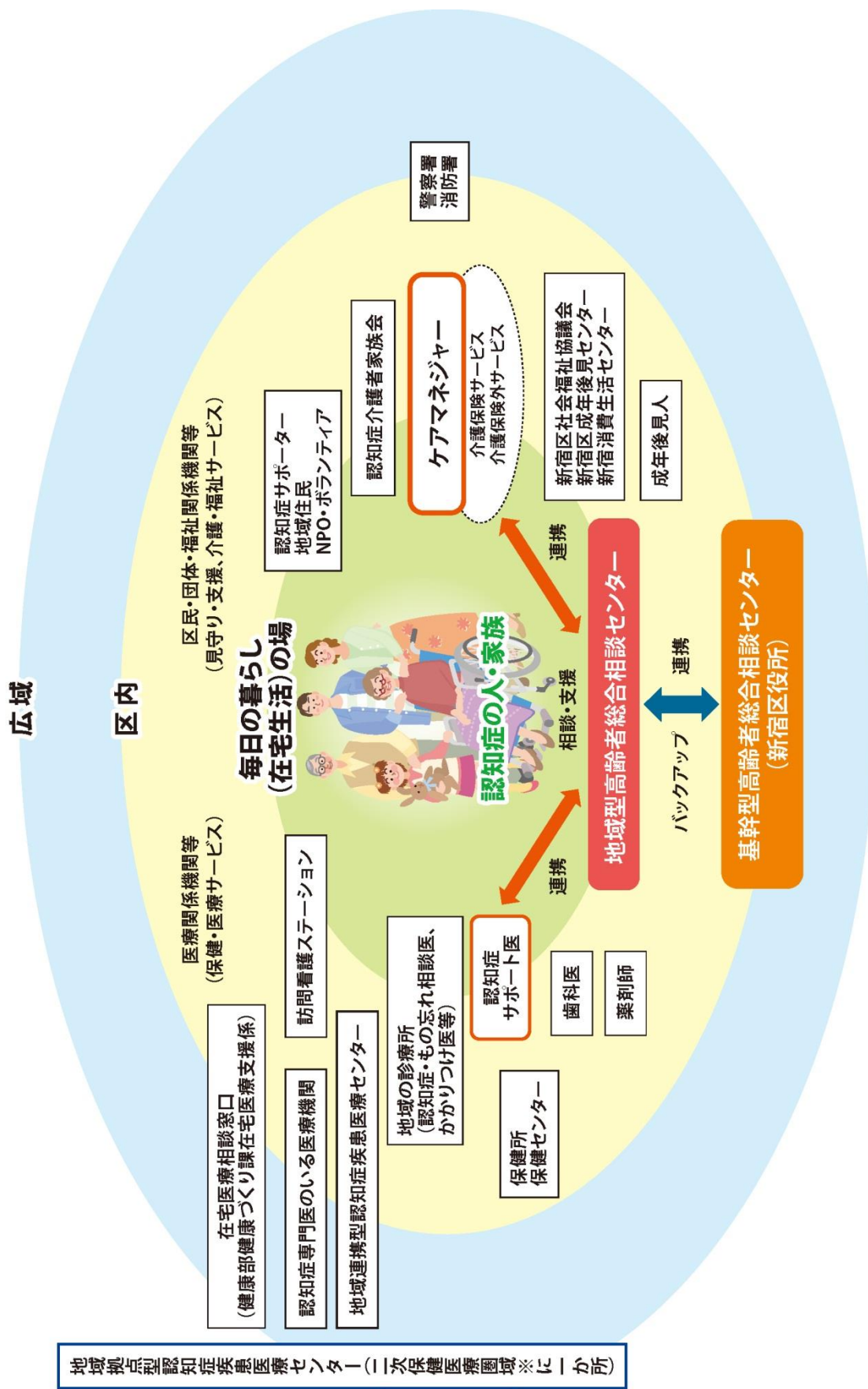
【認知症サポーターの活動は】

認知症サポーターは、自分のできる範囲で活動しています。

地域での活動を希望された方は、勉強会に参加し、認知症への具体的な対応につなげるための地域での声かけ訓練等を行っています。

また、認知症介護者家族会の運営などの活動も行っています。

認知症高齢者支援推進のネットワーク図



地域拠点型認知症患者医療センター(二次保健医療圏域※に1か所)

※二次保健医療圏域とは、特殊な医療を除く一般の医療ニーズに対応するために設定する区域で、複数の区市町村を単位とする。東京都には13圏域あり、新宿区は、中野区、杉並区とともに、区西部となる。

《認知症ケアパス》

認知症の経過と対応

認知症を引き起こす疾患や身体状況などにより、経過は異なり、必ずしもこの通りに進行するわけではありませんが、この先の経過の中で、大まかな位置を知り、今後を共通参考として下さい。また、認知症の進行に合わせて、必要と思われる支援を選択していきます。

<p>認知症の程度</p> <p>●もの忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している</p>	<p>認知症の疑い</p> <p>●同じ事を何度も聞く。 ●約束したことを忘れる。 ●探し物が増える。 ●不安、いらいら、あせり、抑うつ等がある。</p>	<p>認知症を有するが日常生活は自立</p> <p>●買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している</p>	<p>誰かの見守りがあれば日常生活は自立</p> <p>●服薬管理ができない、電話の応対や訪問者の対応などが1人で難しい</p>	<p>日常生活に手助け・介護が必要</p> <p>●着替えや食事、トイレ等がうまくできない</p>	<p>常に介護が必要</p> <p>●ほぼ寝たがりで意思の疎通が難しい</p>
<p>本人の様子</p> <p>(右にいくほど発症から時間が経過し、進行している状態)</p>	<p>●買物の際に小銭が払えない。 ●料理がうまくできない。 ●同時に複数の事が処理できない。 ●「物を盗られた」という。 ●気持ちや言葉でうまく伝えられない。</p>	<p>●季節に応じた服を選べない。 ●外出先から家に戻れない。 ●トイレの場所を間違えて排泄してしまう。 ●食べ物をあるだけ食べてしまう。</p>	<p>●歩行が不安定になる。 ●声かけや介護を拒む。 ●不快な音を立てる。 ●尿意や便意を感じにくくなる。 ●飲み込みが悪くなる。</p>	<p>●反応がにぶくなり、言葉が減る。 ●一日中うつらうつらする。 ●常時オムツが必要になる。 ●口から食事かとれなくなる。</p>	
<p>家族の心構え 対応のポイント</p>	<p>●認知症を予防するため適切な生活を送る。 ●認知症の兆候や初期症状を察知し、適切な対応をとる。 ●認知症に関する正しい知識や理解を深めておく。 ●今後の生活設計(介護、金銭管理など)について考えてみましょう。</p>	<p>●認知症が心配な場合は、早めに医師に相談しましょう。 ●認知症の疾患や介護について勉強しましょう。 ●失敗しないように手助けしましょう。 ●今まで出来たことが少なくなり失敗が増え、自信を喪失させることもあるので、失敗を最小限にするようさりげないフォローをしましょう。 ●介護保険を利用しましょう。 ●戸惑うような出来事が増え、介護が難しくなってきます。介護者が休息する時間を利用して過度の負担にならないようにしましょう。</p>	<p>●誤嚥性肺炎や床ずれなど身体的な合併症が起こりやすくなることを理解しましょう。 ●どのような終末期を迎えるか家族で話し合っておきましょう。終末期の延命処置や栄養補給を行うか等)</p>	<p>●誤嚥性肺炎や床ずれなど身体的な合併症が起こりやすくなることを理解しましょう。 ●どのような終末期を迎えるか家族で話し合っておきましょう。終末期の延命処置や栄養補給を行うか等)</p>	
<p>相談</p> <p>介護予防・地域とのつながり</p> <p>安否確認・見守り</p> <p>生活支援・身体介護</p> <p>医療</p> <p>権利擁護</p> <p>家族支援</p>	<p>認知症の予防や、医療機関の受診、介護にお困りの場合など、認知症の総合的な相談窓口は【ケアマネジャー】</p> <p>介護保険サービスを利用したい場合は【ケアマネジャー】</p> <p>介護予防のために【介護予防教室、新宿いきいき体操など】</p> <p>みんなで交流するために【地域安心カフェ、ふれあいいきいきサロン、食事サービスグループ】</p> <p>さまざまな活動の場として【地域交流館、シニア活動館など】</p> <p>支え合いや、安否確認【民生委員、高齢者クラブ、町会・自治会、「ぬくもりだより】の訪問配布、地域見守り協力員事業、高齢者見守り登録事業】</p> <p>自分一人で家に戻れなくなったら【徘徊高齢者探索サービス】</p> <p>ちょっとした生活のお手伝い【社会福祉協議会、ちよこつと・暮らしのサポート事業、シルバー人材センター、困り事・お手伝い事業】</p> <p>介護保険外サービス【一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス、防災安全システム、配食サービス、おむつ費用助成、理美容サービスなど】</p> <p>介護保険サービス 居宅サービス【訪問介護、通所介護、小規模多機能型居宅介護、ショートステイなど】</p> <p>施設・居宅サービス【認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設等】</p> <p>その他、介護保険を利用できる施設等【介護付有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者住宅など】</p> <p>認知症の診断を受けるには【かかりつけ医、認知症・もの忘れ相談センター（東京医科大学病院）】【認知症・もの忘れ相談センター（東京医科大学病院）】</p> <p>通院が難しくなったら【かかりつけ医の往診、訪問看護】</p> <p>周辺症状など精神症状が悪化した場合は【専門医療機関、認知症疾患医療センター（東京医科大学病院）】</p> <p>福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理が難しくなったら【地域福祉権利擁護事業】 福祉サービスの利用契約や財産管理が難しくなったら【成年後見制度】</p> <p>家族同士の情報交換や交流、学習の場【家族会、介護者学習会と交流会】</p> <p>介護者のリフレッシュとして【介護者リフレッシュ等支援事業】 介護者の急病等の緊急時に【高齢者緊急シヨーステイ】</p> <p>介護者の健康やストレスを相談する【認知症介護者相談】</p>				

※参考：斉藤正彦「家族の認知症に気づいて支える本」、永田久美子「本人と家族のためのセンター方式ガイド 認知症ケアをもっと楽に！」

④施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
【新規】認知症サポート医による高齢者総合相談センター支援 実行計画 (高齢者支援課)	高齢者総合相談センターが、認知症サポート医から、認知症高齢者の個々の状態に即した対応方法について専門的助言を受けることで、認知症に係るコーディネート機能向上を図ります。(新宿区医師会委託事業)	10所	10所
認知症サポーター養成講座 実行計画 (高齢者支援課)	高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、病気の理解や対応方法などの基礎を学ぶ、認知症サポーター養成講座を開催します。	認知症サポーター養成数 (累計) 18,700人	認知症サポーター養成数 (累計) 23,000人
認知症サポーター推進事業(認知症サポーター活動の推進) 実行計画 (高齢者支援課)	認知症サポーターの中で、区内での活動を希望した方(認知症サポーター活動登録者)が地域の担い手として活躍できるよう、高齢者総合相談センターが支援します。	認知症サポーター活動登録者数 (累計)450人	認知症サポーター活動登録者数 (累計)600人
認知症診療連携マニュアル 実行計画 (高齢者支援課)	医療と福祉・介護それぞれの分野における、認知症高齢者への対処方法を示す「認知症診療連携マニュアル」を作成し、関係機関に配布します。	認知症診療連携マニュアルの作成・配布	認知症診療連携マニュアルの作成・配布
認知症ケアパス 実行計画 (高齢者支援課)	認知症の症状が発生したときから、その人の進行状況に合わせ、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを示す、区全体の標準的な「認知症ケアパス」や「地域版認知症ケアパス」を作成し、配布します。	認知症ケアパスの作成・配布	認知症ケアパスの作成・配布
認知症初期集中支援チームによる支援 実行計画 (高齢者支援課)	地域型高齢者総合相談センターの医療と福祉・介護の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われ支援が必要な高齢者に対して、医療や介護につながる訪問活動を行うことで、認知症の早い段階からの支援を行います。	9所	9所
認知症医療・地域福祉連携強化事業 実行計画 (高齢者支援課)	認知症の早期発見や適切な医療につながるよう、かかりつけ医の認知症対応力の向上を図るための研修を実施します。また「認知症・もの忘れ相談医」の名簿を作成し周知します。 かかりつけ医、認知症・もの忘れ相談医、認知症サポート医、専門医療機関、一般病院等、医療機関同士の連携強化や認知症に係る関係機関によるネットワーク構築、連携強化のための会議を開催します。 (新宿区医師会委託事業)	認知症保健医療福祉ネットワーク連絡会 3回 認知症・もの忘れ相談医研修 2回 認知症・もの忘れ相談医名簿作成 1回	認知症保健医療福祉ネットワーク連絡会 3回 認知症・もの忘れ相談医研修 2回 認知症・もの忘れ相談医名簿作成 1回

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
認知症・もの忘れ相談 実行計画 (高齢者支援課)	認知症やもの忘れを心配している区民及びその家族等を対象に、認知症への対応や診断、治療等について医師による個別相談を実施します。併せて、福祉や介護については、高齢者総合相談センターの相談員が相談に応じます。	認知症相談 18回 もの忘れ相談 24回 (高齢者総合 相談センター 3所で実施)	認知症相談 18回 もの忘れ相談 24回 (高齢者総合 相談センター 3所で実施)
一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス 実行計画 (高齢者支援課)	65歳以上の一人暮らしの認知症高齢者で、区内在住の介護者がいない方に、ヘルパーを派遣します。	利用時間 8,000時間	—
認知症介護者支援事業 実行計画 (高齢者支援課)	認知症高齢者の介護者が、病気の理解や対応方法、利用できる制度等を学ぶとともに、介護者同士の交流によって仲間づくりを行う機会を提供し、孤立の防止を図ります。また、専門医による個別相談を行い、介護者負担の軽減を図ります。 ①認知症介護者家族会 ②認知症介護者相談	認知症介護者 家族会 3所 認知症介護者 相談 12回	認知症介護者 家族会 3所 認知症介護者 相談 12回
認知症講演会 実行計画 (高齢者支援課)	認知症の病気の理解、医療や介護、周囲の支援に関する講演会を開催します。	1回	1回
若年性認知症講演会 (精神保健講演会の中で実施) 実行計画 (保健予防課)	働き盛りに発症する若年性認知症をテーマに、病気の理解、医療や介護、周囲の支援に関する講演会を開催します。	1回	1回
認知症普及啓発用パンフレット 実行計画 (高齢者支援課)	認知症に関する基礎知識やサービス・相談先等を掲載したパンフレットを作成し配布します。	認知症普及啓 発用パンフレ ットの作成・ 配布	認知症普及啓 発用パンフレ ットの作成・ 配布
徘徊高齢者探索サービス (高齢者支援課)	60歳以上で認知症による徘徊のある方を在宅で介護する家族に、位置情報専用端末機の利用料等を助成します。	利用台数 延べ20台	—
【再掲】見守りキーホルダー事業【新規】 実行計画 (高齢者支援課)	65歳以上の高齢者で、外出に不安のある方を対象に、当該高齢者の登録番号や高齢者総合相談センターの電話番号を表示したキーホルダーやシールを配布することにより、徘徊中に保護されたときや外出先で倒れたときの身元確認を迅速に行います。	—	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
徘徊高齢者等緊急一時保護事業 (高齢者支援課)	緊急保護を要する徘徊高齢者等を、一時的に宿泊施設に保護します。	利用者数 20人 利用日数 150日	—
介護者リフレッシュ支援事業 (高齢者支援課)	65歳以上の認知症又は要介護1以上の高齢者にヘルパーを派遣し、日常的に介護している方のリフレッシュを支援します。	利用時間 13,000時間	—
【再掲】うつ、認知症予防に関する普及啓発用リーフレット作成 実行計画 (保健予防課)	うつ・認知症予防に関するリーフレットを、特定健診対象者への健診票に同封して送付するほか、その他さまざまな機会をとらえて広く配布し、普及啓発の拡大を図ります。	うつ予防リーフレット 101,500部 若年性認知症・認知症予防リーフレット 82,500部	若年性認知症の普及啓発の充実
【再掲】精神保健相談(うつ専門相談を含む) 実行計画 (保健センター)	こころの健康の保持増進と向上を目指し、精神疾患の早期発見、早期治療の促進のため、精神科医師による相談として精神保健相談(うつ専門相談を含む)を実施します。特に、行動・心理症状が激しい状態等で受診困難な状況にある認知症の人やその家族等の相談に医師や保健師が応じるとともに、高齢者総合相談センター等と連携し対応します。	精神保健相談 70回 相談者 延べ135人	精神保健相談 83回 相談者 延べ174人 (予約定員の7割程度)

⑤指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
認知症サポーター養成数(累計)	17,751人	23,000人
認知症高齢者に関する対応力を向上する研修を受講したかかりつけ医の実人数	65人	80人
認知症サポート医による高齢者総合相談センター支援か所数	—	10所

第3節 基本目標1 支え合いの地域づくりをすすめます

施策1 「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり

※「第2節 重点的に進めていく3施策」に「重点施策I 「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり」として掲載。(p. 46)

施策2 介護者への支援

介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるためには、要介護高齢者への支援のみならず、介護者の身体的、精神的負担を和らげるための支援が必要です。そのために必要な介護者支援の取組を充実していきます。

①現状とこれまでの取組

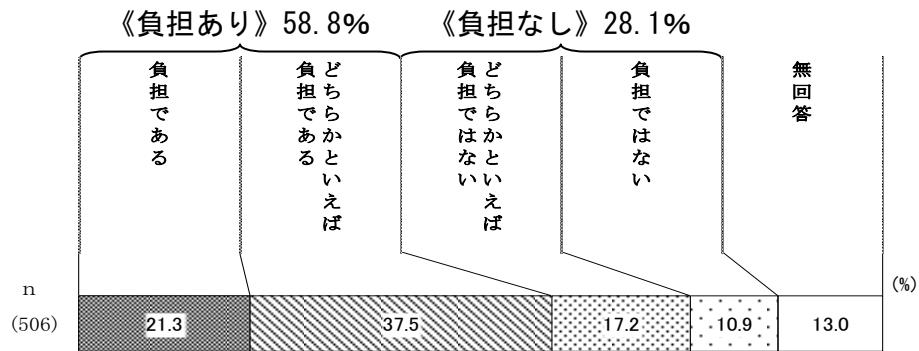
<介護者同士の交流の促進>

- 現在高齢者を介護している方や、介護経験のある方が集まり、介護についての情報交換や、日頃の介護の悩みを語り合う場として、区内に12か所（認知症介護者家族会を含む）の家族会があります。また、家族会を運営するボランティアの養成も行っています。
- 介護者講座は、介護に関心のある区民の方を対象に、介護に関する知識や技術の習得を目的として、地域型高齢者総合相談センター（9か所）が年1回ずつ開催しています。

<介護者負担の軽減>

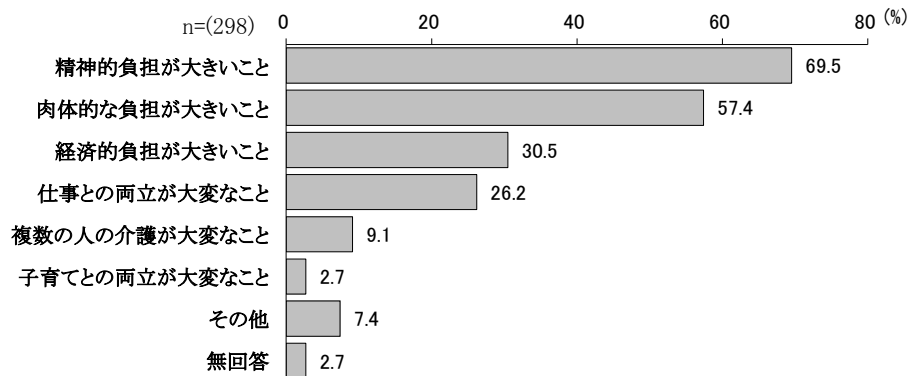
- 平成28年度に実施した「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」のうち、要支援・要介護認定者調査の結果では、「新宿区に力を入れてほしいこと」として、主介護者の36.2%が「介護に関する相談機能の充実」を、28.1%が「家族など介護者のリフレッシュのための制度」を挙げています。
- 同調査では、主介護者の15.8%が「フルタイム」で働いており、仕事と介護の両立をしている実態があります。
- 平成28年度から、「認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業」の対象者に、要介護1以上の高齢者を介護する方も加え、「介護者リフレッシュ支援事業」として実施しています。
- 専門医による認知症介護者相談を実施し、精神面のケアを行ったり、必要に応じて専門医療機関への受診を勧奨するなど、介護者負担の軽減を図っています。
- 介護者を対象に、普段行くことのできない区外の特別養護老人ホーム等の見学会を実施し、介護の選択の幅を広げる機会としています。
- 仕事と子育て、介護の両立支援を推進するため、区内企業を対象にワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度などを実施しています。

★介護負担感＜要支援・要介護者認定者調査＞



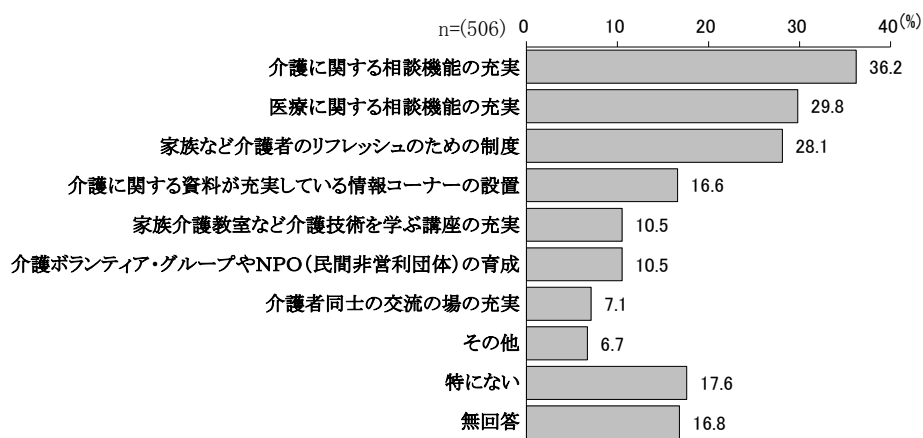
主介護者に介護負担感についてたずねたところ、「負担である」と「どちらかといえば負担である」をあわせた《負担あり》は58.8%となっています。

★介護が負担である理由（複数回答）＜要支援・要介護者認定者調査＞



介護が負担である理由をたずねたところ、「精神的負担が大きいこと」（69.5%）が7割弱で最も高く、次いで「肉体的な負担が大きいこと」（57.4%）、「経済的負担が大きいこと」（30.5%）の順となっています。

★介護者への支援として、新宿区に力を入れてほしいこと（複数回答）
＜要支援・要介護者認定者調査＞



介護者への支援として、新宿区に力を入れてほしいことをたずねたところ、「介護に関する相談機能の充実」（36.2%）が3割台半ばを超えて最も高く、次いで、「医療に関する相談機能の充実」（29.8%）、「家族など介護者のリフレッシュのための制度」（28.1%）の順となっています。

②課題

<介護者同士の交流の促進>

- 精神的負担感を抱えている介護者を家族会につなげる取組をさらに進めていく必要があります。また、家族会を継続的に運営するボランティアを養成していくことも、重要な課題です。
- 介護者講座は、参加者の介護に一層役立つ内容とし、介護者同士の情報交換の場となるよう開催していくことが必要です。

<介護者負担の軽減>

- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の要支援・要介護認定者調査の結果、介護者の負担感は「負担である」「どちらかといえば負担である」を合せて58.8%であり、さらなる介護者負担の軽減が求められています。
- 高齢者総合相談センターで、介護者支援の相談に対応していることについて、十分に周知されていない現状があります。また、仕事と介護の両立支援に関する相談対応は、必ずしも標準化されていないことが課題となっています。
- 介護の選択の幅を広げるため、特別養護老人ホーム以外の介護保険施設等についても、さらなる情報提供が必要です。
- ワーク・ライフ・バランスについては、区民だけでなく、企業等雇用者側のさらなる理解が必要です。

③今後の取組の方向性

<介護者同士の交流の促進>

- 家族会の運営は、区と地域型高齢者総合相談センターが連携して支援していきます。介護者が参加しやすいものとなるような周知方法や開催場所の工夫を行うとともに、家族会を運営するボランティアの養成についても引き続き行っていきます。
- 介護者講座については、アンケート等を活用し、介護者のニーズに沿った内容・テーマにするとともに、座学だけではなく社会参加型や体験型の開催方法を取り入れるなど、工夫して実施していきます。

<介護者負担の軽減>

- 「介護者リフレッシュ支援事業」について、ヘルパーの派遣時間帯を拡大し、より使いやすいサービスとすることで、介護者負担のさらなる軽減を図ります。
- 高齢者総合相談センターを効果的に周知するためのリーフレット等を新たに作成す

るとともに、仕事と介護の両立支援に関する相談用マニュアルを作成し、相談機能の標準化を図ります。

- 介護者や介護に関心のある区民に向けた講演会を開催するなどして、介護者の精神的負担を軽減するための情報発信や支援の輪を広げる取組を行っていきます。
- 区外の特別養護老人ホームに加え、区内の小規模多機能型居宅介護等の施設の見学会も実施することで、介護保険施設等のさらなる周知を図っていきます。
- ワーク・ライフ・バランスの概念を、引き続きイベントや啓発誌等で区民向けに周知していきます。また、区内のワーク・ライフ・バランス推進認定企業の増加、特に中小企業へはコンサルティング等支援を強化することで、区民や従業員が仕事と介護や子育てを両立できる環境を整備していきます。

④施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
介護者講座・家族会 実行計画 (高齢者支援課)	高齢者を介護している家族及び介護経験のある家族等を対象に、介護者講演会や介護者講座を開催します。また、介護者相互の交流を深めるため、家族会の運営を支援していきます。	介護者講演会 1回 介護者講座 9回 家族会 9所	介護者講演会 1回 介護者講座 9回 家族会 9所
【再掲】認知症介護者 支援事業 実行計画 (高齢者支援課)	認知症高齢者の介護者が、病気の理解や対応方法、利用できる制度等を学ぶとともに、介護者同士の交流によって仲間づくりを行う機会を提供し、孤立の防止を図ります。また、専門医による個別相談を行い、介護者負担の軽減を図ります。 ① 認知症介護者家族会 ② 認知症介護者相談	認知症介護者 家族会 3所 認知症介護者 相談 12回	認知症介護者 家族会 3所 認知症介護者 相談 12回
【再掲】介護者リフレ ッシュ支援事業 (高齢者支援課)	65歳以上の認知症又は要介護1以上の高齢者にヘルパーを派遣し、日常的に介護している方のリフレッシュを支援します。	利用時間 13,000時間	—
【再掲】徘徊高齢者探 索サービス (高齢者支援課)	60歳以上で認知症による徘徊のある方を在宅で介護する家族に、位置情報専用端末機の利用料等を助成します。	利用台数 延べ20台	—
高齢者緊急ショート ステイ事業 (高齢者支援課)	介護する家族が、急病やけが等のために介護できない場合に、有料老人ホームの居室を提供することで、緊急時における要介護者の生活の場を一時的に保障し、その在宅生活を支援します。	利用者数 延べ100人 利用日数 延べ560日	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
家族介護慰労金の支給 (介護保険課)	住民税非課税世帯の要介護4又は5の被保険者を、1年間介護保険サービスを使わずに在宅で介護しているなどの支給要件を満たした家族に対して、慰労金を支給します。	—	—
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 実行計画 (男女共同参画課)	仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスを目指し、子育て支援・介護支援・地域活動支援等を推進している企業への「認定制度」の実施をはじめ、企業への支援、働きかけを関係部署と連携して推進します。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に申請し、推進宣言企業又は推進認定企業に認定された企業数 182社	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に申請し、推進宣言企業又は推進認定企業に認定された企業数 242社
男性の育児・介護サポート企業応援事業 (男女共同参画課)	区内中小事業者における、男性が育児・介護休業等を取得しやすい職場環境づくりを支援するため、要件を満たした事業者に奨励金を支給します。	—	—

⑤指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
介護者講座・家族会参加者数	延べ770人	延べ900人

施策3 安全・安心な暮らしを支えるしくみづくり

認知症等により権利擁護が必要な方への支援を行い、高齢者の尊厳ある暮らしをまもります。また、災害時に配慮を要する高齢者への支援体制を整備し、「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」を進めます。

①現状とこれまでの取組

<成年後見制度>

- 新宿区では、成年後見制度の推進機関として、新宿区社会福祉協議会内に「新宿区成年後見センター」を設置し、制度の普及啓発や相談対応など総合的な支援を行っています。平成26年度からは、制度を支える成年後見人の新たな担い手の確保に向け、市民後見人養成基礎講習を開始しました。また、平成27年度からは、制度利用に係る申立費用の助成とともに、成年後見人等への報酬助成を拡充し、費用負担の軽減を図っています。
- 判断能力が十分でなく、かつ身寄りがないため親族等による申立てが困難な高齢者に対しては、新宿区長が申立て人となって家庭裁判所へ審判の請求を行い、成年後見制度が利用できるよう支援しています。
- 成年後見制度以外にも、認知症等により必要な福祉サービス等の利用手続や金銭管理等が自分だけでは難しい方を対象に、新宿区社会福祉協議会で「地域福祉権利擁護事業¹」の利用による支援をしています。

<虐待の早期発見・相談>

- 高齢者総合相談センターは、高齢者虐待の早期発見・相談の窓口として、地域や関係機関等と積極的に連携を図りながら対応しています。なお、通報の受理件数は増加傾向にあります。
- 高齢者総合相談センターへの虐待相談、通報受理後の対応は、「新宿区高齢者虐待対応実務マニュアル」に基づき実施しています。
- 高齢者総合相談センターは、相談・通報を受理するだけでなく、地域の関係機関とネットワークを作り、高齢者虐待防止に関する広報・普及活動も行っています。

<消費者被害の防止>

- 悪質商法被害防止ネットワークにおいて、潜在化しやすい高齢者の悪質商法被害の防

¹地域福祉権利擁護事業：認知症、知的障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、地域で安心して生活が継続できるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスに関する利用相談のほか、必要に応じて日常的な金銭管理の援助、通帳・印鑑を預かるなどの支援を行う。

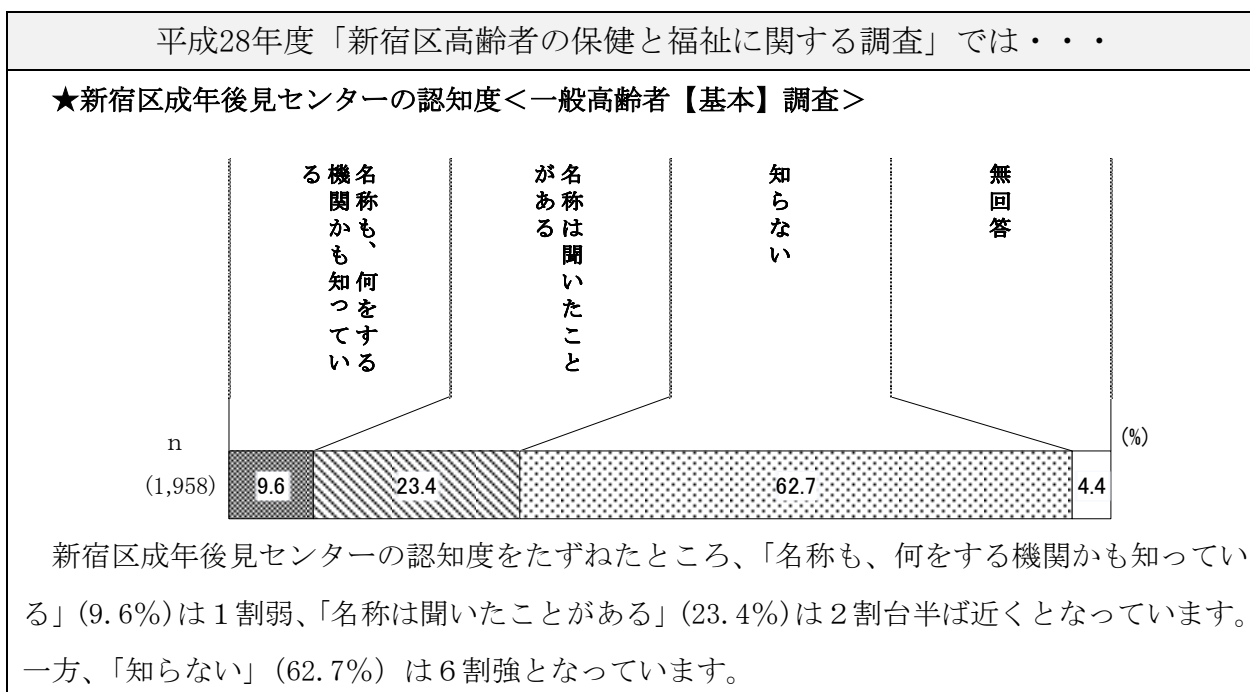
止・早期発見を図るとともに、注意喚起情報の共有や迅速なあっせん¹交渉等を通じて被害の拡大防止と救済に取り組んでいます。

<権利擁護の普及啓発とネットワークの構築>

- 地域型高齢者総合相談センターと関係機関の連絡会等の際に、権利擁護に関する情報提供を行うなど普及啓発に努めています。
- 高齢者の権利擁護に関わる関係機関や区の関係部署で構成する「高齢者の権利擁護ネットワーク協議会」を組織し、課題の検討や情報共有を図っています。

<災害時要援護者対策等>

- 災害対策基本法の改正及び地域防災計画の修正を踏まえ、「災害時要援護者」を「要配慮者」に置き換えるなど、新宿区災害時要援護者支援プランの見直しを行いました。
- 災害時における安否確認などの支援を行う災害時要援護者名簿登録者には、平成19年度から家具類の転倒防止器具取付け事業を実施しています。
- 人工呼吸器を使用している方は、停電が生命の危険に直結するため、在宅で人工呼吸器を使用している本人とその家族が災害への備えや適切な対応をとることができるよう、「災害時個別支援計画」の作成を支援しています。また、緊急時における人工呼吸器の電源確保のため、保健所及び保健センター4か所の合計5か所に専用の自家発電機等を設置しています。



¹ あっせん（事務）：消費者安全法で定められた消費生活センターが行う事務の一つ。一定の権限のもと、消費者と事業者の間に立って、両者の合意点を導き、紛争の解決を図る事務。

②課題

＜成年後見制度＞

- 成年後見制度、地域福祉権利擁護事業ともに相談支援件数は増加傾向にあります。また、支援が必要な単身世帯や、多くの生活課題を抱える事例が増加することにより、相談支援内容も複雑化・多様化しています。
- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加を見据え、成年後見制度の利用を必要とする方が確実に利用できるよう、継続的な制度周知とともに、迅速かつ的確な相談支援、市民後見人の養成、費用負担の軽減などにより、さらなる制度の利用促進が求められています。

＜虐待の早期発見・相談＞

- 虐待通報受理件数や支援困難事例の増加に対応するため、高齢者総合相談センター職員は虐待への対応力を向上させる必要があります。
- 関係機関と連携を強め、早期に虐待を発見し、高齢者総合相談センターへの相談・通報につなげられるしくみづくりが課題となっています。

＜消費者被害の防止＞

- 今後、悪質商法被害防止ネットワークについて、広く、継続的に周知していくとともに、介護サービス事業者等に参加を促すことが必要です。また、関係機関が連携して高齢者の生活全般を体系的に支援する必要があります。

＜権利擁護の普及啓発とネットワークの構築＞

- 成年後見制度の利用促進、虐待の防止等について、関係機関への情報提供にとどまらず、広く区民や介護サービス事業者等に周知・啓発を進める必要があります。

＜災害時要援護者対策等＞

- 継続的な災害時要援護者名簿の登録勧奨と併せて、家具類の転倒防止対策をさらに進めていくため、普及啓発が必要です。
- 在宅で人工呼吸器を使用している方を地域で支えるためには、災害の発災前からの備えとともに、本人や介護者が発災時に孤立しないための支援体制を構築する必要があります。

③今後の取組の方向性

<成年後見制度>

- 成年後見制度の利用を必要とする方が確実に利用できるよう、引き続き、制度周知のほか、関係機関と連携した相談支援や費用助成等による利用促進を図っていきます。
- 市民後見人の養成については、将来的な需要数を見込んだ計画的な養成とともに、研修等を通じて、地域での身近な立場からの後見活動の推進に取り組んでいきます。
- 新宿区社会福祉協議会が後見人等を受任する「法人後見」の実施により、親族以外の第三者後見人等の選択肢を拡充するとともに、制度利用の促進強化を図ります。

<虐待の早期発見・相談>

- 「新宿区高齢者虐待対応実務マニュアル」を用いた研修等の実施や、日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）との協働連携により、高齢者総合相談センター職員の虐待への判断や対応力を向上させていきます。
- ケアマネジャーや介護サービス事業者等から、早期に虐待の相談・通報を受けられるためのしくみづくりを進めていきます。

<消費者被害の防止>

- 悪質商法被害防止ネットワークについては、引き続き、ネットワーク参加事業者数の増に努めていきます。また、消費者被害の予防・救済に向けて、高齢者総合相談センターと消費生活センターの情報共有の促進、両センターの連携強化を図っていきます。

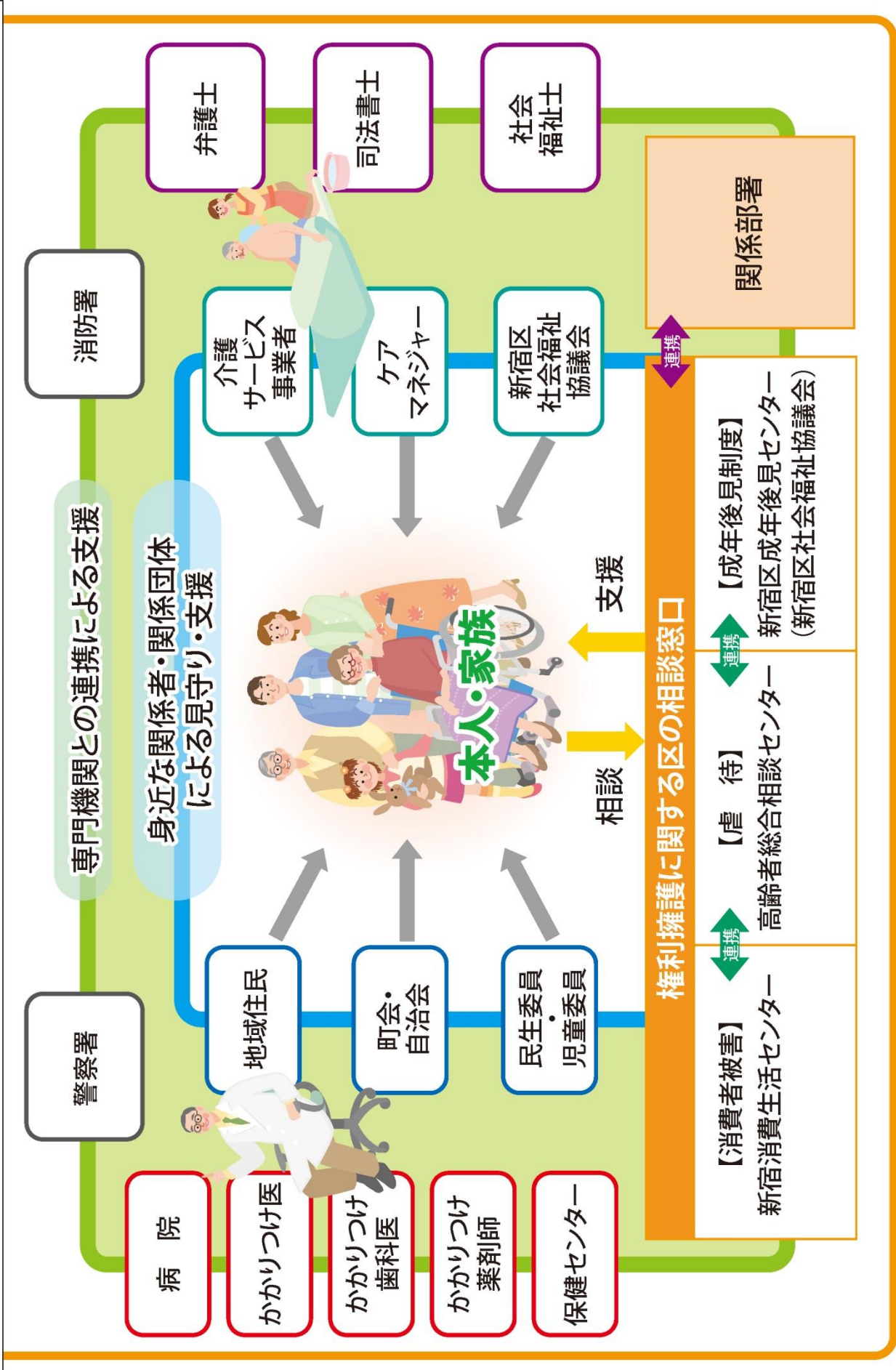
<権利擁護の普及啓発とネットワークの構築>

- 高齢者の権利擁護に関する普及啓発のために、区民や介護サービス事業者等を対象にした講演会の開催やパンフレット等の作成・配布を行い、高齢者の尊厳と安心を守る、地域支え合いのしくみづくりを、さらに進めていきます。
- 「高齢者の権利擁護ネットワーク協議会」の継続的な開催により、関係機関とのネットワークをさらに強化していきます。

<災害時要援護者対策等>

- 災害時要援護者名簿の登録勧奨、家具類転倒防止対策の重要性を周知するとともに、器具取付事業を継続して実施していきます。
- 在宅人工呼吸器使用者とその家族が平常時から災害に備え、安全で安心な在宅療養生活を送ることができるよう、個別支援計画の作成を支援します。また、緊急時における人工呼吸器の電源確保のため、保健所及び保健センター4か所の合計5か所に専用の自家発電機等を設置し、定期的な訓練などを行います。

新宿区高齢者の権利擁護ネットワーク図



④施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
成年後見制度の利用 促進 実行計画 (地域福祉課・社会福祉協議会)	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の権利を守り、地域で安心して生活を継続できるよう、地域福祉権利擁護事業と併せて支援を行います。関係機関等との連携を図りながら、相談支援、地域への制度の広報普及、後見人等の支援、市民後見人の養成のほか、新たに法人後見を行います。 (新宿区社会福祉協議会委託及び補助事業)	新宿区成年後見センターへの新規相談件数 延べ285件	新宿区成年後見センターへの新規相談件数 延べ300件
成年後見審判請求事務等 (高齢者支援課)	成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、親族による申立てが期待できない状況にある高齢者について、区長が家庭裁判所へ審判の請求を行います。また、成年後見制度に係る費用を負担することが困難な人に対して、後見人等への報酬の助成を行います。	区長申立 件数 60件 報酬助成 件数 20件	—
虐待防止の推進 (高齢者支援課)	高齢者総合相談センターを、虐待の相談、通報、届出の窓口としています。高齢者自身の届出や区民等からの通報、民生委員・児童委員、ケアマネジャーからの相談に対し、継続的支援を行います。	虐待相談 件数 530件	—
老人福祉施設への入所等措置 (高齢者支援課)	心身上の障害、家庭環境、経済上の理由により、在宅で生活することが困難な原則65歳以上の人を養護老人ホームへ入所措置します。また、虐待等のやむを得ない事由により、分離保護等が必要な高齢者を対象に特別養護老人ホームへの入所等措置を行います。	養護老人ホーム入所者数 320人 やむを得ない事由による特別養護老人ホーム入所者数 10人	—
悪質商法被害防止ネットワーク (消費生活就労支援課)	民間の介護保険事業者、民生委員・児童委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、区相談担当職員など、高齢者の身近なところで活動している人たちによる悪質商法被害防止ネットワークを活用し、高齢者の悪質商法による被害を早期に発見し、新宿消費生活センターが通報を受けて早期回復を図ります。	—	—
消費者講座 (消費生活就労支援課)	高齢者クラブなどに悪質商法に関する出前講座を実施するなど、高齢者に対する普及啓発を行います。また、消費生活に関する	—	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
	学習の機会（場）として消費者講座を行います。		
高齢者の権利擁護の 普及啓発 (高齢者支援課)	高齢者の権利擁護に関する普及啓発のために、区民や関係者を対象にした講演会の開催やパンフレット等の作成・配布を行い、高齢者の尊厳と安心を守る、地域支え合いのしくみづくりに結びつけます。	権利擁護に関する講演会 1回	権利擁護に関する講演会 1回
高齢者の権利擁護ネットワークの構築・運営 (高齢者支援課)	高齢者の権利擁護ネットワーク協議会（構成員：新宿区医師会、弁護士、司法書士、社会福祉士、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、町会・自治会、警察署、消防署、医療機関、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、区の関係部署）を開催し、高齢者の権利擁護に関するネットワークを構築します。	権利擁護ネットワーク協議会等 1回	権利擁護ネットワーク協議会等 1回
法テラス東京との協働連携 (高齢者支援課)	日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）との協働連携により、高齢者総合相談センターへの弁護士の派遣協力を得て、法的視点からの助言に基づいた相談支援を実施しています。	弁護士派遣 144回	弁護士派遣 144回
災害時要援護者対策の推進 (危機管理課)	地震によるけがの要因では、家具類の転倒・落下によるものが大きな割合を占めています。家具類転倒防止対策の重要性の周知を図るとともに、災害時要援護者名簿登録世帯に家具転倒防止器具取付費及び器具5点まで無料で設置し、安全確保を図っていきます。	家具転倒防止器具取り付け事業利用者 50件	—
災害時要援護者名簿の活用 (危機管理課) (地域福祉課)	災害時の避難等に支援を必要とする方をあらかじめ「災害時要援護者名簿」に登録しておくことにより、事前に警察、消防、民生委員・児童委員、防災区民組織等に配付し、災害時に安否確認等の必要な支援が行われるようにします。	災害時要援護者名簿配付(防災区民組織等) 年2回	—
福祉避難所の充実と体制強化 実行計画 (地域福祉課)	災害対策基本法で定める個別計画の内容に加え、災害時において要配慮者が在宅あるいは避難所で生活を継続するために必要な事項等を記載する要配慮者災害用セルフプランのひな形を作成・公開し、普及に努めます。 また、福祉避難所の運営マニュアルの策定及び開設・運営訓練の実施を通じて、災害時応急体制の強化を図ります。	新たな福祉避難所運営マニュアルの検討	運営マニュアルが策定されている福祉避難所の割合100%

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成支援事業 (健康づくり課)	在宅人工呼吸器使用者とその家族が平常時から災害に備え、安全で安心な在宅療養生活を送ることができるよう、個別支援計画の作成を支援します。また、緊急時における人工呼吸器の電源確保のため、保健予防課と保健センターに専用の発電機等を設置するとともに、研修会等を行います。	在宅人工呼吸器使用者全数に対する個別支援計画の作成	在宅人工呼吸器使用者全数に対する個別支援計画の作成

○関係団体による事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業) (社会福祉協議会)	もの忘れや認知症、知的障害、精神障害などにより必要な福祉サービスを自分だけで判断し、手続きするのが難しい方が利用できる東京都社会福祉協議会からの受託事業です。本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関しての相談を中心に、必要に応じて日常的な金銭管理の援助、通帳・印鑑などの預かりを行います。支援にあたっては地域住民が生活支援員となって、職員、関係機関等と連携を図りながら、「地域ぐるみ」の支援を進めます。	新規相談 件数 167件 延べ契約 件数 119件	新規相談 件数 180件 延べ契約 件数 125件

⑤指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
災害時要援護者名簿の新規登録者数	262件	300件
新宿区成年後見センターへの新規相談件数	279件	300件

第4節 基本目標2 社会参加といきがづくりを支援します

施策4 いきがいのある暮らしへの支援

高齢者が地域の中でいきいきと活躍し、幅広く交流するための活動の場を整備します。また、区民による自主活動への支援や、社会参加の機会につながる講座やイベント等を開催することにより、多様なニーズを抱える高齢者がいきがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。

①現状とこれまでの取組

<拠点の整備>

■新宿区では、高齢者の社会参加といきがづくりの拠点として、シニア活動館や地域交流館を整備し、平成28年度現在、シニア活動館4館、地域交流館15館が運営されています。シニア活動館は50歳以上、地域交流館は60歳以上の方を対象とし、指定管理者制度を活用した運営により、様々な講座を展開したり、団体活動支援を行っています。

<イベント・講座等の開催>

- 長寿を祝う敬老会の開催、高齢者間の交流や健康保持を目的としたいきいきハイキング、日頃の活動の発表の場としての高齢者福祉大会を実施しています。高齢者のふれあいのきっかけやいきがいのある暮らしづくりに向け、様々な機会の提供を支援しています。
- 多様なニーズに対応した定期的な学習機会の提供と仲間づくりを目的としたライフアップ講座の実施、日頃の活動の発表の場としての生涯学習フェスティバルの開催、生涯学習館等で活動する区内自主活動団体が企画する区民向け講座・イベントの実施を支援する区民プロデュース支援事業を実施しています。

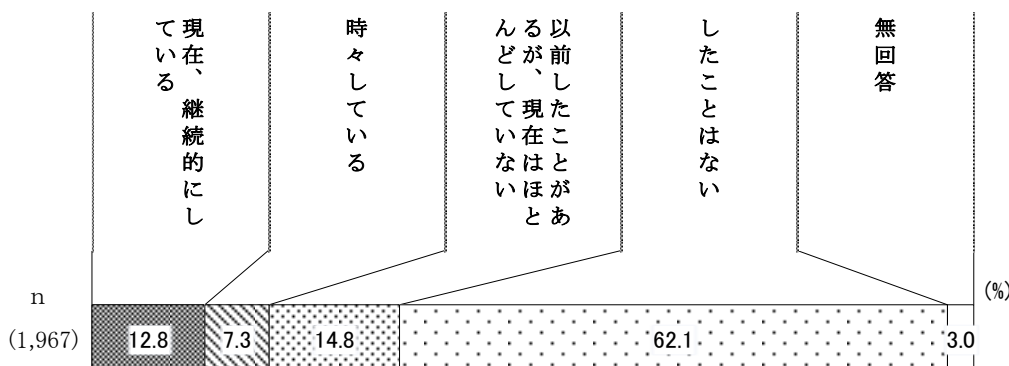
<活動支援>

- 高齢者クラブは平成28年度現在、119クラブ、会員5,944名となっており、新宿区ではこれらのクラブ活動費用の助成を行っています。
- 「ふれあい・いきいきサロン」は、外出機会の少ない高齢者、障害者、子育て中の方など地域に住む住民同士の情報交換や多世代交流、子育て中の不安解消などを目的に開かれています。新宿区社会福祉協議会では、「ふれあい・いきいきサロン」の普及啓発、立ち上げや運営を支援しています。支援サロン数が年々増加しており、それに伴

って参加者も増加しています。平成28年度現在で73サロンがあります。

平成28年度「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では・・・

★地域活動やボランティア活動等の状況<一般高齢者【重点】調査>



地域活動やボランティア活動等の状況をたずねたところ、「したことはない」(62.1%)が6割強と最も高く、次いで、「以前したことがあるが、現在はほとんどしていない」(14.8%)、「現在、継続的にしている」(12.8%)の順となっています。

②課題

<拠点の整備>

■高齢者の社会参加やいきがづくりの拠点の整備については、建物の老朽化が進む中、建物の維持管理や運営方法について検討していく必要があります。また、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくための地域づくりや多世代交流の拠点整備も必要となってきます。

<イベント・講座等の開催>

■参加者が横ばい、減少している事業も一部見られることから、区民ニーズにあったイベントや講座等に向けて、参加者のニーズを把握したり、活動者の参画ニーズを把握していく必要があります。

■各種イベントや講座等について、生涯学習フェスティバルにおける出展・出演者の減少といった状況も一部見られることから、区民ニーズにあったイベントや講座等の開催に向けて、より多くの人に参加してもらえよう講座内容の充実を図っていく必要があります。

<活動支援>

- 高齢者クラブは、年々高齢化が進み、会員数が減少する傾向にあります。
- 「ふれあい・いきいきサロン」は、サロンは増加していますが（平成28年度新設サロン5件）、既存サロンには参加者・活動者の減少や、運営する活動者の高齢化の問題等により休止するサロンもあります。活動継続のために、区と新宿区社会福祉協議会が連携し運営支援の充実を図ることが課題となっています。

③今後の取組の方向性

<拠点の整備>

- 高齢者の社会参加やいきがいくりの拠点整備については、活動の担い手でもあり、受け手でもある高齢者が主体的に参加し、担っていく「地域支え合い活動」を推進していく中で、活動の拠点となる高齢者活動・交流施設の機能拡充等を図っていきます。

<イベント・講座等の開催>

- 外出機会や仲間づくり、交流機会の場と捉え、いきがいのある暮らしにつながるイベント・講座等を継続実施します。また、参加者のニーズ把握に努め、区民と協働して実施内容や実施方法などを工夫することにより、より多くの区民の参加・参画を促進します。

<活動支援>

- 高齢者クラブの継続的活動に向けて、運営上の課題等への相談業務を強化し、会員及び支援者の増加等を図ります。
- 地域の中でゆるやかなつながりを持てる場として、「ふれあい・いきいきサロン」が地域に果たす役割は大きくなっています。新宿区社会福祉協議会において、既存サロンへの定期的な訪問及び聞き取りによる実態把握や、活動者のスキルアップを目的とした講座等の実施、サロン連絡会の開催によるネットワークづくり、活動継続のための支援等をきめ細やかに行っていきます。

④施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
高齢者活動・交流施設の運営 (地域包括ケア推進課)	高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点として、地域交流館やシニア活動館等を運営しています。今後は「地域支え合い活動」を推進するため、活動の拠点として機能拡充等を図ります。	地域交流館 15館 シニア活動館 4館	—
高齢者クラブへの支援・助成 (地域包括ケア推進課)	高齢者が元気でいきいきと暮らすため、自主的に組織して運営する高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会の事業費の一部を助成します。	連合会 1連合会 高齢者クラブ 117団体 延べ5,700名	連合会 1連合会 高齢者クラブ 120団体 延べ5,850名
敬老会 (地域包括ケア推進課)	77歳以上の高齢者を演芸などの催しに招待し、長寿を祝います。	来場者数 延べ3,965人	来場者数 延べ4,800人
高齢者福祉大会 (地域包括ケア推進課)	高齢者クラブ会員及び地域交流館等の利用者が、日頃研鑽した唄や踊りを披露する発表会を、年一回開催します。	参加数 72団体 706人出演 来場者数 約1,250人	参加数 75団体 750人出演 来場者数 約1,400人
生涯学習フェスティバル (生涯学習スポーツ課)	新宿未来創造財団を通じて、生涯学習活動者の日頃の文化芸術活動の成果を発表するとともに、区民に鑑賞の場を提供します。	5,000人	—
区民プロデュース支援事業 (生涯学習スポーツ課)	新宿未来創造財団を通じて、区内で活動する自主活動団体並びに民間活動団体が企画する区民向け講座・イベント等の事業に対して支援を行うことで、団体活動の活性化と活動成果の地域還元のおしくみづくりを行います。あわせて多様な区民のニーズに応えています。	30事業	—
コミュニティスポーツ大会 (生涯学習スポーツ課)	新宿未来創造財団を通じて、区内10地区で実行委員会を組織し、子どもから高齢者まで誰もが参加できる種目により大会を実施し、地域におけるスポーツ活動の振興と地域社会の活性化を図ります。毎年12月には、各地区大会の上位入賞者による中央大会を実施します。	3,500人	—

○関係団体による事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
ライフアップ講座 (新宿未来創造財団)	生涯学習に対する多様なニーズに応えるため、年代・目的・目標別など多様なカテゴリーのプログラムを実施することで、定期的な学習機会を提供するとともに、新しい仲間づくりの場とします。	—	—
【再掲】ふれあい・いきいきサロン (新宿区社会福祉協議会)	外出機会の少ない高齢者、障害者、子育て中の方など地域に住む誰もが参加できる居場所づくりの活動です。住民の方同士の情報交換、子育て中の不安解消などを目的に運営されています。サロンの立ち上げや、運営に関する相談など、サロン活動の運営支援を行います。	支援サロン数 73サロン いきいきサロン傷害保険加入者数 延28,000人	支援サロン数 75サロン いきいきサロン傷害保険加入者数 延30,000人

⑤指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
地域交流館等の利用者数	471,116人	501,470人

施策5 就業等の支援

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター（高齢者の方を対象とした無料職業紹介所「新宿わく☆ワーク」）や公益社団法人新宿区シルバー人材センターなど高齢者の就業等に関わる機関との連携を強化し、高齢者の就労意欲やニーズに対応した就業機会の拡大などに向けた取組を支援します。

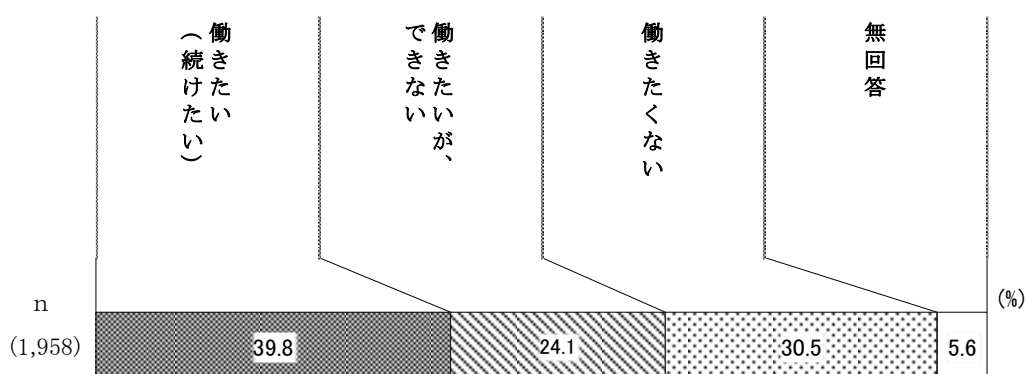
①現状とこれまでの取組

<高齢者の就労支援>

- 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターでは、ハローワークでは就職が決まりにくい高齢（概ね55歳以上）の方を対象に無料職業紹介所（新宿わく☆ワーク）を開設しています。平成27年度の就職者数は136人、28年度の就職者数は125人、29年度の就職者数は12月末時点で171人となっています。
- 公益社団法人新宿区シルバー人材センター¹の受託件数は伸びているものの、会員数及び就業実人員はともに横ばいであることから、就業率（就業実員数／会員数）は平成28年度時点で72%となっており、横ばいの状況です。なお、平成28年度からシルバー人材センター会員は介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助員の業務も担っています。

平成28年度「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では・・・

★今後の就業意向<一般高齢者【基本】調査>



今後の就業意向についてたずねたところ、「働きたい(続きたい)」(39.8%)が4割弱と最も高く、次いで、「働きたくない」(30.5%)、「働きたいが、できない」(24.1%)の順となっています。

¹ シルバー人材センター：「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、区市町村ごとに設置されている公益社団法人です。現在、新宿区シルバー人材センターでは、約1,700名の60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者が会員として登録しており、各自の希望に沿った仕事を引き受けたり、ボランティア活動等を行ったりしています。区では、シルバー人材センターへの補助金交付を通じて、センターの円滑な事業運営を図り、高齢者のいきがいづくりや地域貢献に寄与しています。

②課題

＜高齢者の就労支援＞

- 平成29年12月末時点の新宿わく☆ワークにおける65歳以上の新規求職者数は396人で、新規求職者全体の61.2%、70歳以上は180人で新規求職者全体の45.5%となっています。このように新規求職者の高齢化は依然として進んでおり、65歳以上をメインターゲットに事業展開を行うなかで、70歳以上の求職者対応も重要な課題となっています。
- 新宿区シルバー人材センターの会員の就業率も景気による影響が大きく、不確定要素が大きくなっています。会員として登録してもやりたい仕事がない等、会員の希望と紹介する仕事のマッチングが困難な場合もあり、就業機会の拡大とともに、会員の就業率の伸び悩みが課題としてあげられます。また、会員の増強・拡充を図るとともに、就業機会の確保・拡充を図るため、労働者派遣事業について調査・検討を進める必要があります。

③今後の取組の方向性

＜高齢者の就労支援＞

- 求職者のニーズを明らかにするとともに、ニーズの高い職種等の開拓を行っていきます。また、求職者のうち特に年齢の高い求職者の雇用を促進するよう求人者への働きかけを行うなど、求職者と求人者をつなぐ役割を積極的に展開していきます。
- 高齢者のボランティア活動や就業機会の拡大のため、補助金の交付だけでなく、周知活動への協力や運営に関する助言等を通して、引き続き新宿区シルバー人材センターへの支援を継続していきます。また、会員の増強・拡充を図るため、労働者派遣事業の検討を進めていきます。

④施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進 (消費生活就労支援課)	新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて、障害の有無や年齢・性別を問わず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、働きたいのに働きにくいすべての人に対して就労支援事業及び無料職業紹介事業を実施し、総合的な就労支援を行います。	就職者数 170人	就職者数 180人
シルバー人材センターへの支援 (地域福祉課)	新宿区シルバー人材センターは、登録会員に対し、高齢者の経験や技能に応じた仕事の紹介や支援をします。また、区は就業機会の開拓・拡充に努める新宿区シルバー人材センターの運営費を助成します。	74.3%	シルバー経営計画策定後設定 (H29.2策定予定)

⑤指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
シルバー人材センターの受託件数	13,038件	シルバー経営計画策定後設定 (H29.2策定予定)

第5節 基本目標3 健康づくり・介護予防をすすめます

施策6 健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸

※「第2節 重点的に進めていく3施策」に「重点施策Ⅱ 健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸」として掲載。(p. 58)

第6節 基本目標4 最期まで地域の中で自分らしくくらすよう

在宅療養支援体制を推進します

施策7 くらしやすいまちづくりと住まいへの支援

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、安定した住まいが必要不可欠です。高齢者が住居を確保できるよう、様々な居住支援を行います。また、高齢になっても、日常的な社会生活を安全・安心・快適に送るためには、道路や施設などのハード面のみならず、情報やサービスなどソフト面も含めて、すべての人が利用しやすいように配慮されたまちづくりが必要です。ユニバーサルデザインの視点を取り入れた居住環境の整備と福祉施策の充実による総合的なまちづくりを進めます。

①現状とこれまでの取組

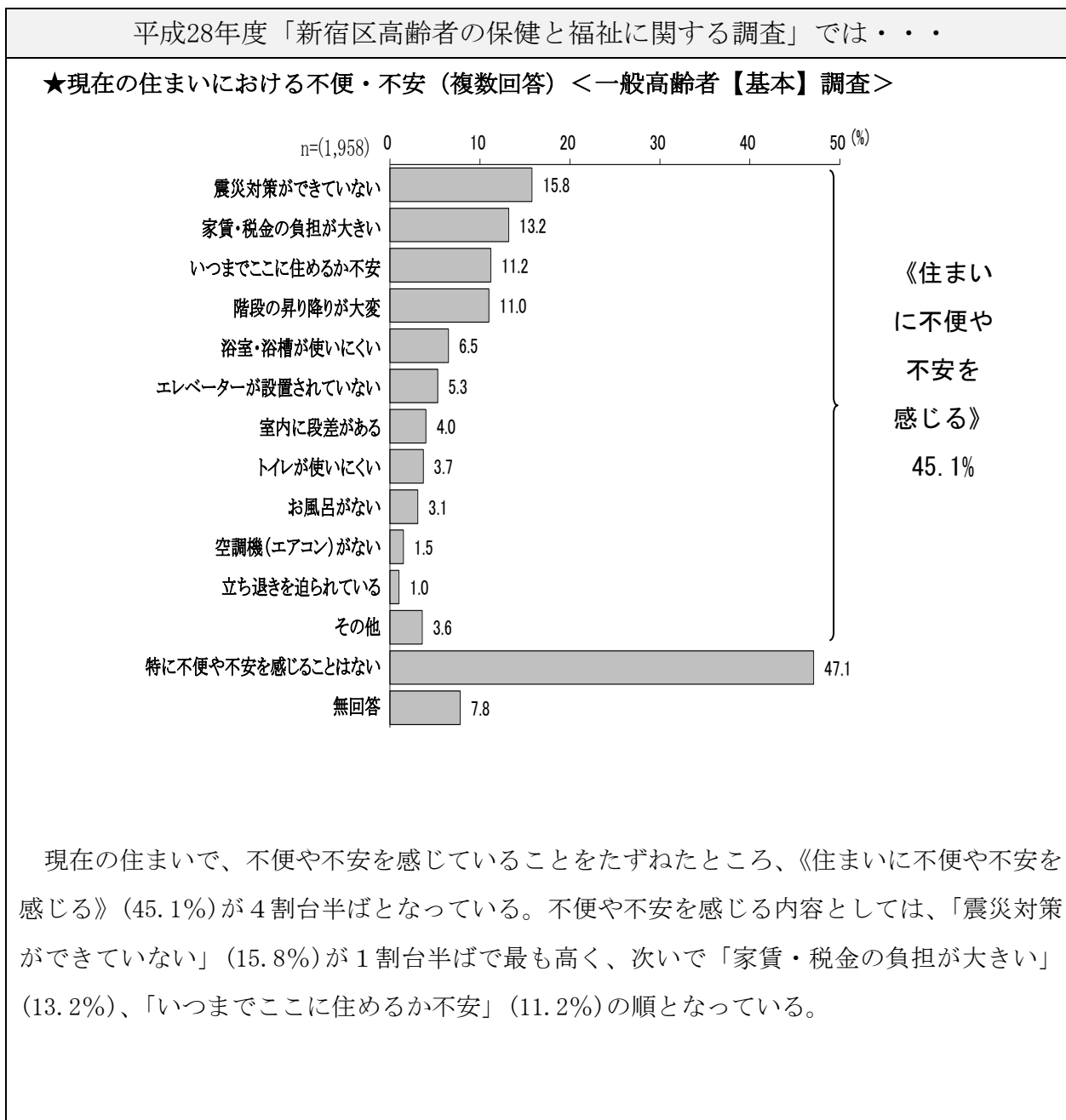
<住まいの確保と各種支援>

- 安心して住み続けられる住宅・住環境の整備に向けた住宅政策の基本目標や施策の方向性を示した「第3次 新宿区住宅マスタープラン（計画期間 平成20年度～平成29年度）」を策定し、高齢者の安定した居住を確保できるしくみづくりに取り組んでいます。
- 新宿区が管理する区営住宅には、高齢者向け住宅が155戸、シルバーピアが198戸、障害者向け住宅が83戸、ひとり親世帯向け住宅が70戸あり、一定数が確保されています。
- 高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住宅を探すことが困難な高齢者等を対象に住み替え相談を行っているほか、保証会社あつ旋・保証料助成を行う家賃等債務保証料助成や居住する民間賃貸住宅の取壊し等の理由により転居を余儀なくされた場合に、転居に要する費用の一部を一時金として助成する住み替え居住継続支援を行っています。
- 民間賃貸住宅の家主や賃借人が、それぞれの立場で相談し適切なサポートを受ける道しるべとして「パンフレット高齢者のすまい」を平成27年度に作成し、相談窓口の情報提供を行っています。
- 平成27年4月に「新宿区高齢者の住まい安定確保連絡会」を創設し、住宅・建築・福祉に携わる民間の関係団体と区が、高齢者の住まい確保に向けた連携の事例やあり方について意見交換し、情報の共有を図っています。
- 建築物等耐震化支援事業により、住宅の耐震改修工事に対し補助を行っています。
- 新宿区内には、自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者に対して、食事、入浴等のサービスや生活相談などを提供する都市型

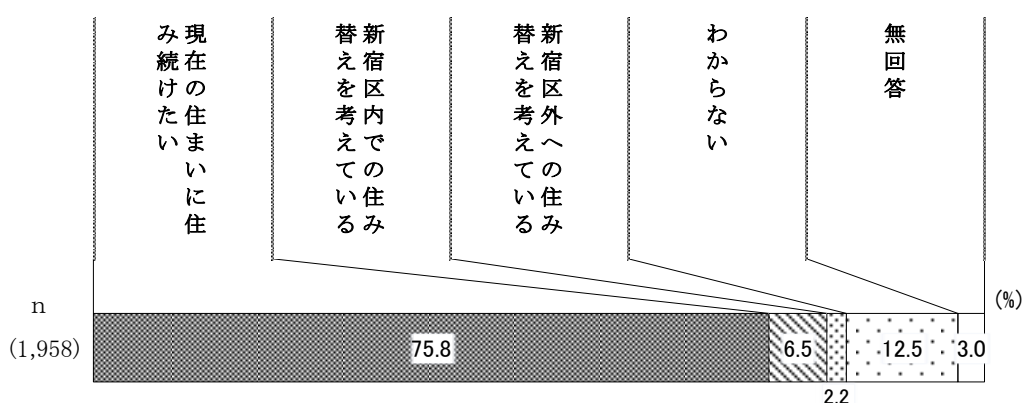
軽費老人ホーム（※）が3か所、見守りや生活相談・緊急対応などの支援を提供するサービス付き高齢者向け住宅（※）が3か所、民設民営により整備されています。

<福祉のまちづくり>

- ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進について、ワークショップやガイドブックによる周知啓発により、ユニバーサルデザインの認識度は4割台半ば近くあり、ユニバーサルデザインのまちづくりにつながっています。
- 道路・公園のバリアフリー化、バリアフリースイールの整備、鉄道駅のエレベーター設置によるバリアフリー化を進めるとともに、細街路の拡幅整備などを行い、人にやさしいまちづくりを推進しています。



★現在の住まいに住み続けること<一般高齢者【基本】調査>



現在の住まいに住み続けることについてたずねたところ、「現在の住まいに住み続けたい」(75.8%)は7割台半ばと最も高くなっています。

②課題

<住まいの確保と各種支援>

- 高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者世帯の住まい確保が困難な状況が継続しています。高齢者や障害者等の条件に適う民間賃貸住宅の空き物件が少ない中、民間賃貸住宅の家主等から賃貸借契約を拒まれる傾向にあることが理由です。
- 民間賃貸住宅の借借人だけでなく家主の高齢化も進んでいます。安定した居住継続を望む高齢者が、それぞれの立場で認知症や日常生活における困り事を相談する窓口やサポートを必要としています。
- 耐震化の必要性が十分には理解されていないことや、耐震化支援事業が十分には認知されていないことが課題としてあげられます。
- 自宅での自立した生活が困難となる低所得高齢者の住まい対策のひとつとして、都市型軽費老人ホームを整備することは必要ですが、新宿区は地価が高く土地取得コストが高額になるため、整備数は3か所のみとなっています。

<福祉のまちづくり>

- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備等ハード面を促進するとともに、ソフト面についても一層の普及・啓発を推進する必要があります。
- 区民が安心して利用できる道路環境や、区内各施設老朽化によるバリアフリーへの対応も求められています。
- 細街路の拡幅整備を推進するためには、建築主、土地所有者等の関係者から理解と協力を得ることが必要となります。一人でも多くの方から協力の合意を得るため、他の

様々なまちづくり事業と連携した事業の周知や協力要請の実施が重要です。

③今後の取組の方向性

<住まいの確保と各種支援>

- 住み慣れた住まい・地域に住み続けたいというニーズに応えるため、地域包括ケアシステムをさらに推進し、高齢者が地域の様々な支援を活用しながら、自宅で生活が継続できる地域づくりを進めていきます。
- 平成30年度からの10年間を計画期間とする第4次住宅マスタープランにおいて、高齢者が地域・自宅で住み続けられるしくみづくりなどを重点として、住宅政策に取り組んでいきます。
- 高齢者や障害者等が、制限を受けずに民間賃貸住宅に入居できるように、区内不動産業団体から派遣された住宅相談員による空き物件情報の提供を行う住み替え相談によるサポート体制を強化します。また、家賃等債務保証料助成は、保証料助成対象とする保証委託契約の対象を拡大し、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。
- 高齢者や障害者等から賃貸借契約に係る困りごとや不動産の売買等の取引の相談を受けるため、不動産取引相談によるサポート体制を強化します。相談は、区内不動産業団体から派遣された住宅相談員が受けます。
- 新宿区高齢者の住まい安定確保連絡会では、住宅・建築・福祉に携わる民間団体と区が連携し、高齢者の住まい安定確保にきめ細かく取り組む基盤をつくります。
- 耐震化支援事業については、「意識啓発及び情報提供の充実」を強化して取り組んでいきます。また、切迫性が高まる首都直下地震に備え、早期に建築物の耐震化を図るため、事業の実情や実績を踏まえて、検証及び充実を行っていきます。
- 都市型軽費老人ホームについては、国や東京都の制度を活用した民設民営による整備を推進するため、引き続き広報しんじゅくや新宿区ホームページを活用して、都市型軽費老人ホームの制度や助成制度に関して周知を行い、事業者を誘致していきます。

<福祉のまちづくり>

- ユニバーサルデザインについては、これまでに行ってきた普及・啓発に加えて、ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を進め、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進を図ります。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やその後を見据え、鉄道駅のバリアフリー化として、ホームドア及びエレベーターの設置促進を図っていきます。また、道路のバリアフリー化として駅周辺道路の整備を行い、安全で快適な歩行空間を確保

していきます。

■引き続き建築主等へ細街路拡幅の協力要請を行うとともに、他の施策と連携した啓発事業を進めていきます。

④施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進 実行計画 (都市計画課)	ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を進めるとともに、利用する様々な人々の視点を取り込み、多くの区民に普及・啓発を図ることで区民認識度を上げ、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進を図ります。	ワークショップの開催 (6回/年) 啓発用ガイドブックの作成 (2種類/年) ガイドブックの配布	ワークショップの開催 啓発用ガイドブックの作成 ガイドブックを活用した普及・啓発
人にやさしい建築物づくり (建築指導課)	身体障害者・高齢者など体にハンディキャップのある人々も容易に建築物を利用することができるように、建築物の構造・設備に関する指針を定め、公共建築物はもとより商業施設など民間建築物についてもひろく整備を図るものです。こうしたことから今後も、病院等を含む公共建築物及び一定の規模以上の民間建築物（共同住宅を含む）について、建築主、設計者等に対して、「東京都福祉のまちづくり条例」、「新宿区身体障害者・高齢者等の利用を配慮した建築物整備要綱・同指針」等に基づいた指導を行います。	東京都条例 80件 新宿区 要綱5件	東京都条例 80件 新宿区 要綱5件
建築物等耐震化支援事業 実行計画 (防災都市づくり課)	建築物の耐震診断・補強設計や耐震改修工事、耐震シェルター・耐震ベッドの設置を行う場合、一定の要件に従い、費用の一部を補助します。	耐震化率 91.5% (平成28年 3月)	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する (平成39年度末まで)
細街路の拡幅整備 実行計画 (建築調整課)	区民及び事業者等の理解と協力により、幅員4m未満の細街路を4mに拡幅整備することで、安全で快適な災害に強いまちづくりを行うとともに、障害者・高齢者等の安全を確保します。	年間整備 (合意) 見込距離 6.7km	合意距離 18.0km 整備距離 7.5km (平成30～32年度合計)

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
【新規】高齢者にやさしい道づくり 実行計画 (道路課)	高齢者の休憩場所として利用できるよう腰掛防護柵等を設置することで、高齢者が安全に安心して通行できる環境づくりを進めます。	—	戸山地区 整備完了 3路線 百人町地区 整備完了 4路線
道路のバリアフリー化 実行計画 (道路課)	安全で快適な歩行空間を確保するため、重点地区外の区道についても必要に応じて整備の検討を進めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた駅周辺道路の整備を行います。	2路線	—
鉄道駅のバリアフリー化 実行計画 (都市計画課)	鉄道駅のエレベーター・ホームドアに関する補助制度により、鉄道事業者に対し補助を行い、設置を推進します。	ホームドア 設置0駅 エレベーター 設置0駅	ホームドア 設置3駅 エレベーター 設置1駅
みんなで考える身近な公園の整備 実行計画 (みどり公園課)	地域の公園の整備にあたって、公園周辺の住民と協働して整備計画案を作成するなど、住民参加による公園の整備を行います。	本事業による公園整備 箇所数 13園	本事業による公園整備 箇所数 15園
清潔できれいなトイレづくり 実行計画 (みどり公園課)	公園トイレと公衆トイレを、清潔でバリアフリーに配慮した誰もが利用しやすいトイレに整備します。 整備にあたっては、建物の新設、建替えに加えて、既存トイレの洋式トイレ化も進めていきます。	公園トイレ 整備 33か所 洋式便器化 53か所	公園トイレ 整備 38か所 洋式便器化 73か所
区営住宅の管理運営 (住宅課)	高齢者世帯向住宅及び高齢者単身者向住宅の管理運営を行います。	管理戸数 高齢者世帯 向 34戸 高齢者単身 者向 121戸	管理戸数 高齢者世帯 向 34戸 高齢者単身 者向 121戸
シルバーピアの管理運営 (高齢者支援課)	シルバーピアにワーデン（生活協力員）又はLSA（生活援助員）を配置し、入居する高齢者が地域で自立して生活していくために、安否確認や関係諸機関との連絡調整等の管理運営を行います。また、団らん室を活用し、高齢者同士の交流を促進します。	ワーデン数 9人 LSA設置数 9所	—
都市型軽費老人ホーム建設事業助成等 (地域包括ケア推進課)	自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者に、食事、入浴等のサービスや生活相談など、日常生活に必要な住まいを提供する都市型軽費老人ホームの建設費用助成等を行います。	—	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
住宅相談 (住宅課)	区内不動産業団体から派遣された住宅相談員（宅地建物取引士）による相談 1 住み替え相談 自ら住み替え先を探すことができない高齢者や障害者等が、制限を受けずに民間賃貸住宅に入居できるように、空き物件情報の提供を行います。 2 不動産取引相談 高齢者や障害者等が居住する民間賃貸住宅の賃貸借契約に係る困り事の相談を受けたり、不動産の売買等の取引や賃貸借契約等に関して助言します。	住宅相談 開催数 53回	住宅相談 開催数 88回
高齢者や障害者等の住まい安定確保 実行計画 (住宅課)	民間賃貸住宅の賃貸借契約時に、区と協定を締結している保証会社等へのあっ旋を行うとともに、保証料の一部を助成し、高齢者や障害者等が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるように支援します。	助成対象 世帯 10世帯	助成対象 世帯 35世帯
住み替え居住継続支援 (住宅課)	居住する民間賃貸住宅の取り壊し等に伴う立退きにより転居を余儀なくされる高齢者や障害者等に、転居に要する費用の一部を助成し、住み替え居住継続を支援します。	助成対象 世帯 12世帯	助成対象 世帯 12世帯
ワンルームマンション条例 (住宅課)	条例の対象となるワンルームマンションにおいては、高齢者の入居への配慮とともに、一定規模以上のものには高齢者の利用に配慮した住戸の設置を規定しています。	高齢者の利用に配慮した住戸の整備数 200戸	高齢者の利用に配慮した住戸の整備数 200戸

⑤指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
住宅相談開催数	44回	88回

施策8 高齢者総合相談センターの機能の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、高齢者総合相談センターの相談体制の充実を図るとともに、地域ケア会議をはじめ地域におけるネットワーク会議等を活用して関係機関との連携強化を図るなど、地域ネットワークの構築を進めます。

①現状とこれまでの取組

【高齢者総合相談センターの概要】

- 高齢者への総合的な相談支援の窓口として介護保険法に位置づけられている「地域包括支援センター」について、新宿区では区民にわかりやすく「高齢者総合相談センター」と名付け、共通のロゴマーク（サイの絵）を用いています。
- 新宿区内には、9か所の地域型高齢者総合相談センターと、それらを業務統括・調整・支援する新宿区役所の基幹型高齢者総合相談センターがあります。
- 高齢者総合相談センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの資格を持った職員が、それぞれの専門性を活かして相談支援にあたっています。



【相談体制の充実】

<運営体制>

- 平成22年4月から、地域型高齢者総合相談センターの人員をほぼ倍増し、地域の中心的な相談機関としての機能強化・体制整備を行いました。その結果、地域型高齢者総合相談センターにおける相談件数は、平成21年度16,485件から、平成28年度42,294件と、7年間で約2.6倍に増加しました。
- 地域型高齢者総合相談センターは、できるだけ区民にわかりやすい場所で業務を実施できるよう、区有施設等への併設を進めました。平成29年度現在、大久保を除く8所が区有施設等への併設となっています。
- 新宿区は、地域型高齢者総合相談センターに対し事業実施方針を示すとともに業務マニュアルを定め、年1回の実地調査において運営状況の確認と指導を行うことにより、業務の標準化とサービスの向上を進めています。
- 基幹型高齢者総合相談センターが中心となって、専門職種別・事業別の連絡会や研修を開催することにより地域型高齢者総合相談センターへの後方支援を行い、相談支援の質の向上を図っています。

＜総合相談支援業務＞

- 高齢者に関するどのような相談にもワンストップで対応し、適切なサービスや関係機関につなぐとともに、積極的なアウトリーチ（訪問相談）により、継続的に支援を行っています。
- 平成27年度から基幹型高齢者総合相談センターに、平成28年度からは地域型高齢者総合相談センターに、それぞれ認知症地域支援推進員を配置し、認知症高齢者と介護者を地域で支える体制づくりを行っています。また、平成28年度から、地域型高齢者総合相談センター9所に認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる高齢者の早期発見・早期診断につなげる体制の充実を図っています。
- 高齢者総合相談センターに医療連携担当者を置き、「医師・歯科医師・薬剤師とケアマネジャーの交流会」を行うことにより、在宅療養支援のための連携体制を構築しています。
- 日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）との協働連携により、高齢者総合相談センターへの弁護士の派遣協力を得て、法的視点からの助言に基づいた相談支援を実施しています。

＜権利擁護業務＞

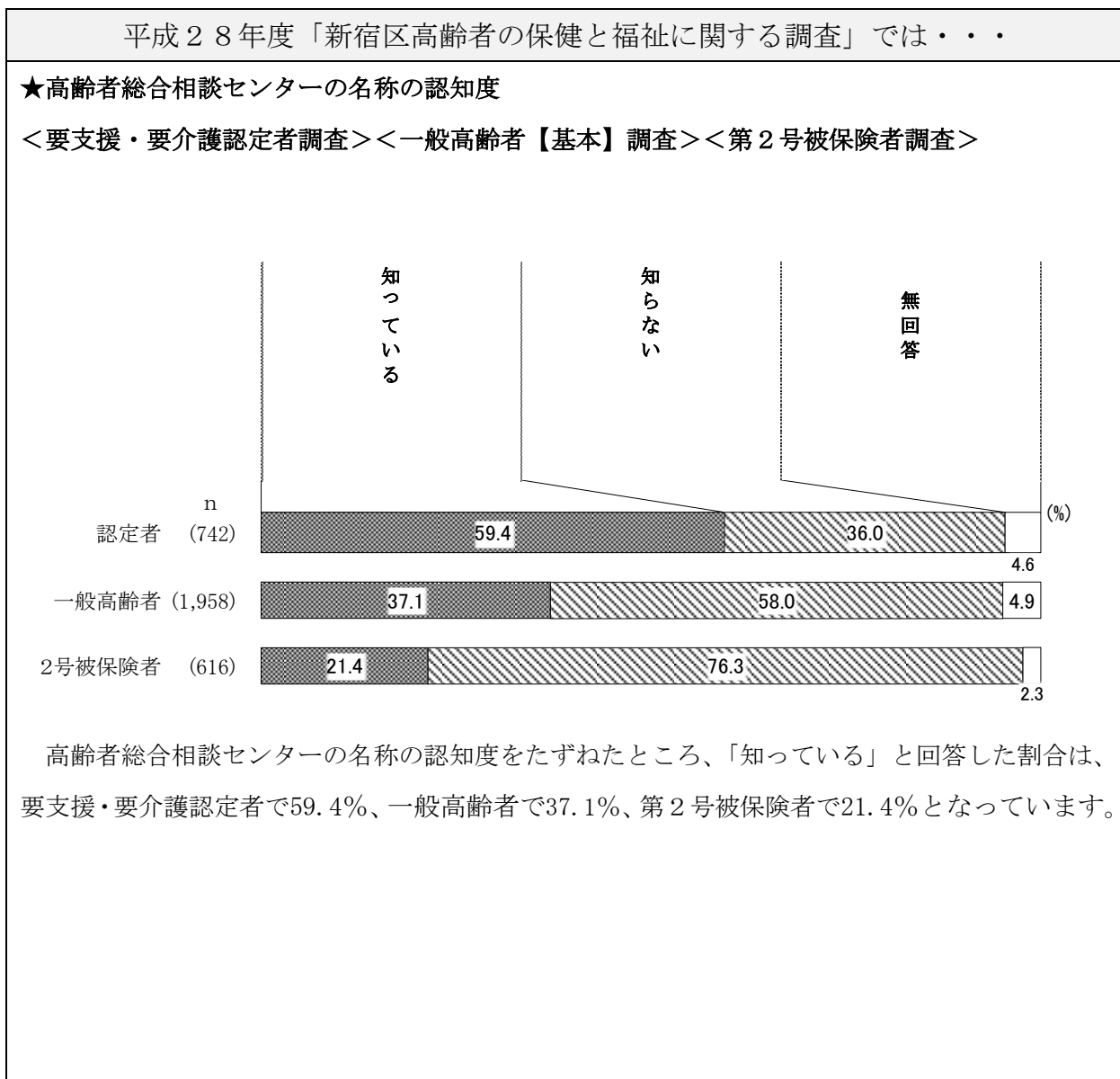
- 高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、通報受理の窓口として、関係機関等と連携を図りながら虐待への対応を行っています。
- 新宿区社会福祉協議会内に設置している新宿区成年後見センターと連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を必要とする高齢者に対して、制度の紹介や手続きの支援を行っています。
- 新宿消費生活センター等と連携し、消費者被害に関する情報を地域で周知し、被害防止に向けて取り組んでいます。また、被害に遭った高齢者を早期に発見し、再発防止のための継続的な相談支援を行っています。

＜ケアマネジャーへの支援＞

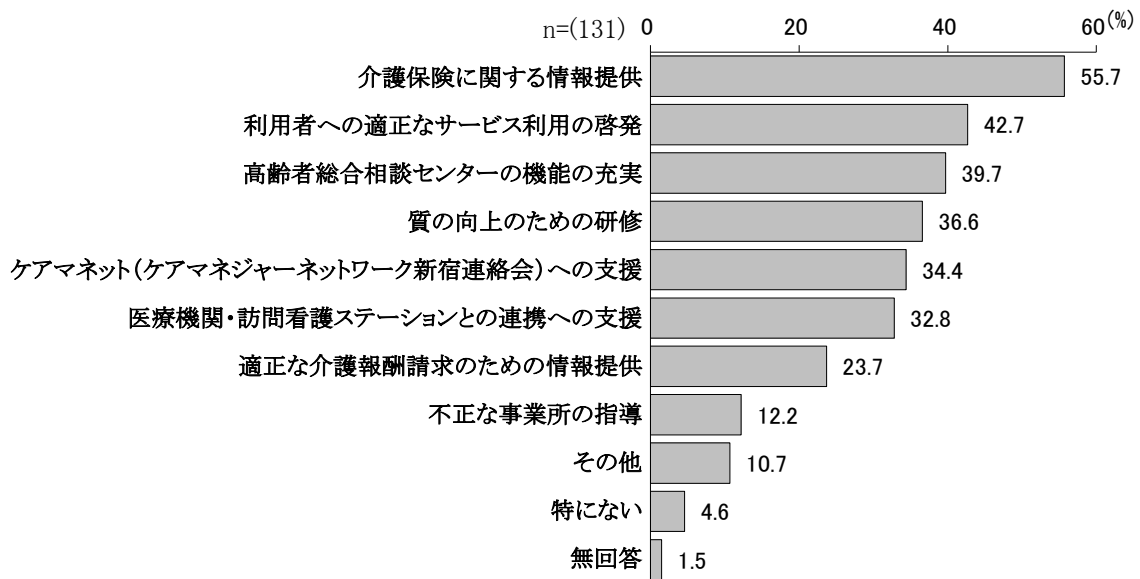
- ケアマネジャーに対して各種情報提供を行うとともに、地域においてケアマネジャーと関係機関が連携体制を構築できるよう支援しています。
- ケアマネジャーのケアマネジメントにおける質の向上のため、同行訪問などの個別支援を行うとともに、ケアマネジャーネットワーク新宿連絡会（ケアマネット新宿）等への運営支援を行っています。

【地域ネットワークの構築】

- 平成28年度から、地域型高齢者総合相談センターに生活支援担当者を配置し、地域ニーズを把握するとともに、個別の相談支援や関係機関とのネットワーク構築につなげています。また、地域の社会資源（医療機関やNPO、ボランティア等の関係機関）を把握し、相談支援に活用しています。
- 「見守り支え合い連絡会」をはじめとする関係機関との連絡会を通じて「顔の見える関係」を構築し、連携を図っています。
- 地域型高齢者総合相談センターでは、多職種協働による個別型地域ケア会議及び日常生活圏域型地域ケア会議を開催し、個別事例の検討を通じたケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげています。また、区は新宿区地域ケア推進会議を開催し、区全域における地域課題の整理を行うとともに、ネットワークの構築を行っています。



★新宿区に対して望むこと（複数回答）＜ケアマネジャー調査＞



ケアマネジャーの立場から、新宿区に対して望むことをたずねたところ、「介護保険に関する情報提供」(55.7%)が5割台半ばで最も高く、次いで、「利用者への適正なサービス利用の啓発」(42.7%)、「高齢者総合相談センターの機能の充実」(39.7%)の順となっています。

②課題

【相談体制の充実】

＜運営体制＞

- 高齢者人口の増加に伴い、高齢者総合相談センターにおける相談件数は、今後も増加が見込まれます。また、地域ケア会議の開催や、認知症初期集中支援チームの設置など、センター業務は増加の一途をたどっており、管理者ひとりで業務全体を統括することが、非常に困難な状況となっています。

＜高齢者総合相談センターの認知度＞

- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では、高齢者総合相談センターの名称を「知っている」という回答は、要支援・要介護認定者調査では59.4%で目標を上回りましたが、一般高齢者【基本】調査で37.1%となっています。今後、さらに一般高齢者の認知度を高める取組が必要です。

＜総合相談支援業務＞

- 認知症高齢者への支援にあたっては、かかりつけ医及び地域の認知症サポート医をはじめとする関係機関との連携を一層強化するとともに、適切なサービスや地域資源情

報を提供できる相談機能の充実が必要です。

- 在宅療養支援については、地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域のかかりつけ医、在宅医及び在宅医療相談窓口と、より密接に連携しネットワークを広げる取組が必要です。

＜権利擁護業務＞

- 高齢者虐待への対応においては、高齢者総合相談センターの職員に向けて作成した「新宿区高齢者虐待対応実務マニュアル」を積極的に活用するとともに、法的な視点を踏まえた対応力の向上が必要です。

【地域ネットワークの構築】

- 高齢者総合相談センターが、継続的に社会資源の把握やネットワークの構築を行うことにより、見守りや支援を必要とする高齢者の情報が集まってくる環境づくりを進める必要があります。
- 高齢者総合相談センターは、地域ケア会議の開催とともに、地域へ積極的にアプローチすることにより地域で活動する多様な担い手との協力関係を築き、地域に不足する社会資源を把握するなど、地域包括ケアシステム実現のための取組を進める必要があります。

③今後の取組の方向性

【相談体制の充実】

＜運営体制＞

- 地域で活動する多様な担い手との協働を実現し、より強固な地域ネットワークを構築するとともに、相談件数や業務量の増加に対応していくため、地域型高齢者総合相談センターに副管理者を配置し、運営体制の充実を図ります。
- 区の実地調査等を通じて地域型高齢者総合相談センターの取組状況を引き続き確認するとともに、外部評価の実施による相談の質の向上を図るなど、地域特性に応じた相談体制の構築や関係機関との連携強化に向け、指導と運営支援を行っていきます。
- 基幹型高齢者総合相談センターが、地域型高齢者総合相談センターへの後方支援や総合調整等を行うことにより、区全体の高齢者総合相談センター業務の効果的な運営体制を構築していきます。

＜高齢者総合相談センターの認知度＞

- 認知度の向上については、引き続きパンフレットによる周知を行うことに加え、手軽なリーフレットを関係機関や地域の高齢者等へ広く配布することにより、事業内容のさらなる周知を図ります。また、高齢者総合相談センターは、アウトリーチによる相談支援や、地域の関係機関等とのネットワーク強化に取り組むことにより、地域での認知度を高めていきます。

＜総合相談支援業務＞

- 高齢者総合相談センターが、認知症高齢者の個々の状態に即した対応方法について、認知症サポート医から専門的助言を受けられる体制を整備することで、認知症に係るコーディネート機能を向上させていきます。
- 在宅療養を支援するために、医療を中心としたコーディネート機能を担う在宅医療相談窓口と連携を図り、一体となって取り組みます。また、医療と介護の密接な連携体制づくりを進めるため実施している「医師・歯科医師・薬剤師とケアマネジャーの交流会」については、病院、訪問看護ステーションなど幅広い関係機関が地域ごとに顔の見える連携づくりを行う会に発展させていきます。

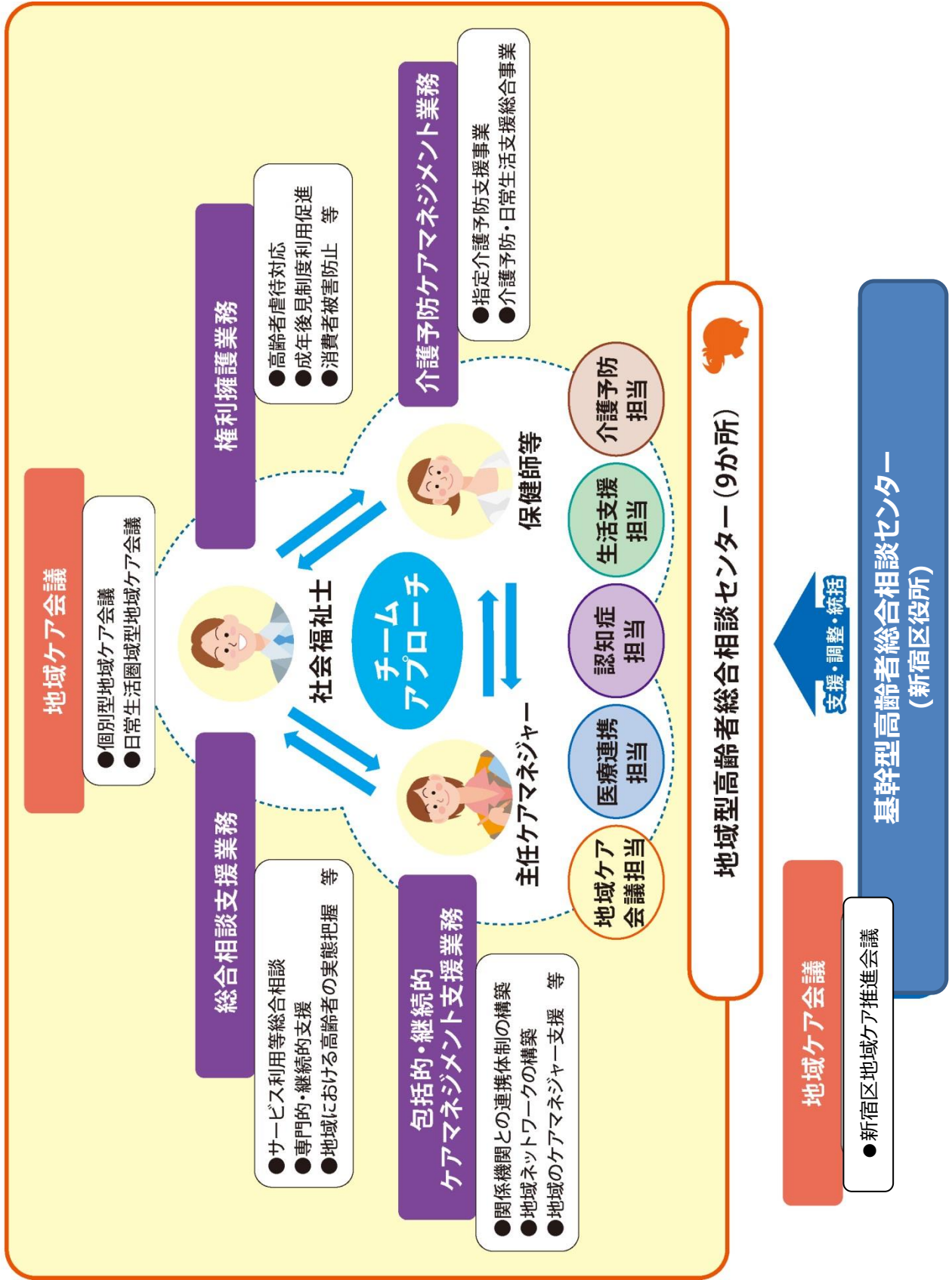
＜権利擁護業務＞

- 「新宿区高齢者虐待対応実務マニュアル」に基づき、虐待への標準化した判断基準を的確に運用するとともに、日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）との協働連携により、法的な対応力の向上を図ります。

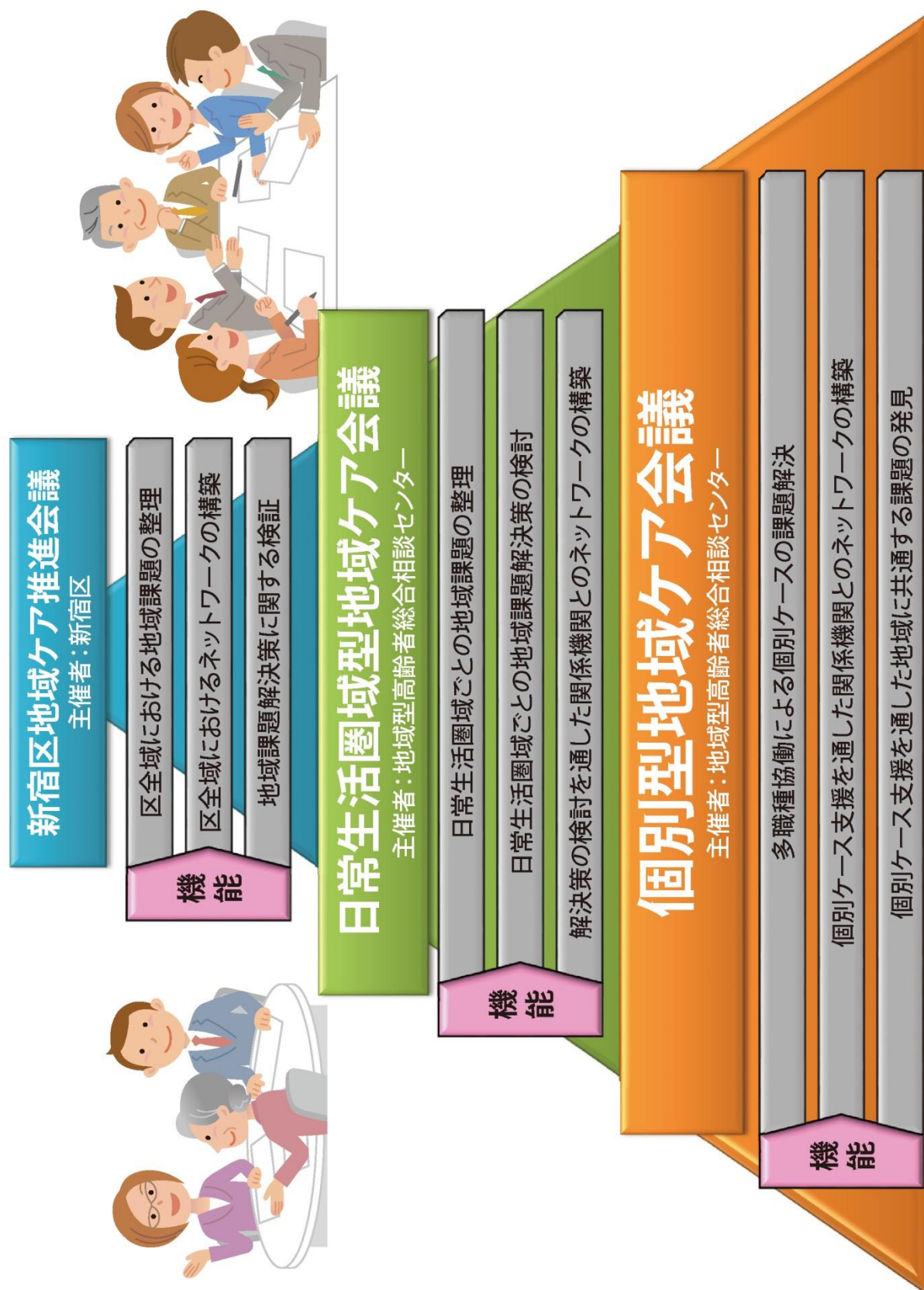
【地域ネットワークの構築】

- 高齢者総合相談センターは、地域の社会資源の把握をさらに進めて相談業務に活用するとともに、地域ケア会議の開催や、地域のネットワーク構築に資する会議や活動への積極的な参加により、社会資源の発掘や、地域包括ケア実現のためのネットワーク強化を図ります。

高齢者総合相談センターの業務



地域ケア会議の全体像



④施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
高齢者総合相談センターの機能の充実 実行計画 (高齢者支援課)	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、高齢者総合相談センターの相談体制の充実を図るとともに、地域ケア会議をはじめ地域におけるネットワーク会議等を活用して関係機関との連携強化を図るなど、地域ネットワークの構築を進めます。	相談件数 延べ51,000件	相談件数 延べ52,500件
【再掲】認知症サポート医による高齢者総合相談センター支援 新規 実行計画 (高齢者支援課)	高齢者総合相談センターが、認知症サポート医から、認知症高齢者の個々の状態に即した対応方法について専門的助言を受けることで、認知症に係るコーディネート機能向上を図ります。 (新宿区医師会委託事業)	10所	10所
【再掲】認知症サポーター養成講座 実行計画 (高齢者支援課)	高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、病気の理解や対応方法などの基礎を学ぶ、認知症サポーター養成講座を開催します。	認知症サポーター養成数 (累計) 18,700人	認知症サポーター養成数 (累計) 23,000人
【再掲】認知症サポーター推進事業(認知症サポーター活動の推進) 実行計画 (高齢者支援課)	認知症サポーターの中で、区内での活動を希望した方(認知症サポーター活動登録者)が地域の担い手として活躍できるよう、高齢者総合相談センターが支援します。	認知症サポーター活動登録者数 (累計)450人	認知症サポーター活動登録者数 (累計)600人
【再掲】認知症初期集中支援チームによる支援 実行計画 (高齢者支援課)	地域型高齢者総合相談センターの医療と福祉・介護の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われ支援が必要な高齢者に対して、医療や介護につなげる訪問活動を行うことで、認知症の早い段階からの支援を行います。	9所	9所
【再掲】認知症・もの忘れ相談 実行計画 (高齢者支援課)	認知症やもの忘れを心配している区民及びその家族等を対象に、認知症への対応や診断、治療等について医師による個別相談を実施します。併せて、福祉や介護については、高齢者総合相談センターの相談員が相談に応じます。	認知症相談 18回 もの忘れ相談 24回 (高齢者総合相談センター 3所で実施)	認知症相談 18回 もの忘れ相談 24回 (高齢者総合相談センター 3所で実施)
【再掲】認知症介護者支援事業 実行計画 (高齢者支援課)	認知症高齢者の介護者が、病気の理解や対応方法、利用できる制度等を学ぶとともに、介護者同士の交流によって仲間づくりを行う機会を提供し、孤立の防止を図ります。また、専門医による個別相談を行い、介護者負担の軽減を図ります。	認知症介護者家族会 3所 認知症介護者相談 12回	認知症介護者家族会 3所 認知症介護者相談 12回

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
	①認知症介護者家族会 ③ 認知症介護者相談		
【再掲】介護者講座・ 家族会 実行計画 (高齢者支援課)	高齢者を介護している家族及び介護経験のある家族等を対象に、介護者講演会や介護者講座を開催します。また、介護者相互の交流を深めるため、家族会の運営を支援していきます。	介護者講演会 1回 介護者講座 9回 家族会 9所	介護者講演会 1回 介護者講座 9回 家族会 9所
【再掲】虐待防止の推 進 (高齢者支援課)	高齢者総合相談センターを、虐待の相談、通報、届出の窓口としています。高齢者自身の届出や区民等からの通報、民生委員・児童委員、ケアマネジャーからの相談に対し、継続的支援を行います。	虐待相談件数 延べ530件	—
【再掲】法テラス東京 との協働連携 (高齢者支援課)	日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）との協働連携により、高齢者総合相談センターへの弁護士の派遣協力を得て、法的視点からの助言に基づいた相談支援を実施しています。	弁護士派遣 144回	弁護士派遣 144回
【再掲】介護予防ケア プラン作成 実行計画 (地域包括ケア推進 課)	要支援1・2の認定を受けるか、基本チェックリスト該当者となり、予防給付や介護予防・生活支援サービスを必要とする方に、要支援状態の改善や要介護状態にならないための介護予防ケアプランを作成します。原則として、地域型高齢者総合相談センターが作成します。	—	—
ケアマネジャーネッ トワーク等への支援 実行計画 (高齢者支援課)	区民に居宅介護支援を提供している事業所で構成されている、ケアマネジャーネットワーク新宿連絡会（ケアマネット新宿）等への運営支援を行うとともに、会員を対象とした研修会・学習会を協働で実施します。	研修会 6回	研修会 6回
【再掲】地域ネットワ ークの構築 実行計画 (高齢者支援課)	地域ケア会議を開催するとともに、地域で開催されるケアマネジャー交流会や医療機関との在宅復帰会議などの地域におけるネットワーク会議等に積極的に参加し、地域ネットワークの構築を図ります。	ネットワーク 会議等の 開催・参加回数 500回	ネットワーク 会議等の 開催・参加回数 560回
【再掲】高齢者見守り 支え合い連絡会の開 催 実行計画 (高齢者支援課)	民生委員・児童委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者見守り登録事業者及び地域ボランティア等による区民参加型の連絡会を開催し、地域の高齢者見守り活動関係者による意見交換等を行いながら、地域における見守り支え合いの輪の充実を図ります。	9回	9回

⑤指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
高齢者総合相談センターの認知度（一般高齢者調査） ①名称②機能③場所	①37.1% ②29.6% ③26.2%	①50.0% ②50.0% ③50.0%

施策9 介護保険サービスの提供と基盤整備

地域包括ケアのさらなる推進に向けて、地域密着型サービスをはじめとする介護保険サービスの提供体制を整備していきます。また、在宅生活が困難になった高齢者を支えるため、特別養護老人ホームの整備を進めます。

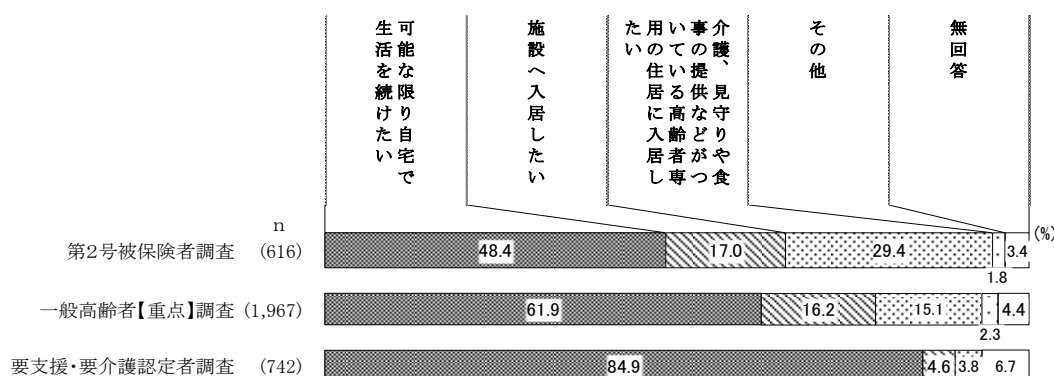
①現状とこれまでの取組

<地域包括ケアのさらなる推進に向けた整備>

- 要介護認定者数及び介護保険サービス総給付費の現状は、介護保険制度が創設された平成12年度から平成28年度の実績を比較すると、高齢者の増加に伴い、要介護認定者数は約2.3倍、介護保険サービス総給付費は約2.6倍に増加しています。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、通い・訪問・宿泊を組み合わせる小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスを重点的に整備すると同時に、在宅生活が困難になった高齢者を支えるため、公有地を活用した特別養護老人ホームの整備を進めています。
- 新宿区第三次実行計画（平成28～29年度）での整備目標数は、小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）10所、認知症高齢者グループホーム11所、ショートステイ10所でしたが、平成28年度末までの整備状況は、小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）6所、認知症高齢者グループホーム10所、ショートステイ9所となっています。なお、平成29年度に、小規模多機能型居宅介護2所開設、ショートステイ1所開設、1所着工、認知症高齢者グループホームを1所竣工、特別養護老人ホームを1所着工します。

平成28年度「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では・・・

★介護が必要になった場合の生活場所



調査間比較でみると、介護が必要になった場合の生活場所について、《可能な限り自宅で生活を続けたい》は、要支援・要介護認定者が84.9%で最も高くなっています。

②課題

- 平成28年度に実施した「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では、要支援・要介護認定者調査において84.9%にあたる多くの方が「介護が必要になっても自宅での生活を継続したい」という意向をもっています。「地域包括ケア」を推進するためには、必要に応じて宿泊ができる小規模多機能型居宅介護や、医療ニーズの高い要介護者に対応できる看護小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの整備を進めていく必要があります。
- 地価の高い都心部での施設整備は、用地の確保が困難であるため、事業者の参入が難しく整備が進まない現状があります。また、施設サービスは一人当たりの給付費が高額となるため、保険制度の中では保険料に影響を与えることとなり、給付と負担のバランスを考慮する必要があります。

③今後の取組の方向性

- 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、各種の介護保険サービスの提供体制を整備していきます。
- 小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスについては、積極的に民有地を活用した施設整備を行っていきます。併せて、新たな公有地の活用についても検討していきます。
- 高齢者数や要介護認定者数の増加や、特別養護老人ホームの入所待機者数の動向を踏まえ、在宅生活が困難になったときのセーフティネットとして機能する施設整備計画を進めていきます。
- 特別養護老人ホーム及び併設ショートステイについては、富久町国有地を活用した整備を進めていきます。

④施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
介護保険サービス (介護保険課)	介護保険は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え合う制度です。介護保険制度は、区が保険者となって運営しています。40歳以上の方が被保険者となって保険料を納め、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払って介護保険サービスを利用することができます。	—	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
特別養護老人ホーム の整備 実行計画 (介護保険課)	在宅生活が困難になった要介護高齢者を支えるため、民間事業者が行う施設整備の経費の一部を補助することにより、区内の特別養護老人ホームを整備します。	特別養護老人 ホーム 8所 615人	特別養護老人 ホーム 9所 659人
地域密着型サービス の整備 実行計画 (介護保険課)	要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホームの整備を推進します。	小規模多機能 型居宅介護等 8所210人 認知症高齢者 グループ ホーム 10所162人	小規模多機能 型居宅介護等 9所239人 認知症高齢者 グループ ホーム 13所234人
ショートステイの整備 実行計画 (介護保険課)	地域包括ケアを推進し、併せて介護者の負担を軽減するため、在宅生活を支えるショートステイの整備を推進します。	ショートステイ (短期入所 生活介護) 10所117人	ショートステイ (短期入所 生活介護) 11所126人
医療介護支援 (介護保険課)	新宿区内の特別養護老人ホームに対して胃ろう等の医療処置を必要とする入所者受け入れのための施設運営経費を助成することで、医療処置を必要とする区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備します。	対象施設 8施設	対象施設 9施設
特別養護老人ホーム の入所調整 (介護保険課)	特別養護老人ホームの入所について、より必要度の高い人から円滑に入所できるよう入所調整基準に基づく優先順位名簿を年4回更新し、調整を行います。	—	—
地域密着型サービス 事業者の指定 (介護保険課)	「地域密着型サービス」、「介護予防支援」、「居宅介護支援」の事業者の指定を行います。「地域密着型サービス」の指定等に関しては、「地域包括支援センター等運営協議会」で意見を聴取します。	—	—

⑤指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
在宅生活の継続意向(要支援・要介護認定者調査)	84.9%	88%

施策10 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進

多様化するニーズに対応した質の高い介護保険サービスを提供するため、介護保険サービス事業者を支援します。また、介護保険サービスの適正利用を促進するため、事業者への指導や利用者に向けた制度説明などの周知活動を行います。

①現状とこれまでの取組

<介護保険サービスの質の向上と事業者への支援>

- 介護保険サービスの利用満足度については、平成28年度に実施した「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の要支援・要介護認定者調査の結果によると、総合的な利用満足度は89.0%となっています。
- 区内の介護保険サービス事業者等で組織される「新宿区介護保険サービス事業者協議会」への支援や、事業者向けの研修「新宿ケアカレッジ」を実施し、サービスの質の向上を目的とした研修を行い、介護人材の育成を進めています。
- 平成28年度から区内の介護保険サービス事業者の人材不足を解消し安定した運営を支援することを目的として、管理者や人材採用担当者を対象に、職員採用や人材定着をテーマとしたセミナー及び個別相談会を実施しています。

<適正利用の促進>

- 要介護認定の公平・公正を確保するため、要介護認定に必要な認定調査票の点検及び認定調査員を対象に認定調査の理解を深めるための研修を行っています。
- 適正なサービス提供や利用を促進するため、介護保険サービス事業所への指導等を行っています。報酬請求内容の点検や事業所への実地指導、ケアプラン点検などを実施し、不適切な報酬請求には返還を求めています。また、利用者に対しては適正なサービス利用のパンフレットの配布を行っています。
- 介護サービスに関する利用者からの苦情への対応も行っています。苦情の原因は、「サービスの質」「従事者の態度」「説明・情報の不足」が多くなっています。

<介護保険制度の趣旨普及>

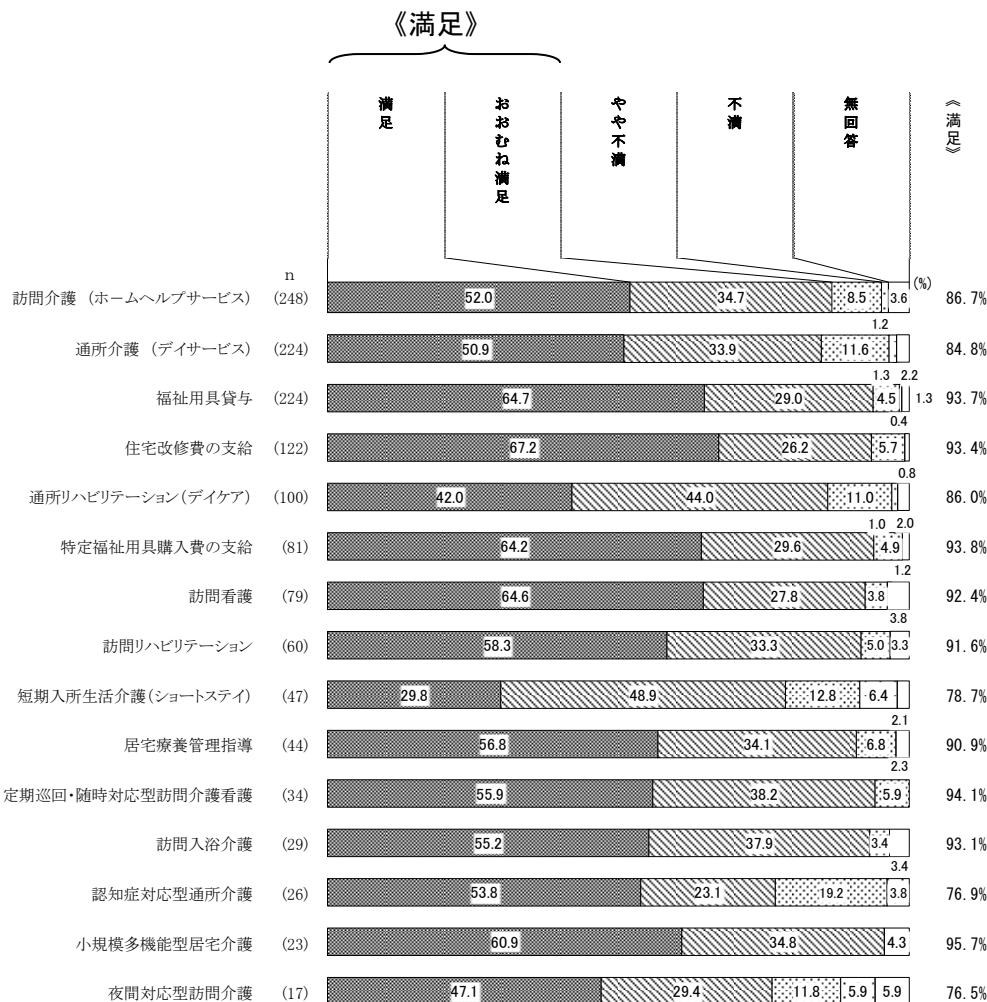
- 区民への介護保険制度の周知を図るため、介護保険べんり帳を作成し、配布しています。また、利用者がサービス提供事業者を選択する際に参考となるよう、介護保険事業者データベースを作成し、区のホームページで公開しています。
- 介護モニター制度により、介護保険制度や介護保険サービスの利用について、区民からの意見を聴取し、制度運営の参考にしています。

■介護に対する理解や認識を深めてもらうため、「しんじゅく介護の日」を開催し、講座や福祉用具等の展示などを実施しています。

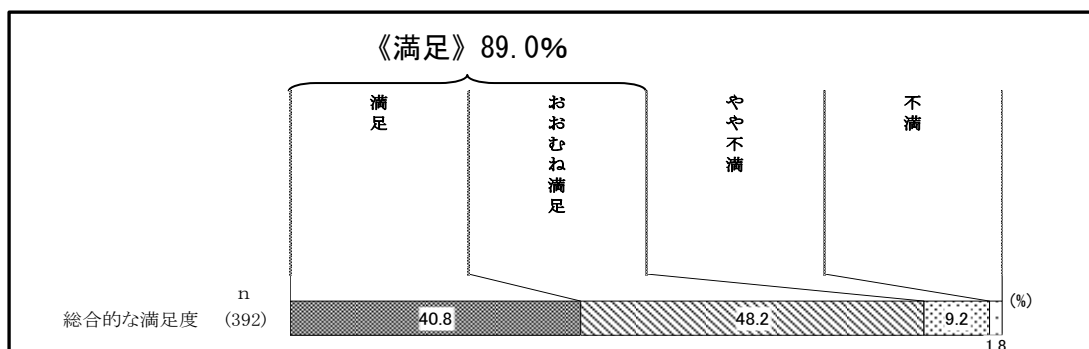
平成28年度「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では・・・

★利用している介護保険サービスの満足度（※回答数10未満のサービスを除く）

<要支援・要介護者認定者調査>

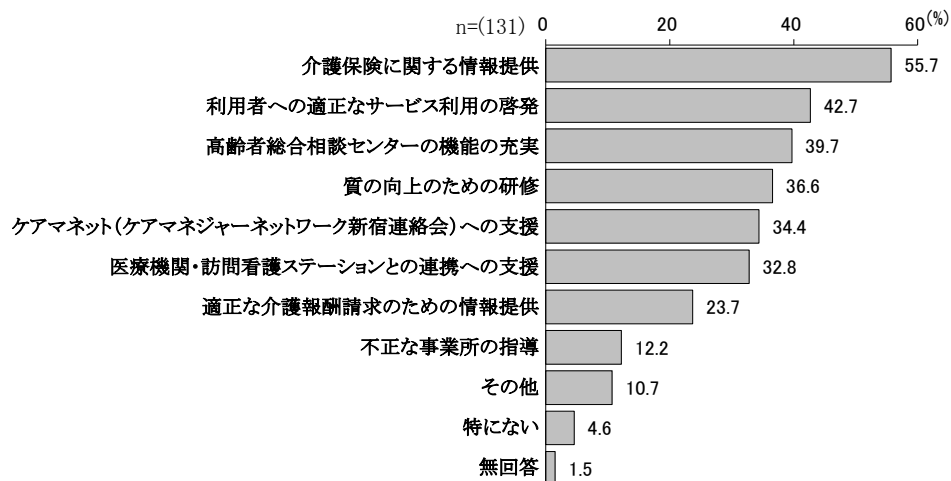


総合的な満足度（無回答を除いた集計）



総合的な満足度は、無回答を除いた場合、「満足」と「おおむね満足」をあわせた《満足》は89.0%となっています。

★新宿区に対して望むこと（複数回答）＜ケアマネジャー調査＞



ケアマネジャーの立場から、新宿区に対して望むことをたずねたところ、「介護保険に関する情報提供」(55.7%)が5割台半ばで最も高く、次いで、「利用者への適正なサービス利用の啓発」(42.7%)、「高齢者総合相談センターの機能の充実」(39.7%)の順となっている。

②課題

＜介護保険サービスの質の向上と事業者への支援＞

- 介護保険サービス事業者が、法令や基準に基づき適正なサービス提供を行っていくとともに、より質の高いサービスを提供できる介護人材を育成・確保することが必要です。各職種がそれぞれの専門性を高め、縦、横の連携を強固にしていくことが必要です。
- 事業者によっては、研修体制が整っていないなど、自社で研修を実施することが難しい状況にあります。
- 団塊の世代が75歳以上になる平成37（2025）年に向けて介護ニーズが増大することから、介護分野の担い手の人材確保が喫緊の課題となっています。

＜適正利用の促進＞

- 認定調査は要介護認定の最も基本的な資料であり、全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行うことが必要です。よって、利用者への適正な認定調査の実施及び調査内容の十分な点検が求められています。
- 適正なサービス提供や利用を促進するためには、利用者や事業所職員に複雑な介護保険制度を理解してもらうことが必要です。また、事業者への指導にあたっては、コンプライアンス意識の不十分な事業所への対応や、専門的知識を有する職員の育成が求められています。

- 介護サービスに関する苦情への対応にあたっては、申立人が独居や認知症の方なども多いため、丁寧な対応が求められています。

<介護保険制度の趣旨普及>

- 制度改正によりサービスの内容や利用方法、費用などが変更されています。それらを利用者に対して、より分かりやすく説明していく必要があります。

③今後の取組の方向性

<介護保険サービスの質の向上と事業者への支援>

- 介護保険サービス事業者の創意工夫ある自主的な取組で、多様化するニーズに対応した質が高く適正なサービス提供が実現できるように、事業者への支援を推進していきます。
- 事業者向け研修「新宿ケアカレッジ」を実施し、介護の専門職としてのスキルアップを目指す人材育成と良好な事業所運営への支援を図っていきます。
- 引き続き、区内の介護保険サービス事業者の人材不足を解消し安定した運営を支援することを目的として、職員採用や人材定着を促進する事業を展開します。

<適正利用の促進>

- 介護保険制度を持続可能なものとするためには、適正利用の促進は重要であり、保険者である区の役割は大きいものとなっています。適切な要介護認定を行うとともに、地域密着型サービスの増加や、居宅介護支援事業所指定事務の区移管等により、今後、さらにその要請が高まることが見込まれるため、関係各課と連携しながら、より効果的な指導及び適正化のための事業を行っていきます。

<介護保険制度の趣旨普及>

- 新宿区ホームページや各種パンフレットの発行、高齢者総合相談センターやケアマネジャーによる制度説明など周知活動を引き続き行い、介護保険制度についての理解を高め、適切なサービス利用につなげます。
- 介護モニター制度での意見聴取を行うとともに、「しんじゅく介護の日」のイベントなどにより、介護保険制度を身近に感じていただけるよう周知を図ります。

④施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度末 目標
新宿区介護サービス事業者協議会への支援 (介護保険課)	区内の介護保険サービス事業者が中心となって組織されている新宿区介護サービス事業者協議会の運営を支援します。	会員事業者数 200法人	会員事業者数 210法人
介護保険サービス事業所向け研修 (介護保険課)	区内の介護保険サービス事業所を対象に、サービスの質の向上を目的とした研修を行います。	サービス事業者向け研修 12回	—
介護福祉士資格取得費用助成事業 (介護保険課)	区内の介護保険サービス事業所の人材確保、育成及びサービスの質の向上を目的として、介護福祉士の資格取得のための費用の一部を助成します。	介護福祉士資格取得費用申請件数 30件	—
福祉サービス第三者評価の受審費用助成 (介護保険課)	介護保険サービスの質の確保や事業者選択の情報提供を目的とする福祉サービス第三者評価の普及のため、区内の介護保険サービス事業者に受審費用を助成します。	事業所数 12か所	—
介護保険サービスに関する苦情相談 (介護保険課)	介護保険サービスの利用に関する苦情について、事実関係を確認し、事業者等との調整を行います。	—	—
介護給付適正化の推進 (介護保険課)	サービスの質の向上及び適正利用の促進の観点から、認定調査票や介護報酬請求内容の点検、ケアプラン点検、適正な介護サービス利用のパンフレットの配布などを行い、給付費の適正化を図ります。	請求内容点検回数 210回 ケアプラン点検 15事業所	請求内容点検回数 210回 ケアプラン点検 15事業所
介護保険サービス事業者に対する指導検査 (介護保険課)	介護保険サービス事業者が、指定基準や算定基準等に沿った運営を行っているか実地検査等による指導を実施します。	集団指導 1回 実地指導 36事業所	集団指導 1回 実地指導 45事業所
介護保険制度の趣旨普及 (介護保険課)	区民への介護保険制度の周知を図るため、介護保険べんり帳を作成し配布します。また、利用者のサービス提供事業者選択の際に参考となる介護保険事業者データベースを専門業者に委託して管理します。	「介護保険べんり帳」発行 66,000部 「外国語版介護保険べんり帳」発行 英・中・韓 各700部	—
介護モニター制度 (介護保険課)	介護保険制度や介護保険サービスの利用について、区民から意見を聴取し、制度運営の参考とします。	介護モニター 40人 会議3回 施設見学1回 報告書の作成・配布	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度末 目標
		240部	
「しんじゅく介護の日」の開催 (介護保険課)	国が定めた11月11日の「介護の日」にちなんで、区民それぞれの立場で介護について考え、介護に対する理解や認識を深めてもらうため、講演や展示などによる「しんじゅく介護の日」のイベントを開催します。	来場者数 388人	来場者数 500人
介護人材確保支援事業 (介護保険課)	区内の介護保険サービス事業者の人材不足を解消し安定した運営を支援することを目的として、管理者や人材採用担当者を対象に、職員採用や人材定着をテーマとしたセミナー等を実施します。	セミナー 3回 個別相談会 1回	—

⑤指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
介護保険サービスの総合的な利用満足度(無回答を除く「満足」「おおむね満足」の割合) (要支援・要介護認定者調査)	89%	90%

介護保険サービスの保険料負担と給付のしくみ

介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなるため、サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減少すれば保険料は下がることになります。以下、介護保険サービスの給付状況（平成28年度）をみると、施設サービスにおける利用者1人当たりの年間給付額は居宅サービス及び地域密着型サービスに比べ高額となっており、利用するサービスによっても、利用者1人当たりにかかる給付費に差があります。できるだけ健康に心がけ介護予防や重度化防止に努めることが、ひいては保険料負担の軽減にもつながります。

【介護保険サービスの給付状況（平成28年度）】

サービスの区分 (主なサービス)	29年3月の 利用者数	年間給付額	利用者1人当たり の年間給付額
居宅サービス (訪問介護、通所介護、訪問看護等)	7,729人	10,552,165,430円	1,365,269円
地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等）	1,657人	2,142,396,734円	1,292,937円
施設サービス (特別養護老人ホーム、老人保健施設等)	1,601人	5,290,058,057円	3,304,221円

※年間給付額は、費用の9割（または8割）分

施策11 自立生活への支援（介護保険外サービス）

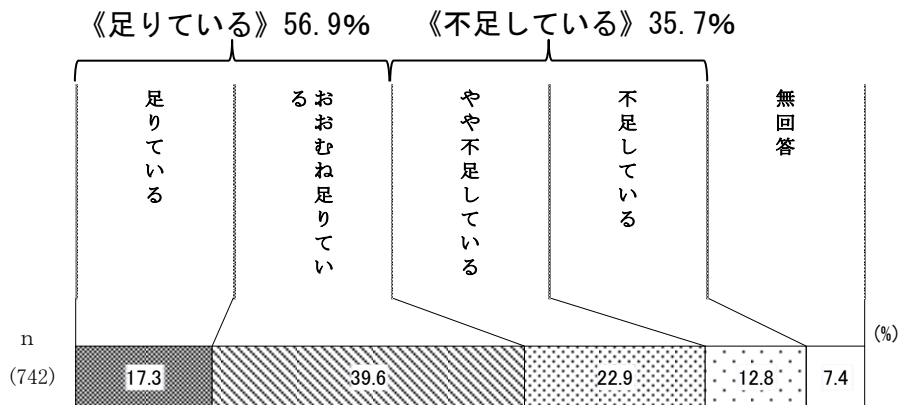
高齢者が地域で自立した生活を送るためには、介護保険サービスとともに、介護保険では対応していない多様なサービスにより、日常生活へのきめ細かな支援や見守り等を行うことが必要です。高齢者の地域での生活を支援するため、介護保険外サービスを実施していきます。

①現状とこれまでの取組

<介護保険外サービスの安定的な提供>

- 高齢者の住み慣れた地域での在宅生活を支援するために、介護保険サービスに加え、高齢者の多様なニーズに対応できる様々な介護保険外サービスを実施しています。各サービスの相談及び申請は、10か所の高齢者総合相談センターで行っています。
- 配食サービス、理美容サービス、寝具乾燥消毒サービス、回復期生活支援サービス等を実施し、高齢者の在宅生活を支援しています。
- 高齢者やその介護者の経済的負担を軽減するために、おむつ費用の助成を行っています。平成28年度からは対象者を拡大し、おむつを必要とする高齢者に対して、広く購入費を助成しています。
- 高齢者が安心して在宅で生活するために、緊急通報システムの貸し出しや火災安全システムの給付を行っています。
- 認知症高齢者を重点的に支援するために、平成28年度から一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービスを実施しています。
- 高齢者を在宅で介護する方を支援するために、介護者リフレッシュ支援事業、徘徊高齢者探索サービス、緊急ショートステイ事業を実施しています。
- 住み慣れた家で自立した日常生活を送るための支援として、高齢者住宅設備改修給付事業、自立支援住宅改修及び日常生活用具給付事業を実施しています。また、通所系サービス利用者の食費について、通所介護等食費助成事業を実施しています。

★健康や福祉サービスに関する情報量の充実度＜要支援・要介護認定者調査＞



健康や福祉サービスに関する情報量の充実度についてたずねたところ、「足りている」と「おおむね足りている」をあわせた《足りている》は56.9%となっています。

②課題

＜介護保険外サービスの安定的な提供＞

- 「団塊の世代」がすべて75歳を迎える平成37（2025）年に向けて、高齢者人口の増加に対応し、介護保険外サービスの持続可能性を高める必要があります。
- 介護保険外サービスそれぞれの事業の性質に応じて、受給者負担の設定を行うとともに、真にサービスを必要としている高齢者が利用可能な制度としていく必要があります。
- 高齢者が在宅生活を継続していくうえで、必要なサービスを適切に利用できるよう、制度の周知を進めていく必要があります。

③今後の取組の方向性

＜介護保険外サービスの安定的な提供＞

- 介護保険外サービスの利用状況を踏まえつつ、必要に応じて受給資格要件やサービス内容等の見直しを検討することで、サービスを安定的に提供していきます。
- サービス内容や利用者の所得状況に応じた受給者負担のあり方を検討する一方で、所得が低い高齢者に対しては負担を求めないこととする取扱いなどについて、サービス間の整合性を図っていきます。
- 高齢者本人やその介護者のみならず、ケアマネジャーや医療機関等に対し、制度を積極的に周知することで、サービスの利用を促進します。

④施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
配食サービス (高齢者支援課)	65歳以上の一人暮らし等で、食事の支度が困難な方に、月～金曜日に昼食を宅配するとともに、配食時に安否確認を行います。	配食数 延べ43,000食	—
理美容サービス (高齢者支援課)	65歳以上で外出が困難（要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度等）な在宅の方に、自宅への出張調髪・カットを行います。	利用回数 延べ1,300回	—
寝具乾燥消毒サービス (高齢者支援課)	65歳以上の一人暮らし等又は、在宅の寝たきりの方、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の方に、寝具の乾燥消毒及び水洗いを行います。	利用回数 延べ3,000回	—
回復期生活支援サービス (高齢者支援課)	65歳以上の一人暮らし等で、退院直後等により一時的に身体機能が低下している方に対して、ヘルパーを派遣します。	利用時間 1,300時間	—
高齢者おむつ費用助成 (高齢者支援課)	65歳以上の要介護1以上又は入院中で、日常におむつを必要とする方に対して、月額7,000円を上限におむつ費用を助成します。	利用者数 現物助成 延べ16,000人 代金助成 延べ3,200人	—
補聴器・杖の支給 (高齢者支援課)	医師が補聴器の使用を必要と認めた70歳以上の方に対して、補聴器を支給します。また、歩行に不安のある65歳以上の在宅の方に、杖を支給します。	支給数 補聴器 延べ300個 杖 延べ1,000本	—
高齢者緊急通報システム (高齢者支援課)	65歳以上の一人暮らし等で、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で常時注意を要する方に、緊急通報用機器やペンダントの貸し出しを行います。緊急事態に陥ったときに、東京消防庁や警備会社に通報が入るシステムです。	稼働台数 延べ500台	—
高齢者火災安全システム (高齢者支援課)	65歳以上の一人暮らし等で、防火の配慮が必要な方に、電磁調理器、火災警報器、ガス安全システムのうち1種目を給付します。	給付台数 延べ60台	—
【再掲】一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス 実行計画 (高齢者支援課)	65歳以上の一人暮らしの認知症高齢者で、区内在住の介護者がいない方に、ヘルパーを派遣します。	利用時間 8,000時間	—
【再掲】介護者リフレッシュ支援事業 (高齢者支援課)	65歳以上の認知症又は要介護1以上の高齢者にヘルパーを派遣し、日常的に介護している方のリフレッシュを支援します。	利用時間 13,000時間	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
【再掲】徘徊高齢者探索サービス (高齢者支援課)	60歳以上で認知症による徘徊のある方を在宅で介護する家族に、位置情報専用端末機の利用料等を助成します。	利用台数 延べ20台	—
【再掲】高齢者緊急ショートステイ事業 (高齢者支援課)	介護する家族が、急病やけが等のために介護できない場合に、有料老人ホームの居室を提供することで、緊急時における要介護者の生活の場を一時的に保障し、その在宅生活を支援します。	利用者数 100人 利用日数 560日	—
高齢者住宅設備改修給付事業、高齢者自立支援住宅改修及び日常生活用具給付事業 (介護保険課)	高齢者の転倒予防、動作の容易性の確保、行動範囲の拡大等を図るため、住宅設備の改修費及び日常生活用具購入費を給付することにより、在宅での生活を支援します。	—	—
通所介護等食費助成事業 (介護保険課)	介護保険の通所系サービス及び通所介護相当サービスを利用した住民税非課税世帯の方を対象に、食費にかかる費用の一部を助成します。	—	—
老人性白内障特殊眼鏡等の費用助成 (高齢者医療担当課)	老人性白内障による水晶体摘出手術を受け、身体上の理由で眼内レンズを挿入できなかった高齢者（区内在住の65歳以上で所得等一定の条件を満たす方が対象）に対し、特殊眼鏡等の購入費用の一部を助成します。	—	—

⑤指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
健康や福祉サービスに関する情報量の充実度 (要支援・要介護認定者調査)	56.9%	60%

施策12 認知症高齢者への支援体制の充実

※「第2節 重点的に進めていく3施策」に「重点施策Ⅲ 認知症高齢者への支援体制の充実」として掲載。(p.72)

施策13 地域における在宅療養支援体制の充実

住み慣れた地域で最期まで自分らしく安心して暮らせるよう、在宅医療体制の構築や医療と介護の連携を推進するなど、在宅療養体制を強化します。また、高齢者が在宅療養のイメージを持ち、医療・介護サービスなどを利用することにより在宅療養が可能であることを理解できるよう、広く普及啓発を行います。

本施策の事例

「医療と介護が必要になっても、支援を受けながら自宅で生活できる」



Dさんは、80代の女性。高血圧があり、近所のかかりつけ医の治療を受けていました。ある日、脳梗塞で倒れて救急搬送され、入院治療を受けましたが、右半身の麻痺や言語障害などが残りました。食事をうまく飲み込むことができず、誤嚥性肺炎を起こす危険があることから、安全に栄養を摂ることができるよう胃ろう^{*1}を作りました。

常に医療的管理が必要な上に、日常生活のほぼ全てに介護が必要な状態でしたが、自宅に戻って生活をしたいという思いは強く、病院の紹介で高齢者総合相談センターの職員に相談して介護保険の手続きを行いました。ケアマネジャーを決め、Dさんと家族、病院主治医や看護師、ケアマネジャーなど在宅で支援する医療と介護の関係者などが集まって、退院後の生活やサービスの利用などについて話し合いを行いました。①

退院後は今までのかかりつけ医に通うことが難しいため、在宅医療を行う医師に定期的に訪問してもらうことにしました。また、全身状態のチェックや胃ろうの管理のために訪問看護師に定期的に訪問してもらうほか、歯科医師と歯科衛生士からは入れ歯の調整や口腔ケアを行うなどの訪問歯科診療を受けています。薬剤師は薬を届け、薬の内容や飲み方などの説明、残った薬の管理をしてくれます。歩行や口から食べる訓練はリハビリテーションの専門家に訪問してもらい、さらに、区の在宅医療相談窓口②に相談して医療機関で摂食嚥下機能^{*2}の専門的な検査と助言を受け、食事を口から少しずつ食べられるようになり、自分でトイレに行くことができるようになりました。

ヘルパーからは掃除や洗濯などの家事援助を受けています。段差解消と手すりをつける住宅改修を行い、介護用ベッドやポータブルトイレをそろえて③生活しやすい環境にしました。おむつ費用の助成制度④も利用しています。

体調を崩したりして不安なこともありますが、その都度医師やケアマネジャーと相談し、時に区の緊急一時入院病床確保事業②を利用しながら、在宅療養生活を続けています。

このように、医療と介護の多くの専門職の支援を受けることにより、在宅でその人らしい療養生活を送ることができます。

【解説】

- ① …このように、医療と介護関係者が集まって話し合いを行うことで、チームの連携が深まり、また、病院から在宅へスムーズに移行することができます（医療と介護の連携）。
- ② …いずれも、「施策を支える事業」を参照。
- ③ …いずれも、介護保険制度を利用した介護サービスです。
- ④ …区独自の介護保険外サービスです（施策11参照）。

※1「胃ろう」とは、口から安全かつ十分に栄養を摂ることが困難な患者に、内視鏡を使用して胃に穴を開けて留置したチューブから栄養剤を注入する方法です。

※2「摂食嚥下機能」とは、食物を食べたり、飲み込んだりする機能のことです。

①現状とこれまでの取組

<在宅療養体制の構築>

- 区内には、地域包括ケア病棟3病院、看護小規模多機能型居宅介護2施設があります。退院支援を強化する病院も増え、在宅療養を支えるしくみや病院と地域の連携が推進されてきています。
- 区内には、緩和ケア病棟を持つ病院が1病院あります。がんの「緩和ケア・医療」の認知度は年々高まっており、「緩和ケア・医療」を受けたい高齢者は増えてきています。
- 在宅療養支援診療所及び合計診療患者実人数は、43か所4,739人（平成24年7月～平成25年6月）から、42か所3,465人（平成27年7月～平成28年6月）と大きく減少しました。その理由としては、老人ホーム等の施設入所者に対する訪問診療の診療報酬が見直された影響と考えられます。一方、在宅生活者に対する訪問診療の実績は後退していないことから、在宅医療は着実な進展を示していると考えられます。
- 訪問看護ステーションは、23か所（平成26年度）から38か所（平成29年12月）と増加しています。
- かかりつけ医を持たない高齢者が、一般高齢者で23.7%、要支援・要介護認定者で11.9%となっています。その理由として、「病院に通院しているから」が一般高齢者で35.5%、要支援・要介護認定者で67%となっています。
- 在宅医療相談窓口、がん相談窓口、在宅歯科相談窓口を設け、医療を中心とした専門的な相談に応じています。
- 医療・介護関係者が会する会議等や入退院時のカンファレンスが積極的に行われるようになり、顔の見える連携が構築されてきています。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等の各団体が、それぞれ他関係機関と連携を深める取組を行い、在宅医療のネットワークが構築されてきています。

<在宅療養に関わる専門職のスキルアップ>

- 多職種連携の推進を目的にした研修会、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師とケアマネジャーの交流会、訪問看護師を対象にした研修会、介護職が医療の知識を得るための研修など、スキルアップのための様々な研修会を開催しています。
- 各職種ごとの自主的な勉強会、病院主催の研修会も活発に行われています。

<在宅療養に対する理解の促進>

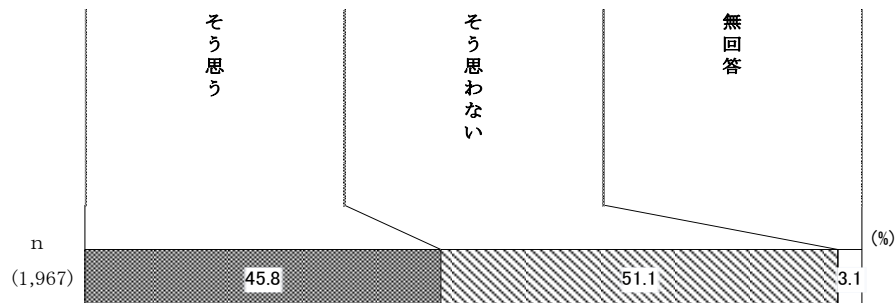
- 「在宅療養ハンドブック」や「在宅医療・介護支援情報」等の配布を行うとともに、シンポジウムや地域に出向いた学習会を開催し、在宅療養に関する普及啓発を行って

います。

- がん患者・家族のための講座を開催し、知識の普及とともに、同じ健康不安や辛さを語り合う場を設けています。

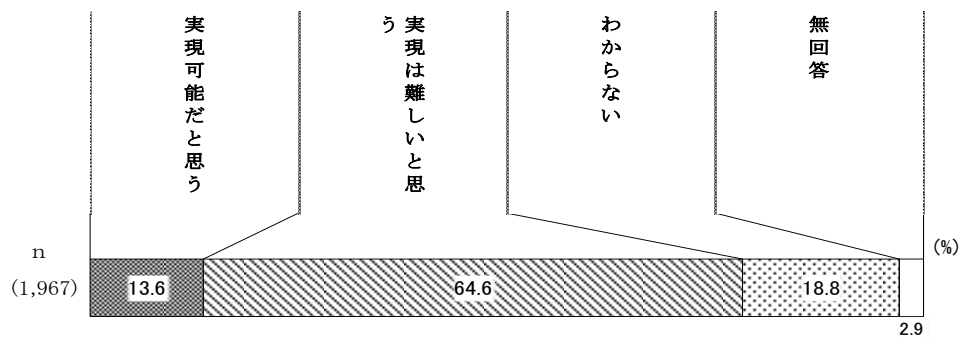
平成28年度「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では・・・

★在宅療養の意向＜一般高齢者【重点】調査＞



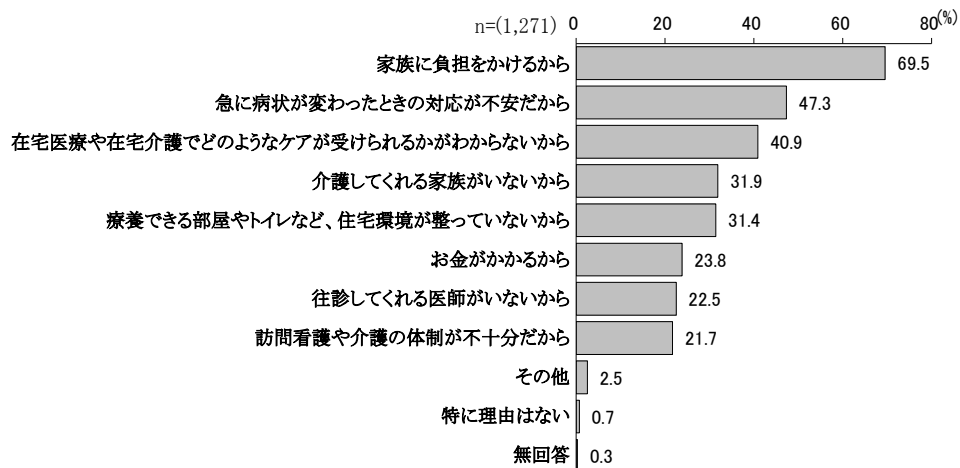
脳卒中の後遺症や末期がんなどで長期の療養が必要になった場合、理想として自宅で療養を続けたいか、たずねたところ、「そう思う」（45.8%）は4割台半ばとなっています。

★在宅療養の可能性＜一般高齢者【重点】調査＞



自宅での療養の可能性をたずねたところ、「実現は難しいと思う」（64.6%）は6割台半ば近くと最も高くなっています。

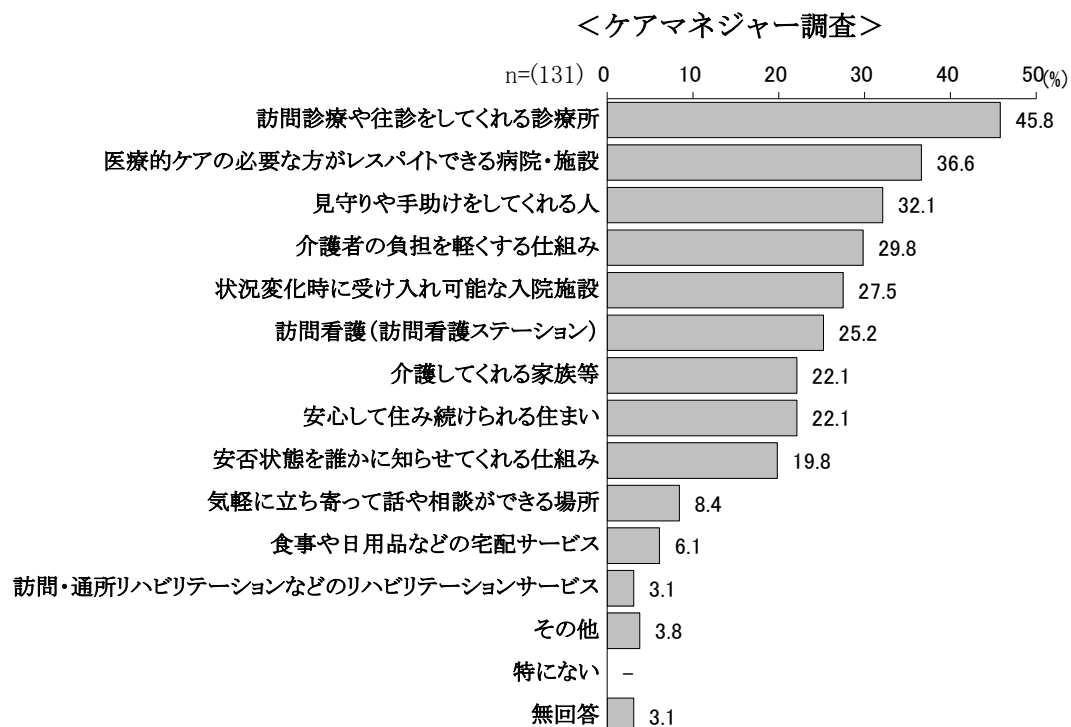
★在宅療養が難しいと思う理由（複数回答）＜一般高齢者【重点】調査＞



先問で「実現は難しいと思う」と回答した人に、在宅療養が難しいと思う理由をたずねたところ

ろ、「家族に負担をかけるから」(69.5%)が7割弱で最も高く、次いで、「急に病状が変わったときの対応が不安だから」(47.3%)、「在宅医療や在宅介護でどのようなケアが受けられるかわからないから」(40.9%)の順となっています。

★高齢者が在宅で暮らし続けるために、特に重要だと思うもの（複数回答）



高齢者が在宅で暮らし続けるために、特に重要だと思うものをたずねたところ、「訪問診療や往診をしてくれる診療所」(45.8%)が4割台半ばで最も高く、次いで、「医療的ケアの必要な方がレスパイトできる病院・施設」(36.6%)、「見守りや手助けをしてくれる人」(32.1%)の順となっています。

②課題

＜在宅療養体制の構築＞

- かかりつけ医のいない高齢者や病院医師をかかりつけ医にしている高齢者に対して、身近な地域でかかりつけ医を持つ意義を、啓発していく必要があります。
- 区、各団体、各職種それぞれの取組において構築された医療と介護ネットワークを、さらに有機的に推進する取組を行う必要があります。
- 在宅医や在宅療養支援診療所を増やすための取組や、かかりつけ医が在宅医療を行いやすい体制整備が必要です。
- 家族の負担感を軽減するための取組や在宅医療に対する不安の軽減など、在宅療養の

実現が難しいと思われる内容について支援を検討する必要があります。

- 今後、がんの治療や療養を行う高齢者が増えると思われ、相談窓口の周知や緩和ケアが受けられる体制の整備を引き続き進めていく必要があります。

＜在宅療養に関わる専門職のスキルアップ＞

- 病院と地域の連携強化、多職種連携の推進、医療と介護の相互理解を深めることができる研修が必要です。
- 医療と介護の相互理解を深めるためには、医療職が介護に関する情報や知識を持つとともに、介護職が医療に関する情報や知識を持つことが必要です。また、多職種連携を推進する研修が必要です。
- 研修会の参加者が固定している傾向があるため、参加しやすい研修内容や実施方法の工夫等が必要です。

＜在宅療養に対する理解の促進＞

- 高齢者・家族等の在宅療養への知識や理解が十分ではないため、さらに幅広く普及啓発を行う必要があります。
- 本人の望む在宅療養や看取りへの支援を行うためには、人生の最終段階において受けたい医療や受けたくない医療について、家族や支援者等と日頃から話し合っておく必要があります。

④ 今後の取組の方向性

＜在宅療養体制の充実＞

- 関係団体、医療関係機関、介護関係機関等と協議しながら、高齢者が住みなれた地域で安心して「看取り」までできる在宅療養支援体制の推進を図ります。
- かかりつけ医を持つ必要性をさらに啓発するとともに、かかりつけ医、在宅医、病院など複数の医師が役割分担を明確にして連携し、質の高い医療を切れ目なく受けられる体制（複数主治医制等）を推進するなど、在宅医療体制の充実を図っていきます。
- 医療・介護の連携をさらに推進するため、各関係団体・関係機関が構築している連携を有機的に機能させていくための取組を行います。特に、医師、歯科医師、薬剤師とケアマネジャーの連携をさらに進めるとともに、病院職員、訪問看護師、介護事業所職員などの多職種が地域ごとに顔の見える連携づくりを行うための場を工夫します。
- 高齢者・家族や関係機関が気軽に相談できるよう、相談機能の充実を図るとともに、相談窓口の一層の周知を行います。

<在宅療養に関わる専門職のスキルアップ>

- 病院職員が在宅療養の視点を持つことができ、また、病院と地域の連携を深めることができるような研修を実施します。
- 在宅医療と介護関係機関の相互理解を深め、多職種連携を推進するために必要な研修等を行います。

<在宅療養に対する理解の促進>

- 高齢者が在宅療養のイメージを持ち、さまざまな支援により在宅療養が可能であることを理解できるよう、広く普及啓発を行います。
- 本人の望む最期や人生の最終段階における医療について、日頃から周囲と話し合っておくことの重要性を高齢者や関係機関に対して普及啓発していきます。

トピックス

住み慣れた地域で自分らしく安心して療養するために

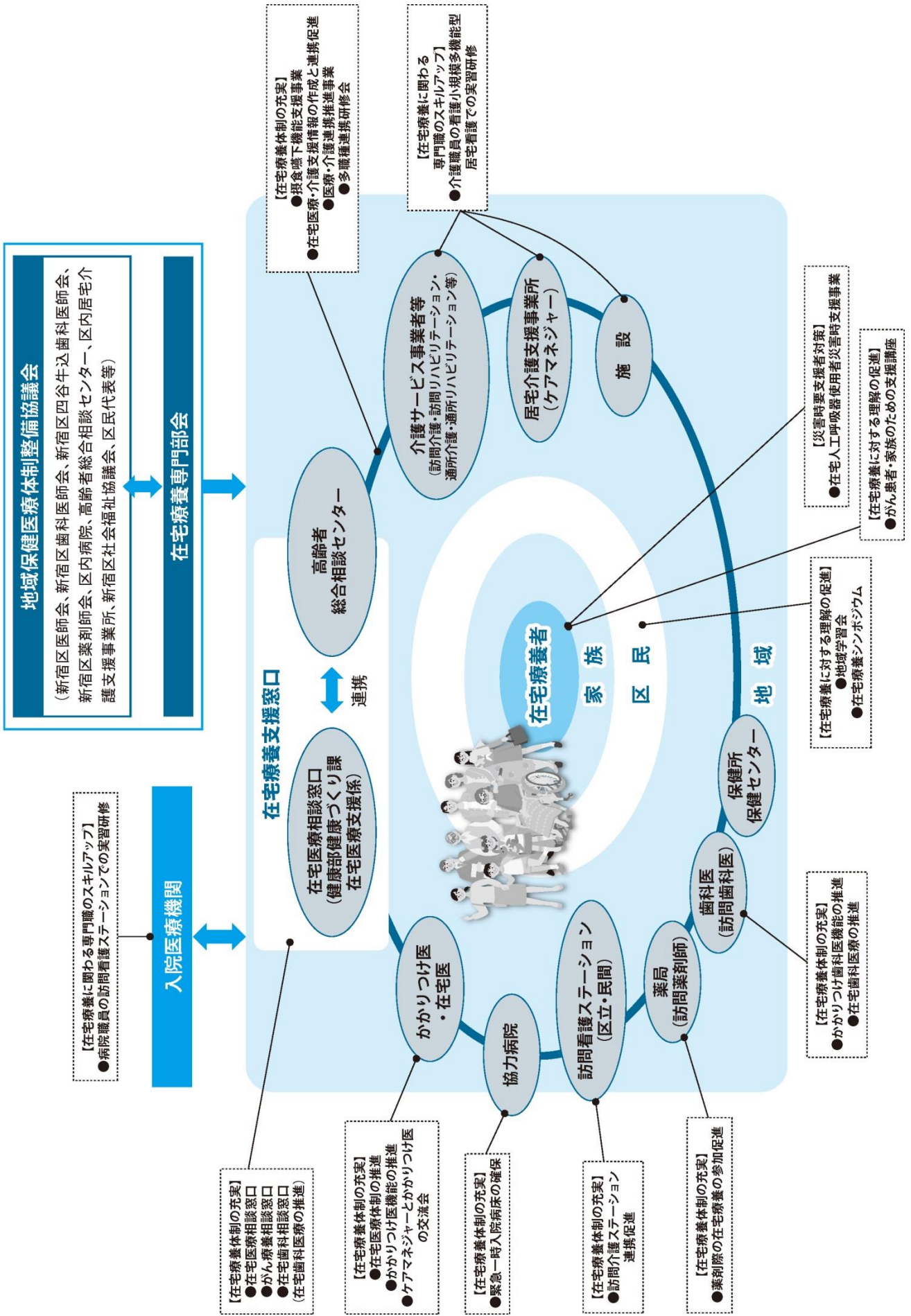
～新宿区在宅医療・介護支援情報～

区は、医療や介護が必要になっても、住み慣れた自宅や施設等で医師、看護師、ホームヘルパーなどに支えられながら生活する「在宅療養」を支援するため、在宅療養に関する情報誌「地域で安心して療養するために～新宿区在宅医療・介護支援情報～」を平成 29 年 3 月発行して、区民の皆様に配布しています。



この冊子には、訪問診療を行う診療所・歯科診療所や、介護関係機関の情報、在宅医療の相談窓口・サービスなどを紹介しています。医療機関等の情報には、車いす対応、看取りへの対応なども掲載しています。また、この情報誌を活用した地域学習会も開催しています。

在宅療養を支える医療ネットワーク図



④施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
【新規】在宅医療体制の推進 実行計画 (健康づくり課)	在宅療養を推進するため、複数主治医制の推進など医療機関が連携して切れ目なく在宅医療を提供できる体制の整備を図っていきます。また、在宅医療・介護連携を推進します。	—	地域に複数主治医制の体制が推進される
【新規】在宅医療と介護の交流会 実行計画 (健康づくり課)	在宅医療と介護の相互理解や連携づくりを推進するために、地域の病院、診療所、歯科診療所、薬局などの医療機関、高齢者総合相談センター、介護サービス事業者などの介護関係機関が交流する研修会を開催します。	—	交流会 3回 参加者数 延べ150人
在宅医療・介護資源のリスト(マップ)の作成と連携促進 実行計画 (健康づくり課)	在宅医療を推進するため、在宅療養資源の情報を集約した「在宅医療・介護支援情報」を作成して情報の共有を図るなど、在宅医療・介護相互の連携の推進を図ります。	在宅医療・介護支援情報の作成・配布	在宅医療・介護支援情報の作成・配布
かかりつけ医機能の推進 (健康づくり課)	身近な地域で適切な医療が受けられるように、課題に応じた会議や研修会等を開催し、かかりつけ医の機能強化を図ります。また、医療・介護の連携を進めます。	かかりつけ医をもつ65歳以上の割合 74.1% (平成28年度)	かかりつけ医をもつ65歳以上の割合 80%
かかりつけ歯科医機能の推進 (健康づくり課)	身近な地域で適切な歯科医療を受けられるよう、かかりつけ歯科医の紹介や会議等を開催し、かかりつけ歯科医の機能強化を図ります。また、医療機関の連携を強化し、安全安心な歯科医療を提供できる体制づくりを進めます。	かかりつけ歯科医をもつ65歳以上の割合 80.1% (平成28年度)	かかりつけ歯科医をもつ65歳以上の割合 85%
在宅歯科医療の推進 実行計画 (健康づくり課)	要介護状態などで歯科受診できない高齢者等が在宅で適切な歯科医療を受けられるよう、「在宅歯科相談窓口」で相談に応じ、必要に応じて歯科医師等を紹介します。また、在宅歯科診療医の機能強化を図るとともに、多職種との連携を推進します。	相談件数 延べ30件	相談件数 延べ60件
薬剤師の在宅療養への参加促進 実行計画 (健康づくり課)	区民の在宅療養を推進するため、連携会議や研修会を通して、薬剤師の在宅医療への参加の促進を図ります。	連携会議 2回 研修会 2回	連携会議 2回 研修会 2回
緊急一時入院病床の確保 (健康づくり課)	在宅療養をしている区民等の病状が急変し、かかりつけ医が入院を必要と診断した場合には、緊急に入院できるように区内の病院に緊急一時入院用のベッドを確保します。	利用者数 延べ90人 稼働率 100%	利用者数 延べ90人 稼働率 100%

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
訪問看護ステーション連携促進 (健康づくり課)	区内の訪問看護ステーションが連絡会や合同研修会を開催し、訪問看護ステーション間の連携・協力体制を強化するとともに、スキルアップを図ります。	連絡会 6回 研修会 1回	連絡会 6回 研修会 1回
摂食嚥下機能支援事業 (健康づくり課)	「新宿ごっくんプロジェクト」として、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、栄養士、介護支援専門員等の様々な専門職に対し、研修会や連携用ツールの普及啓発を行います。また、検討会を開催し、摂食嚥下機能支援体制（食べることの支援）の強化や多職種連携を推進します。さらに、広く区民に普及啓発を行います。	医療機関の歯科衛生士・管理栄養士が居宅療養管理指導を行った 実人数 歯科衛生士 1,700人 管理栄養士 45人	医療機関の歯科衛生士・管理栄養士が居宅療養管理指導を行った 実人数 歯科衛生士 2,000人 管理栄養士 60人
在宅医療相談窓口 実行計画 (健康づくり課)	医療を中心とした専門的な相談を受け、在宅療養に必要な医療、看護、リハビリテーション、摂食嚥下機能支援などのコーディネートや情報提供を行います。	相談件数 延べ550件	相談件数 延べ600件
がん療養相談窓口 実行計画 (健康づくり課)	がんの療養に関する相談を受け、必要な調整や情報提供を行います。	相談件数 延べ150件	相談件数 延べ180件
病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修 (健康づくり課)	区内病院職員の在宅療養に対する理解を深め、病院と地域の関係機関との連携を強化するために医師、看護師、リハビリテーションに係る職員等病院職員を対象に、区内訪問看護ステーションでの実習を実施します。	修了者 35人	修了者 35人
介護職員の看護小規模多機能型居宅介護での実習研修 実行計画 (健康づくり課)	ヘルパーなど介護職員が、医療的視点をもってケアを行うことができるよう、看護小規模多機能型居宅介護での体験研修を実施します。	修了者 20人	修了者 20人
多職種連携研修会 実行計画 (健康づくり課)	地域の医療・介護関係職員が、実際の事例を通して多職種連携を実際に学ぶ研修会を開催します。	年14回	年12回
在宅療養に関する理解促進 (健康づくり課)	在宅療養のイメージを持ち、理解を深めることができるよう、「在宅医療・介護支援情報」や「在宅療養ハンドブック」（冊子）などを配布し、知識を普及します。また、地域において、高齢者への学習会や関係機関等への研修会を開催します。	地域学習会 9回 参加者数 300人	地域学習会 12回 参加者数 400人
在宅療養シンポジウム 実行計画 (健康づくり課)	区民や関係機関が在宅療養のイメージを持ち、理解を深めることが出来るよう、在宅療養に関するシンポジウムを開催します。	年1回	年1回

事業名 (担当課)	事業概要	平成29年度末 見込	平成32年度 目標
がん患者・家族のための 支援講座 (健康づくり課)	がんの治療や療養生活等について学び、同じ健康不安や辛さを抱える人と関わり、語りあう講座を開催します。	講座2回 参加者数 延べ30名	講座2回 参加者数 延べ40名
【再掲】在宅人工呼吸器 使用者災害時支援 事業 (健康づくり課)	在宅人工呼吸器使用者本人とその家族が平常時から災害に備え、安全で安心した在宅療養生活を送ることができるよう、個別支援計画の作成を支援します。また、緊急時における人工呼吸器の電源確保のため、保健予防課と保健センターに専用の発電機等を設置するとともに、研修会等を行います。	在宅人工呼吸器 使用者 全数に対する 個別支援計画 の作成	在宅人工呼吸器 使用者 全数に対する 個別支援計画 の作成

トピックス

がん患者・家族のための支援

区は、がん患者とその家族の苦痛や不安の軽減と療養生活の質の向上を目指して、様々な支援に取り組んでいます。



～がん患者・家族のための支援講座～

がんの療養生活や緩和ケアなどを学び、同じ健康不安や辛さを抱える方が語り合う場です。(暮らしの保健室にて実施)



～がん療養相談窓口～

がん患者の療養に関する個別相談に対応しています。(暮らしの保健室にて実施)

⑤指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
「自宅での療養が実現可能だと思う」と回答した割合 (一般高齢者調査)	13.6%	20%
在宅医療相談窓口の相談件数	延べ530件	延べ600件

第4章

介護保険事業の推進

(第7期介護保険事業計画)

第4章 介護保険事業の推進

(第7期介護保険事業計画)

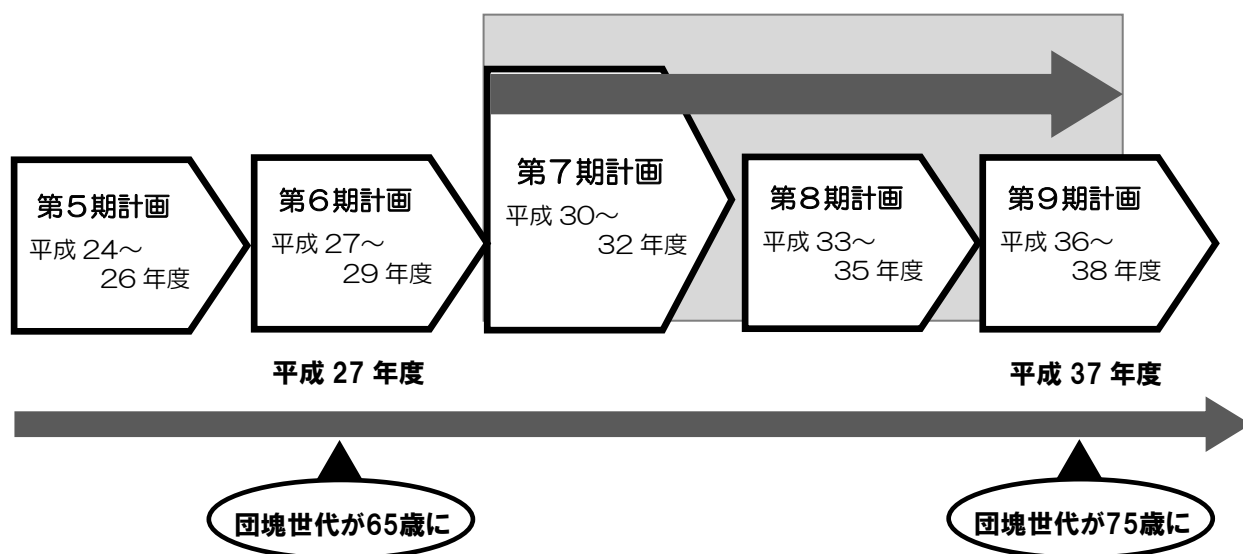
第1節 第7期介護保険事業計画の推進に向けて

1. 第7期介護保険事業計画（平成30年度～32年度）の位置付け

新宿区の介護保険は、新宿区が保険者となって制度の運営を行っています。介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、その財源は、国・都・区の公費で50%、65歳以上の方（第1号被保険者）と医療保険に加入している40から64歳の方（第2号被保険者）の保険料の50%でまかなわれています。区は、介護保険法第117条に基づき、国の基本指針に即して3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされています。この介護保険事業計画は介護サービスの整備計画であるとともに、区の第1号被保険者の保険料の算定基礎となる計画です。

第7期介護保険事業計画は、団塊の世代が75歳以上になる平成37（2025）年を見据えて、要支援・要介護認定者、認知症高齢者の増加を踏まえ、今後の施設・在宅サービスの充実の方向性を検討しつつ、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるために、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保に向けて取り組んでいくものです。

【平成37（2025）年度までの見通し】



2. 介護保険制度の改正内容

平成30年4月からの介護保険制度改正は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の2つを柱として見直しが行われます。

【介護保険制度改正の主な内容】

地域包括ケアシステムの深化・推進	自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化 ○介護予防・重度化防止等の取組内容と目標の設定 ○都道府県による市町村に対する支援事業の創設 ○財政的インセンティブの付与の規定の整備
	医療・介護の連携の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ■介護医療院の創設 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設を創設。
	地域共生社会の実現に向けた取組の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ■新たに共生型サービスを位置づけ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける。
介護保険制度の持続可能性の確保	現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■一定以上所得者の利用者負担の見直し（平成30年8月から実施） サービス利用時の利用者負担について、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割へ引き上げ ※基準：本人の合計所得金額が220万円以上かつ年金収入＋その他合計所得金額340万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上）
	介護納付金における総報酬割の導入	<ul style="list-style-type: none"> ■介護納付金における総報酬割の導入 第2号被保険者（40～64歳）の保険料について、これまでの加入者割から総報酬割へ変更する。（平成29年8月から段階的に実施）

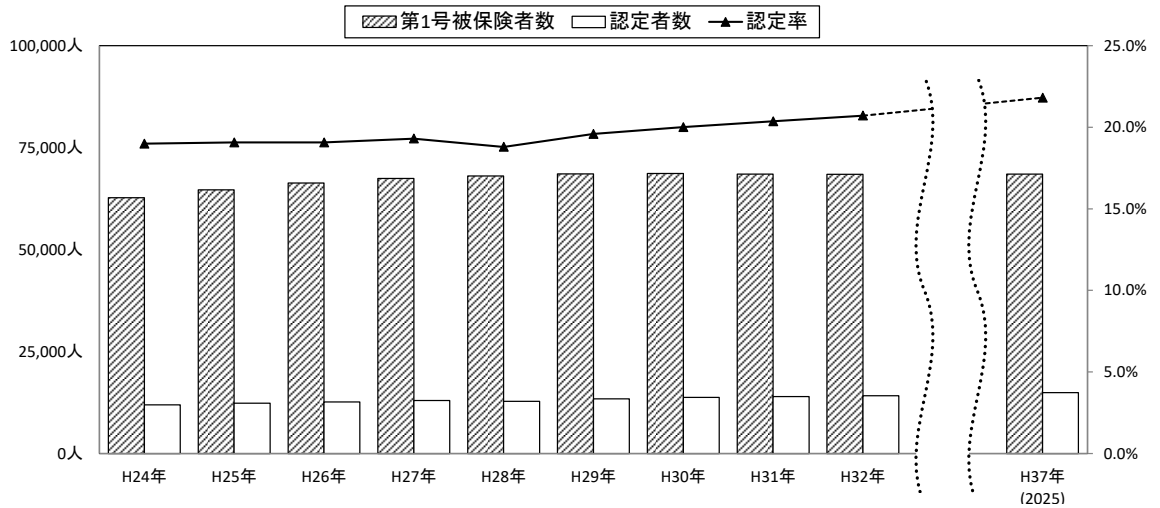
注）実施時期が記載されていない事項は、平成30年4月から実施

第2節 要介護認定者等の現状

1. 第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

第1号被保険者¹数は、平成30年まで増加傾向ですが、その後若干の減少傾向になると見込まれます。要支援・要介護認定者²（以下「要介護認定者」という。）数は、平成28年の介護予防・生活支援サービス事業の開始に伴う要支援者数の減により、一度減少しましたが、平成29年以降は、年齢層の高い高齢者の増に伴い再び増加し、平成37（2025）年には、要支援・要介護認定率³（以下「認定率」という。）は21.8%になると見込まれます。

第1号被保険者数及び認定者数の推移と将来推計



第5期	第6期	第7期
-----	-----	-----

(単位: 人、%)

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	H32年	H37年(2025)
第1号被保険者数	62,705	64,629	66,312	67,460	68,072	68,712	68,841	68,722	68,680	68,681
認定者数	11,907	12,323	12,644	13,022	12,792	13,374	13,766	13,953	14,141	14,977
認定率	19.0	19.1	19.1	19.3	18.8	19.5	20.0	20.3	20.6	21.8

注) 各年10月1日現在

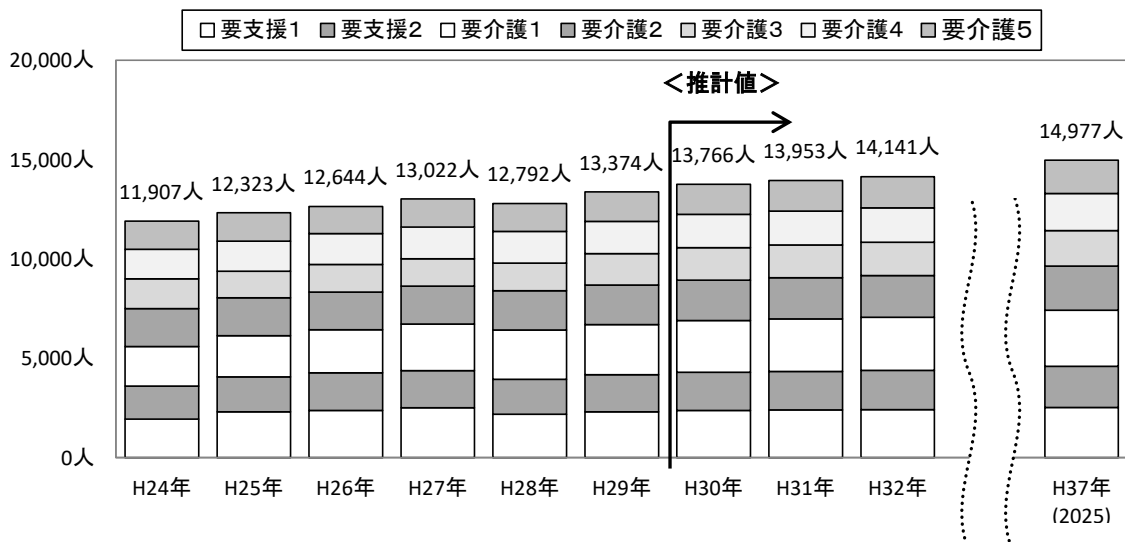
平成24～29年は実績値、平成30年以降は平成29年までの実績をもとに推計した値

¹ 第1号被保険者とは、区内に住所をもつ65歳以上の高齢者で、外国籍の方や住所地特例（介護保険施設等への入所で施設の所在地に住所を変更した被保険者は、変更前の住所地を被保険者とする特例措置）を含みます。このため、住民基本台帳人口とは必ずしも一致しません。なお、第2号被保険者は、40～64歳の区民の方で、加齢に伴って生じる特定疾病により介護が必要になった場合、介護保険サービスを受けることができます。

² 第1号被保険者の認定者と第2号被保険者の認定者の合計

³ 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の割合

要介護度別の認定者数の推移と将来推計



第5期
第6期
第7期

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	H32年	H37年 (2025)
要介護5	1,416	1,431	1,363	1,414	1,403	1,476	1,522	1,545	1,570	1,684
要介護4	1,497	1,506	1,561	1,595	1,594	1,633	1,681	1,707	1,732	1,859
要介護3	1,494	1,341	1,391	1,387	1,401	1,580	1,627	1,652	1,675	1,787
要介護2	1,913	1,903	1,890	1,904	1,972	1,984	2,040	2,071	2,103	2,227
要介護1	1,985	2,078	2,174	2,349	2,482	2,528	2,601	2,635	2,670	2,826
要支援2	1,670	1,760	1,886	1,866	1,757	1,870	1,925	1,948	1,970	2,065
要支援1	1,932	2,304	2,379	2,507	2,183	2,303	2,370	2,395	2,421	2,529
認定者計	11,907	12,323	12,644	13,022	12,792	13,374	13,766	13,953	14,141	14,977

(単位: 人)

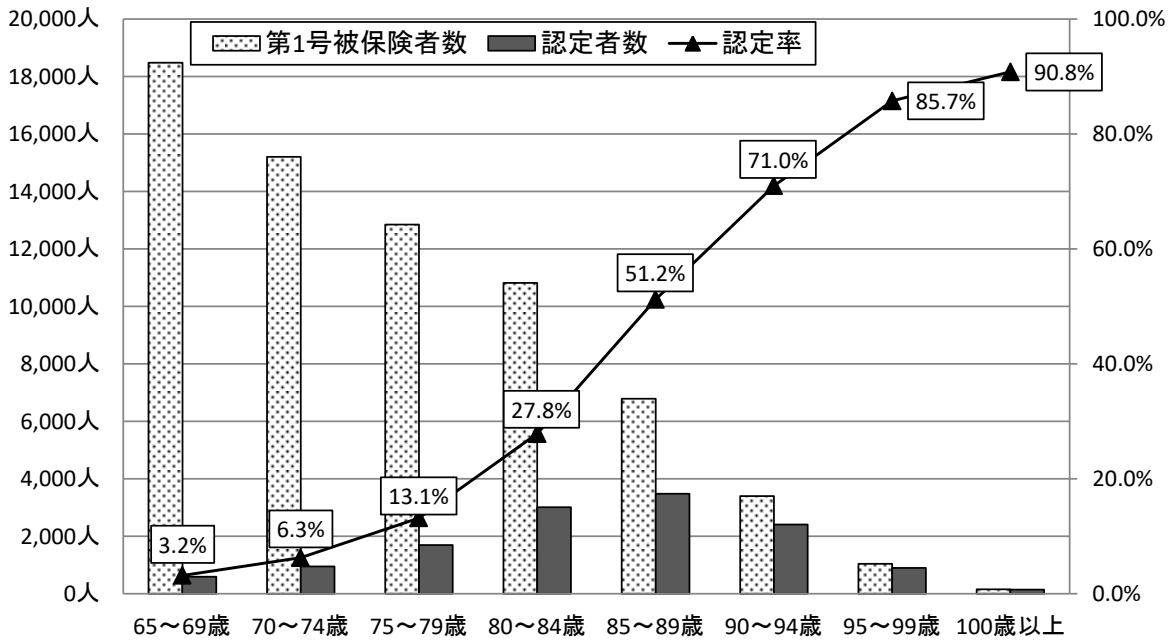
注) 各年 10月1日現在

平成 24～29 年は実績値、平成 30 年以降は平成 29 年までの実績をもとに推計した値
 認定者数には第 2 号被保険者を含む

2. 年齢階層別の認定者数と認定率の現状

年齢階層別の要介護認定者数は、85～89歳の区分が最も多くなっています。また、年齢階層別の認定率をみると、年齢が高くなるにしたがって認定率も増加します。特に、85～89歳の区分では認定率が51.2%となり、2人に1人が要介護認定者となります。

年齢階層別の認定者数と認定率



(単位:人、%)

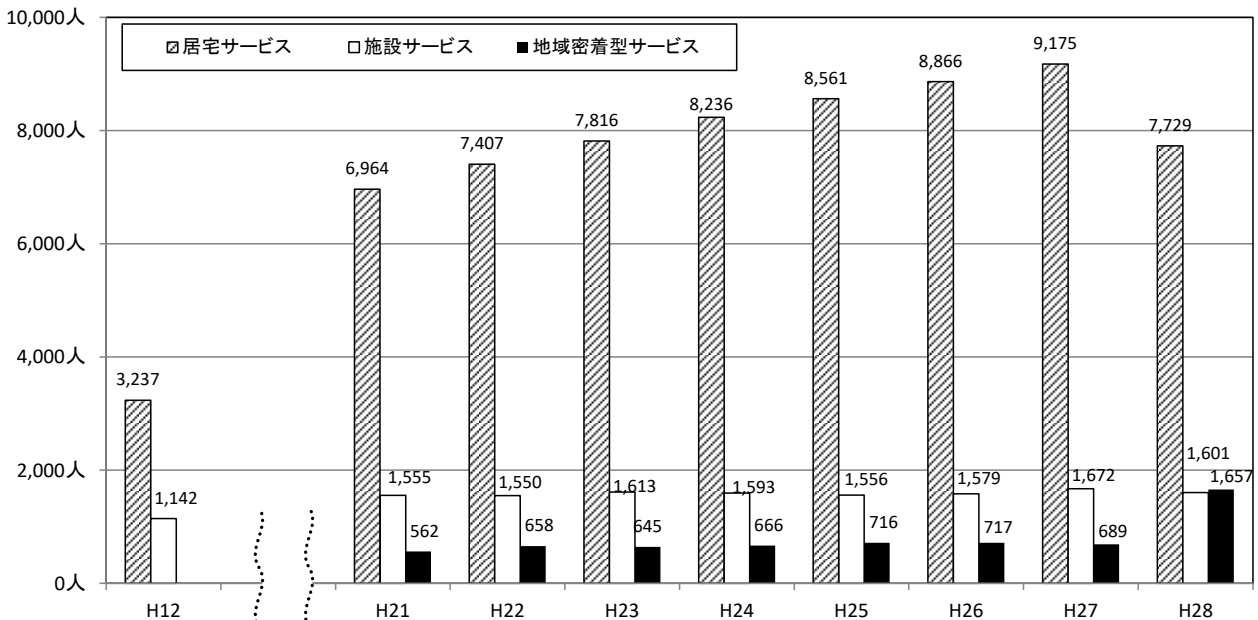
	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上
第1号 被保険者数	18,480人	15,199人	12,846人	10,813人	6,789人	3,395人	1,038人	152人
認定者数	589人	950人	1,689人	3,009人	3,476人	2,409人	890人	138人
認定率	3.2%	6.3%	13.1%	27.8%	51.2%	71.0%	85.7%	90.8%

(平成29年10月1日実績)

3. サービス別利用者数の実績

居宅サービス利用者数は、平成20年度以降増加傾向にありましたが、平成28年度に介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・生活支援サービス事業へ移行されたことや、小規模通所介護が地域密着型通所介護へ移行されたことに伴い減少しました。平成12年度と平成28年度との比較では、約2.4倍となっています。施設サービス利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。地域密着型サービス利用者数は、平成18年度の地域密着型サービス創設以降、概ね増加傾向にありましたが、平成28年度に小規模通所介護が居宅サービスから移行されたことに伴い大きく増加しました。

居宅・施設・地域密着型サービス別利用者数の実績



注) 地域密着型サービスは平成18年度より創設

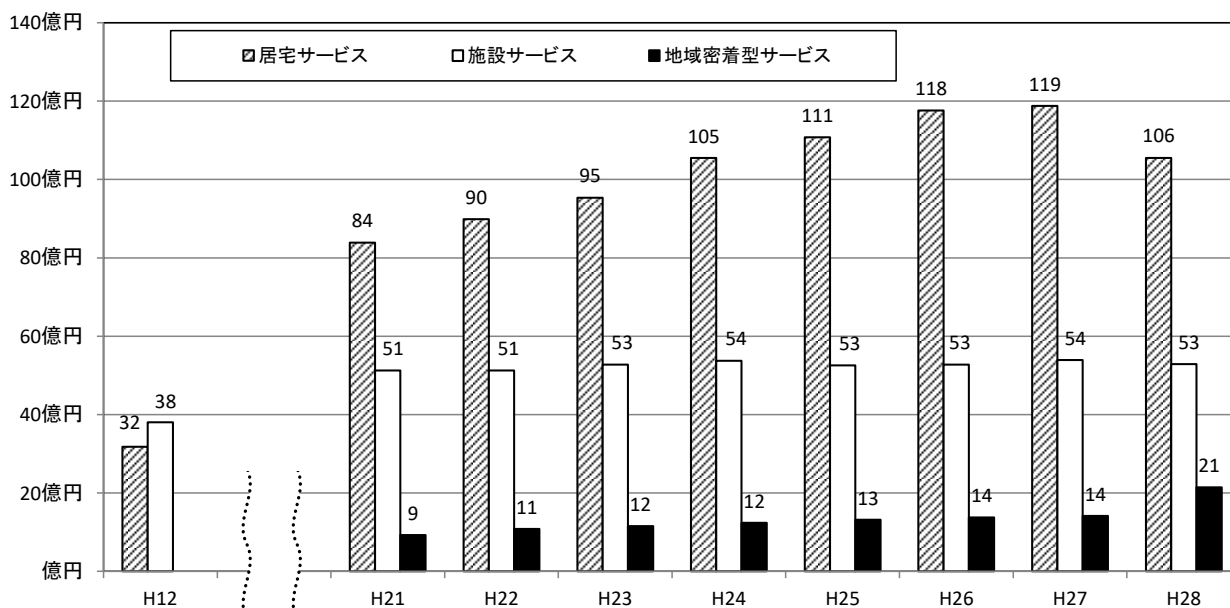
(介護保険事業状況報告 各年度末月報実績)

- | | |
|------------|--|
| ○居宅サービス | : 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修、特定施設入居者生活介護、介護予防支援・居宅介護支援 |
| ○施設サービス | : 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 |
| ○地域密着型サービス | : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |

4. サービス別給付費の実績

居宅サービス費は、利用者数の推移と同様に、介護予防・生活支援サービス事業の開始や小規模通所介護が地域密着型通所介護へ移行した影響により平成28年度は減少し、地域密着型サービス費が増加しました。居宅サービス費は、平成12年度から平成28年度までに約3.3倍に増加しています。施設サービス費は、ほぼ横ばいですが、一人当たりの利用額が高いため、全体に占める割合は利用者数に比べて高くなっています。

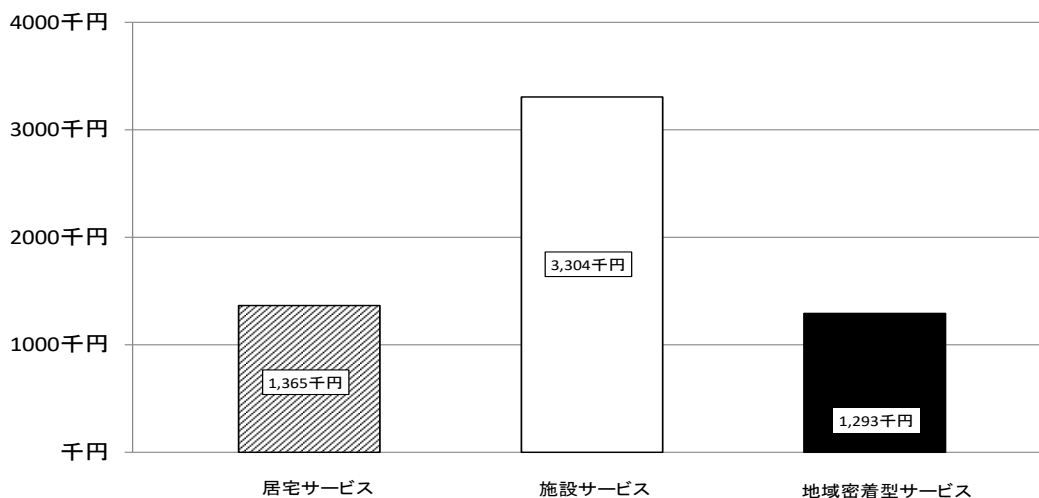
居宅・施設・地域密着型サービス別給付費の推移



注) 地域密着型サービスは平成18年度より創設

(介護保険事業状況報告 各年報実績)

サービス別利用者一人当たりの年間給付費

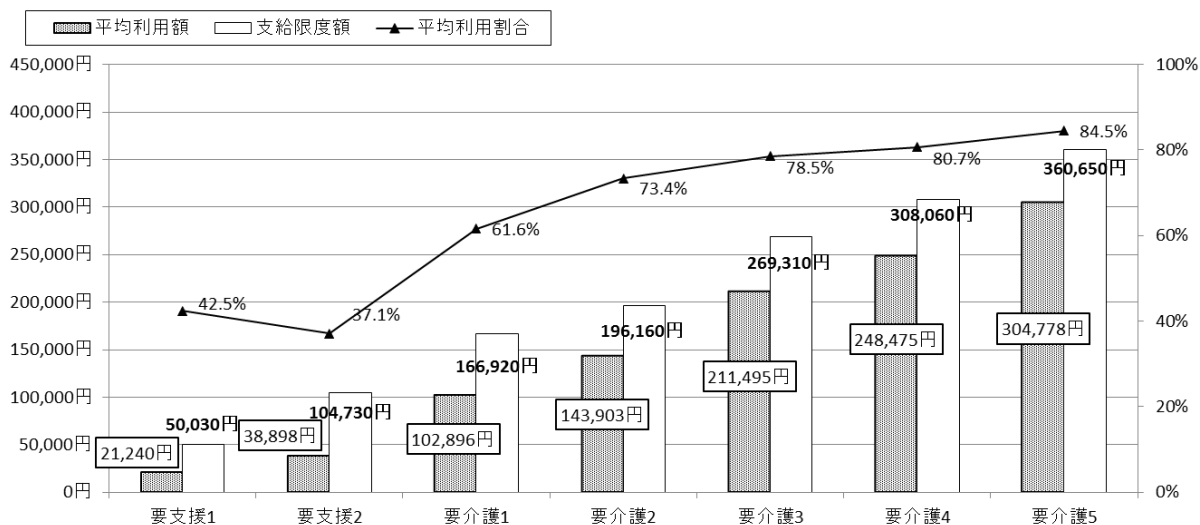


(平成28年度実績)

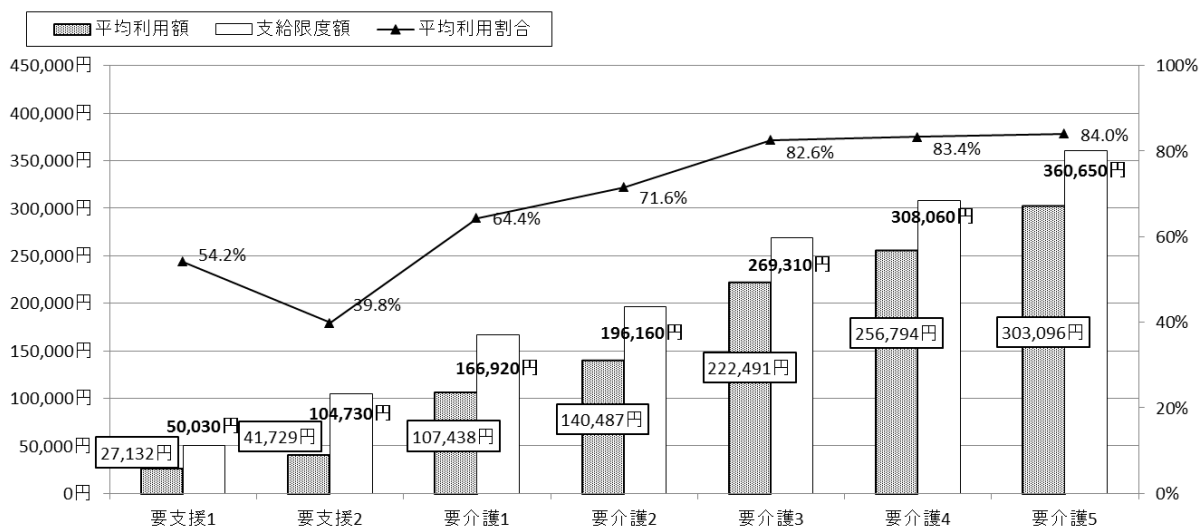
5. 居宅サービス等の平均利用額（月額）

居宅・地域密着型サービス1人当たりの平均利用額は、要介護度が重度化するに従って増えています。支給限度額に対する平均利用割合も、重度化するに従って高まっている傾向が見られます。第6期からはサービス利用時の利用者負担分が、これまでの1割に加え、所得に応じて2割の利用者負担が導入されました。平成29年5月の平均利用額の状況をみると、1割負担の方と2割負担の方で、大きな違いはありません。

【1割負担の方】居宅・地域密着型サービスの平均利用額（月額）



【2割負担の方】居宅・地域密着型サービスの平均利用額（月額）



注) 平成29年5月に居宅サービスと地域密着型サービスを利用した方のサービス利用額。(利用者総数8,455人、1割負担6,747人、2割負担1,708人)

特定福祉用具購入、住宅改修、地域密着型特別養護老人ホーム、居宅介護支援費は含みません。

なお、サービス利用時の利用者負担額は、グラフに示した利用額のそれぞれ1割分、2割分となります。

第3節 介護保険サービスの整備計画と量の見込み

1. 地域包括ケアの推進

区では、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護といった地域密着型サービスを中心に在宅サービスを充実させます。

2. 介護保険サービスの充実

(1) 地域密着型サービス等

地域密着型サービスは、各区市町村が独自に整備することができる介護保険サービスであるため、地域包括ケアの推進の中心として整備を進めていきます。

平成 29（2017）年度以降は、民有地活用による整備案件を公募し、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）を整備していきます。また、平成 30（2018）年度には大久保区有地を活用した認知症高齢者グループホーム、平成 31（2019）年度には富久町国有地を活用したショートステイの各施設が開設する予定です。

整備計画

（表中の現況：平成 29 年 10 月 1 日現在、目標：平成 32 年度末）

①認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

	西	中央	東	計		
	現況	現況	現況	現況	目標	累計
事業所	5	2	3	10	+3(※)	13
定員	81	36	45	162	+72(※)	234

※平成 30 年度に中央圏域の大久保区有地に 1 所（定員 18 人）を開設予定

②小規模多機能型居宅介護

	西	中央	東	計		
	現況	現況	現況	現況	目標	累計
事業所	2	3	1	6	+1(※)	7
定員	54	83	25	162	+29(※)	191

※小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護のどちらかを 1 所（定員 29 名）整備

③看護小規模多機能型居宅介護

	西	中央	東	計		
	現況	現況	現況	現況	目標	累計
事業所	1	0	1	2	0(※)	2
定員	23	0	25	48	0(※)	48

※小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護のどちらかを1所（定員29名）整備

④ショートステイ

	西	中央	東	計		
	現況	現況	現況	現況	目標	累計
事業所	5	2	3	10	+1	11
定員	87	13	17	117	+9	126

注)平成31(2019)年度に中央圏域の富久町国有地に1所(定員9人)開設予定

(2) 特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームは、在宅生活が困難になった高齢者へのセーフティネットとして整備を進めており、平成31(2019)年7月には、富久町国有地を活用した特別養護老人ホームが1所(定員44人、個室ユニット型、併設ショートステイ定員9人)開設する予定です。

整備計画

(表中の現況：平成29年10月1日現在、目標：平成32年度末)

	西	中央	東	計		
	現況	現況	現況	現況	目標	累計
事業所	3	2	3	8	+1	9
定員	290	129	196	615	+44	659

注)平成31(2019)年度に中央圏域の富久町国有地に1所(定員44人)開設予定
地域密着型特別養護老人ホーム1所含む

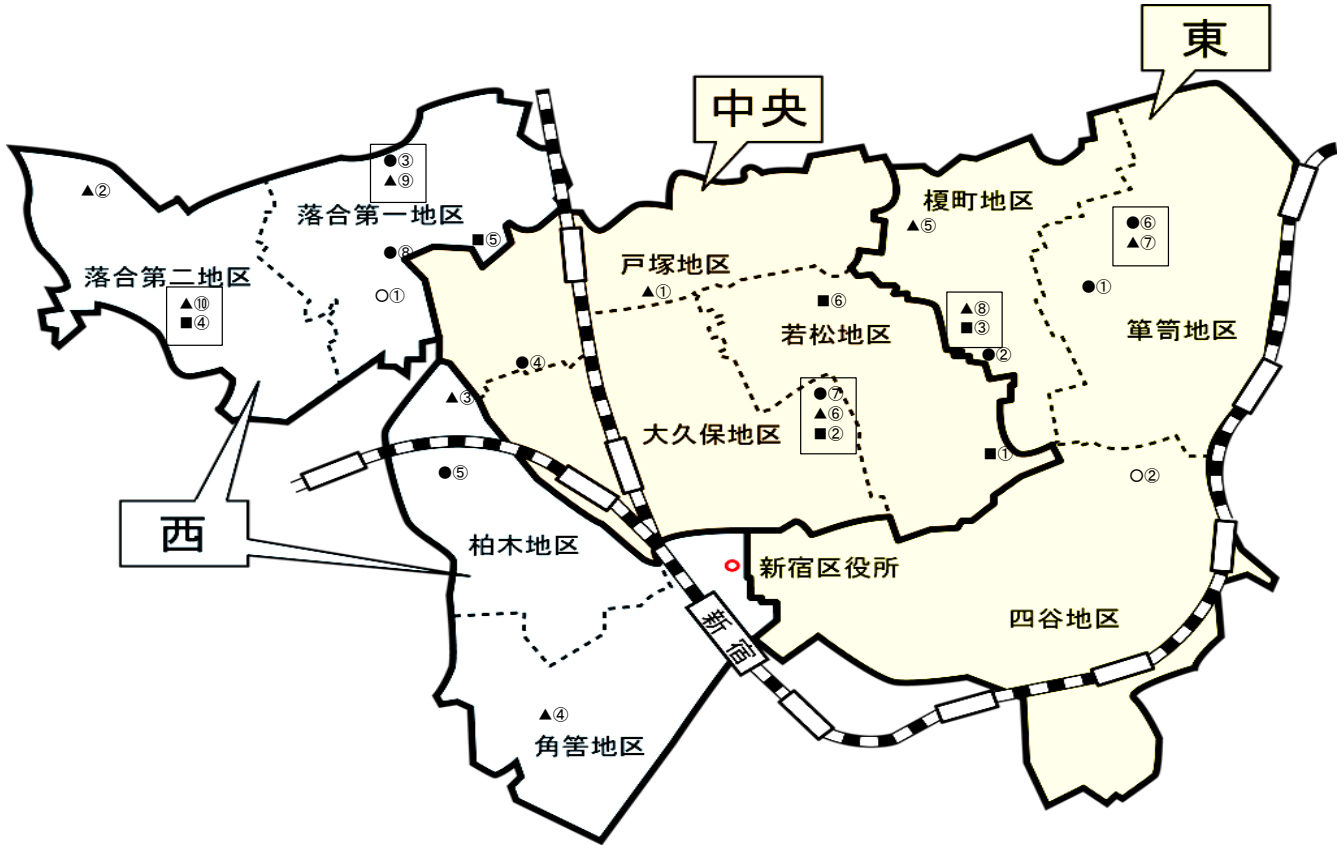
【参考】第6期基盤整備計画値に対する実績値

施設種別	計画値 (A)	実績値 (B)	差 (A)-(B)	第6期計画期間中に整備した施設名
認知症高齢者グループホーム	+3	+2	-1	グループホーム聖母
				優つくりグループホーム西落合
小規模多機能型居宅介護	+3	+3	0	優つくり小規模多機能介護新宿西落合
				デイハウス下落合
				戸山いつきの杜
看護小規模多機能型居宅介護	+2	+1	-1	坂町ミモザの家
ショートステイ	+3	+3	0	もみの樹園
				優つくりショートステイ新宿西落合
				ショートステイ下落合幸朋苑
特別養護老人ホーム	+1	+1	0	もみの樹園

3. 介護保険サービスの基盤整備状況

区内の主な介護保険サービス施設

(平成 29 年 10 月 1 日現在)



特別養護老人ホーム (●)		
①	特別養護老人ホーム 原町ホーム	原町 3-8
②	特別養護老人ホーム あかね苑	北山伏町 2-12
③	北新宿特別養護老人ホーム	北新宿 3-27-6
④	特別養護老人ホーム 聖母ホーム	中落合 2-5-21
⑤	特別養護老人ホーム 新宿げやき園	百人町 4-5-1
⑥	小規模特別養護老人ホーム マザアス新宿	新宿 7-3-31
⑦	特別養護老人ホーム 神楽坂	矢来町 104
⑧	特別養護老人ホーム もみの樹園	上落合 1-17-8
注) ①~④・・・多床室 ⑤~⑧・・・個室ユニット型		

認知症高齢者グループホーム (▲)		
①	より処 ぬくみ・くるみ	高田馬場 1-20-16
②	グループホームなごみ西落合	西落合 4-8-9
③	せらび新宿	北新宿 4-11-13
④	笑がおの園新宿	西新宿 4-15-1
⑤	ワセダグループホーム	早稲田鶴巻町 519-3
⑥	グループホームつつじ	新宿 7-3-31
⑦	グループホーム神楽坂	矢来町 104
⑧	原町グループホーム	原町 3-84
⑨	グループホーム聖母	中落合 2-5-21
⑩	優っくりグループホーム新宿西落合	西落合 2-8-7

小規模多機能型居宅介護 (■)		
①	コンフォメディケア小規模多機能ホーム	住吉町 9-10
②	小規模多機能ホーム さくら	新宿 7-3-31
③	原町小規模多機能居宅介護センター	原町 3-84
④	優っくり小規模多機能介護 新宿西落合	西落合 2-8-7
⑤	デイハウス下落合	下落合 1-9-10
⑥	戸山いつきの杜	戸山 2-4-101

看護小規模多機能型居宅介護 (○)		
①	わいは	上落合 1-23-19
②	坂町ミモザの家	四谷坂町 6-5

4. 各サービスの利用見込み

(1) 居宅サービス

居宅サービスについては、過去のサービス別の利用実績（利用者数、利用回数〔日数〕等）をもとにし、認定者数の将来推計や利用者の利用意向、介護保険サービス事業者の動向などを考慮し、将来の利用量を見込んでいます。

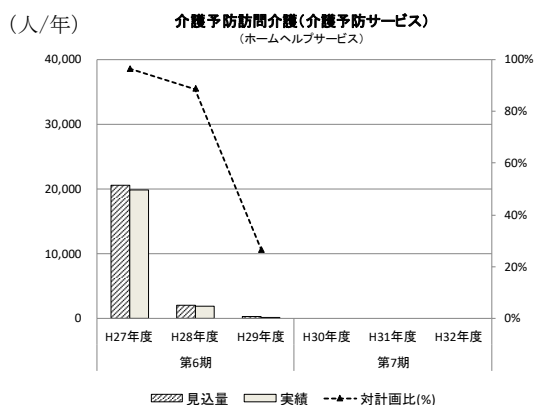
①訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、過去3年間の実績を踏まえて、増加傾向が継続すると見込んでいます。

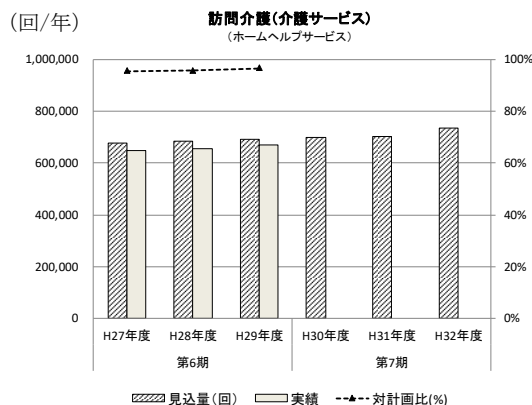
介護予防訪問介護は、平成28年度に全て介護予防・生活支援サービス事業へ移行しています。

訪問介護の利用見込量

予防給付



介護給付



		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
予 防	見込量(人/年)	20,556	2,064	228	0	0	0	0
	実績(人/年)	19,862	1,832	60				
	対計画比(%)	96.6%	88.8%	26.3%				
介 護	見込量(回/年)	676,260	684,248	694,130	699,910	703,279	735,624	871,447
	実績(回/年)	647,413	656,505	672,010				
	対計画比(%)	95.7%	95.9%	96.8%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の実績を2倍にした数値。

②訪問入浴介護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

訪問入浴介護の利用見込量

		第6期			第7期			第6期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計	見込量(回/年)	20,343	20,874	22,685	14,810	15,138	15,494	19,245
	実績(回/年)	17,033	15,605	14,372				
	対計画比(%)	83.7%	74.8%	63.4%				
予防	見込量(回/年)	289	361	545	134	158	188	200
	実績(回/年)	175	133	86				
	対計画比(%)	60.6%	36.8%	15.8%				
介護	見込量(回/年)	20,054	20,513	22,140	14,676	14,980	15,306	19,045
	実績(回/年)	16,858	15,472	14,286				
	対計画比(%)	84.1%	75.4%	64.5%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の実績を2倍にした数値。

③訪問看護

過去3年間の実績を踏まえて、増加傾向が継続すると見込んでいます。

訪問看護の利用見込量

		第6期			第7期			第6期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計	見込量(回/年)	116,201	132,558	151,476	150,323	159,004	176,707	192,779
	実績(回/年)	104,384	119,148	140,436				
	対計画比(%)	89.8%	89.9%	92.7%				
予防	見込量(回/年)	10,099	11,248	12,510	14,716	15,594	16,472	15,701
	実績(回/年)	9,196	10,397	13,056				
	対計画比(%)	91.1%	92.4%	104.4%				
介護	見込量(回/年)	106,102	121,310	138,966	135,607	143,410	160,235	177,078
	実績(回/年)	95,188	108,751	127,380				
	対計画比(%)	89.7%	89.6%	91.7%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の実績を2倍にした数値。

④訪問リハビリテーション

過去3年間の実績を踏まえて、増加傾向が継続すると見込んでいます。

訪問リハビリテーションの利用見込量

		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計	見込量(日/年)	53,938	54,887	55,863	66,173	70,046	73,808	95,715
	実績(日/年)	52,774	55,164	64,492				
	対計画比(%)	97.8%	100.5%	115.4%				
予防	見込量(日/年)	3,294	3,497	3,217	5,874	6,588	7,219	10,958
	実績(日/年)	3,766	4,343	5,712				
	対計画比(%)	114.3%	124.2%	177.6%				
介護	見込量(日/年)	50,644	51,390	52,646	60,299	63,458	66,589	84,757
	実績(日/年)	49,008	50,821	58,780				
	対計画比(%)	96.8%	98.9%	111.7%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の実績を2倍にした数値。

⑤居宅療養管理指導

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

居宅療養管理指導の利用見込量

		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計	見込量(人/月)	2,731	2,897	3,034	3,253	3,454	3,665	3,898
	実績(人/月)	2,833	2,978	3,179				
	対計画比(%)	103.7%	102.8%	104.8%				
予防	見込量(人/月)	255	259	276	260	263	266	276
	実績(人/月)	258	269	270				
	対計画比(%)	101.2%	103.9%	97.8%				
介護	見込量(人/月)	2,476	2,638	2,758	2,993	3,191	3,399	3,622
	実績(人/月)	2,575	2,709	2,909				
	対計画比(%)	104.0%	102.7%	105.5%				

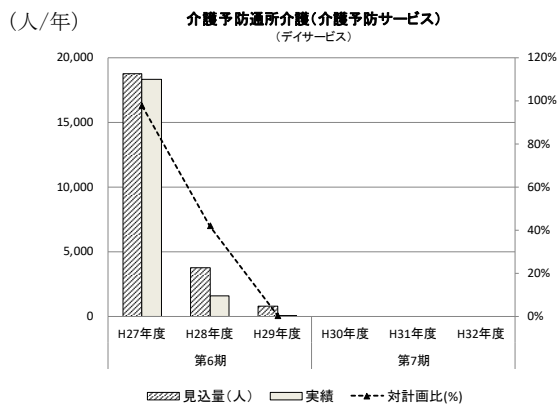
※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の利用者総数を月平均にした推計値。

⑥通所介護（デイサービス）

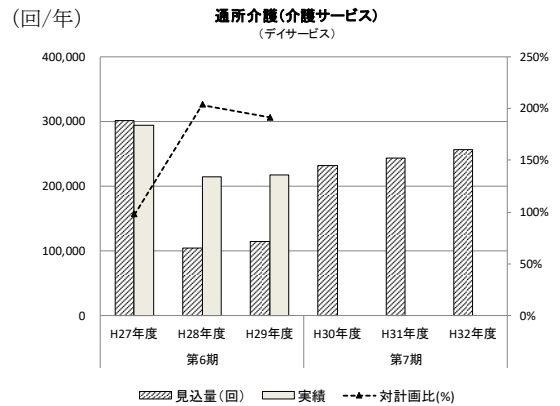
通所介護は、制度改正に伴い平成 28 年 4 月 1 日より、利用定員が 18 人以下の事業所が地域密着型サービスに移行しました。実績を踏まえて、増加傾向が継続すると見込んでいます。介護予防通所介護は、平成 29 年度までに全て介護予防・生活支援サービス事業へ移行しています。

通所介護の利用見込量

予防給付



介護給付



		第 6 期			第 7 期			第 9 期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
予 防	見込量(人/年)	18,732	3,756	756	0	0	0	0
	実 績(人/年)	18,306	1,578	2				
	対計画比(%)	97.7%	42.0%	0.3%				
介 護	見込量(回/年)	301,770	104,956	113,922	231,457	243,833	256,751	283,655
	実 績(回/年)	294,300	213,966	218,212				
	対計画比(%)	97.5%	203.9%	191.5%				

※平成 29 年度実績欄の数値は、上半期（4～9月）の実績を2倍にした数値。

⑦通所リハビリテーション

過去3年間の実績を踏まえて、増加傾向が継続すると見込んでいます。

通所リハビリテーションの利用見込量

		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
予防	見込量(人/年)	1,020	1,092	1,164	1,200	1,296	1,416	2,184
	実績(人/年)	1,059	1,024	1,116				
	対計画比(%)	103.8%	93.8%	95.9%				
介護	見込量(回/年)	24,197	25,643	27,096	29,218	30,371	32,044	42,733
	実績(回/年)	24,908	25,508	27,546				
	対計画比(%)	102.9%	99.5%	101.7%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の実績を2倍にした数値。

⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

平成31(2019)年7月に特別養護老人ホームの併設により1か所(定員9人)整備することを踏まえ、今後の利用量を見込んでいます。

短期入所生活介護の利用見込量

		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計	見込量(日/年)	34,979	39,201	45,709	41,145	47,586	47,586	55,281
	実績(日/年)	28,745	34,018	37,978				
	対計画比(%)	82.2%	86.8%	83.1%				
予防	見込量(日/年)	1,192	1,274	1,223	853	1,039	1,039	1,039
	実績(日/年)	499	547	618				
	対計画比(%)	41.9%	42.9%	50.5%				
介護	見込量(日/年)	33,787	37,927	44,486	40,292	46,547	46,547	54,242
	実績(日/年)	28,246	33,471	37,360				
	対計画比(%)	83.6%	88.3%	84.0%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の実績を2倍にした数値。

⑨短期入所療養介護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

短期入所療養介護の利用見込量

		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計	見込量(日/年)	11,668	12,140	12,715	8,558	8,558	8,558	14,572
	実績(日/年)	10,380	8,831	8,106				
	対計画比(%)	89.0%	72.7%	63.8%				
予防	見込量(日/年)	98	144	158	43	43	43	98
	実績(日/年)	89	77	0				
	対計画比(%)	90.8%	53.5%	0.0%				
介護	見込量(日/年)	11,570	11,996	12,557	8,515	8,515	8,515	14,474
	実績(日/年)	10,291	8,754	8,106				
	対計画比(%)	88.9%	73.0%	64.6%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の実績を2倍にした数値。

⑩福祉用具貸与

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

福祉用具貸与の利用見込量

		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計	見込量(人/月)	3,990	4,165	4,366	4,399	4,499	4,604	5,158
	実績(人/月)	4,109	4,270	4,406				
	対計画比(%)	103.0%	102.5%	100.9%				
予防	見込量(人/月)	1,000	1,102	1,206	1,120	1,142	1,167	1,293
	実績(人/月)	1,006	1,075	1,120				
	対計画比(%)	100.6%	97.5%	92.9%				
介護	見込量(人/月)	2,990	3,063	3,160	3,279	3,357	3,437	3,865
	実績(人/月)	3,103	3,195	3,286				
	対計画比(%)	103.8%	104.3%	104.0%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の利用者総数を月平均にした推計値。

⑪特定福祉用具販売

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

特定福祉用具販売の利用見込量

		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計	見込量(人/年)	1,812	1,980	2,088	1,212	1,236	1,272	1,332
	実績(人/年)	1,248	1,137	1,310				
	対計画比(%)	68.9%	57.4%	62.7%				
予防	見込量(人/年)	504	540	564	372	396	396	420
	実績(人/年)	400	338	348				
	対計画比(%)	79.4%	62.6%	61.7%				
介護	見込量(人/年)	1,308	1,440	1,524	840	840	876	912
	実績(人/年)	848	799	962				
	対計画比(%)	64.8%	55.5%	63.1%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の実績を2倍にした数値。

⑫住宅改修

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

住宅改修の利用見込量

		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計	見込量(人/年)	1,008	1,116	1,212	1,116	1,248	1,368	2,364
	実績(人/年)	996	972	1,288				
	対計画比(%)	98.8%	87.1%	106.3%				
予防	見込量(人/年)	396	444	492	480	504	540	756
	実績(人/年)	430	438	426				
	対計画比(%)	108.6%	98.6%	86.6%				
介護	見込量(人/年)	612	672	720	636	744	828	1,608
	実績(人/年)	566	534	862				
	対計画比(%)	92.5%	79.5%	119.7%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の実績を2倍にした数値。

⑬特定施設入居者生活介護

過去3年間の実績を踏まえて、増加傾向が継続すると見込んでいます。

特定施設入居者生活介護の利用見込量

		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計	見込量(人/月)	1,314	1,409	1,532	1,513	1,524	1,581	1,889
	実績(人/月)	1,300	1,351	1,434				
	対計画比(%)	98.9%	95.9%	93.6%				
予防	見込量(人/月)	215	232	253	159	159	157	162
	実績(人/月)	163	157	155				
	対計画比(%)	75.8%	67.7%	61.3%				
介護	見込量(人/月)	1,099	1,177	1,279	1,354	1,365	1,424	1,727
	実績(人/月)	1,137	1,194	1,279				
	対計画比(%)	103.5%	101.4%	100.0%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の利用者総数を月平均にした推計値。

⑭居宅介護支援(介護予防支援)

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

居宅介護支援(介護予防支援)の利用見込量

		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計	見込量(人/年)	90,324	80,556	80,076	76,416	78,828	81,336	88,728
	実績(人/年)	91,544	74,070	75,092				
	対計画比(%)	101.4%	91.9%	93.8%				
予防	見込量(人/年)	35,412	24,792	22,332	15,900	16,056	16,224	18,372
	実績(人/年)	35,520	16,701	15,668				
	対計画比(%)	100.3%	67.4%	70.2%				
介護	見込量(人/年)	54,912	55,764	57,744	60,516	62,772	65,112	70,356
	実績(人/年)	56,024	57,369	59,424				
	対計画比(%)	102.0%	102.9%	102.9%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の実績を2倍にした数値。

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、各区市町村が指定権限を有する介護保険サービスであるため、引き続き、今後の地域包括ケア推進の中心になると考えられます。整備計画を目標に、過去のサービス別の利用実績（利用者数、利用回数〔日数〕等）、認定者数の将来推計や利用者の利用意向、介護保険サービス提供事業者の動向なども考慮して、将来の利用量を見込んでいます。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

過去3年間の実績を踏まえて、増加傾向が継続すると見込んでいます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用見込量

		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護	見込量(人/月)	42	49	59	105	122	137	211
	実績(人/月)	39	52	75				
	対計画比(%)	92.9%	106.1%	127.1%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の利用者総数を月平均にした推計値。

②夜間対応型訪問介護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

夜間対応型訪問介護の利用見込量

		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護	見込量(人/月)	88	90	98	52	52	52	52
	実績(人/月)	76	67	56				
	対計画比(%)	86.4%	74.4%	57.1%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の利用者総数を月平均にした推計値。

③認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

認知症対応型通所介護の利用見込量

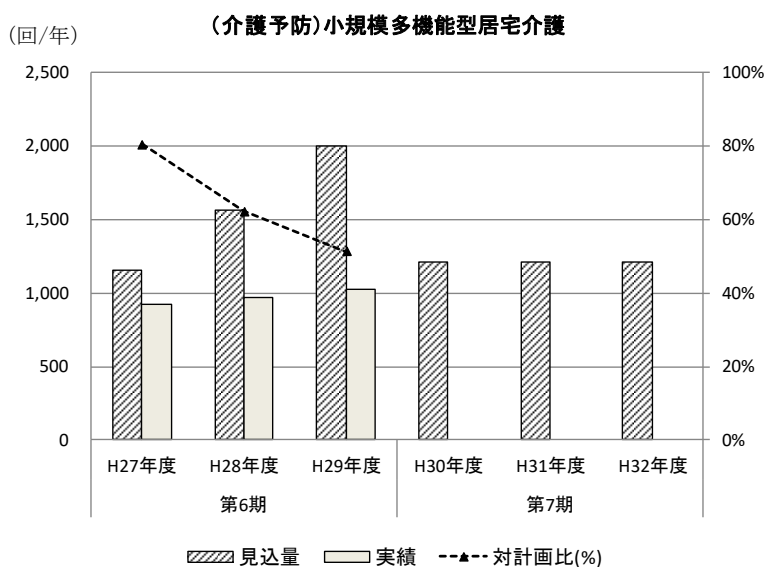
		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計	見込量(回/年)	46,057	49,220	52,249	38,419	37,831	37,561	34,609
	実績(回/年)	43,475	39,118	37,236				
	対計画比(%)	94.4%	79.5%	71.3%				
予防	見込量(回/年)	12	24	36	0	0	0	0
	実績(回/年)	65	0	0				
	対計画比(%)	541.7%	0.0%	0.0%				
介護	見込量(回/年)	46,045	49,196	52,213	38,419	37,831	37,561	34,609
	実績(回/年)	43,410	39,118	37,236				
	対計画比(%)	94.3%	79.5%	71.3%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の実績を2倍にした数値。

④小規模多機能型居宅介護

現在6か所（登録定員162人）が整備されています。整備計画としては看護小規模多機能型居宅介護といずれかで1か所を計画していますが、利用量の見込みとしては、第7期に小規模多機能型居宅介護が民有地活用により1か所（登録定員29人）整備されるものと仮定し、合計7か所（登録定員191人）を今後の利用量として見込んでいます。

小規模多機能型居宅介護の利用見込量



	第6期			第7期			第9期	
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37	
合計	見込量(人/年)	1,152	1,560	2,004	1,212	1,212	1,212	1,788
	実績(人/年)	926	971	1,028				
	対計画比(%)	80.4%	62.2%	51.3%				
予防	見込量(人/年)	120	168	204	144	144	144	324
	実績(人/年)	96	75	94				
	対計画比(%)	80.0%	44.6%	46.1%				
介護	見込量(人/年)	1,032	1,392	1,800	1,068	1,068	1,068	1,464
	実績(人/年)	830	896	934				
	対計画比(%)	80.4%	64.4%	51.9%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期（4～9月）の実績を2倍にした数値。

⑤看護小規模多機能型居宅介護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

看護小規模多機能型居宅介護の利用見込量

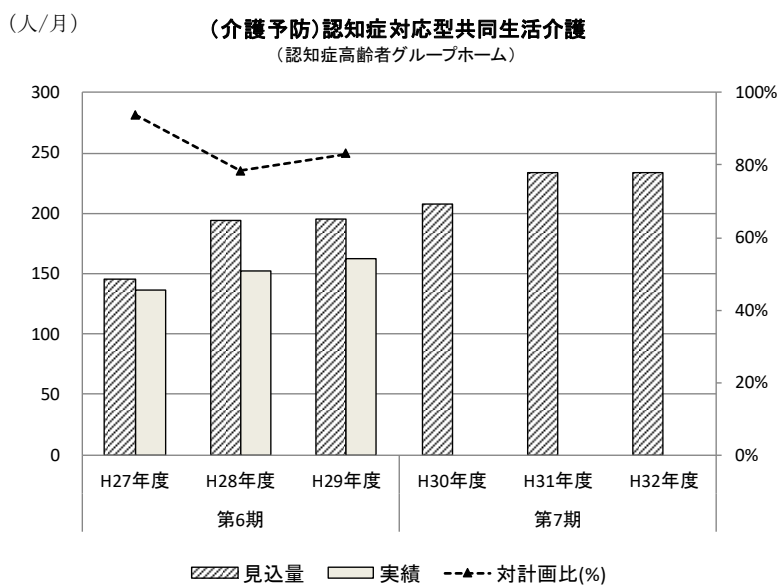
		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護	見込量(人/年)	444	732	828	456	480	504	528
	実績(人/年)	169	307	358				
	対計画比(%)	38.1%	41.9%	43.2%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の実績を2倍にした推計値。

⑥認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

現在10か所(定員162人)が整備されていますが、第7期には平成30年4月開設の1か所(定員18人)を含め新たに3か所(定員72人)を加え、合計13か所(定員234人)を整備することとし、今後の利用量を見込んでいます。

認知症対応型共同生活介護の利用見込量



		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計	見込量(人/月)	145	194	195	208	234	234	288
	実績(人/月)	136	152	162				
	対計画比(%)	93.8%	78.4%	83.1%				
予防	見込量(人/月)	1	2	2	0	0	0	0
	実績(人/月)	0	0	1				
	対計画比(%)	0.0%	0.0%	50.0%				
介護	見込量(人/月)	144	192	193	208	234	234	288
	実績(人/月)	136	152	161				
	対計画比(%)	94.4%	79.2%	83.4%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の利用者総数を月平均にした推計値。

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

地域密着型特定施設入居者生活介護の利用見込量

		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護	見込量(人/月)	14	14	14	14	14	14	14
	実績(人/月)	10	12	11				
	対計画比(%)	71.4%	85.7%	78.6%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の利用者総数を月平均にした推計値。

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用見込量

		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護	見込量(人/月)	29	29	29	29	29	29	29
	実績(人/月)	30	29	29				
	対計画比(%)	103.4%	100.0%	100.0%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の利用者総数を月平均にした推計値。

⑨地域密着型通所介護

制度改正に伴い平成28年4月1日より、通所介護のうち利用定員が18人以下の事業所は、地域密着型サービスへ移行しました。実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

地域密着型通所介護の利用見込量

		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護	見込量(回/年)		218,981	237,688	109,458	116,728	122,039	118,588
	実績(回/年)		90,164	104,584				
	対計画比(%)		41.2%	44.0%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)を2倍にした推計値。

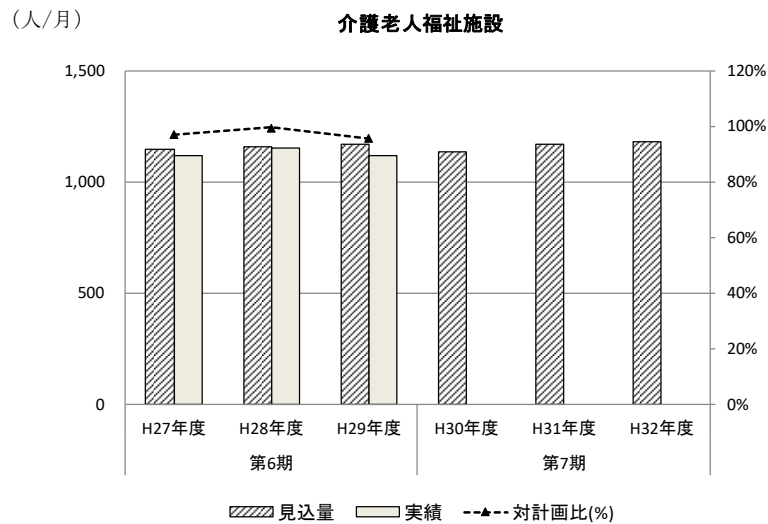
(3) 施設サービス

施設サービスについては、過去のサービス別の利用実績（利用者数、利用回数〔日数〕等）を踏まえて、将来の利用量を見込んでいます。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

平成 31（2019）年 7 月に 1 所（定員 44 人）開設することを踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

介護老人福祉施設の利用見込量



		第 6 期			第 7 期			第 9 期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護	見込量(人/月)	1,149	1,158	1,167	1,137	1,170	1,180	1,268
	実績(人/月)	1,085	1,124	1,117				
	対計画比(%)	94.4%	97.1%	95.7%				

※平成 29 年度実績欄の数値は、上半期（4～9 月）の利用者総数を月平均にした推計値。

②介護老人保健施設

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

介護老人保健施設の利用見込量

		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護	見込量(人/月)	443	453	463	441	441	443	449
	実績(人/月)	450	425	433				
	対計画比(%)	101.6%	93.8%	93.5%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の利用者総数を月平均にした推計値。

③介護療養型医療施設

区内に介護療養型医療施設はありませんが、現在の利用者が継続して区外施設を利用するものと見込んでいます。なお、介護療養型医療施設は平成35年度末までに廃止されることから、利用者は新たに新設される介護医療院へ移行するものと見込んでいます。

介護療養型医療施設の利用見込量

		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護	見込量(人/月)	136	136	136	67	52	35	0
	実績(人/月)	127	106	97				
	対計画比(%)	93.4%	77.9%	71.3%				

※平成29年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の利用者総数を月平均にした推計値。

④介護医療院

平成30年より新たに位置付けられた介護保険サービスです。現時点では、区内に介護医療院が開設する予定はありませんが、現在の介護療養型医療施設の転換等により、利用者が段階的に移行するものと見込んでいます。

介護療養型医療施設の利用見込量

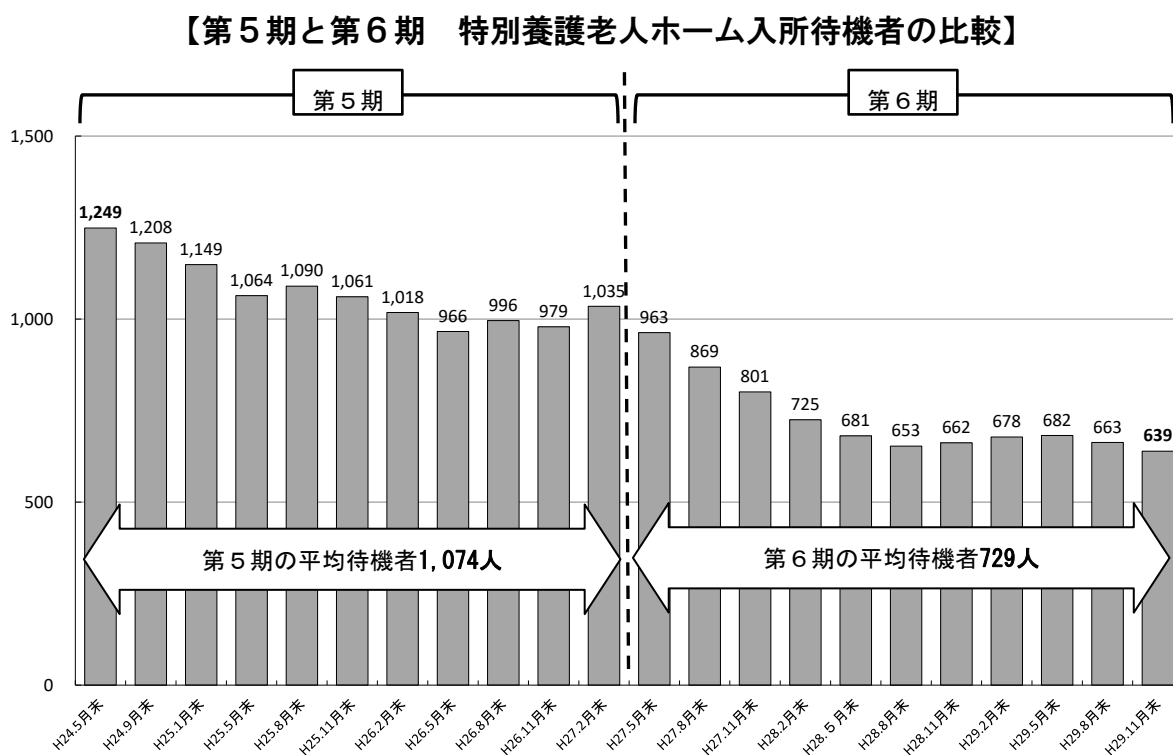
		第6期			第7期			第9期
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護	見込量(人/月)				15	29	47	95
	実績(人/月)							
	対計画比(%)							

5. 特別養護老人ホームの待機者と整備

(1) 入所待機者の推移

区は、平成 15 年度から優先入所システム¹による入所調整を行っており、平成 29 年 11 月末現在、対象となっている特別養護老人ホームは、区内に 8 所（定員 615 人）、区外に 23 所（定員 502 人）、合計 31 所（定員 1,117 人）あります。

第 4 期介護保険事業計画期間までは概ね 1,200 人前後で推移した待機者数は、新たな施設の開設や優先順位の仕組みについての区民の理解、平成 27 年度からの申込要件の変更などにより、平成 29 年 11 月末現在で 639 人となりました。また、第 6 期（平成 27 年度～平成 29 年度）における平均待機者数は 729 人で、第 5 期（平成 24 年度～平成 26 年度）の平均待機者数 1,074 人を大きく下回りました。



(2) 特別養護老人ホームの整備方針

在宅生活が困難になった高齢者のセーフティネットとして特別養護老人ホームを整備します。地価の高い都心部での用地確保は困難なことから、公有地を活用して施設整備を検討していきます。なお、平成 31（2019）年 7 月に、富久町国有地を活用して整備を進めている特別養護老人ホームが 1 所（定員 44 人）開設します。

¹ 特別養護老人ホームの申込みに際し、本人の要介護度や介護者の状況等を点数化して優先順位名簿を作成し、各施設に送付。施設は名簿を参考に入所者を決定する。

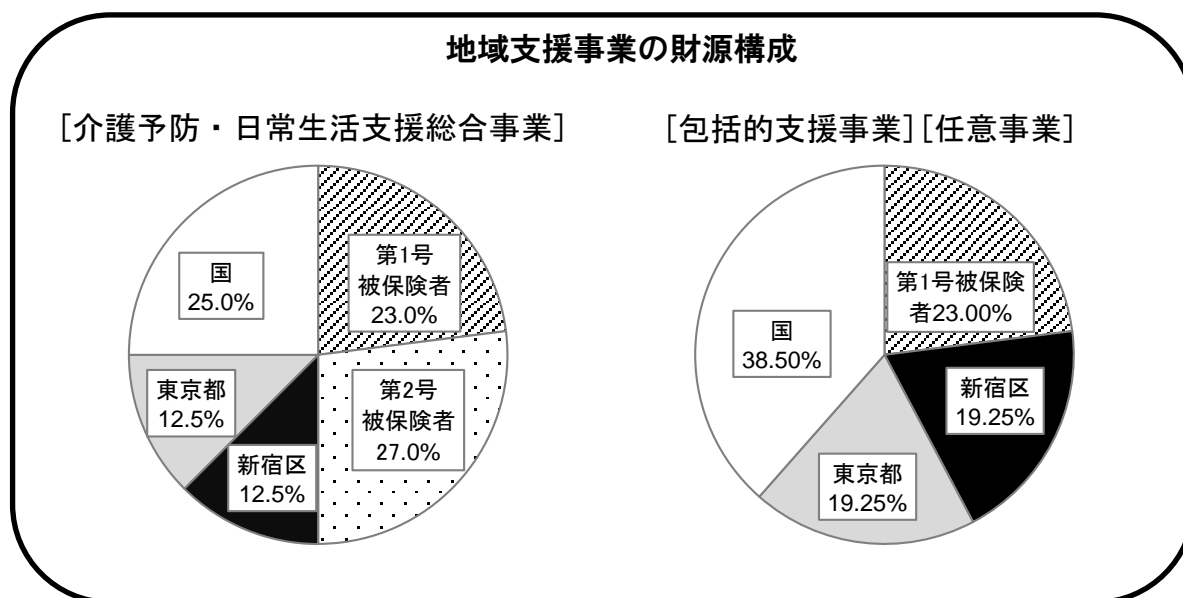
6. 地域支援事業

(1) 地域支援事業の制度

地域支援事業は、介護保険制度において平成18年度に創設され、要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、区が主体となって実施しています。その後、第6期の介護保険制度の改正においては、地域包括ケアシステムの構築に向けて全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）から地域支援事業への段階的な移行が図られるなど、地域支援事業の事業内容が多様化・充実されました。第7期計画においても、地域包括ケアシステムを深化・推進していく観点から、自立支援・重度化防止に向けた取組、医療・介護の連携等を推進していきます。

地域支援事業は、①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業で構成され、財源構成は以下のとおりです。

(※新宿区の地域支援事業は、P38参照)



(2) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費に要する経費のうち、政令で定める範囲で地域支援事業交付金が交付されます。

区が実施する地域支援事業に要する経費のうち、地域支援事業交付金の対象事業は、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業を対象とします。

【地域支援事業費の内容】

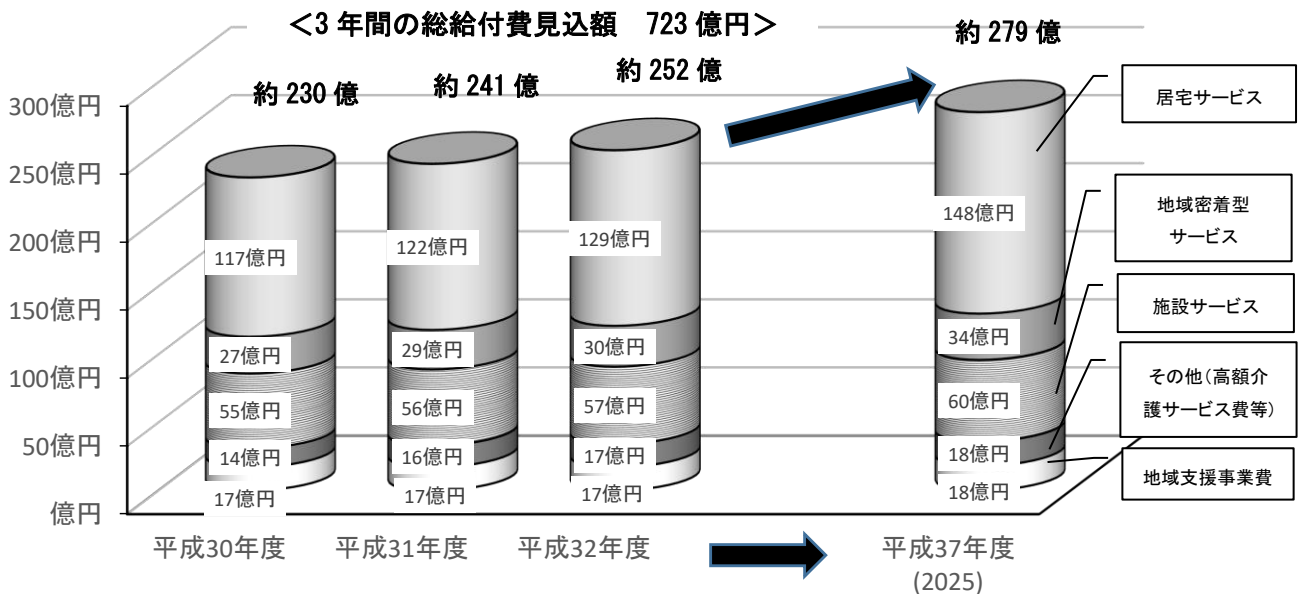
区が実施する地域支援事業に要する経費のうち、地域支援事業交付金の対象とする経費の内訳は以下のとおりです。

経費内訳	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		
介護予防・日常生活支援総合事業	1,129,036 千円	1,165,951 千円	1,193,760 千円		
介護予防・生活支援サービス事業費	1,059,502 千円	/	/		
訪問型サービス事業費	372,359 千円				
通所型サービス事業費	522,041 千円				
介護予防ケアマネジメント事業	158,133 千円				
高額サービス費	2,100 千円				
高額医療合算サービス費	3,000 千円				
一般事務費	1,869 千円				
一般介護予防事業費	64,832 千円				
介護予防把握事業費	2,928 千円				
介護予防普及啓発事業費	30,871 千円				
地域介護予防活動支援事業費	29,930 千円				
地域リハビリテーション活動事業費	1,103 千円				
審査支払手数料	4,702 千円				
審査支払手数料	4,702 千円				
包括的支援事業	553,499 千円			563,275 千円	555,106 千円
高齢者総合相談センター事業費	479,486 千円			/	/
在宅医療・介護連携推進事業費	15,895 千円				
認知症総合支援事業費	16,098 千円				
生活支援体制整備事業費	42,020 千円				
合 計	1,682,535 千円	1,729,226 千円	1,748,866 千円		

7. 総給付費の見込み

高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加による地域密着型サービスの利用量の増加、地域密着型サービスや特別養護老人ホーム等の整備計画及び過去の給付実績を踏まえて、第7期の3年間の総給付費を概算で見込んだところ、第6期計画値の約689億円から約5%増加し、第7期は約723億円となりました。

【第7期及び平成37(2025)年度の総給付費の見込み】



区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度(2025)
居宅サービス	117億円	122億円	129億円	148億円
地域密着型サービス	27億円	29億円	30億円	34億円
施設サービス	55億円	56億円	57億円	60億円
その他(高額サービス費等)	14億円	16億円	17億円	18億円
地域支援事業費	17億円	17億円	17億円	18億円
合計	230億円	241億円	252億円	279億円

注) 金額は四捨五入により、億円単位にまとめているため、合計額が一致しない場合がある

※総給付費への主な影響要因

＜増加要因＞

- 75歳以上人口の増加 (H29.10月実績: 33,945人から H32.10月推計: 35,148人)
- 要介護認定者数の増加 (H29.10月実績: 13,374人から H32.10月推計: 14,141人)
- 介護保険サービス施設の充実 (特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等)
- 介護報酬の改定 (プラス0.54%)

＜減少要因＞

- 制度改正による利用者負担の見直し(利用者負担を2割の内一部3割への引き上げ等)

第4節 第1号被保険者の保険料

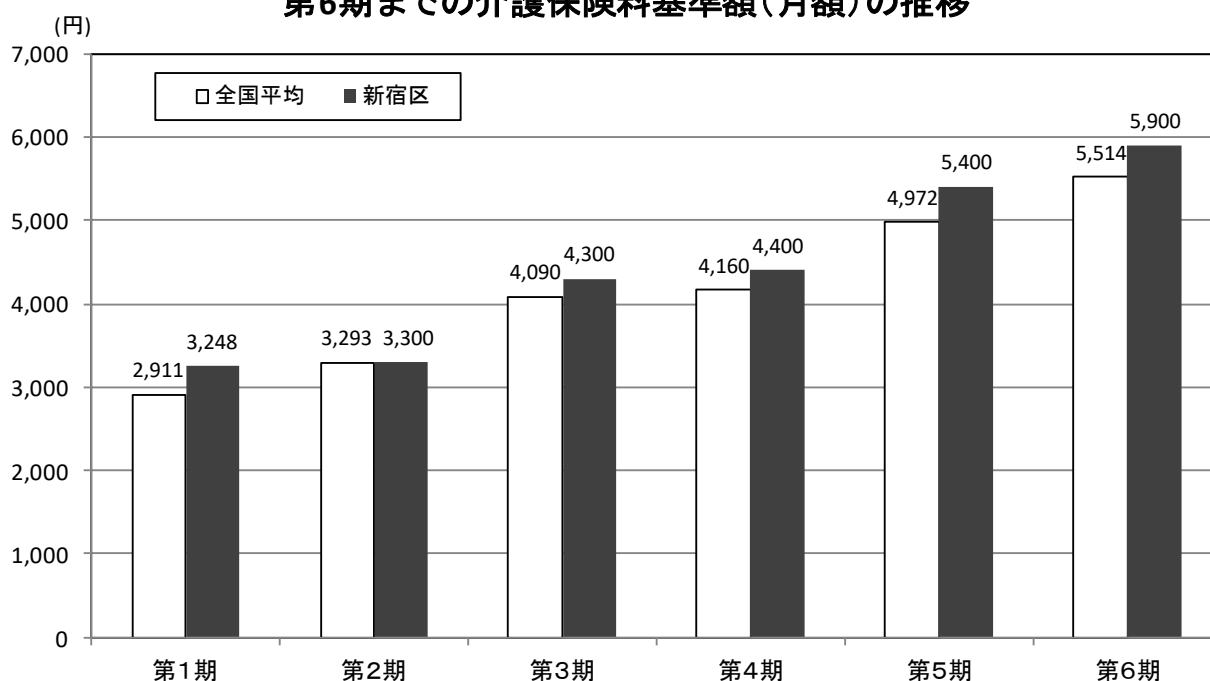
1. 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、額はその区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。

新宿区の介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなります。従って、サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減少すれば下がることになります。

全国平均の介護保険料基準額（月額）は、第1期の2,911円から第6期は5,514円と約1.89倍となりました。新宿区の介護保険料基準額（月額）は、第1期の3,248円から第6期は5,900円と約1.82倍です。

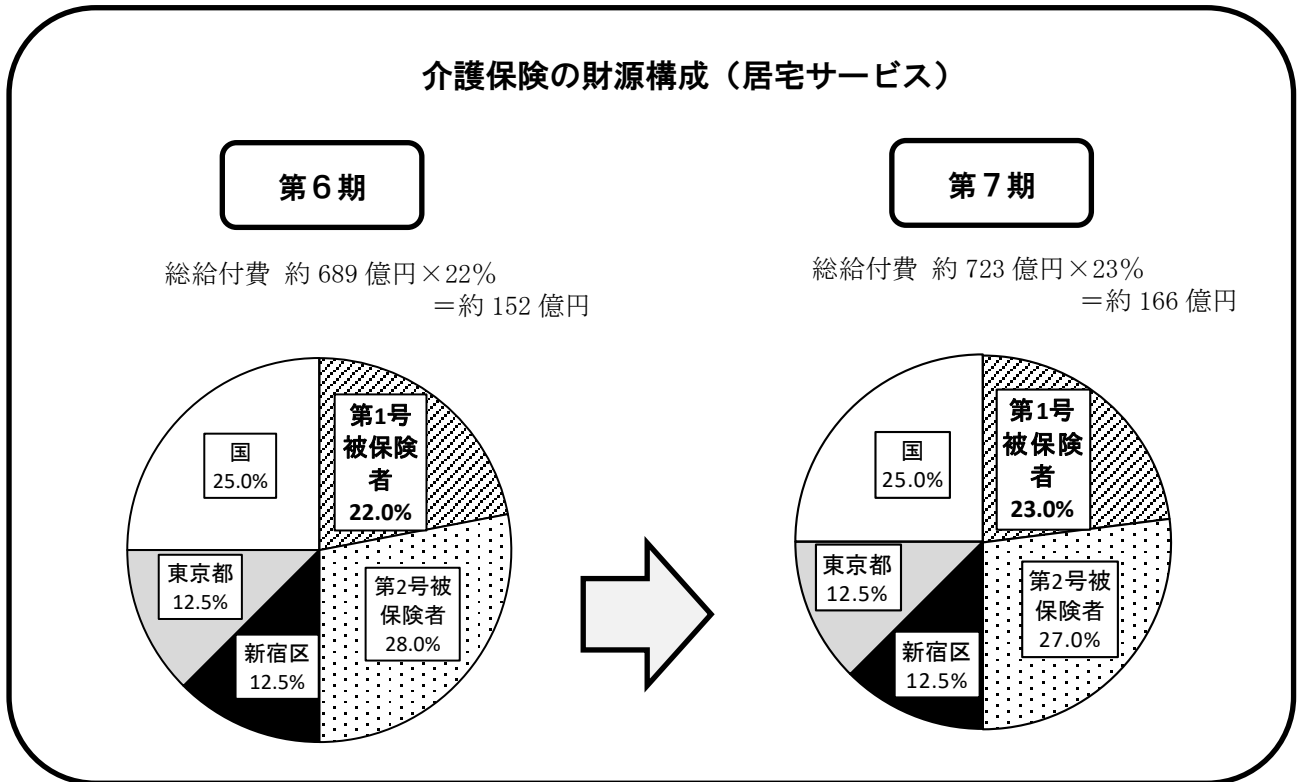
第6期までの介護保険料基準額(月額)の推移



2. 第7期の介護保険料基準額

(1) 第1号被保険者の負担率

第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率によって決定します。第6期の第1号被保険者の負担率は22%でしたが、第7期は高齢者数の増加により23%に改正されました。



注1) 公費（円グラフの左半分）の財源構成は、居宅サービスの場合

注2) 平成27年度からの制度改正により、上記の財源構成における給付費の公費負担（5割）とは別枠で、消費税による公費（負担割合：国1/2、都1/4、区1/4）を投入して、低所得者層の保険料の負担軽減を図る

(2) 介護給付準備基金の活用

第6期計画期間中の介護保険料剰余金「介護給付準備基金」15億円を、第7期の介護保険料を抑制するために活用すると、月額607円の抑制効果があります。

※介護給付準備基金

介護保険料については、中期財政運営（3年間）を行うことにより、通常、計画期間の初年度に剰余金が生じることが見込まれ、当該剰余金を財源として2年度目または3年度目の給付費に充てることとなる。その際の当該剰余金について、適切に管理する必要があるため、保険者はこの剰余金を管理するための基金を設置するものとされている。

(3) 第7期介護保険料基準額

第7期介護保険事業計画期間の総給付費約723億円から、介護給付準備基金を活用し、最終的な介護保険料基準額を算出すると、月額6,200円となります。

第7期介護保険料基準額	保険料基準額	増減額
総給付費見込額からの概算による算出	6,807円	—
介護給付準備基金（15億円）の取崩後	6,200円	▲607円

【介護保険料基準額（月額）の算出方法】

$$\frac{\begin{array}{c} \text{第7期の総給付費} \\ \text{（約723億円）} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{第1号被保険者負担率} \\ \text{（23\%）} \end{array} - \begin{array}{c} \text{介護給付準備基金} \\ \text{（15億円）} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{第1号被保険者数} \\ \text{（第7期の3年間の累計人数 206,243人）} \end{array}} \div 12\text{か月}$$

注) 大まかな介護保険料基準額（月額）は上記にて算出するが、そのほか75歳以上高齢者数、第1号被保険者の所得分布等の影響を加味して算出する

【参考：平成37（2025）年の推計】

	平成30年度 （2018年度）	平成37年度 （2025年度）	備考
高齢者人口（65歳以上）	67,632人	67,361人	約0.4%減
高齢化率	19.6%	19.1%	0.5ポイント減
高齢者に占める75歳以上の割合	51.1%	57.3%	6.2ポイント増
要介護認定者数	13,766人	14,977人	約8.8%増
要介護認定率	20.0%	21.8%	1.8ポイント増
介護保険サービスにかかる総給付費	約230億円	約279億円	約21.3%増
介護保険料基準額（月額）	6,200円	8,900円程度	約2,700円増

注) 平成37（2025）年度の介護保険料基準額は、現時点における推計値であり、実際の保険料は第9期を策定する際に、直近の状況を踏まえて改めて算出する

なお、国（厚生労働省）が試算した全国平均の推計値は8,200円程度

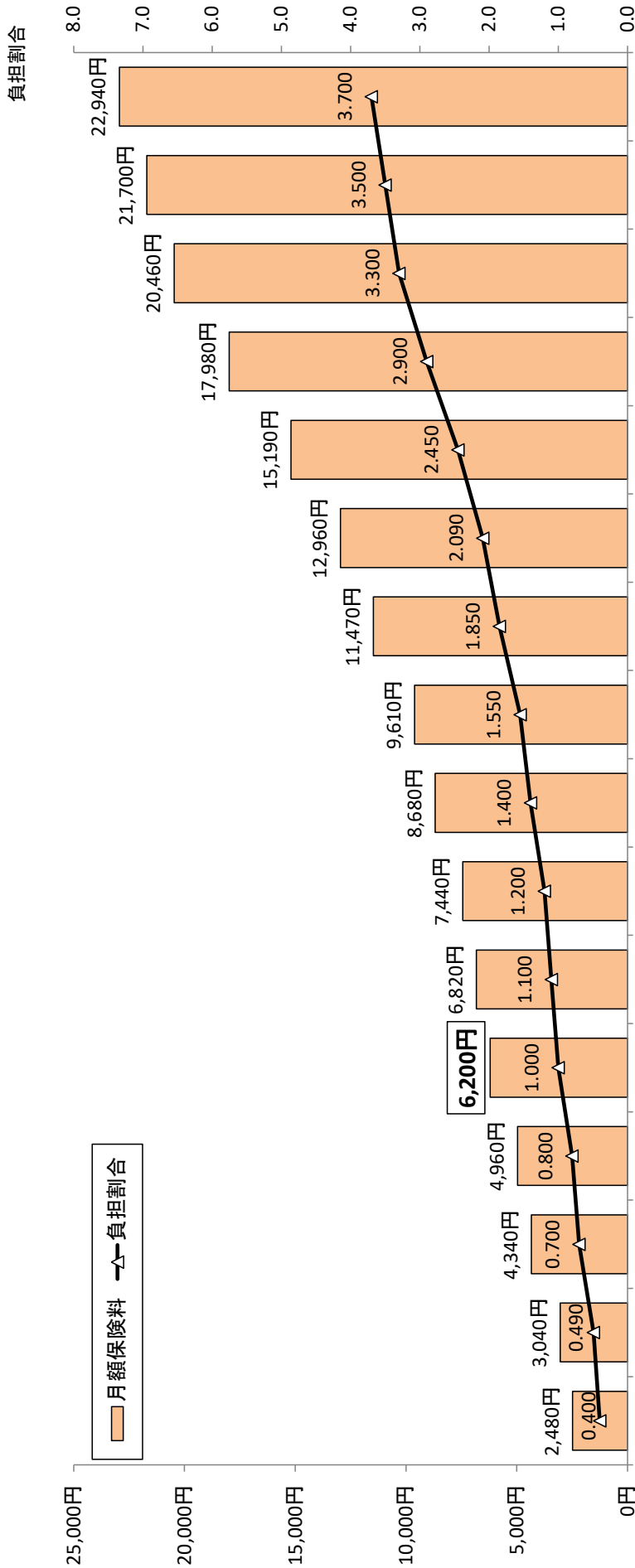
3. 第7期の保険料段階

区は、これまでの負担能力に応じた負担割合とする考え方に基づき、第6期では保険料段階を16段階とし、きめ細かく設定しました。第7期においても、この考え方を引き続き継承し、保険料段階は16段階に設定しています。

また、区では、従前から低所得者層への負担軽減を強化しており、第1段階から第4段階までの負担割合については、国の標準段階における負担割合よりも低く設定しています。さらに第6期から、制度改正に伴う低所得者層への軽減強化として、第1段階の方の負担割合「0.45」を「0.40」へ引き下げました。第7期でも引き続き第1段階の負担割合を「0.40」とします。

※制度改正に伴う低所得者層への軽減強化は、給付費における公費負担（5割）とは別枠で、消費税による公費を投入して、低所得者層の保険料の負担軽減を図ります。なお、消費税が10%へ引き上げられる平成31（2019）年10月には、さらに第1段階から第3段階までの方を対象に、負担割合の軽減を予定しています。

【第7期介護保険料段階（概要）】



第7期	本人が住民税非課税		本人が住民税課税	
	世帯全員が住民税非課税	世帯員が住民税課税	本人が住民税非課税	本人が住民税課税
所得	80万円以下	120万円以下	125万円未満	500万円以上
	80万円超	120万円超	125万円以上	500万円以上
	80万円以下	80万円超	250万円以上	1,000万円以上
	80万円以下	80万円超	250万円以上	1,500万円以上
	80万円以下	80万円超	375万円以上	2,500万円以上
	80万円以下	80万円超	375万円以上	2,500万円以上
	80万円以下	80万円超	500万円以上	1,500万円以上
	80万円以下	80万円超	500万円以上	1,500万円以上
	80万円以下	80万円超	625万円以上	1,500万円以上
	80万円以下	80万円超	625万円以上	1,500万円以上
	80万円以下	80万円超	750万円以上	1,500万円以上
	80万円以下	80万円超	750万円以上	1,500万円以上
	80万円以下	80万円超	1,000万円以上	1,500万円以上
	80万円以下	80万円超	1,000万円以上	1,500万円以上
	80万円以下	80万円超	1,500万円以上	1,500万円以上
	80万円以下	80万円超	1,500万円以上	1,500万円以上
	80万円以下	80万円超	2,500万円以上	1,500万円以上
	80万円以下	80万円超	2,500万円以上	1,500万円以上
	80万円以下	80万円超	3,500万円以上	1,500万円以上
	80万円以下	80万円超	3,500万円以上	1,500万円以上

【第7期介護保険料段階（第6期との比較）】

第6期（平成27年度～平成29年度）			第7期（平成30年度～平成32年度）			6期との差 （月額）			
段階区分	所得などの状況 ※1	第1号被保険者		所得などの状況 ※1	第1号被保険者				
		構成比	負担割合※2		月額保険料	負担割合※2		月額保険料	
第1段階	① 生活保護受給者など 80万円以下	24.8%	0.400	2,360円	① 生活保護受給者など 80万円以下	24.0%	0.400	2,480円	120円
第2段階		6.1%	0.488	2,880円		6.4%	0.490	3,040円	160円
第3段階		6.2%	0.700	4,130円		6.3%	0.700	4,340円	210円
第4段階	② 80万円以下	11.5%	0.800	4,720円	② 80万円以下	10.6%	0.800	4,960円	240円
第5段階		6.6%	1.000	5,900円		7.2%	1.000	6,200円	300円
第6段階	③ 125万円未満	10.6%	1.100	6,490円	③ 125万円未満	11.2%	1.100	6,820円	330円
第7段階		15.4%	1.200	7,080円		15.5%	1.200	7,440円	360円
第8段階		6.6%	1.400	8,260円		6.6%	1.400	8,680円	420円
第9段階	375万円以上	3.3%	1.549	9,140円	375万円以上	3.5%	1.550	9,610円	470円
第10段階		1.8%	1.849	10,910円		1.8%	1.850	11,470円	560円
第11段階	625万円以上	1.3%	2.088	12,320円	625万円以上	1.2%	2.090	12,960円	640円
第12段階		1.6%	2.449	14,450円		1.5%	2.450	15,190円	740円
第13段階	1,000万円以上	1.6%	2.900	17,110円	1,000万円以上	1.5%	2.900	17,980円	870円
第14段階		1.3%	3.300	19,470円		1.3%	3.300	20,460円	990円
第15段階	2,500万円以上	0.4%	3.500	20,650円	2,500万円以上	0.5%	3.500	21,700円	1,050円
第16段階		0.9%	3.700	21,830円		0.9%	3.700	22,940円	1,110円
		100.0%					100.0%		

※1 第5段階以下については、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額を指す。第6段階以上については、合計所得金額を指す。

①世帯全員が住民税非課税 ②本人が住民税非課税で世帯員が住民税課税 ③本人が住民税課税

※2 小数点第4位を四捨五入している。

第5節 低所得者等への対応及び介護給付等の適正化

1. 施設サービス及び短期入所サービスの負担額の軽減

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費・食費について、所得等に応じた利用者負担限度額を設け、低所得者の負担軽減を図ります。

【利用者負担段階別の居住費・食費負担額の軽減】

○施設サービスの居住費・食費の基準費用額／月額（30日で計算）

施設の種類	居住費				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室	多床室	
介護老人福祉施設	59,100円	49,200円	34,500円	25,200円	41,400円
介護老人保健施設 介護療養型医療施設	59,100円	49,200円	49,200円	11,100円	41,400円

※介護医療院も対象となる予定ですが、金額は未定です。

○施設サービス及び短期入所サービスの居住費・食費の自己負担限度額／月額（30日で計算）

区分		居住費				食費
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	24,600円	14,700円	9,600円 (14,700円)	0円	9,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であり、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	24,600円	14,700円	12,600円 (14,700円)	11,100円	11,700円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であり、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超の方	39,300円	39,300円	24,600円 (39,300円)	11,100円	19,500円

※（ ）内の金額は、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の場合です。

※いずれの段階でも、一定額の預貯金等（単身は1,000万円超、夫婦は2,000万円超）を所有する場合や同一世帯でなくても配偶者が住民税課税者である場合は対象外となります。

※介護医療院の金額は未定です。

2. 高額介護（予防）サービス費

1 か月間に利用した介護保険サービス費の利用者負担の合計が上限額を超えた場合、その超えた分を高額介護（予防）サービス費として支給します。

【高額介護(予防)サービス費】

所得区分		世帯限度月額	個人限度月額
生活保護受給者の方 等		15,000 円	15,000 円
世帯全員が住民税非課税で	・ 老齢福祉年金受給者の方 ・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	24,600 円	15,000 円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	24,600 円	24,600 円
住民税課税世帯の方で	同一世帯内の 65 歳以上の被保険者（サービスを利用していない方含む）全員の利用者負担割合が 1 割の世帯は、年間上限額（注 1）も適用されます。但し、基準収入額（注 2）以上の方は、年間上限額は適用されません。	44,400 円	44,400 円

（注 1）年間上限額 446,400 円（37,200 円×12 月）の設定は 3 年間（2017 年 8 月から 2020 年 7 月利用分まで）の時限措置になります。

（注 2）「基準収入額」とは、世帯内に 65 歳以上の課税所得金額 145 万円以上の方がおり、世帯内の 65 歳以上の方の収入の合計が 520 万円（単身の場合は 383 万円）です。

3. 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、限度額を設け、その限度額を超える差額を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給します。

4. 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減

生計が困難な方を対象に、社会福祉法人等の提供する介護保険サービスの利用者負担減額を行います。

【社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減】

対象者	住民税世帯非課税で、下記の条件を全て満たす場合 ・ 年間収入が単身世帯で 150 万円（世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額）以下 ・ 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円（世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額）以下 ・ 自宅以外に土地・家屋等を所有していないこと ・ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと ・ 介護保険料を滞納していないこと
減額割合	4 分の 1
本人負担	4 分の 3

※ 老齢福祉年金受給者の場合は、本人負担は 2 分の 1。

5. 高齢者夫婦世帯等の居住費・食事費用助成

高齢の夫婦ふたり暮らし世帯などで、一方又は双方が介護保険施設に入った場合に、世帯員及び配偶者の合計所得金額と課税年金収入額の合計から、施設入所にかかる費用を控除した額が80万円以下であるなどの条件に該当する場合には、減額を行います。

6. 旧措置入所者への対応

介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していた方（旧措置入所者）に、平成12年4月1日から所得に応じて軽減措置を設けており、当分の間延長することとされています。また、平成17年10月から、居住費・食費の自己負担限度額が導入されましたが、従前の費用徴収額を上回ることはないよう負担軽減措置を設けています。

7. 通所系サービスにおける食事費用助成

新宿区の独自施策として、住民税非課税世帯の方（4の軽減との併用不可）を対象に、登録された区内通所系サービス事業所を利用する場合、1日あたり200円の食事費用を助成します。

8. 高額介護（予防）サービス費等の貸付

高額介護（予防）サービス費が支給されるまでの間や、特定福祉用具購入、住宅改修等のサービス利用の際は、一時的に多額の利用者負担が生じることがあります。この場合、保険給付されるまでの間、資金の貸し付けを行います。

9. 境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や施設サービス等の居住費・食費の自己負担限度額、高額介護（予防）サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（これを「境界層該当者」という）については、その低い基準を適用とすることとしています。

10. 介護給付適正化に向けた取組（介護給付適正化計画）

区ではこれまでも、介護給付の適正化に取り組んできましたが（施策10 P128～参照）、介護保険事業計画において、介護給付に要する費用の適正化に関し区が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされました。これに伴い、改めて下記のとおり介護給付適正化計画を定め、保険者として介護サービスを必要とする方を適正に認定し、適切なマネジメントにより受給者が真に必要とするサービスを見極め、事業者がルールに従って適正にサービスを提供するよう取り組みを推進します。

事業名及び基本的考え方	取組目標		
	30年度	31年度	32年度
<p><要介護認定の適正化> 全国一律の基準に基づいた要介護認定を適切に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査会委員の意識共有化 認定調査員への情報提供 	継続	継続
<p><ケアプラン点検> ケアマネジャーとともにケアプラン内容を確認することにより、ケアマネジャーの気付きを促し、自立支援に資するケアマネジメントの実現を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業所15所にケアプラン点検実施 	<ul style="list-style-type: none"> ケアプラン点検15事業所に実施 点検結果の他の事業所への周知 	継続
<p><住宅改修・福祉用具点検> 事業所が介護保険制度の趣旨を理解することにより、自立支援に資する住宅改修や福祉用具サービスの実現を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事前申請資料及び訪問調査による確認等 事業者向けチラシによる周知 	継続	継続
<p><縦覧点検・医療情報との突合> 点検により請求内容の誤りを発見して、適切な処置を事業者に働きかけることで給付の適正化を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国保連合会の帳票等による縦覧点検及び医療情報との突合の実施（210回） 	継続	継続
<p><給付実績の活用> 給付実績の情報を事業者指導に活用して、効率的で効果的な指導を行い、給付の適正化を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ケアプラン点検や事業者指導における給付実績の活用 	継続	継続

第5章

計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

1. 新宿区高齢者保健福祉推進協議会の運営

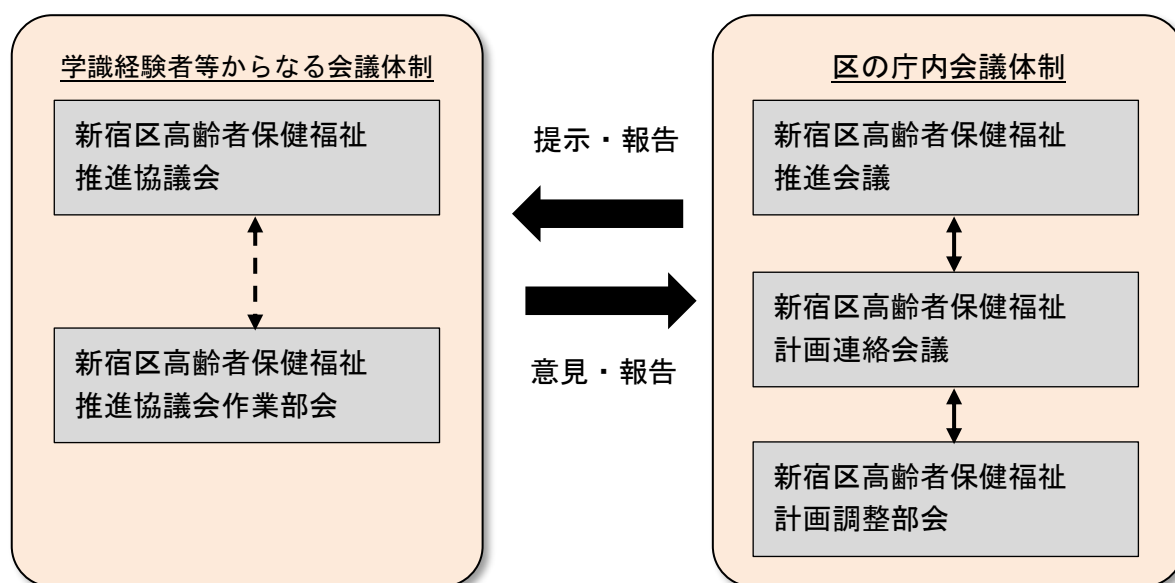
「新宿区保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成12年3月）の策定後、「新宿区高齢者保健福祉推進協議会設置要綱」に基づき、学識経験者、公募により、選出された区民代表、弁護士、保健・医療・社会福祉関係者からなる「新宿区高齢者保健福祉推進協議会」を平成12年7月に設置し、運営しています。

本計画についても引き続き、同推進協議会において、計画の進行管理、点検を行い、次期計画（平成33年度～平成35年度）の策定に向けた見直しを行っていきます。

2. 新宿区高齢者保健福祉推進会議等の運営(庁内体制)

計画の効果的な取組を推進するため、庁内の体制として「新宿区高齢者保健福祉推進会議」「新宿区高齢者保健福祉計画連絡会議」「新宿区高齢者保健福祉計画調整部会」を運営していきます。「新宿区高齢者保健福祉推進会議」は、区の高齢者保健福祉施策に係る総合調整を行います。「新宿区高齢者保健福祉計画連絡会議」及び「新宿区高齢者保健福祉計画調整部会」は、「新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の推進に向けた関係部署との情報の共有化を図り、計画の推進に向けて取組を進めていきます。

新宿区高齢者保健福祉推進協議会等と区の庁内会議体制との関係



第2節 高齢者保健福祉施策の総合的展開と支援体制づくり

新宿区では、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者保健福祉施策の総合的展開と高齢者総合相談センターの機能の充実を図ります。そのため、新宿区役所内に設置されている「基幹型高齢者総合相談センター」が、9所の地域型高齢者総合相談センターへの後方支援や総合調整等を行い、高齢者総合相談センターにおける相談体制の充実や地域ネットワークの構築を進めていきます。

また、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の適正な運営、効率・中立性の確保などを図るため、福祉・医療の専門家、介護保険サービス利用者、介護保険サービス事業者、福祉・医療関係職能団体の構成員など、15人で構成される「地域包括支援センター等運営協議会」（平成17年10月設置）を引き続き運営していきます。

第3節 国・東京都への要望

区では、介護保険事業及び高齢者保健福祉施策の円滑な実施のため、財源の確保や制度の改善のために必要な事項に関する要望を国や東京都に対して行っていきます。

また、今後の人材不足が予想される介護人材の確保・育成に関する事項についても、問題点の指摘や要望を行っていきます。

資料編

資料編

第1節 資料

1. 高齢者の状況等

40歳以上の人口推移と将来推計

(単位：人)

区分	実績値										推計値			
	H12 (2000年)	H21 (2009年)	H22 (2010年)	H23 (2011年)	H24 (2012年)	H25 (2013年)	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30 (2018年)	H31 (2019年)	H32 (2020年)	H37 (2025年)
総人口	288,326	317,542	319,493	318,119	319,892	323,268	327,547	332,324	338,172	341,831	345,259	346,904	348,176	352,491
0～39歳	143,939	156,608	156,876	153,951	153,416	154,056	155,796	158,029	161,132	162,628	163,648	163,168	162,257	157,026
40～64歳	95,648	101,771	103,054	104,272	104,737	105,598	106,537	107,959	110,146	111,736	113,979	116,243	118,486	128,104
65～74歳	27,813	30,925	30,381	29,771	30,794	32,138	33,464	34,007	33,855	33,522	33,049	32,277	32,285	28,771
75～84歳	15,590	20,364	20,908	21,460	21,901	22,028	22,050	22,328	22,637	23,217	23,474	23,863	23,414	26,099
85歳以上	5,336	7,874	8,274	8,665	9,044	9,448	9,700	10,001	10,402	10,728	11,109	11,353	11,734	12,491
65歳以上（再掲）	48,739	59,163	59,563	59,896	61,739	63,614	65,214	66,336	66,894	67,467	67,632	67,493	67,433	67,361
高齢化率	16.9%	18.6%	18.6%	18.8%	19.3%	19.7%	19.9%	20.0%	19.8%	19.7%	19.6%	19.5%	19.4%	19.1%
75歳以上（再掲）	20,926	28,238	29,182	30,125	30,945	31,476	31,750	32,329	33,039	33,945	34,583	35,216	35,148	38,590
対総人口割合	7.3%	8.9%	9.1%	9.5%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.8%	9.9%	10.0%	10.2%	10.1%	10.9%
高齢者人口の構成比														
65～74歳	57.1%	52.3%	51.0%	49.7%	49.9%	50.5%	51.3%	51.3%	50.6%	49.7%	48.9%	47.8%	47.9%	42.7%
75歳以上	42.9%	47.7%	49.0%	50.3%	50.1%	49.5%	48.7%	48.7%	49.4%	50.3%	51.1%	52.2%	52.1%	57.3%

注) 各年10月1日現在

平成12年及び平成21～29年は実績値、平成30年以降は平成29年までの実績をもとに推計した値
(新宿自治創造研究所による推計)

実績値・推計値ともに外国人人口を含む

高齢化率=65歳以上人口÷総人口

年齢別認定者数の推移と将来推計

(単位：人)

区分	実績値										推計値			
	H12 (2000年)	H21 (2009年)	H22 (2010年)	H23 (2011年)	H24 (2012年)	H25 (2013年)	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30 (2018年)	H31 (2019年)	H32 (2020年)	H37 (2025年)
要支援・要介護認定者総数	5,870	11,314	11,696	11,435	11,907	12,323	12,644	13,022	12,792	13,374	13,766	13,953	14,141	14,977
40～64歳	144	245	250	242	242	226	228	229	207	224	237	242	247	267
65～74歳	976	1,577	1,548	1,458	1,438	1,500	1,575	1,649	1,518	1,539	1,581	1,577	1,604	1,367
75～84歳	2,310	4,601	4,696	4,506	4,644	4,714	4,712	4,687	4,504	4,698	4,836	4,862	4,784	5,250
85歳以上	2,440	4,891	5,202	5,229	5,583	5,883	6,129	6,457	6,563	6,913	7,112	7,272	7,506	8,093
構成比														
40～64歳	2.5%	2.2%	2.1%	2.1%	2.0%	1.8%	1.8%	1.8%	1.6%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%
65～74歳	16.6%	13.9%	13.2%	12.8%	12.1%	12.2%	12.5%	12.7%	11.9%	11.5%	11.5%	11.3%	11.3%	9.1%
75～84歳	39.4%	40.7%	40.2%	39.4%	39.0%	38.3%	37.3%	36.0%	35.2%	35.1%	35.1%	34.8%	33.8%	35.1%
85歳以上	41.6%	43.2%	44.5%	45.7%	46.9%	47.7%	48.5%	49.6%	51.3%	51.7%	51.7%	52.1%	53.1%	54.0%
対人口割合														
40～64歳	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
65～74歳	3.5%	5.1%	5.1%	4.9%	4.7%	4.7%	4.7%	4.8%	4.5%	4.6%	4.8%	4.9%	5.0%	4.8%
75～84歳	14.8%	22.6%	22.5%	21.0%	21.2%	21.4%	21.4%	21.0%	19.9%	20.2%	20.6%	20.4%	20.4%	20.1%
85歳以上	45.7%	62.1%	62.9%	60.3%	61.7%	62.3%	63.2%	64.6%	63.1%	64.4%	64.0%	64.1%	64.0%	64.8%

注) 各年10月1日現在

平成12年及び平成21～29年は実績。平成30年以降は平成29年10月1日の実績に基づき、過去の実績や出現率、人口推計の動向を踏まえて推計した自然体推計

平成12年度の認定者数は、平成13年3月末現在の実績

要介護度別認定者数の推移と将来推計

(単位：人)

区分	実績値										推計値			
	H12 (2000年)	H21 (2009年)	H22 (2010年)	H23 (2011年)	H24 (2012年)	H25 (2013年)	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30 (2018年)	H31 (2019年)	H32 (2020年)	H37 (2025年)
要支援・要介護認定者総数	5,484	11,314	11,696	11,435	11,907	12,323	12,644	13,022	12,792	13,374	13,766	13,953	14,141	14,977
要介護認定率%	11.1%	18.9%	19.4%	18.8%	19.0%	19.1%	19.1%	19.3%	18.8%	19.5%	20.0%	20.3%	20.6%	21.8%
要支援	543													
要支援1		1,858	2,059	1,733	1,932	2,304	2,379	2,507	2,183	2,303	2,370	2,395	2,421	2,529
要支援2		1,457	1,565	1,584	1,670	1,760	1,886	1,866	1,757	1,870	1,925	1,948	1,970	2,065
経過的要介護		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	1,429	1,768	1,797	1,754	1,985	2,078	2,174	2,349	2,482	2,528	2,601	2,635	2,670	2,826
要介護2	1,091	1,830	1,904	1,940	1,913	1,903	1,890	1,904	1,972	1,984	2,040	2,071	2,103	2,227
要介護3	774	1,654	1,533	1,497	1,494	1,341	1,391	1,387	1,401	1,580	1,627	1,652	1,675	1,787
要介護4	873	1,478	1,454	1,470	1,497	1,506	1,561	1,595	1,594	1,633	1,681	1,707	1,732	1,859
要介護5	774	1,269	1,384	1,457	1,416	1,431	1,363	1,414	1,403	1,476	1,522	1,545	1,570	1,684
第1号被保険者数	49,287	59,922	60,418	60,786	62,705	64,629	66,312	67,460	68,072	68,712	68,841	68,722	68,680	68,681

注) 各年10月1日現在

平成12～29年は実績値、平成29年10月1日の実績に基づき、過去の実績や出現率、人口推計の動向を踏まえて推計した自然体推計

居宅・施設・地域密着型サービス別利用者数の推移

(単位：人)

区分	実績値									
	H12 (2000年)	H21 (2009年)	H22 (2010年)	H23 (2011年)	H24 (2012年)	H25 (2013年)	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	
居宅サービス	3,237	6,964	7,407	7,816	8,236	8,561	8,866	9,175	7,729	
地域密着型サービス		562	658	645	666	716	717	689	1,657	
施設サービス	1,142	1,555	1,550	1,613	1,593	1,556	1,579	1,672	1,601	
計	4,379	9,081	9,615	10,074	10,495	10,833	11,162	11,536	10,987	

注) 「介護保険事業状況報告 各年度末月報実績」

居宅・施設・地域密着型サービス別給付費の推移

(単位：円)

区分	実績値				
	H12 (2000年)	H21 (2009年)	H22 (2010年)	H23 (2011年)	H24 (2012年)
居宅サービス	3,176,578,680	8,387,741,544	8,987,759,442	9,535,812,177	10,548,947,775
地域密着型サービス		927,054,609	1,084,984,586	1,154,843,632	1,239,166,498
施設サービス	3,804,592,225	5,125,601,003	5,128,789,625	5,274,431,536	5,375,292,108
計	6,981,170,905	14,440,397,156	15,201,533,653	15,965,087,345	17,163,406,381

区分	実績値			
	H25 (2013年)	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)
居宅サービス	11,073,472,765	11,759,111,831	11,878,532,470	10,552,165,430
地域密着型サービス	1,313,613,381	1,372,948,193	1,414,631,890	2,142,396,734
施設サービス	5,256,729,884	5,273,156,761	5,393,546,396	5,290,058,057
計	17,643,816,030	18,405,216,785	18,686,710,756	17,984,620,221

注) 「介護保険事業状況報告 各年報実績」

2. 要介護状態区分等

要介護状態区分

要介護 状態区分	状態のめやす
要支援 1	日常生活上の基本動作は、ほぼ自分で行うことができるが、手段的日常生活動作において何らかの支援を要する状態
要支援 2	要支援 1 の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が低下し、何らかの支援が必要となる状態
要介護 1	要支援 2 の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態
要介護 2	要介護 1 の状態に加え、日常生活動作についても、部分的な介護が必要となる状態
要介護 3	要介護 2 の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方が著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護 4	要介護 3 の状態に加え、更に動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護 5	要介護 4 の状態より更に動作能力が低下しており、介護なしでは日常生活を行うことがほぼ不可能な状態
非該当	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本動作を自分で行うことができ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態
事業対象者	基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された 65 歳以上の方

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる
II a	家庭外で上記 II の状態がみられる
II b	家庭内でも上記 II の状態がみられる
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする
III a	日中を中心として上記 III の状態がみられる
III b	夜間を中心として上記 III の状態がみられる
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする

介護予防のための基本チェックリスト

No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください	
1	バスや電車で一人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長 c m 体重 kg (BMI =) (注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

注) BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当する。

3. 平成28年度「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査概要

(1) 調査の目的

本調査は、平成30年度を初年度とする「新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(平成30年度～32年度)」の策定にあたり、区民の健康や日ごろの生活状態、介護保険サービスの利用状況や利用意向、及びケアマネジャー・介護保険サービス事業所・施設等の実態を把握し、計画策定のための基礎資料とする。

(2) 調査の種類

調査にあたっては、次の7種類の調査を実施した。

調査名	調査対象	規模
1. 一般高齢者【基本】調査	要支援・要介護認定を受けていない 65歳以上の高齢者	無作為抽出 (3,000人)
2. 一般高齢者【重点】調査		無作為抽出 (3,000人)
3. 要支援・要介護認定者調査	要支援・要介護認定を受けている65歳以上の 高齢者(施設サービス利用者を除く)	無作為抽出 (1,500人)
4. 第2号被保険者調査	要支援・要介護認定を受けていない 第2号被保険者(40～64歳)	無作為抽出 (1,500人)
5. ケアマネジャー調査	区内の居宅介護支援事業所に勤務する ケアマネジャー	230人
6. 介護保険サービス事業所調査	区内の介護保険サービス事業所	221所
7. 施設等調査	区内の介護老人福祉施設、認知症対応型共同 生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事 業所、及び区と協定を締結している区外の介 護老人福祉施設	57所

(3) 調査方法と回収状況

調査方法：郵送によるアンケート調査（1～4の区民向け調査は、お礼兼督促ハガキの発送1回）

調査期間：平成28年11月18日（金）～平成28年12月9日（金）

調査名	調査対象数	有効回収数	有効回収率	(参考) 前回の回収率
1. 一般高齢者【基本】調査	3,000	1,999	66.6%	67.7%
2. 一般高齢者【重点】調査	3,000	2,003	66.8%	59.5%
3. 要支援・要介護認定者調査	1,500	821	54.7%	41.8%
4. 第2号被保険者調査	1,500	621	41.4%	63.8%
5. ケアマネジャー調査	230	131	57.0%	67.9%
6. 介護保険サービス事業所調査	221	149	67.4%	
7. 施設等調査	57	45	78.9%	75.0%
合計	9,508	5,769	60.7%	60.3%

(4) 調査項目

調査名	調査項目
1. 一般高齢者 【基本】調査	(1) ご本人について (2) 健康状態や健康づくり等について (3) お住まいについて (4) 日ごろの生活について (5) 介護予防について (6) 介護保険制度について (7) 権利擁護について (8) 災害時の支援などについて (9) 健康・福祉サービスの情報や相談窓口について
2. 一般高齢者 【重点】調査	(1) ご本人について (2) 健康状態や健康づくり等について (3) 歯科について (4) 摂食嚥下（食べる機能）について (5) 薬局について (6) 支援を必要とする高齢者を支えるしくみづくりについて (7) 認知症について (8) 在宅療養等について (9) 人生の最終段階における医療について (10) 緩和医療・ケアについて
3. 要支援・要介護 認定者調査	(1) ご本人について (2) お住まいについて (3) 日ごろの生活について (4) 要介護認定について (5) 健康状態や健康づくり等について (6) 介護保険サービスの利用状況と利用意向 (7) 緩和医療・ケアについて (8) 人生の最終段階における医療について (9) 権利擁護について (10) 災害時の支援について (11) 健康・福祉サービスの情報や相談窓口について (12) 家族等介護者の状況について (13) 認知症について
4. 第2号被保険者調査	(1) ご本人について (2) 健康状態や健康づくり等について (3) 日ごろの生活について (4) 支援を必要とする高齢者を支えるしくみづくりについて (5) 若年性認知症について (6) 在宅療養等について (7) 人生の最終段階における医療について (8) 緩和医療・ケアについて (9) 介護保険制度について (10) 権利擁護について (11) 健康・福祉サービスの情報や相談窓口について

(次頁に続く)

調査名	調査項目
5. ケアマネジャー調査	(1) 貴事業所の概要について (2) あなたご自身のことについて (3) ケアマネジメントの状況について (4) 高齢者総合相談センターのケアマネジャーへの支援について (5) 各種連携の状況について (6) 在宅医療への対応について (7) ケアプランへの組み込みについて (8) 在宅高齢者に必要な支援について (9) 認知症について (10) 在宅療養・看取りについて (11) ケアマネジャーの仕事について (12) スキルアップについて (13) 今後の意向について (14) 新宿区への要望について
6. 介護保険サービス事業所調査	(1) 貴事業所の概要について (2) 収支状況・処遇改善の状況について (3) 事業所で取り扱っているサービスについて (4) 今後の参入意向について (5) 総合事業について (6) 人材の確保・定着・育成について (7) 高齢者総合相談センターの事業所への支援について (8) 各種連携の状況について (9) 介護保険制度によらないサービスについて (10) 地域貢献活動について (11) 在宅医療への対応について (12) 看取りについて (13) 新宿区への要望について
7. 施設等調査	(1) 施設の概要について (2) 尊厳の保持について (3) 口腔管理の状況について (4) 認知症の支援体制について (5) 人生の最終段階における医療およびケアの方針について (6) 人生の最終段階における医療およびケアの実際について (7) 人生の最終段階における医療およびケア体制及び実践について

(5) 調査結果の数値の見方

- ・基数となるべき実数 (n) は、設問に対する回答者数である。
- ・百分率 (%) の計算は、小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで表示した。したがって、単数回答 (1 つだけ選ぶ問) においても、四捨五入の影響で、% を足しあわせて 100% にならない場合がある。
- ・複数回答 (2 つ以上選んでよい問) においては、% の合計が 100% を超える場合がある。

4. 「新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」素案の周知及び意見募集

(1) パブリック・コメント制度の実施

「新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の素案について、事前に案を公表してお知らせし、情報の共有を図るとともに、区民の皆さんのご意見等をいただき、寄せられた意見等を考慮して、施策等を決定していくため、「パブリック・コメント制度」を実施しました。

パブリック・コメント制度の実施状況

実施期間	平成29年10月25日（水）～平成29年11月27日（月）
周知方法	区ホームページにて素案全文を掲載して周知を行った。また、10月25日号の広報しんじゅくで周知を行った。
閲覧及び概要版の配布	地域包括ケア推進課、介護保険課、高齢者支援課、健康政策課、保健センター、区政情報課、区政情報センター、高齢者総合相談センター、特別出張所、図書館
意見提出方法	地域包括ケア推進課にて郵送、ファックス、電子メール、窓口持参および区ホームページで受け付ける。
意見提出人数	23人
意見提出件数	114件

(2) 地域説明会の実施

「新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」について、区民への説明の場として、区内10地域において、「地域説明会」を開催し、同時期に策定される「新宿区健康づくり行動計画」と合わせて説明を行いました。

地域説明会の開催状況

月 日	時 間	会 場	住 所
平成29年10月31日(火)	15時～16時30分	落合第一地域センター	下落合4-6-7
11月 1日(水)	15時～16時30分	榎町地域センター	早稲田町85
11月 2日(木)	19時30分～21時	落合第二地域センター	中落合4-17-13
11月 6日(月)	15時～16時30分	柏木地域センター	北新宿2-3-7
11月10日(金)	19時30分～21時	角筈地域センター	西新宿4-33-7
11月11日(土)	15時～16時30分	牛込笹笥地域センター	笹笥町15
11月14日(火)	19時30分～21時	若松地域センター	若松町12-6
11月15日(水)	15時～16時30分	大久保地域センター	大久保2-12-7
11月17日(金)	19時30分～21時	四谷地域センター	内藤町87
11月19日(日)	15時～16時30分	戸塚地域センター	高田馬場2-18-1

第2節 高齢者保健福祉推進協議会等

1. 新宿区高齢者保健福祉推進協議会委員名簿

(H27. 7. 24～H30. 7. 23)

氏名	所属等	区分
うえむら ひさし 植村 尚史(会長)	早稲田大学人間科学学術院 人間科学部健康福祉科学科 教授	学識経験者
みぞお あきら 溝尾 朗(副会長)	JCHO東京新宿メディカルセンター 地域連携・総合相談センター長	
かがみ さとし 鏡 諭	淑徳大学コミュニティ政策学部 教授	
つぎき ひろこ 都崎 博子	社会福祉法人 東京弘済園 ケアハウス弘陽園 副施設長	
いしくろ きよこ 石黒 清子	野田記念法律事務所 弁護士	弁護士
おおた せつこ 太田 節子	区民	公募委員
かなざわ ゆりこ 金澤 由利子	区民	
くわじま えみこ 桑島 恵美子	区民	
ふくだ まさと 福田 雅人 (H27. 7. 24～H28. 7. 10)	区民	
やまもと みよこ 山本 三代子	区民	
あおき ふみえ 青木 文恵	(株)日本生科学研究所 副社長	
あきやま まさこ 秋山 正子	(株) ケアズ 白十字訪問看護ステーション 代表取締役	訪問看護ステーション
いづか せいじ 飯塚 誠治 (H27. 7. 24～H27. 9. 30)	落合第二高齢者総合相談センター 管理者	高齢者総合相談センター (地域包括支援センター)
いのうえ まいこ 井上 舞子 (H27. 10. 1～)		
いそがい あきら 磯谷 亮	新宿区四谷牛込歯科医師会 副会長	歯科医師会
しおかわ たかし 塩川 隆史	ケアマネジャーネットワーク新宿連絡会 代表	ケアマネジャー
すぎはら もとこ 杉原 素子 (H27. 7. 24～H28. 7. 21)	社会福祉法人邦友会 特別養護老人ホーム 新宿けやき園 施設長	施設サービス事業所
なかや けいいち 中谷 肇一 (H28. 7. 22～)		
つじ やたろう 辻 彌太郎 (H27. 7. 24～H29. 4. 26)	新宿区高齢者クラブ連合会 会長	高齢者クラブ
おおたわら たけし 太田原 武 (H29. 4. 27～)		

ふじい そういち 藤井 総一 (H27.7.24～H28.8.30)	新宿区薬剤師会 副会長	薬剤師会		
おきどう ひろし 荻堂 博 (H28.8.31～)				
ふじもと すずむ 藤本 進			新宿区医師会 理事	医師会
ふなき じゅうじつ 船木 充実 (H27.7.24～H28.11.30)			榎町地区民生委員・児童委員協議会 会長	民生委員
たけうち たけのり 竹内 武徳 (H28.12.1～)			大久保地区民生委員・児童委員協議会 会長	
やとう よしこ 谷頭 美子	高齢社会ネットワークグループ・あい 代表	ボランティア団体		

2. 新宿区高齢者保健福祉推進協議会作業部会委員名簿

氏名	所属等
うえむら ひさし 植村 尚史(会長)	早稲田大学人間科学学術院 人間科学部健康福祉科学科 教授
みぞお あきら 溝尾 朗(副会長)	JCHO東京新宿メディカルセンター 地域連携・総合相談センター長
あおき ふみえ 青木 文恵	(株)日本生科学研究所 副社長
あきやま まさこ 秋山 正子	(株)ケアズ 白十字訪問看護ステーション 代表取締役
いづか せいじ 飯塚 誠治 (H27.7.24～H27.9.30)	落合第二高齢者総合相談センター 管理者
いのうえ まいこ 井上 舞子 (H27.10.1～)	
いしくろ きよこ 石黒 清子	野田記念法律事務所 弁護士
いそがい あきら 磯谷 亮	新宿区四谷牛込歯科医師会 副会長
ふじい そういち 藤井 総一 (H27.7.24～H28.8.30)	新宿区薬剤師会 副会長
おきどう ひろし 荻堂 博 (H28.8.31～)	
かがみ さとし 鏡 諭	淑徳大学コミュニティ政策学部 教授
しおかわ たかし 塩川 隆史	ケアマネジャーネットワーク新宿連絡会 代表
つぎき ひろこ 都崎 博子	社会福祉法人 東京弘済園 ケアハウス弘陽園 副施設長
ふじもと すずむ 藤本 進	新宿区医師会 理事

※会長・副会長以外は五十音順（委員の交代があった場合を除く）

3. 新宿区高齢者保健福祉推進協議会・作業部会設置要綱

(1) 「新宿区高齢者保健福祉推進協議会設置要綱」

(設置)

第1条 新宿区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）に基づき、新宿区高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 計画の進行管理に関する意見を述べること。
- 二 計画の見直しに関しての検討及びその結果を区長へ報告すること。

(組織)

第3条 協議会は、21人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、次の各号の区分により、当該各号に掲げる人数について、区長が委嘱する。
 - 一 学識経験者 4人以内
 - 二 弁護士 1人
 - 三 区民 5人以内
 - 四 各種団体構成員 11人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集する。

- 2 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会で検討した結果は、協議会に報告するものとする。

3 部会の組織及び運営について必要な事項は、別に協議会が定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部地域包括ケア推進課が担当する。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は公開とする。ただし、協議会が公開することを不相当と認めるときは、この限りではない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(2)「新宿区高齢者保健福祉推進協議会作業部会設置要綱」

(設置)

第1条 新宿区高齢者保健福祉推進協議会設置要綱第7条の規定に基づき、新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査（以下「調査」という。）実施に係る検討作業及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）策定に係る検討作業を行うため、作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は次に掲げる事項を所掌する。

- 一 調査の実施に係る検討及び作業を行うこと。
- 二 計画の策定に係る検討及び作業を行うこと。
- 三 前二号の結果を新宿区高齢者保健福祉推進協議会へ報告すること。

(組織)

第3条 部会の構成員は、高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の委員の中から協議会の会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は協議会会長の指名による。
- 3 部会長は部会の会務を主宰する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会の招集等)

第5条 部会は部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会の公開)

第6条 部会は原則として公開で行う。ただし、部会の協議により公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は福祉部地域包括ケア推進課が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に部会長が定める。

附則

この要綱は、平成14年2月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年7月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年5月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

4. 各種会議の議事内容（平成27年度から平成29年度まで）

	開催日	新宿区高齢者保健福祉推進協議会	新宿区高齢者保健福祉推進協議会作業部会	新宿区高齢者保健福祉推進会議
平成27年度	7月6日(月)			第1回 (1)新宿区高齢者保健福祉推進協議会等委員について (2)新宿区高齢者保健福祉推進協議会について (3)新宿区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画について (4)新宿区高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の達成状況について (5)新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定のスケジュールについて
	7月24日(金)	第1回 (1)会長及び副会長の選出について (2)委員の紹介について (3)新宿区高齢者保健福祉推進協議会等委員について (4)新宿区高齢者保健福祉推進協議会について (5)新宿区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画について (6)新宿区高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の達成状況について (7)新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定のスケジュールについて		
	8月28日(金)		第1回 (1)高齢者保健福祉計画の策定について (2)高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の全体の方向性について (3)新宿区の高齢者保健と福祉に関する調査について	
	10月30日(金)			第2回 (1)「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」について
	11月24日(火)	第2回 (1)「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」について		
	1月20日(木)		第2回 (1)「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」について	
	2月5日(金)			第3回 (1)「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」について (一般高齢者調査・その他の調査)

	開催日	新宿区高齢者保健福祉 推進協議会	新宿区高齢者保健福祉 推進協議会作業部会	新宿区高齢者保健福祉 推進会議
				(2) 介護予防・日常生活支援総合事業について (3) 平成27年度介護保険制度改正に係る現況
	2月16日(火)	第3回 (1) 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」について (一般高齢者調査・その他の調査) (2) 介護予防・日常生活支援総合事業について (3) 平成27年度介護保険制度改正に係る現況		
平成28年度	6月24日(金)		第3回 (1) 「平成28年度「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」について (2) 新宿区が保有する高齢者に関するデータについて (3) 平成28年度 新宿区組織改正について	
	7月14日(木)			第4回 (1) 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」について (一般高齢者調査・その他の調査) (2) 第6期高齢者保健福祉計画の進捗状況報告について (3) その他
	7月22日(金)	第4回 (1) 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」について (一般高齢者調査・その他の調査) (2) 第6期高齢者保健福祉計画の進捗状況報告について (3) その他		
	8月31日(水)		第4回 (1) 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」について	
	10月14日(水)		第5回 (1) 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」について	
	10月21日(金)			第5回 (1) 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」について (2) その他
	10月28日(金)	第5回 (1) 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」について (2) その他		
	12月16日(金)		第6回 (1) 新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(平成30～32年度)の方向性について	

	開催日	新宿区高齢者保健福祉 推進協議会	新宿区高齢者保健福祉 推進協議会作業部会	新宿区高齢者保健福祉 推進会議
平成 29 年度	1月17日(火)		第7回 (1)「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」集計状況報告について (2)新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業の方向性について (3)その他	
	2月1日(木)			第6回 (1)「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」集計状況報告について (2)新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業の方向性について (3)その他
	2月10日(金)	第6回 (1)「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」集計状況報告について (2)新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業の方向性について (3)その他		
	4月25日(火)		第8回 (1)新宿区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の進捗状況報告について (2)新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 施策体系の変更について (3)新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(骨子案)について (4)その他	
	5月18日(木)			第7回 (1)新宿区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の進捗状況報告について (2)新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 施策体系の変更について (3)新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(骨子案)について (4)その他

	開催日	新宿区高齢者保健福祉 推進協議会	新宿区高齢者保健福祉 推進協議会作業部会	新宿区高齢者保健福祉 推進会議
	5月30日(火)	第7回 (1)新宿区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の進捗状況報告について (2)新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 施策体系の変更について (3)新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(骨子案)について (4)その他		
	6月20日(火)		第9回 (1)新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(骨子案)について (2)その他	
	7月25日(火)		第10回 (1)新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(素案)について (2)その他	
	9月8日(金)	第8回 (1)新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(素案)について (2)その他		
	1月9日(火)		第11回(予定)	
	1月26日(金)	第9回(予定)		

第3節 施策別事業一覧

☆新規事業 ○関係団体による事業

施策1 「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり		重点的取組
	生活支援体制整備事業 実行計画	地域包括ケア推進課
☆	【新規】(仮称) 通いの場運営支援 実行計画	〃
☆	【新規】場の確保に関する支援 実行計画	〃
☆	【新規】「地域支え合い活動」の推進 実行計画	〃
☆	【新規】高齢者活動・交流施設の機能拡充 実行計画	〃
	高齢者福祉活動事業助成等	〃
	介護支援ボランティア・ポイント事業 実行計画	〃
☆	【新規】見守りキーホルダー事業 実行計画	高齢者支援課
	地域安心カフェの運営支援 実行計画	〃
	民生委員・児童委員による相談活動	地域福祉課
	高齢者の孤独死防止に向けた取組みの推進 実行計画	高齢者支援課
	地域見守り協力員事業 実行計画	〃
	高齢者見守り登録事業 実行計画	〃
	高齢者見守り支え合い連絡会の開催 実行計画	〃
	高齢者クラブによる見守り活動	地域包括ケア推進課
	地域ネットワークの構築 実行計画	高齢者支援課
	レガス新宿地域人材ネットの運用・レガス新宿地域人材活動支援	生涯学習スポーツ課
	多様な主体との協働の推進	地域コミュニティ課
○	ちょこっと・暮らしのサポート事業	社会福祉協議会
○	ふれあい・いきいきサロン	〃
○	ボランティア・市民活動センターの地域活動支援事業	〃

施策2 介護者への支援		
	介護者講座・家族会 実行計画	高齢者支援課
	【再掲】認知症介護者支援事業 実行計画	〃
	【再掲】介護者リフレッシュ支援事業	〃
	【再掲】徘徊高齢者探索サービス	〃
	高齢者緊急ショートステイ事業	〃
	家族介護慰労金の支給	介護保険課
	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 実行計画	男女共同参画課
	男性の育児・介護サポート企業応援事業	〃

施策3 安全・安心な暮らしを支えるしくみづくり		
	成年後見制度の利用促進 実行計画	地域福祉課・ 社会福祉協議会
	成年後見審判請求事務等	高齢者支援課

	虐待防止の推進	〃
	老人福祉施設への入所等措置	〃
	悪質商法被害防止ネットワーク	消費生活就労支援課
	消費者講座	〃
	高齢者の権利擁護の普及啓発	高齢者支援課
	高齢者の権利擁護ネットワークの構築・運営	〃
	法テラス東京との協働連携	〃
	災害時要援護者対策の推進	危機管理課
	災害時要援護者名簿の活用	危機管理課 地域福祉課
	福祉避難所の充実と体制強化 実行計画	地域福祉課
	在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成支援事業	健康づくり課
○	地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）	社会福祉協議会

施策4 いきがいのある暮らしへの支援		
	高齢者活動・交流施設の運営	地域包括ケア推進課
	高齢者クラブへの支援・助成	〃
	敬老会	〃
	高齢者福祉大会	〃
	生涯学習フェスティバル	生涯学習スポーツ課
	区民プロデュース支援事業	〃
	コミュニティスポーツ大会	〃
○	ライフアップ講座	新宿未来創造財団
○	【再掲】 ふれあい・いきいきサロン	新宿区社会福祉協議会

施策5 就業等への支援		
	だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進	消費生活就労支援課
	シルバー人材センターへの支援	地域福祉課

施策6 健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸 重点的取組		
	地域介護予防活動支援事業 実行計画	地域包括ケア推進課
☆	【新規】 「(仮称) しんじゅく 100歳トレーニング」の地域展開 実行計画	地域包括ケア推進課 健康づくり課 保健センター
☆	【新規】 高齢期の健康づくり講演会(区民向け)の開催 実行計画	保健センター
☆	【新規】 (仮称) 健康づくり・介護予防出前講座 実行計画	地域包括ケア推進課 健康づくり課 保健センター
	地域リハビリテーション活動支援事業 実行計画	地域包括ケア推進課
☆	【新規】 高齢期の健康づくり・介護予防講演会(支援者向け)の開催	健康づくり課
	いきいきハイキング	地域包括ケア推進課

	ふれあい入浴	〃
	湯ゆう健康教室	地域包括ケア推進課 保健センター
	訪問型サービス	地域包括ケア推進課
	通所型サービス	〃
	介護予防ケアプラン作成 実行計画	〃
	介護予防ケアマネジメントの質の向上	〃
	介護予防把握事業	〃
	介護予防普及啓発事業	〃
	介護予防事業の評価	〃
<ライフステージを通じた健康づくりに関する事業>		
☆	【新規】健康ポイント事業 実行計画	健康づくり課
	ウォーキングの推進 実行計画	〃
	元気館事業の推進	健康政策課
	健康診査	健康づくり課
	がん検診	〃
	健康相談	保健センター
	健康教育	健康づくり課 保健センター
	女性の健康支援 実行計画	女性の健康支援センター (四谷保健センター)
	骨粗しょう症予防検診	保健センター
	歯科健康診査	健康づくり課
	精神保健講演会 実行計画	保健予防課
	【再掲】うつ、認知症予防に関する普及啓発用リーフレット作成 実行計画	〃
	精神保健相談（うつ専門相談を含む） 実行計画	保健センター

施策7 ぐらしやすいまちづくりと住まいへの支援		
	ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進 実行計画	都市計画課
	人にやさしい建築物づくり	建築指導課
	建築物等耐震化支援事業 実行計画	防災都市づくり課
	細街路の拡幅整備 実行計画	建築調整課
☆	【新規】高齢者にやさしい道づくり 実行計画	道路課
	道路のバリアフリー化 実行計画	道路課
	鉄道駅のバリアフリー化 実行計画	都市計画課
	みんなで考える身近な公園の整備 実行計画	みどり公園課
	清潔できれいなトイレづくり 実行計画	〃
	区営住宅の管理運営	住宅課
	シルバーピアの管理運営	高齢者支援課
	都市型軽費老人ホーム建設事業助成等	地域包括ケア推進課
	住宅相談	住宅課
	高齢者や障害者等の住まい安定確保 実行計画	〃

	住み替え居住継続支援	〃
	ワンルームマンション条例	〃

施策8 高齢者総合相談センターの機能の充実		
	高齢者総合相談センターの機能の充実 実行計画	高齢者支援課
☆	【再掲】認知症サポート医による高齢者総合相談センター支援【新規】 実行計画	〃
	【再掲】認知症サポーター養成講座 実行計画	〃
	【再掲】認知症サポーター推進事業(認知症サポーター活動の推進) 実行計画	〃
	【再掲】認知症初期集中支援チームによる支援 実行計画	〃
	【再掲】認知症・もの忘れ相談 実行計画	〃
	【再掲】認知症介護者支援事業 実行計画	〃
	【再掲】介護者講座・家族会 実行計画	〃
	【再掲】虐待防止の推進	〃
	【再掲】法テラス東京との協働連携	〃
	【再掲】介護予防ケアプラン作成 実行計画	地域包括ケア推進課
	ケアマネジャーネットワーク等への支援 実行計画	高齢者支援課
	【再掲】地域ネットワークの構築 実行計画	〃
	【再掲】高齢者見守り支え合い連絡会の開催 実行計画	〃

施策9 介護保険サービスの提供と基盤整備		
	介護保険サービス	介護保険課
	特別養護老人ホームの整備 実行計画	〃
	地域密着型サービスの整備 実行計画	〃
	ショートステイの整備 実行計画	〃
	医療介護支援	〃
	特別養護老人ホームの入所調整	〃
	地域密着型サービス事業者の指定	〃

施策10 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進		
	新宿区介護サービス事業者協議会への支援	介護保険課
	介護保険サービス事業所向け研修	〃
	介護福祉士資格取得費用助成事業	〃
	福祉サービス第三者評価の受審費用助成	〃
	介護保険サービスに関する苦情相談	〃
	介護給付適正化の推進	〃
	介護保険サービス事業者に対する指導検査	〃
	介護保険制度の趣旨普及	〃
	介護モニター制度	〃
	「しんじゅく介護の日」の開催	〃
	介護人材確保支援事業	〃

施策 11 自立生活への支援（介護保険外サービス）		
	配食サービス	高齢者支援課
	理美容サービス	〃
	寝具乾燥消毒サービス	〃
	回復期生活支援サービス	〃
	高齢者おむつ費用助成	〃
	補聴器・杖の支給	〃
	高齢者緊急通報システム	〃
	高齢者火災安全システム	〃
	【再掲】一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス 実行計画	〃
	【再掲】介護者リフレッシュ支援事業	〃
	【再掲】徘徊高齢者探索サービス	〃
	【再掲】高齢者緊急ショートステイ事業	〃
	高齢者住宅設備改修給付事業、高齢者自立支援住宅改修及び日常生活用具給付事業	介護保険課
	通所介護等食費助成事業	〃
	老人性白内障特殊眼鏡等の費用助成	高齢者医療担当課

施策 12 認知症高齢者への支援体制の充実 重点的取組		
☆	【新規】認知症サポート医による高齢者総合相談センターの支援 実行計画	高齢者支援課
	認知症サポーター養成講座 実行計画	〃
	認知症サポーター推進事業（認知症サポーター活動の推進） 実行計画	〃
	認知症診療連携マニュアル 実行計画	〃
	認知症ケアパス 実行計画	〃
	認知症初期集中支援チームによる支援 実行計画	〃
	認知症医療・地域福祉連携強化事業 実行計画	〃
	認知症・もの忘れ相談 実行計画	〃
	一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス 実行計画	〃
	認知症介護者支援事業 実行計画	〃
	認知症講演会 実行計画	〃
	若年性認知症講演会（精神保健講演会の中で実施） 実行計画	保健予防課
	認知症普及啓発用パンフレット 実行計画	高齢者支援課
	徘徊高齢者探索サービス	〃
	【再掲】見守りキーホルダー事業【新規】 実行計画	〃
	徘徊高齢者等緊急一時保護事業	〃
	介護者リフレッシュ支援事業	〃
	【再掲】うつ、認知症予防に関する普及啓発用リーフレット作成 実行計画	保健予防課
	【再掲】精神保健相談（うつ専門相談を含む） 実行計画	保健センター

施策 13 地域における在宅療養支援体制の充実		
☆	【新規】在宅医療体制の推進 実行計画	健康づくり課
☆	【新規】在宅医療と介護の交流会 実行計画	〃
	在宅医療・介護資源のリスト（マップ）の作成と連携促進 実行計画	〃
	かかりつけ医機能の推進	〃
	かかりつけ歯科医機能の推進	〃
	在宅歯科医療の推進 実行計画	〃
	薬剤師の在宅療養への参加促進 実行計画	〃
	緊急一時入院病床の確保	〃
	訪問看護ステーション連携促進	〃
	摂食嚥下機能支援事業	〃
	在宅医療相談窓口 実行計画	〃
	がん療養相談窓口 実行計画	〃
	病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修	〃
	介護職員の看護小規模多機能型居宅介護での実習研修 実行計画	〃
	多職種連携研修会 実行計画	〃
	在宅療養に対する理解促進	〃
	在宅療養シンポジウム 実行計画	〃
	がん患者・家族のための支援講座	〃
	【再掲】在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業	〃

※【再掲】表記は第3章の事業名掲載順に則って記載しているため、順番が前後している場合があります

新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(平成30年度～平成32年度)

【案】

印刷物作成番号 2017-00-0000

平成30(2018)年3月

発行：新宿区福祉部地域包括ケア推進課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

電話 03-5273-4193(直)

この印刷物は、業者委託により000部印刷製本しています。その経費として1部あたり0000円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や、配送費等は含んでいません。